

令和4年第3回定例会会議録

令和4年第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期31日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
8月31日	水	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
9月 1日	木	休 会	議案調査
9月 2日	金	休 会	議案調査
9月 3日	土	休 会	(市の休日)
9月 4日	日	休 会	(市の休日)
9月 5日	月	休 会	議案調査
9月 6日	火	本会議 委員会	質疑・委員会付託 予算決算常任委員会
9月 7日	水	本会議	一般質問
9月 8日	木	本会議	一般質問
9月 9日	金	本会議	一般質問
9月10日	土	休 会	(市の休日)
9月11日	日	休 会	(市の休日)
9月12日	月	本会議	一般質問
9月13日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月14日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月15日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月16日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月17日	土	休 会	(市の休日)
9月18日	日	休 会	(市の休日)
9月19日	月	休 会	(市の休日)
9月20日	火	休 会	議事整理
9月21日	水	休 会	議事整理

月 日	曜日	区 分	日 程
9月22日	木	休 会	議事整理
9月23日	金	休 会	(市の休日)
9月24日	土	休 会	(市の休日)
9月25日	日	休 会	(市の休日)
9月26日	月	休 会	議事整理
9月27日	火	委員会	予算決算常任委員会 分科会長報告・質疑・討論・採決
9月28日	水	休 会	議事整理
9月29日	木	休 会	議事整理
9月30日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和4年 第3回菊池市議会定例会会議録（目次）

8月31日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	25
2. 本日の会議に付した事件	26
3. 出席議員氏名	28
4. 欠席議員氏名	28
5. 説明のため出席した者の職氏名	28
6. 事務局職員出席者	29
7. 開 会	30
8. 開 議	30
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	30
10. 日程第2 会期の決定	30
11. 日程第3 議案第58号から議案第76号まで一括上程・説明	31
休 憩	40
開 議	40
12. 日程第4 報告第15号から報告第20号まで一括上程・報告・質疑	40
13. 日程第5 請願第2号、陳情第2号及び陳情第3号 上程	45
14. 日程第6 議員の派遣について	45
15. 日程第7 決議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	46
16. 日程通告 散会	50
9月 1日（木曜日） 休 会	
9月 2日（金曜日） 休 会	
9月 3日（土曜日） 休 会	
9月 4日（日曜日） 休 会	
9月 5日（月曜日） 休 会	
9月 6日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	53
2. 本日の会議に付した事件	53
3. 出席議員氏名	53
4. 欠席議員氏名	54
5. 説明のため出席した者の職氏名	54

6. 事務局職員出席者	54
7. 開 議	55
8. 日程第1 質疑	55
9. 日程第2 委員会付託	56
10. 日程通告 散会	58

9月 7日（水曜日） 本会議 **頁**

1. 議事日程第3号	61
2. 本日の会議に付した事件	61
3. 出席議員氏名	61
4. 欠席議員氏名	61
5. 説明のため出席した者の職氏名	62
6. 事務局職員出席者	62
7. 開 議	63
8. 日程第1 一般質問	63
(1) 平直樹議員質問	63
「有害鳥獣被害対策について」	63
○清水登経済部長答弁	64
平直樹議員質問	64
○清水登経済部長答弁	65
平直樹議員質問	65
○清水登経済部長答弁	65
平直樹議員質問	65
○清水登経済部長答弁	66
平直樹議員質問	67
○清水登経済部長答弁	68
平直樹議員質問	68
○清水登経済部長答弁	68
平直樹議員質問	69
○清水登経済部長答弁	69
平直樹議員質問	70
○清水登経済部長答弁	71
休 憩	71
開 議	71

平直樹議員質問	71
○清水登経済部長答弁	72
平直樹議員質問	72
○清水登経済部長答弁	72
平直樹議員質問	72
○清水登経済部長答弁	73
○江頭実市長答弁	74
(2) 平直樹議員質問	75
「有機農業産地づくり推進について」	75
○清水登経済部長答弁	75
平直樹議員質問	76
○清水登経済部長答弁	76
平直樹議員質問	77
○村田義喜教育部長答弁	77
○清水登経済部長答弁	77
平直樹議員質問	78
○村田義喜教育部長答弁	78
平直樹議員質問	78
○清水登経済部長答弁	78
平直樹議員質問	79
○江頭実市長答弁	79
休 憩	80
開 議	80
(1) 泉田栄一朗議員質問	80
「買い物弱者への支援について」	80
○清水登経済部長答弁	81
泉田栄一朗議員質問	81
○清水登経済部長答弁	81
泉田栄一朗議員質問	82
○本田和佳子健康福祉部長答弁	82
○江頭実市長答弁	83
(2) 泉田栄一朗議員質問	83
「有害鳥獣被害について」	84
○清水登経済部長答弁	85

泉田栄一朗議員質問	86
○清水登経済部長答弁	87
(3) 泉田栄一朗議員質問	87
「憩いの森公園の整備について」	88
○山田哲二建設部長答弁	89
昼食休憩	89
開 議	89
(1) 後藤英夫議員質問	90
「本市農業の持続的発展と産業力の強化について」	90
○清水登経済部長答弁	91
後藤英夫議員質問	92
○清水登経済部長答弁	92
(2) 後藤英夫議員質問	92
「本市のインフラ整備について」	93
○山田哲二建設部長答弁	93
後藤英夫議員質問	94
○山田哲二建設部長答弁	94
後藤英夫議員質問	95
○山田哲二建設部長答弁	95
休 憩	96
開 議	96
(3) 後藤英夫議員質問	96
「道路や側溝の維持管理について」	96
○山田哲二建設部長答弁	98
後藤英夫議員質問	99
○山田哲二建設部長答弁	100
後藤英夫議員質問	100
○江頭実市長答弁	100
休 憩	101
開 議	101
(1) 島春代議員質問	101
「特性のある児童・生徒への教育支援について」	102
○村田義喜教育部長答弁	102
島春代議員質問	103

○村田義喜教育部長答弁	103
島春代議員質問	104
○村田義喜教育部長答弁	104
(2) 島春代議員質問	105
「高齢者の肺炎球菌ワクチン接種について」	105
○本田和佳子健康福祉部長答弁	106
島春代議員質問	106
○本田和佳子健康福祉部長答弁	107
9. 日程通告 散会	108

9月 8日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	111
2. 本日の会議に付した事件	111
3. 出席議員氏名	111
4. 欠席議員氏名	111
5. 説明のため出席した者の職氏名	112
6. 事務局職員出席者	112
7. 開 議	113
8. 日程第1 一般質問	113
(1) 本藤潔議員質問	113
「有害鳥獣対策について」	113
○清水登経済部長答弁	114
本藤潔議員質問	114
○清水登経済部長答弁	115
本藤潔議員質問	115
○清水登経済部長答弁	116
(2) 本藤潔議員質問	116
「保育所等における災害発生時の臨時休園等について」	117
○本田和佳子健康福祉部長答弁	117
本藤潔議員質問	118
○本田和佳子健康福祉部長答弁	118
本藤潔議員質問	119
○本田和佳子健康福祉部長答弁	119
(3) 本藤潔議員質問	119

「菊池市公共施設等総合管理計画について」	120
○上田敏雄総務部長答弁	120
本藤潔議員質問	120
○上田敏雄総務部長答弁	121
休 憩	121
開 議	121
(1) 福島英徳議員質問	121
「菊池市管内堤防等周辺美化委託について」	122
○山田哲二建設部長答弁	123
福島英徳議員質問	123
○山田哲二建設部長答弁	124
福島英徳議員質問	124
○山田哲二建設部長答弁	124
福島英徳議員質問	125
○山田哲二建設部長答弁	125
休 憩	126
開 議	126
(2) 福島英徳議員質問	127
「菊池市の河川管理委託とその契約について」	127
○山田哲二建設部長答弁	127
福島英徳議員質問	127
○芳野勇一郎副市長答弁	128
福島英徳議員質問	129
○山田哲二建設部長答弁	129
福島英徳議員質問	129
○清水登経済部長答弁	129
福島英徳議員質問	130
○上田敏雄総務部長答弁	131
福島英徳議員質問	131
○山田哲二建設部長答弁	131
福島英徳議員質問	132
○清水登経済部長答弁	132
福島英徳議員質問	133
○清水登経済部長答弁	133

福島英徳議員質問	134
○清水登経済部長答弁	134
福島英徳議員質問	134
○清水登経済部長答弁	134
休 憩	134
開 議	134
○清水登経済部長答弁	134
福島英徳議員質問	135
○清水登経済部長答弁	135
福島英徳議員質問	135
○清水登経済部長答弁	136
福島英徳議員質問	136
○江頭実市長答弁	136
昼食休憩	137
開 議	137
(1) 荒木崇之議員質問	137
「税務課の事務処理ミスについて」	137
○三池克徳市民環境部長答弁	138
荒木崇之議員質問	138
○三池克徳市民環境部長答弁	139
荒木崇之議員質問	139
○三池克徳市民環境部長答弁	140
荒木崇之議員質問	140
○三池克徳市民環境部長答弁	140
荒木崇之議員質問	140
○三池克徳市民環境部長答弁	141
休 憩	142
開 議	142
○三池克徳市民環境部長答弁	142
荒木崇之議員質問	142
○上田敏雄総務部長答弁	143
荒木崇之議員質問	143
○江頭実市長答弁	144
荒木崇之議員質問	145

○江頭実市長答弁	146
荒木崇之議員質問	146
○三池克徳市民環境部長答弁	147
荒木崇之議員質問	147
○三池克徳市民環境部長答弁	147
荒木崇之議員質問	147
○三池克徳市民環境部長答弁	148
休 憩	149
開 議	149
(2) 荒木崇之議員質問	149
「保育園児の発達障害について」	149
○本田和佳子健康福祉部長答弁	150
荒木崇之議員質問	151
○本田和佳子健康福祉部長答弁	151
荒木崇之議員質問	152
○本田和佳子健康福祉部長答弁	153
○江頭実市長答弁	154
休 憩	156
開 議	156
○本田和佳子健康福祉部長訂正	156
(1) 稲継智康議員質問	156
「本市の中学校における部活動の現状と今後の取り組みについて」	156
○村田義喜教育部長答弁	157
稲継智康議員質問	157
○村田義喜教育部長答弁	158
稲継智康議員質問	159
○音光寺以章教育長答弁	159
(2) 稲継智康議員質問	160
「本市における公立保育園・小中学校の給食費の徴収方法について」	161
○本田和佳子健康福祉部長答弁	161
○村田義喜教育部長答弁	162
休 憩	163
開 議	163
(3) 稲継智康議員質問	164

「本市の祭り・イベントについて」	164
○清水登経済部長答弁	164
稲継智康議員質問	165
○清水登経済部長答弁	165
稲継智康議員質問	166
○清水登経済部長答弁	168
稲継智康議員質問	168
○江頭実市長答弁	169
(4) 稲継智康議員質問	170
「商工観光分野における官民協働について」	170
○清水登経済部長答弁	171
稲継智康議員質問	171
○清水登経済部長答弁	172
9. 日程通告 散会	173

9月 9日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	177
2. 本日の会議に付した事件	177
3. 出席議員氏名	177
4. 欠席議員氏名	177
5. 説明のため出席した者の職氏名	178
6. 事務局職員出席者	178
7. 開 議	179
8. 日程第1 一般質問	179
(1) 田中教之議員質問	179
「菊池市デジタル化推進宣言について」	179
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	180
田中教之議員質問	181
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	182
田中教之議員質問	183
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	183
田中教之議員質問	183
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	185
(2) 田中教之議員質問	185

「子ども家庭庁創設について」	186
○本田和佳子健康福祉部長答弁	187
田中教之議員質問	188
○本田和佳子健康福祉部長答弁	190
田中教之議員質問	190
○本田和佳子健康福祉部長答弁	190
田中教之議員質問	191
○江頭実市長答弁	191
休憩	192
開議	192
○本田和佳子健康福祉部長訂正	192
(1) 安武睦夫議員質問	192
「SDGs 持続可能なまちづくりと里山保全について」	192
○山田哲二建設部長答弁	193
○清水登経済部長答弁	194
安武睦夫議員質問	195
○山田哲二建設部長答弁	196
○清水登経済部長答弁	197
安武睦夫議員質問	197
○山田哲二建設部長答弁	200
○清水登経済部長答弁	200
安武睦夫議員質問	200
○江頭実市長答弁	201
休憩	202
開議	202
(2) 安武睦夫議員質問	202
「コロナ禍における農家経営安定について」	202
○清水登経済部長答弁	203
安武睦夫議員質問	204
○清水登経済部長答弁	206
安武睦夫議員質問	207
○江頭実市長答弁	208
昼食休憩	209
開議	209

(1) 緒方哲郎議員質問	209
「本市の農業について」	210
○清水登経済部長答弁	211
緒方哲郎議員質問	212
○清水登経済部長答弁	214
緒方哲郎議員質問	215
○清水登経済部長答弁	216
休憩	217
開議	217
(2) 緒方哲郎議員質問	217
「菊之池小学校の校舎の増築等について」	217
○村田義喜教育部長答弁	217
緒方哲郎議員質問	217
○村田義喜教育部長答弁	218
休憩	218
開議	218
(1) 猿渡美智子議員質問	218
「若者の政治参加について」	219
○上田敏雄総務部長答弁	219
○村田義喜教育部長答弁	220
猿渡美智子議員質問	221
○上田敏雄総務部長答弁	221
猿渡美智子議員質問	221
○村田義喜教育部長答弁	223
猿渡美智子議員質問	223
○村田義喜教育部長答弁	224
(2) 猿渡美智子議員質問	225
「災害による断水時の生活用水について」	226
○上田敏雄総務部長答弁	226
猿渡美智子議員質問	226
○上田敏雄総務部長答弁	227
猿渡美智子議員質問	228
○上田敏雄総務部長答弁	228
休憩	229

開 議	229
(3) 猿渡美智子議員質問	229
「カーボンニュートラルについて」	229
○三池克徳市民環境部長答弁	230
猿渡美智子議員質問	230
○三池克徳市民環境部長答弁	231
猿渡美智子議員質問	231
○三池克徳市民環境部長答弁	232
猿渡美智子議員質問	232
○三池克徳市民環境部長答弁	233
9. 日程通告 散会	234

9月10日(土曜日) 休 会

9月11日(日曜日) 休 会

9月12日(月曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	237
2. 本日の会議に付した事件	237
3. 出席議員氏名	237
4. 欠席議員氏名	237
5. 説明のため出席した者の職氏名	238
6. 事務局職員出席者	238
7. 開 議	239
8. 日程第1 一般質問	239
(1) 東奈津子議員質問	239
「学校給食の無償化について」	239
○村田義喜教育部長答弁	240
東奈津子議員質問	241
○村田義喜教育部長答弁	242
東奈津子議員質問	243
○音光寺以章教育長答弁	244
休 憩	246
開 議	246
(2) 東奈津子議員質問	246

「校則問題について」	246
○村田義喜教育部長答弁	249
東奈津子議員質問	249
○村田義喜教育部長答弁	251
東奈津子議員質問	251
○村田義喜教育部長答弁	251
東奈津子議員質問	252
○音光寺以章教育長答弁	253
休 憩	254
開 議	254
(1) 大山宝治議員質問	254
「本市の人口の推移について」	255
○三池克徳市民環境部長答弁	255
大山宝治議員質問	256
○三池克徳市民環境部長答弁	256
(2) 大山宝治議員質問	256
「T S M C の進出について」	257
○清水登経済部長答弁	257
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	258
大山宝治議員質問	258
○上田敏雄総務部長答弁	259
休 憩	260
開 議	260
(3) 大山宝治議員質問	260
「三セクについて」	260
○清水登経済部長答弁	260
大山宝治議員質問	262
○清水登経済部長答弁	262
大山宝治議員質問	262
○清水登経済部長答弁	263
大山宝治議員質問	263
○江頭実市長答弁	263
大山宝治議員質問	264
○清水登経済部長答弁	264

(4) 大山宝治議員質問	265
「七城地域の道路について」	265
○上田敏雄総務部長答弁	265
大山宝治議員質問	266
○江頭実市長答弁	266
昼食休憩	267
開議	267
(1) 木下雄二議員質問	267
「道路整備について」	267
○上田敏雄総務部長答弁	268
(2) 木下雄二議員質問	269
「市第三セクター連絡協議会移動販売終了について」	269
○清水登経済部長答弁	270
○本田和佳子健康福祉部長答弁	271
木下雄二議員質問	271
○清水登経済部長答弁	272
木下雄二議員質問	272
○江頭実市長答弁	273
(3) 木下雄二議員質問	273
「防犯灯・街路灯のLED化の状況について」	274
○上田敏雄総務部長答弁	274
休憩	275
開議	275
(4) 木下雄二議員質問	275
「エミュー観光牧場の現状と今後の整備計画について」	275
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	276
木下雄二議員質問	277
○江頭実市長答弁	277
(5) 木下雄二議員質問	278
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	278
○村田義喜教育部長答弁	279
木下雄二議員質問	279
○江頭実市長答弁	280
(6) 木下雄二議員質問	281

「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	281
○三池克徳市民環境部長答弁	282
木下雄二議員質問	283
○江頭実市長答弁	283
9. 日程通告 散会	284
9月13日(火曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月14日(水曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月15日(木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月16日(金曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月17日(土曜日)	休 会
9月18日(日曜日)	休 会
9月19日(月曜日)	休 会
9月20日(火曜日)	休 会
9月21日(水曜日)	休 会
9月22日(木曜日)	休 会
9月23日(金曜日)	休 会
9月24日(土曜日)	休 会
9月25日(日曜日)	休 会
9月26日(月曜日)	休 会
9月27日(火曜日)	予算決算常任委員会
9月28日(水曜日)	休 会
9月29日(木曜日)	休 会
9月30日(金曜日)	本会議
1. 議事日程第7号	287

2. 本日の会議に付した事件	287
3. 出席議員氏名	287
4. 欠席議員氏名	288
5. 説明のため出席した者の職氏名	288
6. 事務局職員出席者	289
7. 開 議	290
8. 日程第1 各常任委員会報告	290
・総務文教常任委員長報告	290
・福祉厚生常任委員長報告	295
・経済建設常任委員長報告	298
休 憩	300
開 議	300
・総務文教常任委員長訂正	300
・福祉厚生常任委員長訂正	300
・予算決算常任委員長報告	300
委員長報告に対する質疑	308
討論（議案第67号～議案第70号）	311
（1）東奈津子議員討論	312
採決（議案第58号～議案第66号、議案第71号～議案 第76号、請願第2号）	314
採決（議案第67号～議案第70号）	314
討論（陳情第2号）	315
（1）本藤潔議員討論	315
（2）古田浩敏議員討論	315
（3）猿渡美智子議員討論	316
（4）福島英徳議員討論	317
休 憩	317
開 議	317
（5）稲継智康議員討論	317
採決（陳情第2号）	318
討論（陳情第3号）	318
（1）本藤潔議員討論	318
（2）平直樹議員討論	319
（3）荒木崇之議員討論	319

	(4) 木下雄二議員討論	320
	採決(陳情第3号)	321
9. 日程第2	議案第77号 上程・説明	321
	休憩	323
	開議	323
	議案第77号 質疑・討論・採決	323
10. 日程第3	議事第10号 政治倫理条例検討特別委員会の設置について	324
	休憩	324
	開議	324
	議事第10号 正副委員長互選結果	325
11. 日程第4	意見書案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	325
12. 日程第5	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	327
13. 閉会		328

第 1 号

8 月 3 1 日

令和4年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和4年8月31日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第58号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第62号 令和4年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第63号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 令和4年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 令和3年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 令和3年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 令和3年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第72号 令和3年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第73号 菊池市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第74号 工事請負契約の変更について

議案第 75 号 財産の譲渡について

議案第 76 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

第 4 報告第 15 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 16 号 継続費精算報告について

報告第 17 号 債権の放棄の報告について

報告第 18 号 債権の放棄の報告について

報告第 19 号 専決処分の報告について（除草作業事故）

報告第 20 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

第 5 請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度
政府予算に係る国への意見具申について

陳情第 2 号 中小企業・小規模事業者支援に関する陳情

陳情第 3 号 太陽光発電事業の開発における要望書

上程

第 6 議員の派遣について

第 7 決議案第 2 号 菊池市議会議員定数検討特別委員会の設置に関する決議

上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 58 号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 59 号 菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第 60 号 菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 61 号 菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の制定について

議案第 62 号 令和 4 年度菊池市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 63 号 令和 4 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2
号）

議案第 64 号 令和 4 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 6 5 号 令和 4 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 6 号 令和 4 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 7 号 令和 3 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 8 号 令和 3 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 令和 3 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 令和 3 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 令和 3 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 2 号 令和 3 年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 3 号 菊池市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 7 4 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 7 5 号 財産の譲渡について
- 議案第 7 6 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 日程第 4 報告第 1 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 1 6 号 継続費精算報告について
- 報告第 1 7 号 債権の放棄の報告について
- 報告第 1 8 号 債権の放棄の報告について
- 報告第 1 9 号 専決処分の報告について（除草作業事故）
- 報告第 2 0 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

- 日程第 5 請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023 年度政府予算に係る国への意見具申について
- 陳情第 2 号 中小企業・小規模事業者支援に関する陳情
- 陳情第 3 号 太陽光発電事業の開発における要望書

上程

- 日程第 6 議員の派遣について
 - 日程第 7 決議案第 2 号 菊池市議会議員定数検討特別委員会の設置に関する決議
- 上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（19名）

1番	本藤 潔
2番	安武 睦夫
3番	稲継 智康
4番	古田 浩敏
5番	島 春代
6番	大山 宝治
7番	田中 教之
8番	福島 英徳
9番	緒方 哲郎
10番	後藤 英夫
11番	平 直樹
12番	東 奈津子
13番	水上 隆光
14番	猿渡 美智子
15番	荒木 崇之
16番	工藤 圭一郎
18番	泉田 栄一朗
19番	木下 雄二
20番	山瀬 義也

欠席議員（1名）

17番 二ノ文 伸元

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	三池 克徳
健康福祉部長	本田 和佳子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
七城支所長	久川 知己

旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	安武邦男
財政課長	稲葉一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩
市長公室長	中川敬三
教育長	音光寺以章
教育部長	村田義喜
農業委員会事務局長	吉田武
水道局長	宇野木洋一
代表監査委員	宮川貞雄
監査委員事務局長	高木智生

○

事務局職員出席者

事務局長	前川幸輝
事務局課長	松原憲一
議会係課長補佐	笹本聖一
議会係	吉岡結加里
議会係	志水利貞

午前10時00分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

お座りください。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第3回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

7月26日に、第162回地方行政委員会が東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から、令和4年7月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、島春代議員及び大山宝治議員を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から9月30日までの31日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの31日間と決定しました。

○

日程第3 議案第58号から議案第76号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議案第58号から議案第76号までの19案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆様、おはようございます。

本日、令和4年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月30日までの31日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

去る8月6日に、3年ぶりとなるきくち白龍祭りが、また、8月14日には、しすい孔子公園夏まつりとして花火大会がそれぞれ開催されました。

開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症第7波の影響により、連日、過去最高の感染者数が更新されたことなどから、関係者による慎重に慎重を重ねた協議を行ってまいりました。

例年よりも祭りの規模を縮小し、会場周辺の屋台を自粛していただくとともに、検温・マスク着用の徹底、人の流れの規制を図るなど、感染症対策に万全を期して開催に踏み切ったものでございます。最終的には、どちらもふるさとを元気にしたいという地元の方々の強い思いで実現したものでございます。

各祭りのクライマックスに当たります白龍の勇壮な演舞や、泗水の1.5尺玉の花火には、観客の皆様から惜しめない拍手が送られました。

二つの花火大会とも、フィナーレの花火が夜空に大輪の花を咲かせると、これまでとは違った感動的な情景となって会場全体を包み込み、感極まって涙を流す方もいらっしゃるほどでございました。

関係者のご労苦に対し、心から敬意と感謝をささげたいというふうに思います。

また、スポーツの分野においても、この夏の中体連大会等におきまして、本市の中学生が様々な競技で、個人・団体ともに優秀な成績を収め、九州大会あるいは全

国大会に出場するなどすばらしい活躍をしております。

このように、3年ぶりの祭りの熱気と、スポーツを通じた中学生たちの活躍に共通していることは、コロナ禍による、どこか落ち込んだ社会の雰囲気の中に、一筋の明るい光のような勇気と元気をもたらしてくれたことであります。

菊池の若者たちの輝く努力と、地元を元気にしたいという強い思いが、これからのまちづくりのパワーにつながることを非常に頼もしく感じたところでございます。それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第58号は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、議案第59号は、旧河原小学校の財産譲渡に伴う、菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部改正、議案第60号は、子ども医療費助成の対象者を18歳到達の年度末まで拡充することに伴う、菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部改正、議案第61号は、本市の過疎地域持続的発展市町村計画に定める産業振興促進区域内において、設備取得をした個人や法人の固定資産税の課税免除を実施することに伴う、菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の新規制定、議案第62号、令和4年度一般会計補正予算（第6号）につきましては、予算の総額に5,790万1,000円を追加するものでございまして、補正の主なものとしましては、人事異動に伴う職員人件費の組替え、企業進出に伴う、旧河原小学校の解体工事費の減額、及び、物価高騰に伴う、保育所等の給食費への支援などとなっております。

議案第63号から議案第66号までの4議案につきましては、令和4年度の各特別会計、上下水道事業会計の補正予算でございます。

議案第67号から議案第72号までの6議案につきましては、令和3年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第73号、菊池市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第74号、工事請負契約の変更につきましては、令和2年第3回定例会で議決をいただきました令和2年度泗水中学校長寿命化改良工事に係る工事請負契約について、設計変更に伴い、契約金額の変更をいたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第75号、財産の譲渡については、旧河原小学校の土地、建物及び物品等の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第76号、市道路線の認定につきましては、道路法の規定により、議会の議

決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第58号から議案第76号までにつきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第58号、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に係る人事院規則等の改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用することとしております。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第59号、菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定については、旧河原小学校の財産譲渡に伴い、河原体育館及びグラウンドを社会体育施設として利用廃止するために条例を改正するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第60号、菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、子ども医療費助成の対象者を18歳到達年度末まで拡充するに当たり、条例を改正するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第61号、菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、本市の過疎地域持続的発展市町村計画に定める産業振興促進区域内において、設備取得等をした個人や法人の固定資産税の課税免除を実施するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、条例を制定するもので、公布の日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失うこととしております。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第62号、令和4年度一般会計補正予算（第6号）でございます。

開けて、20ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に5,790万1,000円を追加し、補正後の予算

の総額を歳入歳出それぞれ285億4,701万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

28ページをお願いいたします。

1 枠目の目10災害復旧費国庫負担金180万円の増額は、7月の大雨による市道復旧工事に対する現年度補助災害復旧費負担金でございます。

2 枠目の目3民生費国庫補助金、節2高齢者福祉費補助金748万円の増額は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございまして、グループホームの空調設備更新に対する国庫補助金でございます。

最下段の枠の目2総務費県補助金、節1総務管理費補助金のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金503万9,000円の増額は、主に保育所等の給食費への支援に対する県補助金でございます。

2段目の目3民生費県補助金、節2老人福祉費補助金539万円の増額は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金でございまして、養護老人ホームの陰圧装置設置に対する県補助金でございます。

29ページをお願いいたします。

4 枠目の目1不動産売払収入551万8,000円の増額は、進出企業の決定により、旧河原小学校を建物の解体等を行わず、現存の状態で売却することによる収入でございます。

最下段の目2総務費寄附金50万円の増額は、企業版ふるさと納税寄附金でございます。

30ページをお願いいたします。

1 枠目の目1財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

最下段の枠の款22市債につきましては、旧河原小学校の解体工事費の減額に伴う、公共施設等適正管理推進事業債5,140万円の減額や、7月の大雨による災害復旧事業債830万円の増額などが主なものでございまして、全体で3,280万円の減額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

34ページをお願いいたします。

1 枠目の目9地域振興費のうち、2段目の学校跡地等調整事業5,717万8,000円の減額は、進出企業の決定に伴う旧河原小学校の解体工事費の減額でございます。

35ページをお願いいたします。

1 枠目の目2賦課徴収費2,908万9,000円の増額は、主に最下段の過誤納還付金2,900万円の増によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

下段の目1高齢者福祉費のうち、次ページの高齢者生活支援事業25万円の増額は、過疎地域や中山間地域等の高齢者等への買物支援として実施する、移動販売に対する補助金でございます。

2段下の熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業539万円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、養護老人ホームの陰圧装置設置に対する補助金でございます。財源が100%県費となっております。

また、その次の段の地域介護・福祉空間整備等事業748万円の増額につきましても、歳入でご説明しましたグループホームの空調設備更新に対する補助金でございます。財源は100%国費となっております。

40ページをお願いいたします。

目1児童福祉総務費のうち、3段目の医療費助成事業222万3,000円の増額は、令和5年4月より、子ども医療費の助成対象者を18歳まで拡充するため、システム改修や助成対象者への通知及び申請書等の送付を行うための経費でございます。

41ページをお願いいたします。

上から2段目の新型コロナウイルス感染症対策事業2,663万4,000円の増額は、子育て世帯臨時特別給付金の事業費及び事務費の前年度返納金でございます。

目5児童福祉施設費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業1,096万2,000円の増額は、物価高騰に伴う保育所等の給食費への支援を行うものでございまして、2分の1が県費でございます。

43ページをお願いいたします。

目2予防費のうち、最上段の予防一般事業20万円の増額は、骨髄移植ドナー助成支援事業費補助金でございます。2分の1が県費でございます。

2段目の予防接種事業134万1,000円の増額は、予防接種助成事業補助金47万4,000円の増などございまして、こちらも2分の1が県費でございます。

44ページをお願いいたします。

2段目の新型コロナウイルス感染症対策事業330万円の増額は、今後の感染再拡大に備えるための抗原検査キットの購入費でございます。

目3母子衛生費221万7,000円の増額は、主に3歳児の視力検査で用いる

屈折検査機器の備品購入費 1 3 7 万 5, 0 0 0 円や、特定不妊治療費補助金 7 5 万円の増によるものでございます。

4 7 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 商工業振興費のうち、上段の企業誘致等推進事業 6 0 0 万円の増額は、企業誘致促進補助金の増によるものでございます。

4 8 ページをお願いいたします。

2 段目の繁盛店づくり支援事業 3 0 0 万円及びその下段の創業支援事業 3 0 5 万 5, 0 0 0 円の増額は、いずれも商工業者に対する補助金の執行見込みによる増でございます。

5 0 ページをお願いいたします。

最下段の枠の目 3 消防施設費 8 5 4 万円の増額は、旧河原小学校売却に伴う、防火水槽の解体及び設置に係る工事請負費でございます。

同じく目 4 防災管理費 2 2 3 万 3, 0 0 0 円の増額は、同様の理由により防災行政無線設備の移設を行うための工事請負費でございます。

5 1 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 学校管理費のうち、最下段の小学校営繕工事 2 0 0 万 2, 0 0 0 円の増額は、七城小学校多目的教室の空調設備更新によるものでございます。

5 4 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 体育施設費のうち、体育施設整備事業 9 6 万 6, 0 0 0 円の増額は、七城総合グラウンドの雨水排水施設の修繕料でございます。

5 5 ページをお願いいたします。

最下段の枠の目 2 現年度補助災害復旧費 2 8 0 万円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、7月の大雨による市道復旧のための工事請負費でございます。

5 6 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 農林水産災害復旧費 1, 3 5 5 万円の増額につきましても、7月の大雨による災害復旧のためのものでございまして、農地や農業用施設等の復旧にかかるものでございます。

それでは、2 4 ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正でございます。

追加 2 件となっております。今年度の事務を進めていくに当たり、翌年度に実施する事業に関して、債務負担行為の設定が必要となったものでございます。

次に、2 5 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債補正でございます。

内容としましては、7月の大雨による災害復旧事業債 8 3 0 万円の増や、旧河原

小学校の解体工事費の減額等に伴う、公共施設等適正管理推進事業債4,960万円の減などが主なものでございまして、全体で3,280万円の減となっております。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第63号、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けて、62ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,798万円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、会計年度任用職員の期末手当による増となっております。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第64号、令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けて、68ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,437万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,747万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、前年度精算返納金による増でございます。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第65号、令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、76ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条の収益的支出におきまして、水道事業費用を658万7,000円減額し、総額を5億9,623万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動に伴う人件費の減額によるものでございます。

同じく、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、職員給与費を658万7,000円減額し、総額を6,526万1,000円とするものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第66号、令和4年度下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

開けて、84ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条の収益的支出におきまして、下水道事業費用を505万8,000円増額し、総額を17億1,283万円に、また、第4条におきまして、資

本的収入を3,782万6,000円増額し、総額を10億244万6,000円とし、資本的支出を4,454万6,000円増額し、総額を14億5,831万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、主に、人事異動によるもの及び国道325号汚水幹線布設替工事によるものでございます。

次に、議案第67号から議案第72号までは、令和3年度各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。議案書は別冊で製本をいたしております。

まず、令和3年度菊池市歳入歳出決算書には、議案第67号、令和3年度一般会計決算の認定から、議案第70号、令和3年度介護保険事業特別会計決算の認定までの4議案を掲載しており、地方自治法の規定により、決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第71号及び議案第72号の令和3年度上下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、ただいまの決算書の次に、さらに別冊で製本しており、地方公営企業法の規定により、上下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定をお願いするものでございます。

以上、各会計の決算認定につきましては、監査委員の審査意見書を付して、認定をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、主要施策の成果を添付いたしております。

次に、議案書にお戻りいただきまして、95ページをお願いいたします。

議案第73号、菊池市過疎地域持続的発展計画の策定については、本市の過疎地域持続的発展計画の策定に当たって、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決をお願いするもので、97ページから141ページまでが計画書でございます。

次に、143ページをお願いいたします。

議案第74号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和2年度泗水中学校長寿命化改良工事につきましては、令和2年第3回定例会において、契約締結の議決をいただいたところでございますが、変更契約に伴い、議会の議決をお願いするものでございます。

また、この変更内容につきましては、令和4年8月4日、受注者と合意し、仮契約を締結いたしております。

契約の目的は、令和2年度泗水中学校長寿命化改良工事、工事の場所は、菊池市泗水町豊水地内、契約の金額は、3,214万3,266円増額の12億2,144万3,266円（後に発言の申し出があり、「12億2,144万3,266円」を「14億2,144万3,266円」へ訂正）、契約の相手方は、光進・三牧・

美麗特定建設工事共同企業体でございます。

次に、145ページをお願いいたします。

議案第75号、財産の譲渡については、旧河原小学校の土地、建物及び物品その他の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産の内訳につきましては、表に記載のとおりでございまして、譲渡する財産の土地の面積が9,711平方メートル、譲渡価格が551万8,000円、建物の面積が2,221平方メートル、譲渡価格が0円、物品その他が、譲渡価格0円、譲渡の相手方は、高橋ホールディングス株式会社でございます。

なお、財産の譲渡に関する仮契約を、令和4年8月3日に締結いたしております。

次に、147ページをお願いいたします。

議案第76号、市道路線の認定については、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、148ページ及び149ページが、認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第58号から議案第76号までの説明とさせていただきます。

すみません、金額の訂正をさせていただきます。

先ほど、議案第74号で、契約の金額の総額を「12億2,144万3,266円」と申し上げたところですが、正確には「14億2,144万3,266円」でございます。おわびして、訂正させていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

○水上隆光 議長 次に、代表監査委員から監査報告の申出がっておりますので、これを許します。

宮川代表監査委員。

[登壇]

○宮川貞雄 代表監査委員 遅くなりましたが、まずもって、議員の皆様方のさきの市議会議員選挙でのご当選を心よりお祝い申し上げます。監査委員としまして、選良となりました議員の皆様方とは、今回、初めてのご拝顔の機会となりますが、私自身、市民代表としての監査委員として、公正な立場から初心を忘れず、監査委員の業務を邁進してまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、令和3年度決算における審査の報告をさせていただきます。

令和4年7月21日から8月3日におきまして、議員選出の古田監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合

しました結果、いずれも符号し誤りのないものと認めます。

なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めます。

また、審査に付されました公営企業会計決算報告書、その他の財務諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し正確であります。

さらに、決算報告書は予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は当期の成績及び期末における財政状態を適正に表示しているものと認めます。

決算審査意見書で審査意見を述べておりますので、中心部分は省略し報告させていただきます。

今回、関係部局、関係各課を決算審査する中に当たりまして、コロナ禍などの世界的にも厳しい社会環境にあります。本市行政では、生涯学習センター「K i C R O S S（キクロス）」等の文化施設利用等が好評なことや、全国広報コンクールなどでの長年の高い評価にも現れているなど、厳しい中におきましても、江頭市長を先頭に、職員を挙げての市行政の取組の状況や、財政面でも顕著に推移していることを確認できました。職員の皆様には、心より敬意を表すところでございます。

反面、施設マネジメントでの精力的な展開は評価しつつも、昨年に引き続き、行政財産の錯誤修正が続いたり、菊池市文化会館の現有スペースの有効活用、森林環境譲与税の推進計画の充実化や、1,095ヘクタールを越す市有林の健全経営と維持管理等をはじめとして、一段と留意して対応していただくことを求める所です。

最後になりますが、コロナ禍の厳しい環境下は続きますが、激動する社会変化を先取りする行政施策の展開と市政のますますの充実を願いつつ、菊池市の限りない発展と公共の福祉向上が実現していくことを懇願しまして、決算審査意見とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、代表監査委員の報告を終わります。

ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時37分

開議 午前10時43分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第4 報告第15号から報告第20号まで一括上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第4、報告第15号から報告第20号までの6件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、報告のほうをさせていただきます。

議案書の151ページをお願いいたします。

報告第15号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、令和3年度における普通会計の実質収支額が黒字でございますので、赤字比率としては算定されず、数値は表示されません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計及び公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合にも実質収支が黒字でございますので、数値は表示されません。

次に、実質公債費比率ですが、これは普通会計及び特別会計の公債費に加え、一部事務組合等が起こした地方債の償還に当てられた負担金等の標準財政規模に占める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となります。

本市の実質公債費比率は10.4%となっておりますので、早期健全化基準であります25.0%を下回っております。

次に、将来負担比率ですが、土地開発公社及び第三セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど、将来見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があることが示されます。

本市の算定比率は13.7%となっておりますので、早期健全化基準35.0%を下回っており、適正水準を確保しております。

最後に、公営企業会計の資金不足比率につきましては、上下水道事業会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったものでございます。

两会計において、資金不足が発生していないため、資金不足比率については数値は表示されておられません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保いたしておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響や、社会経済の動向、公共施設に係る維持補修費等の負担を考慮した場合、比率が変動することも見込まれるため、健全な財政運営を図

る必要があると考えております。

次に、153ページをお願いいたします。

報告第16号、継続費精算報告についてでございます。

令和3年度までに継続費の設定を行った事業につきまして、議会に報告するもので、開けて、154ページが令和3年度継続費精算報告書でございます。

まず、上段の款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルス感染症対策事業新型コロナウイルスワクチン接種委託について、ご説明いたします。

継続費の設定年度は、令和2年度から令和3年度までの2年間でございます。

表の見方としまして、左側が全体計画、中央に実績、右側が比較となっております。表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額1億7,047万円に対しまして、支出済額も同額で、残額はありません。

次に、下段の款9教育費、項3中学校費、中学校営繕工事 菊池北中学校プールろ過機更新工事について、ご説明いたします。

継続費の設定年度は、令和2年度から令和3年度までの2年間でございます。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額1,906万5,000円に対しまして、支出済額1,592万8,000円で、差引き313万7,000円の残額となっております。

次に、155ページをお願いいたします。

報告第17号及び報告第18号の債権の放棄の報告については、債権の放棄につきまして報告するものでございます。

報告第17号の債権の放棄の内容といたしましては、債権の名称が、住宅使用料及び共益費、放棄した債権の額が、160万9,380円、債務者数が4人でございます。

次に、放棄の時期は、表に記載のとおりでございまして、放棄した事由につきましては、行方不明としておりまして、債務者が失踪、その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないものとして、債権管理条例第16条第1項第3号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

調定件数は、計6件、金額は160万9,380円でございます。

次に、157ページをお願いいたします。

報告第18号は、同じく、債権の放棄につきまして報告するものでございまして、債権の放棄の内容といたしましては、債権の名称が、水道料金等、放棄した債権の額が、12万9,000円、債務者数が、22人でございます。

次に、放棄の時期は、令和4年3月9日で、放棄した事由等につきまして、破産

は、破産法、会社法、その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につき、その責任を免れたもの、行方不明は、債務者が失踪、その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないもの、生活困窮は、資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権について履行される見込みがないと認められたものでございまして、それぞれ債権管理条例第16条第1項、第1号、第3号及び第7号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

調定件数は、計70件、金額は12万9,000円でございます。

次に、159ページをお願いいたします。

報告第19号及び報告第20号の専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて160ページが、専決第11号専決処分書で、除草作業中の事故について、令和4年7月22日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和4年5月17日、相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市会計年度任用職員が、市道田島住吉線の除草作業を行っていた際に、刈払機で石を跳ね、市道走行中の相手方車両の後部ガラスを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、9万5,007円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、162ページが、専決第12号専決処分書で、市道の管理瑕疵について、令和4年8月17日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和4年6月5日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道小野崎森北線において、相手方車両が市道に倒れかかっていた竹に接触し、左側フロントガラスを損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、7万1,940円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第15号から報告第20号までの報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 宮川代表監査委員。

[登壇]

○宮川貞雄 代表監査委員 財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました令和3年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化判断比率並びに公営企業決算における資金不足比率とその

算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、7月29日から8月15日におきまして議員選出の古田監査委員とともに審査しました結果、いずれも適正に作成されているものと認めます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、報告第17号、債権の放棄の報告について質疑いたします。

これ、住宅使用料及び公益費ということですが、これ、私債権、公債権で言うならば、私債権です。これは債権調書にも載っています。

では、私債権というのであれば、私債権、私の債権ですね。私ごとの債権ということですが、そうすると、民法と商法の規定に基づいてと考えられますが、私債権であれば、時効もしくは時効の援用によって、債権を放棄することができると思いますが、この場合はどちらでしょうか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

今回の案件につきましては、時効の援用に基づくものではございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 時効の援用じゃないということは、時効の援用というのは、うちは、私は時効が来たから、この債権は放棄していいですかというのが時効の援用なんですけど、ということは、時効で、今回、行方不明とかというのが理由となっていますけど、これ保証人を立てていると思うんですよ、市営住宅に入るに当たっては。その保証人の方にはどういう対応をされたのか。4人ですので、それぞれお答えいただければと。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

それぞれの4人については、一応保証人はなしというところがございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 保証人がなしということなんですけど、3回目なんで聞くけど、ほかの人、保証人は要らないんですか、今。

今、民間のほうに受付とか任せて、今度、徴収も民間に任せるというふうになっていますよね。保証人がなくても、市営住宅には入れるということでもいいんですか。そこは統一しているのか、それとも、何か特別な理由があって、この4人さんは保証人をつけなくていいのか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えします。

現状は、入居に当たりまして、保証人を取っているところでございますが、この4人につきましては、保証人について、設定をしていなかったというところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 なければ、これで質疑を終わります。

○

日程第5 請願第2号、陳情第2号及び陳情第3号 上程

○水上隆光 議長 次に、日程第5、請願第2号、陳情第2号及び陳情第3号を議題とします。

請願第2号、陳情第2号及び陳情第3号が、今定例会までに提出されました請願及び陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

○

日程第6 議員の派遣について

○水上隆光 議長 次に、日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定によって、お手元に配付しているとおりです。

議員派遣については、派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

日程第7 決議案第2号（特別委員会の設置） 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第7、決議案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。

決議案第2号、菊池市議会議員定数検討特別委員会の設置について、提案理由を述べさせていただきます。

令和4年5月に行われた菊池市議会議員一般選挙が無投票となった結果を受け、前回の6月議会において、改選前に削減案をこれまで三度提出したこと、削減していれば市民の審判を受けることができた。市の財政再建のためにも、議員自ら身を切る改革が必要と削減案を訴えましたが、賛成少数で否決となりました。

そのときの反対討論の中で、議員定数について、検討する委員会をまずは設置するべきとの討論がありました。また、先日の月例会でも、新人議員からも、早期の委員会設置の意見が多数出されました。

そこで、今回は、議員定数を検討する特別委員会の設置を決議するものであります。

水上議長も、熊日新聞の新議長挨拶の中で、議員定数の削減の議論は避けて通れないと強調したと掲載されております。

今回の決議案は、いち早く議員定数の議論を市民とともにしようという提案であります。まずは議員定数を決定し、その後に報酬、費用弁償、政務活動費等を議論するのが正しい順序と考えます。

無投票の結果も踏まえ、早急に市民の意見を聞き、議員定数の適正性を市議会として説明する必要があると考えますので、議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますことをお願い申し上げて、提案理由といたします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 皆さん、おはようございます。

反対討論を行います。

まず、今回、定数に関する特別委員会ということで提案されました。私は、まず政治倫理条例のほうの特別委員会をまず設置して、そして、先ほど全員協議会で説明がありましたように、今期が終わりましたら、座長をつくって、協議会のようなものをつくって、そこから論点の整理、スケジュールをやっていく。そして、特別委員会をやっていくというやり方が一番いいと思っています。

政治倫理審査会の委員長の答申にありましたように、論点が提出されております。まず、どういった人が議員になれるのか、なったほうがいいのか、そこをまず決めてから、実際の質の面、量の面、それを特別委員会で審議したほうがいいと私は考えておりますので、反対させていただきます。

以上、よろしくをお願いします。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 決議案第2号、菊池市議会議員定数検討特別委員会の設置について、賛成討論を行います。

提案者の木下議員がおっしゃったように、水上議長は熊日の取材で、議員定数削減の議論は避けて通れないと強調されています。市民にはいかにも早急に議論しますと言いながら、議会では、早急な議員定数の議論に消極的、こういうのをダブルスタンダードというのではないのでしょうか。議長が本当に議論は避けて通れないと真剣に思うのであれば、議長発議で委員会設置を提出すればよいだけの話です。

また、市民から定数削減に関する声は聞こえない、聞こえていないとおっしゃった議員もいますが、選挙のときに市民の声を聞かせてくださいと言っていたのであれば、市民からの定数に関する声を聞こうという委員会には当然賛成されると思います。

飲み会の席などでは、19名なら賛成とか、18名なら提案するとか、市議会議員を増やしたがいいとかおっしゃっていると風のうわさで聞きました。非公式の場で言わないで、堂々と市民の前で、議員それぞれの思いを主張する機会が今回の特別委員会の設置です。

もう木下議員が提案したからだとか、荒木が提案したから反対だとか、そういった小さなメンツは捨てて、市民から期待される市議会にしたいと思いませんか。市民の声を聞くことを放棄した議会に尊厳は戻ってきません。

最後に、今日欠席の二ノ文議員の言葉を借りて、市民は見ていますよ。

以上、賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

決議案第2号、菊池市議会議員定数検討特別委員会の設置に関する決議について、反対の立場から討論を行います。

本議案では、提案理由として、無投票が根拠として挙げられていますが、無投票の結果をもって、定数だけの議論を行っていくことは、市民と議会の距離をますます広げるものであると私は考えます。

前期の議会では、ご承知のように、2年近くの時間をかけて、議会の在り方について議論を重ねてきました。その中で、定数について、現状維持ということが妥当であるとの結論を出しました。それから選挙が行われ、まだ4か月もたっておりません。無投票ということだけで、議会改革検討特別委員会の結論を問うことはできないと考えています。

今、大事なことは、市議会を活性化させるためには何が必要か、市民にとって議員になってみたいと思えるような魅力のある議会をどうつくっていくのか、この議論の場であり、議会を活性化させるための全員での協議会、委員会の設置ではないでしょうか。

以上の理由から、本議案には反対とします。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、おはようございます。

決議案第2号、菊池市議会議員定数検討特別委員会の設置について、賛成の立場

で述べさせていただきます。

以前にも述べましたが、令和3年1月29日付の議会広報委員会で行った市民アンケートにおいて、議会だよりに関すること以外のご意見、この内容からも、議員定数に関して市民の方々は関心を持たれています。そういった声は聞こえてこないと言われた議員さんも、アンケート内容ぐらいいは目を通されていると思いますが、このような市民の意見に対してどう受け止められていますか。

今回の提案が議員定数削減ありきでないことはご承知のはずです。市民の、市民のための議会であるためにも、市民の声を早急に聞く機会を設けるべきではありませんか。

皆様の賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、おはようございます。

先ほど全員協議会が行われました。それからの皆さんの意見を聞いて、ご判断して、今、反対という立場で討論させていただきます。

今回、荒木議員、福島議員が言われるとおり、私の耳にも議員の定数は多いんじゃないかという意見をお聞きします、すごく。前回議会の際に、私たち市民の意見が聞かれずに決まってしまったということもすごく課題が残ったことでした。ですので、やはり市民の皆さんの意見をまず吸い上げてもらうこと、これをやっぱり早急にしないといけないと思います。

一番早急なことは、そして、委員会であれば費用弁償がかかります。協議会であれば費用弁償がかかりません。今回、迅速に進めていただき、費用弁償がかからない程度でやっていって、それから、早急にやっぱり市民の皆さんの意見を聞く。これが一番大事だと思います。それを今議会が終わった段階で、すぐ進行していただくということを私は議会執行部のほうにも望んでおります。

ですので、今回、やはり最終的に、議員の報酬、委員会構成、それを含めた上で、議会が終わったら早急に進めていただいてしていくということで、反対いたします。

以上です。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 それでは、これで討論を終わります。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。決議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の方

は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立少数です。よって、決議案第2号は、否決することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る9月6日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、9月1日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前11時14分

第 2 号

9 月 6 日

令和4年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和4年9月6日（火曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○水上隆光 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、3回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 おはようございます。質疑をさせていただきます。

議案第75号、財産の譲渡について、お尋ねをいたします。

ここに記されております譲渡価格551万8,000円の金額の根拠をお示しく
ださい。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。

河原小学校跡地の譲渡価格の根拠につきまして、まず、土地の不動産鑑定の評価額が2,448万円、そこから、本来であれば市が譲渡前に実施する必要がある記念碑と人物像の移設、建物内の廃棄物となる物品の撤去などについて、交渉の中で、将来、企業で実施されることになったことから、その合計費用1,896万2,000円を先ほどの評価額から差し引いた551万8,000円が譲渡価格となっております。

また、建物につきましては、不動産鑑定の評価額が833万8,000円でしたが、老朽化により雨漏りが発生しており、その修繕費用を積算したところ、約1,

200万円となりました。これにつきましても企業と交渉を行い、修繕費用を企業に負担していただく代わりに、建物の譲渡価格を0円としております。

なお、物品につきましては、備品登録がなく、減価償却期間を過ぎていると考えられることから、譲渡価格は0円としております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 答弁ありがとうございました。

この後の妥当性等は、委員会でしっかり審議していただければと思います。

終わります。

○水上隆光 議長 これで質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第58号から議案第76号まで、請願第2号、陳情第2号及び陳情第3号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和4年第3回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第58号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第59号	菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第73号	菊池市過疎地域持続的発展計画の策定について
	議案第74号	工事請負契約の変更について
	議案第75号	財産の譲渡について
	請願第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る国への意見具申について

付託委員会	議案番号	件名
福祉厚生 常任委員会	議案第60号	菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	陳情第3号	太陽光発電事業の開発における要望書
経済建設 常任委員会	議案第61号	菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
	議案第76号	市道路線の認定について
	陳情第2号	中小企業・小規模事業者支援に関する陳情
予算決算 常任委員会	議案第62号	令和4年度菊池市一般会計補正予算(第6号)
	議案第63号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第64号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第65号	令和4年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第66号	令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第67号	令和3年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第68号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第69号	令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第70号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第71号	令和3年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第72号	令和3年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月7日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時04分

第 3 号

9 月 7 日

令和4年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和4年9月7日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 おはようございます。菊池市の最高決定機関である菊池市議会定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えている、議席番号11番の平直樹です。私は日々の政治活動において、目標を政治をもっと近くに、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうかという二本柱で行っております。一般質問とは市の管轄する事務行政において、議員個人が課題を見だし、提案をしながら質問を通して市の発展に寄与することと考えております。その大前提に立ち、今回も市民からいただいた声を基に一般質問をさせていただきます。

では、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、有害鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

この質問の目的は、有害鳥獣被害対策の強化です。この質問は、過日、猟をされている、イノシシを捕っておられる方からの相談から始まりました。その方は、いわゆるくくりわなでイノシシを捕るために、そのわなの仕掛けやメンテナンスを行っていらっしゃいました。

そこで、菊池市では、イノシシを捕ったらくれる、その予算が少ないから、その予算が切れたタイミングで誰も捕らなくなるんだと。なぜならば、仕掛けのことや、猟の内容ということをお教えいただきましたが、なるほど、かなり経費がかかるなど。そこをきちんと補填していかんやならんなどというふう感じた次第です。

一方、その私に相談をされた方は、中山間地域の知り合いの方から、イノシシを捕ってくれという声もある。なぜかという、そこに農業被害があるからです。困っている人がいて、その課題をクリアできる人がいます。ただ予算が足りない。こ

こは政治の出番ではないかと思い、質問をさせていただきます。

それでは、お尋ねいたします。

まず、過去3年間の有害鳥獣被害対策についての現状と、その上での課題をお知らせください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本市の有害鳥獣被害対策の現状につきましては、まず、農林水産物の被害軽減を図るため、国及び市の補助事業により防護柵などの整備を図っております。また、市の有害鳥獣捕獲協議会に通年の捕獲業務を委託するとともに捕獲頭数に応じた報償金を交付し、有害鳥獣の頭数削減を図っております。さらには、単県補助事業を活用して特定外来生物のアライグマの防除対策業務を委託しているところでございます。

なお、主な有害鳥獣の直近3か年の捕獲頭数につきましては、イノシシが、令和元年度が767頭、令和2年度が786頭、令和3年度が794頭で、3年間の合計が2,347頭となっており、ニホンジカにつきましては、令和元年度が81頭、令和2年度が79頭、令和3年度が155頭で、3年間の合計が315頭となっております。

しかしながら、本市における直近3か年の有害鳥獣による農作物の被害額については、農業共済に未加入の農地の被害額については把握が困難であるため、実際の総被害額はさらに大きくなると考えられますが、公表値では令和元年度が631万6,000円、令和2年度が665万7,000円、令和3年度が972万3,000円となっております。残念ながら増加傾向にあります。

続きまして、それらの対策の課題につきましては、近年はイノシシやニホンジカの生息分布が拡大しております。山間地から民家のある平地へ移動し頻繁に出没しているため、農作物の被害はもとより、人身被害や交通事故の発生などが懸念されているところでございます。また、それらの一因と考えられる荒廃農地や耕作放棄地の解消が必要と思われまます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ありがとうございます。

年々、イノシシだけでも増えていっているというのが分かると思いますが、本年

度、令和4年度のその鳥獣対策に対する報償金の予算が416万円だったと思いますが、その416万円という数字を出したその根拠をお知らせいただけますか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、お尋ねになりました本年度の報償金416万円の積算根拠について、お答えいたします。

イノシシが、1頭5,000円の700頭分で350万円、ノイヌが、1頭5,000円の2頭分で1万円、カラス（ハト類を含め）が、1羽1,000円の100羽分で10万円、ニホンザルが、1頭3万円の1頭分で3万円、ニホンジカが、1頭8,000円の65頭分で52万円、合計の416万円となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 それでは、ちょっとお尋ねしますが、執行部が、本市では担当のところでは、特にイノシシとシカでいいんですが、個体数がどれぐらいいるというのを分かっているんでしょうか。もしくは、これぐらいいるんじゃないかなろうかという予想を立てている数というのは持っているんでしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、個体数の把握についてお答えします。

個体数の把握につきましては、まず、ニホンジカについては、直近の令和2年度の県の調査結果ではございますが、広域にはなりますが、菊池地域における推定生息数は230頭と推測されておりますが、本市における生息数は推測されておられません。

ただし、捕獲頭数の実績より、令和2年度から令和3年度にかけて急増しているものと予測しているところでございます。

また、イノシシにつきましては、現時点で生息密度や個体数を推定する有効な調査方法が確立されていないことから、全国的に把握ができていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ありがとうございます。

答えにくい部分だろうというふうには私も思います。でも、獵をされている方々

もしくはその被害に遭われている方々からお話を聞けば、増えているのか、減っているのかぐらいは多分つかめると思うので、多分皆さん、増えているという手応えで間違いないというふうに思っております。

そこで、個体数を減らしたいというのが、多分皆さんのもう本当にみんなの共通の思いだと思うんですが、農家の方、猟をされる方、市民、市、この4者ともども共通の認識だと思います。

個体数が分からないので、答えにくいとは思いますが、その個体数についてなんですが、減らしていきましようというところで、まず、菊池市の総合計画の施策5、有害鳥獣対策の推進というところにも、減らしていきたいんだというようなことを書いてあります。もう減らすべきだと。

のみならず、菊池市SDGs未来都市計画というの、これもあります。その中で、11番、住み続けられるまちをというのがありますが、そのほかにも、特に15番、陸の豊かさを守ろうというところで、有害鳥獣対策とジビエの活用というところで、ここでうたわれております。

ほかにも、農産物の被害や、住民の生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣について、狩猟組合等と連携した被害防除を行うというのが、このSDGsに書いてあるんですが、そのほかにも、去る7月27日、熊日新聞に「若者視点、街づくりに一役」というので、こういう記事があるんですが、この中にも、農林整備課は、イノシシやシカなど、鳥獣被害の現状を説明し、ジビエ料理や革製品を一緒に作ろうと呼びかけた。市のほうから地元の高校生に対して、そういった会議をしたんだというような記事がここにもございますが、本当は、このジビエ料理、いわゆる出口の部分ですね。捕った、それをどういうふうに処理するのかという出口の部分、ちょっとジビエ料理のところは聞きたいところはあるんですが、私の次に泉田議員がこのことを舌鋒鋭く深掘りをして、すばらしい提案をされるということですので、泉田議員にお任せして、そこは私は今回は言いませんが、少なくとも個体数が分からないんだけど、これぐらいにしたいな、少なくともシカは230頭と出ているじゃないですか。これをどれぐらいにしたいなとか、イノシシをこれぐらいに抑えたいなとかいうような目標の数は持っていらっしゃいますか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

イノシシ及びニホンジカの適正な個体数につきましては、まず、ニホンジカについては、県の第二種特定鳥獣管理計画におきまして、本市の最終生息目標頭数は、0頭となっております。

また、イノシシについては、個体数を推測できないことから、同じく県の計画でございしますが、国の指針に則して農林水産被害額を個体数の管理目標としており、約30年前の平成4年度から平成8年度までの平均被害額の1億5,000万円までに抑えることとなっております。直近となる令和2年度の県の被害額約2億5,000万円を約4割減らすまでということになります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ありがとうございます。

シカは0頭、農業被害額を4割ぐらいに減らすのが一応目標だということのお答えでした。農業被害以外にも、部長に、今、ご答弁いただきましたが、そのイノシシやらシカというのが出てくるので、逆に、ほかの面、人身被害という言葉いただきました。

私も、その自分の携帯に入れておりますが、きくち防災・行政ナビアプリ、ここに自分で調べられるだけ、ちょっと遡ったんですけど、6月27日にシカが出ました。8月12日、サルが出ました。16日、シカが出ました。22日、シカが出ました。23日、イノシシが出ました。30日に清流公園にイノシシが出ましたということで、注意してくださいねというような注意喚起がっております。

私も娘が、一番下の子がまだ中学生にいますので、清流公園なんか遊びに行くこともあると思うので、見たときには逃げなんよというようなことで促している最中でございます。

ニュースなんか見ると、都会のところにサルが出たよと。住宅街でサルを大捕物帳なんかのニュース映像も見ることができます。これは農業被害等ではなくて、住民の住環境への被害というところかなというふうに思います。

すごい余談なんですけど、私の義理の父、妻の実家が河原にあるんですけど、その河原にいつもうちの義父が窓を開けにとか行くんですけど、よくよく屋根にサルが乗っているそうです。もうそれぐらい、河原ぐらいにもサルは普通にいるというような生の声も聞いていますし、私自身も茂藤里辺りを帰ってくるときに、シカが道を横断していくというのを実際に見ておりますので、もう全く自分の生活環境の中にそういうイノシシやら、シカやら、サルというのがあるんだというのが実際のところなんです。

そこで、先ほどその416万円の報償金の件なんですけど、この報償金を出す根拠として、菊池市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱というのがあります。ここの第1条には、この要綱は、有害鳥獣による農林作物被害の軽減を図るため、菊池市有害鳥獣

捕獲報償金の交付に関し、必要な事項を定めるものとするとうたわれております。これを根拠に報償金を出していただいているんですが、ここを改正すべきではなかろうかというふうに思っております。それは、この文言の中に「市民への住環境への影響」と言葉をうたい込む必要があると思いますが、そこら辺の改正の考えはありませんか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

平議員のおっしゃるとおり、近年においては、有害鳥獣の被害は、農林水産業に加え、人身被害や交通事故の発生など、住環境に対する被害も深刻化しているところでございます。

そうしたことから、菊池市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱の一部改正につきましては、近年の状況調査などを行い、おっしゃる意味も含めまして検討したいと考えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 前向きなご答弁ありがとうございます。

そこをちょっとお尋ねします。菊池市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱第3条、ここに予算の範囲内において交付しますというふうに書いてあります。それが本年度は416万円というところなんです、一番最初に言いましたとおり、猟をされている方々の生の声は、もう予算がなくなるけん、そのタイミングでもう捕らんよと。誰も捕らんとばいというふうに言われます。それは何でかというたら、それを猟をするのにお金がかかるからですね。そこの被害の状況とか、まちに出てくるこのイノシシやら、サルやらというところの住環境への被害と、猟をされている方々の声と、市が出す予算にギャップがあると私は思いますが、そのギャップは認識されておりますでしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、報償金の予算額についてお答えしたいと思います。

報償金の予算額に対しまして、被害状況や有害鳥獣捕獲協議会の捕獲隊の方々の声にギャップがあるのではないかとご質問でございますが、これまで農作物被害の増加に伴いまして、報償金の予算の拡充を図ってまいりました。

また、その予算につきましては、有害鳥獣捕獲協議会にもご理解をいただいた上

で予算措置を行っており、いずれについても、大きなギャップはないというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ギャップはないと、ちょっと残念なお答えだったんですが、確かに令和元年度は当初予算額が280万円、令和2年度が350万円、令和3年度400万円、そして本年度が416万円ということで、増額はされているみたいですが、ちょっと生の声とは遠いのかなと、議員さん、多分皆さん思っているんじゃないかなと思うんですが。

それでは、ちょっと近隣のことをお尋ねしたいと思いますが、山鹿市、阿蘇市さんのこの過去3年間の現状というのはつかんでいらっしゃいますか。分かったら教えてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、山鹿市、それから阿蘇市さんの過去3年間の現状をお答えいたします。

山鹿市及び阿蘇市の過去3年間のイノシシ及びニホンジカの捕獲状況につきましては、まず、山鹿市では、イノシシの捕獲頭数は、令和元年度が1,597頭、令和2年度が1,495頭、令和3年度が1,690頭で、3年間の合計が4,782頭とのことです。

また、ニホンジカの捕獲頭数につきましては、令和元年度が76頭、令和2年度が72頭、令和3年度が86頭で、3年間の合計が234頭とのことです。

次に、阿蘇市では、イノシシの捕獲頭数は、令和元年度が973頭、令和2年度が996頭、令和3年度が875頭で、3年間の合計が2,844頭とのことです。

また、ニホンジカの捕獲頭数につきましては、令和元年度が718頭、令和2年度が716頭、令和3年度が743頭、3年間の合計が2,177頭とのことです。

また、報償金の交付実績につきましては、山鹿市では、通年の総捕獲数に対しまして、全頭分を標準単価で交付されておりまして、決算額は1,480万円とのことです。

また、阿蘇市では、11月から3月までの猟期内での捕獲は交付対象外となっておりまして、猟期外での捕獲数に対して、全頭分を標準単価で交付されておりまして、決算額は471万2,000円とのこととございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ご答弁ありがとうございました。

山鹿市では1, 480万円、全頭出しますよということでした。調べた結果、令和3年度の阿蘇市さんは、これだけ阿蘇市さんのほうが全然数は多いんですが、470万円程度というところのこら辺を参考にされているのかなとは思いますが、隣の山鹿市さんでは1, 400万円ですからね。単純に1, 000万円乗っているという感じですが、私も私で調べてみました。

天草市さんに、8月の8日ですか、ちょっと電話で取材をさせていただいたんですが、こちらは、天草市さんは予算が4, 460万円だそうです。もう捕っただけ出すと。イノシシが、昨年度ですか、6, 620頭捕れたそうです。でも、令和2年度は7, 218頭だったということで、もう全然規模が違うというか、もうそれだけ天草市さんのほうには被害額も大きくあると。それに対して全額お金を出して、もう駆除するんだということだそうです。

天草市さんのその電話で取材をするときに、その分で予算をつけるというところの入り口の部分と、あとは、先ほど言いましたその出口の部分をちょっとお伺いしたんですけど、天草市さんでは、天草市有害鳥獣処理施設というところを作っているらしく、そこで捕ったイノシシをさばくんですが、その一部を肥料にする、堆肥にするというようなところですが、その施設を4, 100万円かけて作ったと。国の補助が3, 000万円あったんで、実際は1, 100万円程度の市のお金で作ることができたんだというようなことがありました。

そのお金の出所のお話なんですが、菊池市、どの自治体でもそうですが、ずっとお金が湯水のように湧いてくるわけではないので、では、ほかに何か補助するところがないかというところを探しましたところ、一番最初は、部長も答弁いただきましたが、国がそういった交付金をつくっております。その交付金が鳥獣被害防止総合対策交付金というお金をつくって支援していただいているわけですが、その処理施設等々もこのお金が使われているところです。

その最初に書いてありますが、この鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する被害防止計画に基づいて、農林水産業等に被害を及ぼす、1、鳥獣の捕獲等、2、被害の防除、3、生息環境管理等の取組を総合的に支援しますとあります。こちらにももちろん電話で取材させていただきましたが、まずは、もう个体数を減らす。柵なんかでやって、農地に入らないようにする。そして、その周りにイノシシなんか寄ってこないような環境をつくるという、この三つの対策が基本だということでした。それをバックアップするための交付金制度ですと。

とにもかくにも、その市が被害防止計画というのをつくっていただいて、それに対して出すんだということだったんで、早速担当課に問い合わせてみますと、さすが菊池市ですね。もちろんちゃんとありました。これを令和元年につくっていただいておりますが、そこで、中身を見ますと、この計画の中で、どれぐらい個体数を捕りますよというふうな自分たちでつくった計画の中で、まず、イノシシが1,000頭、シカが200頭捕りますというようなところで数字を上げられております。この計画に基づいて、国は交付金を出していただいているんですが、ここ、私が頂いた資料で単価を掛けていただけでも、必要な金額が769万円要りますよ。国に出した計画で、これだけ捕りますと。でも、実際、菊池市は416万円、阿蘇市さん、山鹿市さん、天草さんは、もういっぱいほかにも予算をつけているんだけど、菊池市は416万円。

そこで、お尋ねしますが、SDGs未来都市計画にも、この菊池市鳥獣被害防止計画にも、これはもうどちらも国に提出して認められているものですが、ここで自ら掲げた目標達成のための数値の予算額が見合っていない。この理由は何でしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、平議員のおっしゃった目標達成のための数値である本市の鳥獣被害防止計画にある捕獲計画数につきましては、過去の捕獲実績に基づき、県と協議の上、年間の捕獲数の上限を定めているものでございます。

また、予算につきましては、捕獲実績を基に、精査の上、計上していることから、鳥獣被害防止計画の捕獲計画数とは一致しておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時28分

開議 午前10時35分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 思いどおりの答弁が来ないので、ちょっと興奮してたんで、議長に止めていただいて、ちょうどよかったです。

先ほどの部長の答弁では、あくまでもそれは上限を定めた計画の数であるという
ようなお答えだったから、今の416万円が妥当だというお答えだったと思うんで
すが、それでは、ちょっとお尋ねしますが、この報償金の財源の内訳を教えてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度当初予算の報償金416万円の財源内訳につきましては、県支出金が
5万円、森林環境譲与税が52万円となっており、残りの359万円が一般財源と
なっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 お尋ねします。359万円の一般財源、私が国に確認した
ところ、特別交付税措置を後に8割していただけるというふうに伺っておりますが、
そちらはどのような、確認をさせてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 8割が交付税ということでございますけども、ただし、実際の
交付額につきましては、有害鳥獣の駆除に要する経費を含む基礎数値全体の3割か
ら4割程度となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 では、私が国に電話をして、その方がお答えいただいたの
は8割程度を交付税措置というところですが、実際は3割から4割しか入ってき
ないというお答えでいいですね。分かりました。

そのなぜ乖離があるのかというのは、取りあえずちょっと今日は置いときます
が、359万円が全部菊池市民の税金で賄われているわけではなく、少なくとも3
割から4割は国がお手伝いをするよということで、交付税措置してくれるわけす
よね。だったら、近隣の自治体の数やら、交付税措置されるんだということやらと
いうことも考えても、やっぱり予算がちょっと足りないんじゃないかというふうに
思いますが、最後に、市長にお尋ねいたします。

いわゆる猟友会の皆さんは、現在、友好的に有害鳥獣対策に対して協力的な立場

を取っていただいております。ですが、同時に、常に協力をしないという選択肢もお持ちです。なぜなら、それが仕事ではないからです。大切な自分のお金と時間を使って、農業被害を防ぐ、または、減少させるため、また、住民生活環境保全のためにということでご共感いただいて、協力体制が今あると思います。義務でも何でもありません。そんな方々が予算が少ないから対策が追いつかないということでお困りなんですね。俺たちはもうせんというふうに言われたら、被害が拡大していく一方、個体数が増えていく一方だと思います。そうなったときに、じゃあ、市役所の職員さんがみんなその資格を取って捕るのかと、現実的にそれは無理ですから、現在の体制をしっかりと良好なものにしていく、続けていくということが必要だと思います。

これまでの答弁で分かったように、近隣自治体にはしっかり予算措置がある。足らんなら補正予算を組んででも全部捕獲する。どんどん捕ると。特に天草市さんは、もう担当課が足りん分は補正予算で全部出しますというふうなことで言われておりました。私もそれは必要なことではないかと。

さらには、その後も、肥料にしたりするなどの循環型の利用もされて、出口のところもしっかり作っていらっしゃいます。その予算も国がバックアップしてくれます。そもそもこの予算は菊池市の総合計画を含め、様々な自分たちの目標達成のためには渋る予算ではないと。自分たちで数字を掲げながら、目標を掲げながら、それに見合わない予算額というのはおかしいんじゃないかというふうに考えております。すぐにでも、もう今年から、令和4年度から、足りなくなった部分は全部補正予算を組む、または、来年度から、少なくともこの被害防止計画の中でうたっている数値に見合うだけの予算計上をすべきと考えますが、市長、どうお考えでしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 市長の答弁の前に、私よりお答えさせていただきたいと思ます。

まず、有害鳥獣捕獲報償金の経緯につきましては、簡単に説明させていただきますと、数年前からでございますが、有害鳥獣捕獲協議会から毎年、予算増額の要望がございましたので、その都度、要望にお応えしながら、毎年度、段階的に予算を増額してまいりました。

そういった状況でしたので、一旦納得できる予算額を決定しようと有害鳥獣捕獲協議会と協議した結果、先ほど申しました令和2年度3月補正で過去最大の100万円を増額し、予算現額を450万円とすること、さらに、翌年度の令和3年度以

降の予算を400万円にすることで、有害鳥獣捕獲協議会の会長にご了承いただいた後、総会においても当初予算額をご説明し、その上でご了承を得たというところでございます。

それらを踏まえまして、有害鳥獣捕獲報償金の予算に関するご質問にお答えさせていただきます。

本年度当初予算につきましては、ニホンジカに限り、森林に被害を与えることから、また、繁殖力の強いニホンジカを早期に駆除する必要があることから、新たに森林環境譲与税を活用しております。

昨年度は単価の高いニホンジカの捕獲頭数が倍増したことで、他の有害鳥獣の予算を逼迫する結果となったことを踏まえまして、本年度では、ニホンジカの捕獲頭数が予算基礎の65頭を上回る分については森林環境譲与税を活用して、増額の補正予算を計上したいと考えております。

また、来年度の当初予算につきましては、先ほどお答えしましたように、本市の鳥獣被害防止計画の捕獲計画数では、あくまで捕獲頭数の上限を定めたものでありますので、令和3年度当初予算の報償金の額を決定した経緯により、当面は400万円を基に計上したいと考えております。

ただし、引き続き、ニホンジカの捕獲対策につきましては、当然ながら強化が必要であると考えておりますので、森林環境譲与税を活用したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

有害鳥獣被害対策について、私の見解を述べよという趣旨のご質問でございました。

有害鳥獣被害対策については、先ほどいろいろなご質問、ご提案をいただいておりますが、私といたしましては、先ほど来、経済部長がご説明をいたしましたとおり、有害鳥獣捕獲報償金の現在の予算を決定するに至った長年にわたる経緯がございますので、有害鳥獣捕獲協議会におかれましては、現在の報償金の予算については、当面はご理解いただいているものと認識しているところでございます。

なお、昨年度に捕獲頭数が倍増したニホンジカの捕獲対策については、柔軟に対応していきたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 端的に言えば、私が聞いている生の声というか、直接ご相談をされた猟に携わっている方々と、執行部と、その猟友会の皆さんとのその温度差があるのかなというふうには思いましたが、シカに関しては、森林環境譲与税を使って財源を賄っていくということですので、これよりももっと捕っていただく、農業被害が軽減につながる対策を取っていただきたいと思いますので、上限ですからというふうなお答えでとどまることなく、国も捕ってくれというふうにお金を出すというふうに言っていますので、近隣自治体等々の数字も見て、菊池市も中山間地域をこれだけ抱えて、農業被害もあるわけですから、しっかりと、部長はそういうふうにお答えを立場的にされておりますが、多分心の中では私と一緒にというふうに思っておりますので、庁内でしっかり絶えず審議していただければというふうに思って、ジビエ料理のところは先輩に譲って、次の質問に移りたいと思います。

続いては、有機農業産地づくり推進についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、国の進める有機農業産地づくり推進、オーガニックビレッジというふうについておりますが、この事業について、菊池市がその考えがすごく共鳴できるものなんですね。だから、これを推進したいなというふうに考えているから、この質問をさせていただきます。

農林水産省が現在進めております有機農業産地づくり、オーガニックビレッジ事業というものがあります。この事業のポイントなんですが、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や、学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出しますというようなものが基本的なものでございますが、現在、本市でこのオーガニックビレッジ事業の認識と取組状況について、お示してください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

国では、みどりの食料システム戦略を踏まえた農業の環境負荷低減に資する取組を推進するための様々な事業が、令和4年度から本格的に実施されております。

その事業の一つであります「有機農業産地づくり推進事業」では、地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定めた「有機農業実施計画」を策定した市町村は、「オーガニックビレッジ」を宣言することとなります。

国の目標として、2025年までに全国100自治体、2030年までに200

自治体以上の宣言を目指しているところでございます。

これまで本市では、環境負荷低減を行う農業者を支援する「環境保全型農業直接支払交付金事業」や、本市独自の取組である「菊池基準」の制定、また、米食味コンクールでは「環境王国菊池基準登録部門」を設けるなど、環境にやさしい農業を他の自治体に先駆けて取り組んできたところでございます。

そのため、「オーガニックビレッジ」への取組は、本市のこれまでの取組とマッチしており、さらに昨今の化学肥料の高騰により、化学肥料や化学合成農薬に頼らない農業への転換が求められている状況を考慮いたしますと、大変有用なものであると認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 大変有用なものという認識でありました。うれしいお答えだと思いますが、現在、何か課題があるというふうなものがもし認識されているのであれば、教えてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 課題についての認識でございますが、有機農業は、通常の栽培、いわゆる慣行栽培と比較いたしますと、多大な労力と高度な生産技術が必要で収穫量が少なくなる傾向にございます。

また、風などによる周辺圃場、周辺の田畑からの農薬の飛散問題など、周囲の慣行栽培を行う農業者の方の理解も必要となります。

既に有機栽培を行っている多くの生産者の方々は、独自の販売ルートを持たれておりますが、今後推進・拡大していくに当たっては、新たに有機農業に取り組む生産者の販路先の確保も課題として挙げられます。

これらの課題を解決するための一つとして、価格が高くても有機農産物を購入したいという、消費者の皆様の意識の醸成も必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

「オーガニックビレッジ」への取組は、これまで推進してきた生産面の支援のみならず、加工・流通から消費まで、様々な業種や組織を交えた推進体制を構築する必要があり、一過性の取組とならないためにも、こうした課題を一つ一つクリアしていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 販路拡大、収量が落ちるから、その分、単価が上がりますよと。そこを買っていただくお客さんをどう見つけていくかということと、そういったお客さんの消費者ニーズを高めていくところというのがポイントだったのかなというふうに思います。

本事業の私的にすごくいいなというふうに思ったところが、一つは、学校給食への利活用というところに対して補助しますよというようにところがうたっているんですが、そこで、お尋ねをしますが、有機栽培の各種食材を使用するとした場合、学校給食ですね。そういったときの試算をされたことがあるのか。持っていらっしやったら試算額は幾らか、あるかないかも含めてですね。もしあった場合、この本事業には含まれるものなのかというのを教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めて、おはようございます。それでは、ただいまの平議員のご質問にお答えします。

学校給食への有機栽培農作物を利用した場合の給食費の試算を行ったことがあるのかというご質問ですが、ご承知のとおり、学校給食の食材は保護者の負担で運営しております。

有機栽培農作物は、通常栽培の農作物と比べて収穫量が少なくなる傾向にあり、学校給食で利用する場合には安定的な量の確保も必要です。さらに、価格も高額になる傾向がありますので、給食食材として使用したことはございません。

また、有機農産物の生産者や団体から有機農作物を学校給食で利用してほしいとの要望も行われておりません。

以上のようなことから、有機栽培農作物を使用した場合の給食費の試算を行ったことはございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、私のほうから、本事業の補助対象経費に含まれるかというご質問でございますが、補助対象経費については、事前の実現性のある具体的な計画が必要となりますので、その計画に基づいて、補助対象となるかどうか判断されるものと認識しております。

なお、仮に補助対象となったとしても、試行経費に限定されるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ありがとうございます。

要望もないから、量的なところも不安だから、試算もしたことがないというお答えと、計画が必要だよというところのお答えだったと思います。

本定例会に議案第62号、債務負担行為の中で菊池産特別栽培米学校給食提供事業、令和5年度に419万円とされていますが、これは対象になるのかどうか、教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの平議員のご質問にお答えします。

第3回定例会で債務負担として計上しております、菊池産特別栽培米学校給食提供事業の予算額419万円が、有機農業産地づくり推進事業の対象となるのかという質問でございますが、今回債務負担で予算計上しております菊池産特別栽培米は有機栽培米ではございません。化学肥料や化学農薬を50%減らして栽培した特別栽培米でございますので、有機農業産地づくり推進事業の対象とはなりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 有機米だったら対象になるけど、そこまでいかないからというお答えだったと思うんですけど、このオーガニックビレッジの事業にのってしまえば、もっといいお米を国が補助をする対象としてお金を出してくれて、菊池の子どもたちの学校給食に出すことができるという、私の取材ではそういう認識になったんですが、それはそれで、以後、進めて研究していただきたいのですが、もう1点、地域外都市との連携とあります。これは先ほど部長が言われたとおり、販路拡大ですね。地産他消といいますか、地元でいいものを作って、よそに、都会に持って行って売るといようなことだと思うんですけども、そこで新しいお客さんをつかんでいく。菊池の安心で安全でおいしいお米を知ってもらうためのそういった経費がやっぱりどうしてもかかりますが、これは対象になるかどうか、教えてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

農業が基幹産業でない都市部との連携を行うことにより、有機農業を推進するための試行的取組を行う経費につきましては、補助対象になると伺っておりますが、これも事前に実現性のある具体的な計画が必要となりますので、その計画に基づいて、補助対象となるかどうか判断されるものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 なると思うけど、しっかり計画をつくらねばというお答えだったと思います。

最後に、市長にお尋ねいたします。

菊池市総合計画の施策3、農業の振興にこの事業というのは合致していると思います。今回上がっている議案第73号、菊池市過疎地域の持続的発展計画の中で、115ページに安心・安全な農産物づくり、消費拡大、地産地消の推進というふうにも書かれております。これも全く同じ理念だと思うんですが、市長、このオーガニックビレッジ宣言をする考えはありませんか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 オーガニックビレッジ宣言についてのご質問でございます。

先ほど来、経済部長が答弁しましたとおり、これまで本市では、「菊池基準」の取組をはじめとした環境にやさしい農業の推進ということを他の自治体に先駆けて取り組んできているところであります。

ご指摘あったように、第3次の菊池市の総合計画においても、引き続き有機農業を推進して、「安心・安全な農産物づくり」に取り組むということとしております。ある意味では、国に先行して私どもはこのような考えを進めてきたわけでありまして。

そうしたことから、有機農業に地域ぐるみで取り組む「オーガニックビレッジ」の取組というものは、これまで本市が行ってきました様々な政策とマッチしておりますので、本市の基幹産業である農業の持続的な発展につながるものというふうに認識しております。したがって、「オーガニックビレッジ宣言」については、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ご答弁ありがとうございました。

ちなみに、山都町ではこの宣言をされておまして、おもしろい取組の中で、ホ

テル日航の料理長に来ていただいて、何か学校給食を一緒に考えたりだとか、関東とか関西であるオーガニックライフスタイルE x p oに出展するとか、そういったことの予算を取っていらっしゃるということですので、それにも負けないような、魅力的ないろんな企画、事業が菊池市ならできると思っていますので、よろしく願いして、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、平直樹議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前11時01分

開議 午前11時08分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、改めまして、おはようございます。公明党の泉田栄一朗でございます。依然としてコロナ感染の勢いが止まっております。9月の6日現在で菊池市は7,826名の方が感染し、菊池市の人口の約16%に当たります。感染予防対策はしばらく続くことだと思っております。また、昨日の台風は大きな被害に至らず、安心しました。

それでは、早速です。一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、買物弱者への支援についてということでございます。

山間地域や路線バスの廃止により過疎化している地域に暮らす人や、高齢化により自動車免許証の返納による交通手段がない人たち等の買物弱者の問題は課題がたくさんあります。

私も議員になり、この問題は数回質問をさせていただきました。木下議員も質問をされております。

4年前、それが一つの形となり、第三セクターを活用して、菊池の物産館、泗水の養生市場、七城のメロンドーム、そして、旭志のふれあいセンターが、車1台を回しながらも、移動販売車きく丸号がスタートしました。手探りしながらも、地域住民から大変喜ばれておりました。

ところが、本年7月、運行が中止になりました。車が1台しかないので大変であるとか、また、要望はあるが、実際はあまりお客さんが来ない等の話は時々耳にしておりました。企業努力されていたことも分かっております。しかし、ご苦労もたくさんあったと思っておりますけれども、ここで検証する意味で、中止に至った経緯につ

いて、まず質問をさせていただきます。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、中止になった経緯についてご説明いたします。

移動販売車「きく丸号」につきましては、平成30年7月から市内四つの物産館の共同により運行が開始されました。買物支援だけでなく、地域住民の集いの場の提供や、高齢者の見守りなど、大変重要な役割を果たしてきたと認識しております。

この4年間、運行を行ってこられました各物産館では、できる限り利用者のニーズに応じ喜んでいただけるよう、自社で取り扱っていないお刺身などの魚介類をはじめとした生鮮食品、お菓子、トイレットペーパーなど、移動販売の前日に職員の方がスーパーに買物に行き調達されるなど、大変なご苦勞を続けてこられました。

しかしながら、各物産館の人員不足やスーパーなどから調達した売れ残り商品への対応をはじめ、移動販売車1台を日替わりで運行するため、毎日の商品の詰め替え作業が必要になるなど、販売時間だけでなく、その前後の対応にも大きな労力が必要となり、物産館側の負担が非常に大きくなっていただいております。

このようなことから、食料品から日用生活品まで日頃から幅広く商品を取り扱うなど、消費者のニーズに応じた対応ができる事業者でなければ運営が難しいこと。また、車両の老朽化による冷凍・冷蔵設備の不具合により生産食品の安全性が担保できず、夏場の運営が困難であることから、6月の代表者会議において、7月いっぱいでの中止を決定され、終了の1か月前をめどに利用者などの方々に対して中止のお知らせを行われたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今聞かしまして、ぎりぎりまで努力はされていたということは分かります。ただ、やはりこういう問題は、もう少し早く通知していく必要があったのではないかというふうに思っています。今まで利用されていた住民の方は急に中止のことを知らされたようで、戸惑っておられました。その知らせを知った民生委員の代表が、移動販売車「きく丸号」の運行延長についての要望書も提出されております。前もっての中止の決定及び代替案等を市民に説明することはできなかったのか、その点をお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本年3月に開催されました第三セクター連絡協議会代表者会議において、先ほど申し上げました商品の調達問題やそれに対応する人員の問題などで、今後の運営が難しいという実情を踏まえ、移動販売を引き受けていただける事業者を探すこととなりました。

その後、ほかの地域で移動販売の実績があり、食料品から日用品まで幅広く商品を取り扱われる事業者の方に、現状や課題などを説明して、後継事業者として移動販売を引き受けていただけないかをお願いし、また、交渉を進めてきたところでございます。

地域住民の方々のことを思いますと、本来であれば、議員おっしゃるとおり、切れ目のない運行が望ましいというところではございましたが、先ほど申し上げました理由によりまして7月いっぱいの中止となり、切り目のない運行が実現できませんでした。このことに関しましては、大変申し訳なく思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 ぎりぎりまで努力をされていたということで分かります。もし、その引継ぎをされる方が分かれば、そのこともお伝え願いながら、今もって中止のことを知らずに、きく丸号に来てほしいという要望も聞いております。

今まで移動販売車が回っていた地域や、これからさらに買物が不便で必要となる地域に対して、どのように考えているのか、併せてお答え願えればと思っております。もし部長答弁、そして、市長の見解も、併せてお考えをお聞きしたいと思っております。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。第三セクターの移動販売の中止に伴う今後の対応についてお答えいたします。

補正予算に関する主要施策について、担当課のほうからご説明しましたとおり、引継ぎというところで、JA菊池さんのほうと、今、準備を進めているところでございます。

これまで第三セクターが巡回してきたコースの中で、公共交通機関がなく、商店までの距離が遠く、高齢化が進んでいる中山間地域や、過疎地域につきましても、特に買物に困られるため、巡回をしていただくよう考えているところでございます。

また、今後、移動販売の運行につきましても、事業者との連携を図り、利用者の

ニーズに応じた商品を取りそろえるとともに、地域の高齢者が定期的集まる通いの場やサロンなどの開催時に移動販売の運行時間を合わせるなど、利用者に最大限の利便性の向上が図られるよう対応してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私のほうから、今後の買物弱者への支援という視点から、見解を申し述べたいというふうに思います。

買物弱者と言われる皆様方への支援につきましては、幾つかのやり方があるわけでありましても、移動販売につきましては、今、部長の答弁にありましたとおり、中山間地や過疎地域を中心に引き続き支援を申し上げたいというふうに考えておりますし、その他の買物支援につきましても、各種サービスの活用であるとか、周知を図ることで、支援をしていきたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 市長の答弁でもありましたように、ほかの様々なことを考えながら進めていくということをお聞きしました。

そしてまた、JA菊池さんがこれを引き継いでいただくということで、少し安心していますけれども、これからが非常に重要なことだと思っております。

最後に、私の提案を述べさせていただきます。答弁は要りません。

全国でも買物弱者の対策が必要な地域は80%を超えているということです。そのうち7割が採算が取れず、赤字経営だということも聞いております。しかし、この問題は、少子高齢化の現在、避けて通れない課題であります。

そこで、全国各地で行っているいろいろな工夫と取組を紹介させていただきたいと思っております。

例えば、今治市で高齢者が簡単に操作できるタブレットを配り、インターネットで注文してもらいます。そして、トラックで農家を回って野菜を収穫し、その野菜をタブレットの注文を見ながら届けるという仕組みで行っているそうです。農家も出荷の手間が省け喜び、買物弱者の支援と安否確認、見守りにも役立っているということでもあります。

また、三重県四日市市では、廃止になった路線バスを住民が買い上げ、市の助成を受けながら住民のニーズに合わせた活用をしているということでもあります。住民の住民による住民のためのバスとして喜ばれているということでもあります。

福島県では、校区ごとの地域にリーダー的存在をつくり、地区で考えてもらうと。トラックの貸出しやガソリン代、保険等を提供するなど、工夫をしているそうです。

また、今、放送中の朝ドラ「ちむどんどん」でも出てきますが、沖縄の伝統的な共同販売は100年以上にわたって住民の相互扶助でなくてはならないものになっているそうです。店がないなら、自分たちで作りと、運営するという精神でもあります。

本市では、商工会や観光協会、社会福祉協議会等の連携を取っていただき、空き店舗を活用して、買物、見守り、コミュニティができる共同販売ができないかと考えます。

いずれにせよ、今回、移動販売車は一時中止にはなりましたが、また引き継いで来ていただくところも決まっておりますが、買物弱者の問題は今後も考えていかなければならない課題なので、さらなる検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

有害鳥獣被害について、これは先ほど平議員が質問されましたけれども、本日は偶然にも3人の議員がこのことについて質問をさせていただいております。話し合ったわけではありませんが、これまでも過去に議員の皆様が質問をされております。それだけ大きな問題であると捉えていきたいと思っております。

農林水産省によると、野生鳥獣による農作物被害は、令和2年度で161億円になっているということでもあります。農家の人たちは営農意欲の減退となり、深刻な影響を及ぼしております。

今回は、被害状況を実際に見てきたところを列挙させていただきます。

まず一つは、栗の生産者のところであります。今から収穫というときに、落ちてきた栗を食べられたり、若い栗の木を折りながら荒らしている。それで、来年の栗はこれは難しいんじゃないかという状況であります。

また、ゴルフ場も見てきましたけれども、ゴルフ場の芝に穴を掘り、荒し回っている。多分ミミズを食べているんじゃないかと思っております。

収穫前の今度は田んぼを走り回って、自分が体のダニを取るために走り回っていると、ぬた同然にですね。そしてまた、カライモや落花生など、農産物の収穫場を荒らして回るということで、農家の人は嘆いておられます。

さらに、畜産農家の飼料のトウモロコシを荒らしていると。一旦そこに入ったら、ダニ等がついて、そのトウモロコシは全部刈り取らないと、牛の病気につながっていく、そういうふうに使われていました。そういうようなことで、もう本当に被害が出ているということで、嘆いておられました。

また、先日、シカやイノシシを捕獲している方に同行して、わなの仕掛け、また、

捕獲、そして、捕まったものを殺傷、そして解体、そして試食もして、一連の流れを体験してまいりました。

その方は、昨年、シカとイノシシを合わせて150頭くらい捕獲する方ではありません。1頭幾らという報償金はありますが、それ以上に経費と時間と労力が必要であるということが実際に分かりました。こういう方たちがいなくなれば、地域の被害は計り知れないんじゃないかと感じました。

全国でも被害が相次いでいます。先日、テレビで広島県尾道市の離島、百島というところ、イノシシが泳いで島に渡ってきて、繁殖しているというテレビも見ました。今は人口よりイノシシのほうが多くなり、民家に侵入して食べ物をあさり、畑を荒らすなどの被害が絶大であると報道されておりました。住民は自腹で防護柵や有刺鉄線、電気柵などを自宅や畑に設置して対策を講じているようであります。

初めに、本市における近年の被害状況ということをお聞きしようと思いました。平議員の質問に重複するところがあれば、割愛していただければと思います。

そして、2つ目の質問ですけれども、アライグマに関する質問です。

アライグマは一見可愛らしいのですが、農作物を食い荒らし、生態系や人の生活を脅かすとして、特定外来種に指定されております。ペットとして持ち込まれたものが逃亡したり、放して野生化し、熊本県内で2010年に初めて発見されて以来、年々増え続けております。先月、菊池溪谷の遊歩道付近でアライグマが発見されたそうです。アライグマは狂犬病やアライグマ回虫などの感染症の病気を媒介するおそれがあるということでもあります。

そこで、県内及び本市において、アライグマを含む特定外来生物の確認状況、被害状況をお答えください。この二つをお願いします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、1点目のご質問でございますが、先ほど平議員のご質問にも詳しくお答えしたところでございますけれども、泉田議員お話しのとおり、多方面において被害が発生し広がっている状況でございます。

それから、続きまして、2点目、アライグマの確認状況につきましては、本市では、アライグマの撲滅を図るため、令和元年度から単県の補助事業によって、アライグマ防除体制強化業務を有害鳥獣捕獲協議会へ委託しております。その捕獲実績につきましては6頭となっております。そのほかにも、平成26年から令和4年7月まで、本市では死亡した個体の回収が3頭、それから、写真による確認が12頭あっております。合計で21頭がこれまで確認されております。

また、アライグマによる被害状況につきましては、本市では農作物の被害の報告

は受けておりませんので、不明でございます。また、人的被害についても、これまで報告があっておりませんので、不明でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 再質問させていただきます。

報償金等については、平議員が詳しく言われましたので、私はジビエ加工処理場に発展させて質問をさせていただきたいと思います。

農林水産省では、ジビエを地域資源として活用したいとし、鳥獣交付金による支援を推進しております。

また、熊本県では、県産のイノシシ及びシカの肉、熊本ジビエを地域資源として有効活用するために当たり、衛生的に処理し、安全・安心で品質の高い肉として流通させることを目的に、熊本県イノシシ肉・シカ肉衛生管理ガイドラインを策定しております。

熊本県内には20か所もジビエ加工処理場があるということ調べてみました。本市と姉妹都市であります西米良、宮崎県西米良村に行き、実際、加工場を私は見学してまいりました。西米良村は奥深い九州山脈のど真ん中に位置し、村の面積の96%が山林ということでもあります。昔からシカやイノシシを貴重なたんぱく源として食され、珍重されてきたのですが、近年では頭数が増え、農作物を荒らす有害獣として駆除されております。すっかり厄介者になってしまったのですが、西米良村では地域の資源として活用を考え、食肉加工、販売し、厄介者が地域の宝になっておりました。

また、熊日新聞に宇城市三角戸馳というところには、農家ハンターの記事が先日載っております。民間で作った鳥獣解体施設「ジビエファーム」は、県内で初めて農林水産省の認定施設になっております。そこで処理した肉を食べ、その食べた肉の皮で小物を作ったりして、命の現場を体験するという、楽しむツアーを検討しております。たまたまこの農家ハンターの宮川代表は大学の後輩でありましたので、連絡しましたら、いつでも研修、その他、来ていいですよという約束も取らせていただきました。

マイナスをプラスにという鳥獣対策の基本を実践し、今こそ菊池市でもジビエ加工処理場を作るべきだと考えております。食肉として考える部位は全体の20%ぐらいしかないということでもありますので、残りの肉、骨、皮、内臓などは、農作物の肥料や犬や猫のペットフードに加工することもされている人がおられます。これは、まさにSDGsの観点から、全てを使い切るということで大事なのではな

いでしょうか。

国、県の支援を受け、菊池市、また、近隣市町と共同でジビエ加工処理場を作り、ジビエを地域の資源として、特産物としていく考えがあるか、お答えをお願いします。

もう一つ、次に、アライグマのことですけれども、アライグマも21頭確認されたということをお聞きしました。また、その狩猟可能な鳥獣の中には、アライグマのほかに、アナグマ、タヌキ、ハクビシン、イタチ等が増えつつあるという農家の声もあります。

そこで、よその市では、アライグマはもちろん、今述べた有害鳥獣にも報償金があるということをお聞きしましたが、本市の鳥獣被害防止計画においても、これらに報償金をつける考えがあるか、質問をさせていただきます。

この2点をお願いします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

1点目の近隣自治体との協力によるジビエ加工場などの施設設置につきましては、現在、県内では、球磨村でも公営でジビエの処理加工施設を運営されておられますが、複数の自治体によって運営されているジビエ施設等はございませんので、まずは先進地の取組を調査するとともに、有害鳥獣捕獲業務を受託していただいております有害鳥獣捕獲協議会の皆さんと方向性について協議してまいりたいと考えます。

続きまして、2点目のアライグマなどの5種類の有害鳥獣を報償金の交付対象にする考えはないかということにつきましてでございますが、アナグマ及びハクビシンの捕獲許可権者は県知事となっているため、県との協議が必要となります。このため、まずは被害実態の把握に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 様々な地域で活躍されているところを研修し、また、協議をしていただきながら、ぜひ、私も大津町、また、山鹿市の議員さん、また、町長さん、市長さんたちともお話をしましたけれども、やはりその被害というのは何とかしなくちゃいけないと。そしてまた、それをやっぱり加工して、最後の始末までしていただくような形をしていきたいという思いはあります。ぜひ近隣の市町村と協力をしながら考えていただければと思います。

そしてまた、今後は新しい被害が、いろいろな動物が出てきておりますので、こ

れについても報償金があるのとならないのでは違いますので、他市で出しているところも検証しながら、考えていただければと思います。

私たち議員も、数年前、わなの資格を取ろうということで、ここにおられる数人の方、一緒に資格を取りに行きました。私も取りに行きました。そういうことで、やはり議員がまずそういう行政だけに頼らず、自分たちがリーダーシップを取りながら、地域に貢献していかなくちゃいけないと、そういう思いでおりますので、どうか執行部のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、また本藤議員が、この後、またこの問題について質問されると思ひますので、あとはよろしくお願ひします。

それでは、3つ目の質問をさせていただきます。

憩いの森公園の整備についてでございます。

泗水町富の原にある憩いの森公園周辺は、現在、開発が進められ、たくさんの人たちが新築の家を建てられております。恐らく子育て世代の方が増えるであろうと予想されます。

この公園については、県立大の理事長をされていた蓑茂先生を中心に、地域の方と一緒にワークショップをしながらできた公園であります。私も当初からワークショップに参加させていただき、公園の活用について意見交換をしてみました。その中で、この公園は、主として、地域の近隣公園という位置づけで活用する公園でありますということをお聞きしております。

以前、議会で数回にわたって、遊具の設置を要望した経緯があります。ただ、そのときには、ここは児童公園と違い、多目的に活用する公園でありますので、難しいですということで却下された経緯があります。

その後、地域の区長さんや、前区長さんや、保育園、また、PTAの皆さんから要望書が提出されました。そのときは、やはりこれだけ地域の周りの方、低学年の子どもさんたちがいる中で、やはり低学年の児童施設は必要じゃないかということが上がりましたので、私はそれを要望書をお持ちして、質問をさせていただきました。そしたら、お答えが、公園周辺の空いている土地が開発整備された後に、前向きに検討するというものでございました。

今、公園はウォーキングをする人、また、高齢者のグラウンドゴルフ、児童・生徒の遊びに活用されている、非常に大変喜ばれている地域の公園であります。その影響もあって、住宅が増え、年内には入居が始まっております。

再度、質問しますが、憩いの森公園に児童の遊具を設置する考えがあるか、お答えください。お願ひします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。それでは、泉田議員の質問にお答えしたいと思います。

児童向けの遊具ということでございますが、憩いの森公園の遊具につきましては、既製品ではなく、地形を利用した樹木等と一体となった自然素材の遊具を選定し設置をしております。

これは、利用者の声を極力反映させたいということから、建設当時、地元関係者の皆様と数回にわたる検討会を開催した結果、静かな環境を望むとのご意見を反映し、自ら遊びを発見することや、考えることを促す目的で整備し、現在に至っております。

しかしながら、現在、公園周辺の造成地には多くの住宅建設が進んでおり、今後、若い世代の方々に住んでほしいという思いもございますので、公園の当初のコンセプトの範囲内において、利用者や住民の方々のご意見なども伺いながら、必要な幼児向けの遊具の設置箇所や内容等を精査しまして、設置の計画を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 いろいろな皆様と検討しながら、前向きに設置の検討をしていくということであります。やはり一つの公園というものが、地域の防災であったり、また、地域の人たちの喜ぶ環境をつくるということで、これから公園の在り方というものも考えていく必要があると思います。私たちもしっかりと応援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で終わります。

○水上隆光 議長 これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時44分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 改めまして、こんにちは。議席番号10番、後藤英夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、質問は3点ありまして、今回の1点目は、本市農業の持続的発展と産業力強化について、それから2点目は、本市のインフラ整備について、最後に3点目は、道路や側溝の維持管理について、順次質問していきたいと思っております。

まず、1点目ですが、本市の基幹産業は農業であると捉えております。そこで、今回は本市農業の持続的発展と産業力強化についてお伺いします。

特に近年の課題である担い手の減少や、高齢化の問題、中山間地域における条件の悪い農地の問題、鳥獣被害の問題、耕作放棄地など問題も多く、多くの課題が山積しています。

農業を取り巻く状況は、年々、変化してきており、本来ならば農業で元気にしたい本市であります。昨今の状況の変化に農家の人たちの対応が追いついていない、そういった部分が多々あると感じています。特にコロナ禍とウクライナ情勢、それから、今日は1ドル143円をつけましたが、円安が大きな影響を与えているようです。

ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻が始まって半年が過ぎました。報道を見ますと、現在もウクライナの各地でロシア軍とウクライナ軍が戦闘を続けていて、大勢の市民が国外へ避難しています。島国で様々なものを輸入している日本にとって、資源大国で穀物やエネルギーの大産地であるロシアやウクライナの影響を受けているのは確実で、特に農業が基幹産業である本市は、その影響が大きいようです。今年に入って高騰を続けているガソリン価格がさらに高騰しています。ロシアは原油、天然ガスともに、世界有数の生産量を誇るエネルギー大国です。

原油の先物価格の上昇の影響は、まず国内のガソリン価格や軽油等の燃料価格に影響します。原油の代表的使用の米国産標準油種WTIを見ますと、侵攻前の1バレル90ドル台から、一時130ドルまで高騰しました。現在はやや落ち着いてきましたが、これに加え、円安も輸入品の高騰に拍車をかけています。

また、本市は特に畜産業が盛んで、多くの配合飼料にトウモロコシが使用されているのですが、日本はトウモロコシを主にアメリカから輸入しています。ロシアがウクライナに侵攻した場合、ウクライナの輸入が制限される、あるいは、完全に止まることになれば、その分、アメリカ産の需要が世界的に高まり、日本にとっては輸入価格がさらに上昇し、高止まりしていくと予想されます。

また、ハウス資材など幅広い農業資材も高騰が止まらず、農業経営を圧迫しています。輸入農産物も高騰しており、畜産業が盛んな本市では、特に牧草等、国産へ

の置き換えが課題となっていくと考えられます。

ウクライナ侵攻前から高騰していた石油製品の生産資材は、侵攻後も値上げが続
き、防水シートなどを製造するメーカーは、5月から1割値上げしました。原料の
ナフサの高騰が止まらないという状態で、ハウスのフィルムや、マルチを扱うほか
のメーカーもさらに値上げに踏み切ることとなっております。

さらに、ロシアはアルミ地金も世界有数の生産国であり、経済制裁でアルミ製品
にも影響が出ています。

ハウス部材メーカーは、4月、一部の製品を1割値上げしており、別のメーカー
も、5月、台車や脚立などを1割値上げしました。欧州から輸入する花苗について
は、到着遅れや輸送費の値上げも目立っております。

政府は、物価高騰の緊急対策をまとめた農業分野を含め、対策を用意しています
が、高騰はいつまで続くか見通せない情勢です。

本市も農家に対して思い切った施策が必要だと考えますが、さきに述べました状
況の中、本市の農業の現状と課題及び施策の効果を伺います。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの後藤議員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、世界
的な穀物価格の高騰、円安や輸送料の上昇、ロシアのウクライナ侵攻などにより、
飼料、燃油、肥料、資材などの価格高騰が続いており、農家へ甚大な影響を及ぼし
ております。

このような現状から、将来の見通しが立たず、離農者の増加や後継者の意欲の減
退などが懸念されております。

このため、本市独自の「菊池市原油価格・物価高騰対策農業者支援金」により、
令和3年の農産物販売金額が50万円以上の農業者を対象に、30万円を上限とし
て令和3年の農産物販売金額の100分の1を乗じた額を支援しております。

本支援金につきましては、8月の中旬から下旬にかけ、地域ごと（旧市町村ごと）
に、それぞれ2回、計8回の申請受付会を実施しておりまして、現在のところ61
2件で9,432万8,000円の申請があつているところでございます。

本市といたしましても、経営の安定化と事業継続の一助となるものであると認識
しておりまして、申請をされた農業者の方々からも、いち早くこのような支援をし
ていただき感謝しているといったお声もお聞きしているところでございます。

なお、本支援金の申請の締切りにつきましては、11月末までとなっております
ので、今後も広報などによって周知を行いながら、一人でも多くの農業者の方々に

ご活用していただきたいと思いますと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 「原油価格・物価高騰対策農業支援金」ですか、これについては、本市独自の施策ということで、県内ではいち早く取り組まれていることは評価したいと思います。農家やその後継者にとってはすごく励みになると思いますので、幅広く多くの農家に行き渡るように進めていただきたいと思います。

8月27日の農業新聞では、「ホルスタインの雄子牛相場暴落」と衝撃的な見出しが載っていました。資材高の長期化による素牛肥育農家の買い控えが主な原因のようですが、畜産業、特に酪農経営の厳しさに拍車がかかっているようです。規模の大きな畜産業、特に酪農業を営んでいる農家からは、事業継続のための緊急支援を切望する声が上がっています。特に厳しい状況にある畜産業については、どのように考えますか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 特に厳しい状況にある畜産については、どう考えるかというご質問でございますが、畜産につきましても、生産費に占める飼料費の割合が高く、飼料原料のほとんどを海外からの輸入に依存しておりまして、飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響は極めて大きなものとなっております。

特に、配合飼料価格については、円安進行や海外の飼料穀物原料の高騰などにより現在も高騰を続け、価格が下がる要因が見当たらない状況となっております。畜産農家の経営努力で乗り越えることは大変厳しい状況と認識しております。

このような状況から、今後も国や県の事業を活用しながら、経営の安定と事業継続の一助となるよう、県や関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 何度も申しますが、ロシアのウクライナ侵攻から半年が過ぎ、事態が長期化する中、日本の農業や食料安全保障にも大きな影響が出ています。本市の基幹産業である農業を守り、農家の所得を上げるには、生産コストの削減が最も重要なことだと考えます。肥料、燃料、飼料、それから、農業資材等の高騰により、農家はさらに厳しい状況になっています。

ご答弁いただきましたように、国や県の支援策を着実に取り込み、併せて、生産経費節減策に強力に取り組む必要があると思います。また、輸入に頼らない国産への置き換えについても、農家や農業団体などと意見交換を行いながら取り組んでいただきたいと思います。

本市においても、農業は産業面だけでなく、自然環境の面、防災や食育の面にも関わってくる重要なものです。1件でも多くの農家がこの長いトンネルを抜け、事業が継続でき、さらなる発展ができるような支援策を調査研究していただきますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、2点目、本市のインフラ整備について質問いたします。

インフラと申しましても、広く生活の基盤を形成する構造物などを意味するものですが、今回は、通告に従って、2点について伺います。

まず、国道325号の4車線化における本市の今後の対応や考えについてですが、この質問は、令和3年第2回定例会において、この県事業について、本市が把握している計画や進捗状況、それから、本市が取り組むべき将来のビジョンや考えについてお尋ねしました。

あれから1年3か月、本市を取り巻く状況は大きく変わってきています。半導体大手のTSMCや関連企業が菊陽町に進出、それから、本市にも多くの住宅やアパートが建設されているようです。

そこで、あえて同じ質問をします。

国道325号の4車線化について、本市が把握している計画や進捗状況、それから、本市の10年、20年先を見据えた活気ある魅力的なまちづくりのため、道路計画なども含めた本市の今後の考えを伺います。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ご質問にお答えいたします。

国道325号の4車線化等についてということでございますが、国道325号につきましても、県の事業となりますので、県北広域本部土木部に確認をいたしました。

平成21年度から、大琳寺から森北までの計画延長3.6キロメートルの4車線化事業に着手し、現在、菊池川における橋りょうの下部工工事、戸崎小学校付近より南側の拡幅工事及び菊池広域連合北消防署東側のバイパス工事を進めておられます。

なお、本区間は、菊池川に架かる大規模な橋りょうや断面の大きな宝永隧道の付け替え等の工事、また、大琳寺から菊池川までは多くの建物等の補償物件がありま

すので、整備完了には時間を要すると伺っております。

大琳寺交差点から市街地区間の整備の方向性につきましては、今後、現況の交通量や将来交通量の推計値を把握し、その結果を踏まえ、整備の検討に当たっては、市や関係機関と協議していきたいと伺っております。

市といたしましては、本市のまちづくりに重要な案件と認識しておりますので、引き続き熊本県と連携し、魅力あるまちづくりとなるよう検討を進めてまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 1年3か月前と全く同じ答弁でしたけど、ありがとうございました。

次に、TSMCや関連企業等の進出に伴い、住宅やアパートの増加傾向にありますが、その状況の変化に対する認識や備えについて伺います。

住宅やアパートなどの増加の状況をどのように把握・認識しているのでしょうか。

また、住宅やアパート等ができれば人口が増え、特にアパート等ができてくると、子どもの数も増加すると思いますが、道路や都市整備、上下水道、学校等のインフラが必要になってくると思います。この状況の変化に対する本市の考えを答弁いただきたいと思います。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

TSMCに関連する認識というところでございますが、本市における住宅建設などに関する現状ですが、TSMCに関連するかどうかは分かりませんが、特に菊池地区においては、西寺や野間口、花房地域において、また、泗水地区においては、富の原地域において、集合住宅や戸建住宅などの建設が増えているようでございます。

また、今後の動向につきましては、TSMC周辺の関連企業の進出などが進めば、それに連動して住宅需要も伸びてくることが考えられますが、どこにどれくらいの住宅の建設が進むのかについては、把握が難しい状況でございます。

つきましては、現在、道路・交通・住環境部会において、不動産業者や金融機関との懇談会や県への聞き取りを行い、情報収集と現状把握に努めているところでございます。

また、インフラ整備につきましては、現状、計画などはございませんが、今回のTSMCの進出は絶好の機会であり、これを住宅施策に生かすことは喫緊の課題と

捉えております。

今後も、民間の動向など、積極的に情報収集に努め、住宅建設を後押しするような施策を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 後藤議員に申し上げます。

1回目の質問の要旨のところの1、2とある場合は、1、2問とも一遍に質問のほうをよろしくお願いします。

後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 本市の近隣にある菊陽町にTSMCが建設中です。4車線化された国道325号を利用すれば20分ぐらいで到着できると思います。また、本市にある県の工業団地にも東京応化工業が来ていただけると伺っておりますし、さらに、もう1か所、工業団地ができる予定です。いろんな地域から本市にお見えになり、また、住んでいただけることを多くの市民が期待しているところです。その状況の変化をしっかりと捉え、研究し、少しでも多くの人に本市に定住していただきたいと思います。本市の周辺の自治体とも猛烈な引っ張り合い、綱引きが起きると思います。そのためにも、まず、インフラ整備とそのタイミングが重要だと考えますので、まずは状況の把握が大切だと思います。

先ほど不動産業者などとか、いろんな金融機関とか、そういったところを呼んで、聞き取りを行ったと答弁いただきましたが、不動産会社との聞き取りなどはどのような方法で、何回ぐらいされたのか。活発な意見交換がされたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えします。

不動産業者との懇談会につきましては、作業部会で住宅施策を検討する中で、民間との情報交換は必要と考え、実施したところでございます。

現在、2回実施しておりますが、初めての試みということもあり、住宅施策に関する貴重なご意見やご要望等を多数いただいたと思っております。今後も懇談会につきましては継続し、住宅施策に生かしていければと思っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 ありがとうございます。

私が市内の不動産業者に聞き取りといたしますか、そういったどういう状況か、今、家が増えているのかどうか、聞き取りしたところ、ああ、市役所から呼ばれましたと。そして聞き取りが行われたけども、不動産会社を一同に集めたため、なかなか競合する会社もあり、意見が出にくかったといった意見も聞いたことがあります。一同に集められる方法とは別に、個別の聞き取りも行ったほうが、より多くの情報が得られるということをおっしゃいました。

まず、どの地域にどれくらい住宅やアパートが建つのか、情報収集が、今、最も重要だと考えます。多くの皆様に定住先として選んでいただけるように、綱引きで勝てるような施策が必要だと思います。

次の質問に移ります。

○水上隆光 議長　ここで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩　午後1時23分

開議　午後1時29分
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員　3点目は、道路や側溝の維持管理について質問します。

近年は、異常気象の影響から災害に見舞われる日本列島ですが、特にゲリラ豪雨や大型台風がもたらす水に関連する災害が多くなっています。近年、激しさを増す豪雨の危険性が各地で指摘されていますが、中山間地域が多い本市では特に注意が必要だと思います。

平成29年7月に起きた九州北部豪雨災害で顕在化したことがあります。それは災害が、いわゆる中山間地域、すなわち、高齢化が進み、集落への道路は山間部や斜面の近くを通るため、平野部の道路に比べて土砂災害による通行止めとなる可能性の高い地域で発生したということです。この災害での死者37人のうち73%は65歳以上の高齢者であり、災害直後には孤立化した集落と連絡が取れないことが問題になるなど、まさに中山間地域の防災上の課題が浮き彫りになりました。

現在、中山間地域、平野部問わず、市道については、本市土木課が維持管理をされており、ふだんから修繕など迅速な対応をいただいて、感謝しております。特に近年は修繕工事の要望書を提出する際、対応が丁寧で分かりやすいと区長さんからお聞きしたこともあります。私も、修繕工事など穴がほげているというようなところを見かけたら、早めに対応していただいているということも感じております。

しかし、一方で、問題解決に至らず、悩んだ結果、私に相談される区長さんや市民がいらっしやることもまた事実です。

そこで、本市の道路や側溝の維持管理の現状と課題について、具体例を2点挙げてお尋ねいたします。

まず、1点目は、側溝についてですが、旭志伊坂にある市道、これは坂道ですが、坂を上っていくと左側に数百メートルの側溝があるのですが、左右にあるんですけども、左側のことを今回は言いますけども、途中の約17メートルは幅約20センチメートルぐらいの側溝で、その前後は30センチメートルぐらいの側溝なんですね。深さや能力も相当変わってきます。大きい側溝があつて、ちょっと細くなって、また大きくなつると。そういったことをイメージされるといいと思うんですけども、地元の人たちの話では、大雨が降ると、側溝が約30センチメートルから20センチメートルに細くなったところで雨がどんどんあふれ出すそうです。側溝下流域には工場や住宅があるんですけども、大雨のたびに心配しておられます。

また、その道路を挟んで反対側にも、同じ30センチメートル程度の側溝があるんですけども、そこはもうグレーチングの上まで泥が詰まっていて、水が流れていない状況でした。

区長さんが要望書を上げられていたかどうかは確認してないんですけども、地元の市民が旭志支所に相談したそうですけども、緊急性がないから施工はしないということをおっしゃっております。私が相談を受けたのが6月だったんですけども、梅雨前ですね。梅雨末期の大雨までには何とかしてほしいと、そういった思いを持っておられたのだと思います。

側溝内の土砂の撤去、それから約17メートルの区間の側溝を20センチメートルから30センチメートルの幅にすれば、前後と同じ幅にすれば、問題が解決すると思うんですけども、この場合、その緊急性というのはなかったのでしょうか。判断基準のようなものがあれば教えてください。また、そもそも下流が20センチメートルならば、その上流は同じような幅か、それより小さいのが普通だと思うんですけども、そういう設計が普通だと思うんですけども、なぜそのような設計になったのでしょうか。

それから、私、ちょっと確認にまた行ったんですけども、先日確認したんですけども、幅20センチメートルのところは土砂がかぶつて、側溝そのものがもう見えなくなっておりました。せつかく作った設備がうまく機能していないと思いますが、そのあたりのことをちょっと教えてください。

それから、もう1点は、七坪から小木白木方面に走る市道についてですが、その市道は約数百メートルにわたって両サイドから土砂が覆いかぶさり、道幅が狭くな

っていました。ここは以前、竹が覆いかぶさっているところということで、一般質問したところでもあるんですけども、特に山側ののり面は、ミミズを求めてイノシシがのり面に縦に何か所も穴を掘っていて、いつ崩れてもおかしくない状況にありました。

見かねた地元の区長さんが、自らバックホーを使って土羽打ちをされました。大雨の前に施工しておくべきだと判断されたなと思います。7月10日の日曜日に施工されたということを知りました。区長さんによると、区総出するのが通常ですが、この日はたまたま休みで、自分でバックホーを使って施工したほうが早いと思います、市役所に連絡されずに、施工に踏み切ったようです。

この道路は、ふだんから竹が覆いかぶさったり、土砂が道路にはみ出して堆積したり、道幅が狭くなったりと危険だと思うんですが、市道の管理上において、どこからどこまでが管理範囲か、道路横断について、管理範囲をお示してください。

また、今回、区長さんが行った施工について、維持管理の観点から、どのように考えますか。

また、これは小木の区長さんだと思うんですけども、区長さんへの聞き取りや、施工内容などの確認はいたしましたか。

以上、お願いいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えしたいと思います。まずは、道路、側溝の維持管理に関する現状と課題について、全般的なことについて申し上げたいと思いますが、現在、本市が管理しております市道は、1,675路線の実延長990キロメートルであり、市道の維持管理を効果的・効率的に行うため、維持修繕工事につきましては、区長の皆様からの要望後、現地を確認いたしまして、緊急性・危険性のある道路補修など、児童、生徒の歩行者の安全・安心を守るための通学路を優先的に、安全面、道路状況、交通量等を確認しながら、予算の範囲内で工事を行っているところでございます。

現状につきましては、経年劣化による老朽化などにより要望箇所が多くなり、維持修繕工事にかかる費用が増加していること、拡幅改良及び側溝整備については、用地取得や多額の費用がかかることなどが主な理由によりまして、早急な対応が困難となっており、対応が遅れていることが課題となっております。

また、突発的な道路陥没等が発生した場合は、安全面を優先するため、予定した箇所を翌年度以降へ先送りしなければならない状況もあります。

今後の取組といたしましては、引き続き、緊急性・危険性のある道路補修等や通

学路を優先的に行い、突発的な道路陥没等については、業者及び会計年度任用職員による補修などを早急に行い、安全の確保を図ってまいります。

また、通学路につきましては、道路安全プログラム事業（後に発言の申し出があり、「道路安全プログラム事業」を「交通安全プログラム事業」へ訂正）により教育委員会・小中学校・熊本県・警察などと合同点検を実施し、児童生徒が安全に安心して通学ができるよう、ラインの引き直しや路面標示などにより安全・安心のための整備を図ってまいりたいと考えております。

続いて、先ほど伊坂区のお話を申されましたけれども、こちらについては、区長のほうからの要望が上がってきていないという状況ですので、要望が上がってきたら、現地を確認して、緊急性を確認しながら判断をしていくという形になろうかと思っております。

続いて、市道の管理範囲というところの質問でございますが、市道の管理範囲につきましては、境界立会いにより道路部分と決定した箇所が市道という形になります。

地元のほうで施工されたことにつきましては、自ら機械を提供されて、通行に支障を来していた土砂の撤去を行っていただいたということで、まずもって感謝を申し上げたいと思っております。

市道の維持管理のために、地域の機械を使い作業をされている場合につきましては、作業前にご相談をいただきますと、現地立会い時に使用機械、日数、費用負担等について打合せを行いながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

すみません、先ほどの答弁で、「道路安全プログラム」と申し上げましたけれども、正しくは「交通安全プログラム」の間違いでございます。大変申し訳ありませんでした。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 先ほど区長さんの要望書が出てないとか、そういったことがありましたけれども、現場の確認と、区長さんや地元の市民への聞き取り、それから情報の共有が大切だと思います。

市道の管理において、1級、2級、その他の市道というふうに分けてあると思いますが、その中で、1級市道については、地区から地区、部落から部落を結ぶ主要道路だと思います。この主要1級市道においては、先ほど述べましたように、通勤、通学、通院、買物など、日常、頻繁に通行が行われる道路だと思います。この道路を

地区、部落としては、最低でも年2回、自主的に区長さんを中心に維持管理をされています。この道路が市によって維持管理されていない状況に私は疑問を感じます。最低でもこの主要道路は市において管理すべきではないでしょうか。執行部の見解をお願いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

1級市道の管理というところかと思いますが、市道の草刈りにつきましては、道路沿いの通行に支障がある箇所につきましては、草刈りを各行政区へ依頼をし、各行政区より草刈り作業を行われる箇所を示していただきまして、面積に応じて手数料をお支払いし、お願いをしているというような状況でございます。

なお、行政区で受託されなかった、交通量が多く作業に危険が生じる幹線道路につきましては、業者への委託及び会計年度任用職員により除草、管理を行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 最後に、市長の見解を求めます。

今、質問をしましたように、市道の管理について、高齢化社会の現在、今までのように、地区、部落よっての維持管理は非常に難しくなっておりますので、せめて主要1級道路だけでも、常時作業員を配置して巡回し、悪い箇所、また、区長より要望のあった箇所はすぐに対応していただくような考えはないか、市長の見解を求めます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、後藤議員より、1級市道だけでも市のほうでの対応をしてくれないかという趣旨のご質問でございました。

私のほうから、全体的な取組の状況、方針をお伝えしたいというふうに思いますが、部長からも今申し上げましたとおり、市道の維持管理につきましては、一部を地区の方にご協力をいただきながら進めているところでございます。

まず、全体的な道路パトロールという意味では、職員のほうで実施しております。そのほかに、いろいろな地元等々からのご連絡をいただければ、そのことも踏まえて、優先順位をつけて対応しているところでございます。

また、草刈り等に関しましては、可能な範囲では極力地域の方々にご協力をいた

だきながら進めているところをごさいますて、残りの部分の草刈りについては、市のほうで実施をしているところをごさいます。

また、穴ぼこなどの危険箇所につきましては、市で点検の上で、優先順位をつけながら、随時修繕を行っているところをごさいます。冒頭にお褒めをいただいたように、可及的速やかに対処していこうというスタンスで臨んでおるところをごさいます。

今後につきましても、緊急性、危険性のある道路補修であるとか、あるいは、通学路といったものを優先的に行いながら、安全の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 せっぱ詰まらない限りは、修繕を先送りしてしまうのはライフサイクルコストの増加につながります。また、設計も、既存の設計が生きていくような設計にする必要があると思いますし、維持管理が必要だと思います。机上だけでは見えてこないことも多いと思います。まずはしっかりと巡視を行い、それから、巡視の際、地元市民や行政区長との聞き取りなどを同時に行うことも重要だと思います。

これで質問を終わります。

○水上隆光 議長 これ、後藤英夫議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○
休憩 午後1時47分

開議 午後1時54分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 皆様、こんにちは。議席番号5番、公明党の島春代です。新型コロナ第7波は、感染者数がわずかながら減少ぎみで、ピークが過ぎたかのように感じられますが、11月頃には再度、感染の波がやって来るのではないかと専門家の意見が聞かれていました。今回の感染者急増で保健所も大変だったと思いますが、医療現場はクラスターが多発して、介護施設もですが、職員の疲弊は大変なものでした。

熊本県看護協会では、医療現場に携わっておられない潜在看護師の派遣要請があちこちからあり、人員を補うために臨時で働いていただき、大変感謝されているとお聞きしました。ウイズコロナ社会へ入っていくとはいえ、今後の流行再来が懸念されるところであります。

では、質問させていただきます。

まず、特性のある児童・生徒への支援についてお聞きします。

日本の人口減少の一因であります少子化が進んでいる現状の中でも、逆に発達障害や特性のある子どもたちは増加していると言われていています。この発達障害は、脳機能の発達が関係する障害で、主なものとしては、自閉スペクトラム症、ADHD、学習障害、チック病、吃音などがあり、同じ障害名でも特性の現れ方が違ったり、幾つかの障害を併せ持ったりする、様々な特性があります。読み書きが苦手だったり、友人とのコミュニケーションがうまく取れないなどに悩んだり苦しむこともあるのではないかと推測されます。

そのような子どもたちが全体的に増えていると考えると、小中学校の支援学級の児童・生徒数も変化しているのではないかと思います。

そこで、質問ですが、本市では、自閉や知的障害など支援学級に在籍する発達障害のある児童・生徒数は、10年前と比べて変化はあるのか。また、増えているとしたら、それはどういう要因と考えられますか。よろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの島議員のご質問にお答えします。

10年前ということですので、平成24年度と令和4年度を比較したいと思います。

10年前の平成24年度に菊池市内小中学校の自閉情緒障がい支援学級及び知的障がい支援学級に在籍します児童生徒数につきましては81名、令和4年度の在籍者数は201名でございます。129名の増となっております、比較しますと令和4年度は平成24年度の約2.6倍となっております。

増加の要因としましては、まず、平成23年8月に改正されました障害者基本法を受け、平成24年に中央教育審議会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が出されたことによりまして、発達障害に関する社会的認知が拡大したことが考えられます。

その後、学校におきましては、「合理的配慮」や「環境的配慮」など、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障することを保護者や地域に周知されるようになりました。

また、幼児期（後に発言の申し出があり、「幼児期」を「乳幼児期」へ訂正）を含めた早期から教育相談が行われ、本人・保護者に十分な情報提供がなされるようになったことで、保護者の発達障害等への理解がさらに促進されたことも要因だと考えられます。

医療的な観点から見ますと、平成30年度から厚生労働省が発達障害を診断できる医師の拡充を進めたり、診断体制の見直しを行ったりしたことで、診断を受ける機会が増加していったことも影響しているものと考えられます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 ありがとうございます。

10年で129名と2.6倍ということで、物すごく増えていることが分かりました。医療の発達、社会的認知、理解が広がったということで、以前は分からなかった診断名、本当に元気のいい子、大声を上げる子、そういう程度であった子どもたちも、やはり診断されると何かいろんなことが分かってきたと思います。

そんな中で、支援学級が増えたことは分かりますが、通常学級の中にもそのようなはっきりとした診断まではされていないけれども、先生方が日常的に関わる中で、生活や学習面などに何らかの支障があって、先ほど言いましたように、大声を上げたり、動き回って落ち着かないなど、ほかの子の学習に支障があるような状況があったり、そういう特性があり、支援が必要と思われる児童生徒がいるのではないかと思います。そのような少数と思われる子どもたちへの支援や教育はどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。また、そのような子どもたちへ支援されていく中での課題はどのようなものがありますか。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 まず、再質問にお答えします前に、先ほど私が答弁しました中で、「乳幼児期」と申し上げるべきところを「幼児期」と申し上げました。正しくは「乳幼児期」を含めた時期からということでございます。訂正したいと思いません。申し訳ありませんでした。

それでは、再質問についてお答えします。

学校におきましては、通常学級に在籍している児童生徒について、発達障害の有無にかかわらず、学校での学習の様子や生活の様子から、支援が必要だと考えられる場合は、個別の支援計画を作成しております。個別の支援計画によって、具体的な支援の内容を考え、実際に支援を行い、評価をしています。

そのため、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制を確立し、定期的に校内支援委員会で個々の児童生徒の状況について把握しています。

また、より個別的な支援が必要な児童生徒に対しては、巡回相談を活用して、ひのくに高等支援学校から派遣される巡回相談員から具体的な支援方法についてアドバイスをもらっております。

さらに、学校支援員を配置し、細やかな支援が行えるよう配慮しているところでございます。

支援を行っていく上での課題ですが、課題としましては、通常学級から特別支援学級へ移るなど、その子の教育的ニーズに応じた学級に移るためには、保護者・本人との合意形成が必要でございますが、保護者・本人が特別支援学級について理解し、合意形成に至るまでには丁寧な説明が必要であり、家族内の意見の相違などから話が進みにくいといったケースもあり、多くの時間を要することが課題と考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 少数と思われる子どもたちへ、いろいろな個別支援計画、また、委員会を設置されたり、相談員の協力、様々に支援をされているということ伺いまして、いろいろな課題があると思いますが、家族の理解も本当に重要なことだと思います。そういう課題を、今後、学校としては地道な理解をしてもらい、また、やはり自分の子どもや孫が何かほかの子と違うと分かっている、なかなか家族としてもどう対応していいか分からない部分もあるんじゃないかと思います。学校として、それらの課題に対して、どのように今後取り組んでいかれますか。よろしくをお願いします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再々質問にお答えします。

学校におきましては、特別支援教育に関する校内研修を毎年必ず行っております。教職員の特別支援教育に対する知識や理解を深めることで、一人一人の支援の質の向上を目指しております。

また、特別支援学校や療育等の関係機関との連携した支援体制の充実のため、巡回相談の活用やケース会議の実施などにも取り組んでおります。

さらに、新入生等については、事前に学校見学会などを実施したり、就学時健康

診断や学校説明会において、特別支援学級についての説明を行ったり、相談を受けるなどして、事前に児童生徒を把握する機会を増やしております。

以上、取り組んでおります。お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 ありがとうございます。

いろいろな子どもさん、それぞれの個性がありまして、いろんな課題が複雑にあるということで、取り組んでおられることも、また、子どもたちへの個別に丁寧に支援をいただいていることも分かりました。

特性のある子どもたちは、それぞれの個性とも取れますが、本人たちが成長していく過程でいろいろと悩みやつらさに直面しても、乗り越えなくてははいけません。個別支援が非常に重要であることが理解できます。

子どもたちが特性を生かしつつ、伸び伸びと学校生活を送っていくことは誰しも望むところであり、教育現場の基本と考えます。多様な子どもたちに対する教育支援は難しいところもあり、また、教員不足といいますか、教職員配置の問題など、いろいろ現実がある中で、また、課題も多くある中で指導されている先生方のご苦労も大変かと思いますが、一人一人に寄り添った支援を今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に移ります。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種について質問します。

肺炎を起こす原因としては、インフルエンザウイルスやマイコプラズマなどがあります。ここ数年は新型コロナウイルスの流行で、コロナウイルスによる肺炎も脅威となっております。

肺炎球菌は、その名のとおり、肺炎を引き起こす強力な細菌であり、肺炎の原因第1位に上げられています。肺炎球菌による髄膜炎と菌血症、これらは特に死亡率の高い重症な感染症と言われていています。健康な赤ちゃんや成人の鼻や喉にも肺炎球菌があることは珍しくないようで、抵抗力があったり、健康であれば問題はないのですが、免疫機能が低下している高齢者が感染すると、肺炎球菌が肺へ侵入しやすく、肺炎にかかるリスクが高くなると言われています。治療には抗菌薬を使いますが、耐性を持つ毒性の強い菌もあり、重症化になることも少なくありません。

国は肺炎球菌ワクチン接種の効果と必要性を認め、2014年10月より定期接種としました。接種後の予防効果は100%ではありませんが、感染症の発生率を74%減少させたと一定の報告もあり、肺炎にかかっても重症化を防ぐ効果が期待できます。

そこで、本市の肺炎球菌ワクチン接種の実施状況についてお尋ねします。
定期接種の主な要件と対象者の令和元年から昨年までの接種状況を教えてください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種についてお答えいたします。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種は、肺炎球菌による肺炎の重症化予防と死亡のリスクを軽減させる効果が期待されることから、平成26年10月より予防接種法に基づく努力義務が課されていないB類疾病の予防接種として開始され、接種回数は1回となっております。

本市におきましては、予防接種法施行令に基づき、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となられる市民で、肺炎球菌ワクチンを一度も接種されていない方を対象に接種券を送付しております。

また、60歳から64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方も、主治医が必要と認めた場合、対象となっております。

接種状況としましては、令和元年度が、対象者2,077人に対し、接種者600人。令和2年度が、対象者2,158人に対し、接種者674人。令和3年度が、対象者2,124人に対し、接種者595人で、接種率は、令和元年度が28.9%、令和2年度が31.2%、令和3年度が28%となっております。

費用につきましては、令和4年度の医療機関への予防接種委託料が8,761円となっており、内訳は、自己負担額が3,200円、市負担額が5,561円となっております。

なお、生活保護の方につきましては、自己負担額は無料で、全額市負担として実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 ありがとうございます。

対象者に対して30%前後ということで、低い数が出ておりますが、新型コロナウイルスの予防接種に、この何年かは関心が皆さんあって、肺炎球菌ワクチン接種率は少ないようです。コロナワクチンは無料であり、肺炎球菌ワクチンは一部自己

負担があるということも要因かと思えます。

この予防ワクチンは、接種後の予防効果は個人差はありますが、およそ5年ごとということで、65歳から5年ごとに接種されるように連絡をされているということで、1回しか定期接種は市ではできないということでお聞きしました。接種費用が市の助成であることは、高齢者にとってはありがたいと思えます。3,200円ではありますが、助成があるということで、関心のあられる方は接種をされているということではないかと思えます。来年の3月31日までに、本年は年齢で受けられなかった方は全額自己負担ということになるわけですね。あと、定期接種ということで、5年後の2回目からは任意接種となって、市の助成の対象外となるわけです。ワクチンですので、効果が薄れるということは確かにありますので、5年経過後ごとの再接種は推奨されてはいます。しかし、多くの高齢者の方は年金生活で、経済的負担が重いとの理由で、2回目以降は助成がないということで、約9,000円余りの任意接種になりますので、その9,000円というのはあまりにも高い、踏み切れないのが実情ではないでしょうか。

電話でお尋ねしました東京都国分市では、専門医師との意見交換でワクチンの必要性があるとの結論で、本年7月からワクチン2回目以降も、回数を制限せず、市の助成を行う事業を開始されています。9,000円のところで、この国分市では4,000円で接種できるようになり、申込みが約2か月で100件近く上るなど、高齢者の関心が高いそうです。

そこで、再質問ですが、高齢者の肺炎での死亡率が高いわけなので、年齢が行くほど、このワクチンを接種したほうがいいのではないかと考えます。肺炎球菌ワクチン接種をできるだけ受けていただくためにも、2回目からの任意接種も市の助成対象にさせていただく考えはないでしょうか。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 2回目以降の接種の助成についてお答えいたします。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの2回目以降の接種につきましては、予防接種法に基づく接種とならないことから、助成を行う考えはございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 予防接種ではありますが、市で助成はちょっと難しいということですが、肺炎になれば体力低下、また、日常生活動作の低下ということで、肺炎で亡くなる方の90%近くは高齢者であることから、予防が重要となります。

また、持病をお持ちの方で肺炎になれば、その持病もさらに悪化するということが考えられます。

また、年齢が高くなるほど必要ではないかと思えます。年齢的なことはちょっと分かりませんが、65歳ぐらいというのはまだ皆さんお元気な方が多いので、年齢が行くほど必要なワクチンかと私は思います。

先ほども言いましたように、自費負担というのがあることで、また、ウイルス感染のような流行するものではなく、対象者が抵抗力が弱ったときに発症したりする肺炎ですので、危機的なものは皆さんあまり感じられないかもしれませんが、ウイルスみたいに流行すれば意識が高まりますけども、このようなワクチンの助成が少しでもあれば、2回目以降の接種率ももう少し上がるのではないかと思います。

年齢が高くなるほど必要なことを市でも広く広報していただき、少しでも接種をされることを期待したいと思います。

今後、あまり助成がある市とかはまだ少ないですけども、今後、この本市でも検討していただくようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○水上隆光 議長　これで、島春代議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、9月8日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会　午後2時20分

第 4 号

9 月 8 日

令和4年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和4年9月8日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 皆さん、おはようございます。議席番号1番の本藤潔でございます。先日の台風11号では、自然災害による被害は結果的に少なく、ほっとしているところではありますが、同じ日に静岡県認定こども園において、3歳児の園児が通園バスで取り残されて、その後、亡くなるという報道がありました。昨年の福岡県で同じような事故があったにもかかわらずです。自然災害による天災は、近年の教訓から、事前にその被害を多少少なくすることは可能かもしれませんが、人災は決してあってはなりません。今回の事故は、責任感の欠如による人災そのものであり、無念であり、残念でなりません。私たちが暮らす、この社会の疲弊や不備や不満といったものが人災によるものでないことを願い、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、昨年も数名の議員さんから一般質問がなされていましたが有害鳥獣対策についての質問でございます。

昨日、平議員と泉田議員が質問をされ、答弁いただきましたが、それを聞いた上で、最初は重なりますが、直前の質問の変更であったり、新しい質問は控えて、なるべくダブらないように、関連質問としてさせていただきたいと思っております。

昨日、捕獲する猟友隊の声、被害を受けられている声、一般市民の声、行政の四つの視点からの質疑応答がありました。

今回、鳥獣対策には、私は病気に例えて、予防、餌場や隠れ場をなくすこと、治療、柵で囲う、また、追い払うこと、手術、適切に捕獲することが必要だと思ひ、予防、治療、手術、アフターケアも含めてお尋ねしたいと思っております。

まず、過去3年間で数百頭に及ぶ相当な捕獲量と、数百億円に及ぶ相当な被害額を受けて、病みつつある鳥獣被害帯、菊池市のけがの状態と、その対策を改めて教えてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

昨日も申し上げましたけれども、鳥獣被害の認識につきましては、平議員、それから泉田議員さんのご質問にお答えしたとおりでございますが、農業のみならず、多方面での被害が発生し広がっているところでございます。

また、今後の対策につきましては、引き続き有害鳥獣捕獲協議会へ通年の捕獲業務を委託し、報償金を交付することで、有害鳥獣捕獲を推進するとともに、国及び市の補助事業による侵入防護柵などの整備を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 捕獲鳥獣のこの被害の以降の話を昨日もお示しいただきましたが、イノシシだけでも800頭近くの捕獲の報告があり、被害額も600万円、800万円、900万円ほどの被害の報告があったわけですが、人里離れた山奥から、里山や、この住宅地に及んでいる鳥獣被害の予防として私たちができることは、圃場や集落を餌場とか隠れ場にしないことであって、鳥獣が身を隠すことができないように、人築なんかで草刈りや雑木林の伐採をしているところでもあります。集落単位または個人で、栗山であったりとか、稲作地、飼料、野菜畑などには柵を張り巡らせるという治療も必要となるわけでもあります。

治療のさらなる対策として考えることは幾つかあると思われませんが、先ほど捕獲数の説明といたしますか、報告があったわけですが、捕獲のほとんどは、鉄砲ではなくて、いわゆる箱わなが圧倒的に多いと聞いております。有害鳥獣捕獲協議会、捕獲隊として、捕獲班が8班で構成されており、現在は51名が会員、メンバーであるとのことですが、例えば協議会に入っていないけれども、捕獲免許を持っていらっしゃる方は、この議会の中にもいらっしゃるし、一般の方にも相当数いらっしゃるわけでもあります。その方々の狩猟期間といたしますか、設置期間といたしますか、11月から3月までのことのようにありますが、この許可期間を通年または期間を数か月延ばすことも検討していただけたら、捕獲数も増え、被害額も少なくなるのではないかと考えております。

さて、重い病気だということが分かりました。病院の先生や看護師はそれなりの報酬、手当がついておりますが、捕獲隊頼みとなっている現在、昨日も話にありましたが、猟友会頼みの現状で、その方々の話を聞きますと、当然それは専門職ではなくて、半官半民ではありませんが、半分はボランティアの要素も濃いところもあるところから、捕る側の意欲向上や、集中的、効果的に捕獲できるため、できれば繁殖期や妊娠期の期間だけでも捕獲報償金の増額をできないか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、イノシシの生態について申し上げます。一般的に繁殖期が9月から11月まででございまして、妊娠期が12月から2月までと言われており、この6か月間の期間、特に妊娠期を狙って捕獲を行うことで、効率的な捕獲につながるということは認識しております。一方で、駆除班の方より、イノシシは繁殖期・妊娠期には生息区域が山深くなり、駆除に苦慮されているということも聞いております。

また、報償金につきましては、毎年、年度当初の有害鳥獣捕獲協議会の総会において、市より予算の範囲内で交付になることを説明の上、ご了承いただいております。

また、年度途中において、捕獲数が大幅に増え、報償金の不足が見込まれる場合には、駆除班長会議を開催いたしまして、予算残の運用について決定をいただいております。

具体的には、予算残を11月頃から3月までに捕獲した総頭数で割った単価で報償金を算出いたしまして、年度末にまとめて交付しているような状況でございまして、その期間に報償金を増額することは、現在のところ厳しいと考えております。

しかしながら、有害鳥獣捕獲協議会への引き続き効果的な時期に捕獲していただくようお願いしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ただいま予算の範囲内というお答えをいただきまして、年度途中からの増額はなかなか厳しいというようなご回答だったかと思いますが、この被害額に関しても、昨日もお話がありましたが、農業共済に加入していない方の被害状況は入っていないため、実際にはその額はもっとあると聞いておりますし、被害状況を見て回ると、確かにそのように私も感じるところであります。集中して

意欲的に捕獲してもらうための予算計上も必要かと私は思っているところであります。

手術のやり方も変えてみることも検討の価値があり、可能かと思っております。例えばICTを利用した活用法についてであります。これは鳥獣被害防止総合対策交付金の中にもあるものであります。ICTわなとシステムを連携した捕獲情報を管理する、いわゆるスマート林業、スマート農業の推進につながるものでありまして、この利点は、遠隔で見て操作ができる。猟友会の方が高齢化している中で、仕留める方の労力や手間が省ける。機能や設備を貸出しすることもできる。モデル地域事業としてやれる。ジビエの新鮮な肉が調達できる。しかも、補助事業でやれるなど、いろんな可能性があると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ICTを活用した有害鳥獣の捕獲機材の導入につきましてお答えしたいと思います。

ICTを活用した有害鳥獣の捕獲機材の導入につきましては、現在、農作物被害に対する国の補助事業によって有害鳥獣捕獲協議会が防護柵などの整備を実施しておりますが、この国の補助事業では、ICTを活用した捕獲機材の導入経費も補助対象となっております。導入することは可能ですので、今後、有害鳥獣捕獲協議会と協議をしながら検討してまいりたいと考えます。

なお、県の取組にはなりますが、本年度から県北広域本部林務課が、水源林研グループと旭志林研グループと連携して、本市においてICTを活用した有害鳥獣対策を試験的に始めておられます。森林被害対策として、ニホンジカの生息区域などを把握するため、AIカメラを大字原と旭志大字弁利の山林に設置し、転送された画像データによる確認作業を行っておられます。実際に、ニホンジカを含めた有害鳥獣の生息が確認されております。

このようなICTを活用した情報を県と共有することで、今後の有害鳥獣捕獲に活用してまいりたいと考えます。

以上、お答えとします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 県といたしましても、広域的な様々なその試験的な導入であったり、AIカメラ等のお話もありましたが、ぜひ検証もいただきたいと思っております。

また、菊池市単体だけで導入することが厳しいのであれば、やはりどうしても広

域的な取組も必要かと思っておりますので、検討していくところが必要かなと思っております。

手術を成功させるためには、名医と呼ばれる先生に適切に集中して施してもらうことだと思いますし、ジビエ加工というアフターケアまでの処分の在り方も行政が率先して一緒にやっていたらというふうに思っております。

ただ、そのためには、自己負担金が気になる場所ではありますが、森林環境譲与税の使い方等も含めて、次の機会に質問をさせていただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

保育所等における災害発生時の臨時休園等についてであります。

この災害時の臨時休園については、実は平成30年11月に厚労省が、乳幼児の安全の確保のため、施設長の判断で臨時休園を行うことは妨げられていないとしていたものの、義務教育の小中学校とは整理や所管が違いまして、保育の制限を伴う臨時休園の最終的な意思決定者は実施主体である市町村であることから、非常時における保育施設等の適切な臨時休園の判断を推進する観点から、実施基準を検討することについて、地方公共団体に要請する必要があるとの勧告を総務省から受けていました。

それを受けまして、厚労省は市町村に対して臨時休園等の基準についての策定をお願いするとの事務連絡を令和2年7月に発出をしております。自然災害等が発生するたびに、臨時休園のその判断が悩ましい話が常に園長会等でも上がり、対応はそれぞれでありました。

今年の6月に菊池市から、風水害時の警戒レベル4の避難情報が発令された時点から臨時休園の基準とするというガイドラインが示されましたが、県内で非常時における保育施設等の臨時休園の判断基準を示したガイドラインを策定しているのは、45自治体中35自治体が策定している状況であります。

今回のガイドラインの策定に当たり、利用者及び施設側に対する留意点と、今後、考えられる課題についてお示しください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。

保育所等における災害発生時の臨時休園等についてのガイドラインについて、お答えいたします。

まず最初に、ガイドラインを策定した経緯についてご説明いたします。

近年、これまでに経験したことのない異常気象の発生が全国各地で相次いでおりますが、本市におきましても例外ではなく、今後、最大級の警戒が必要な気象状況

が発生する可能性も予想されます。

そのため、台風や集中豪雨、地震などの自然災害の発生により、人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合に、保育所等を利用する子ども、保護者及び保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が必要になることから、避難情報が発令された場合における臨時休園等の対応に対する基準を、庁内関係部署や保育所等の施設長から意見を聞き取り、今年6月に策定したところでございます。

ガイドラインの運用に当たっての留意点でございますが、子どもを保育所等に預ける保護者に対しましては、ガイドラインの理解や防災への意識を高めてもらうこと、保育所等に対しましては、施設の立地条件や気象状況により施設長と市が協議し、臨時休園等の判断をすることでございます。

課題としましては、保護者に対しましては、ガイドラインの周知を重ねていく必要があると考えております。また、今年7月中旬の大雨時におけるガイドラインの運用について、園長会にお尋ねしたところ、特に意見はございませんでしたが、今後も引き続き関係者の声を聞いた上で、改善すべきところがある場合は見直しを行い、ガイドラインを充実させていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ガイドラインができたばかりでありまして、今後、実際に自然災害等を経験する中で、このガイドラインというのを運用する中で、充実していきたいというご回答だったわけでありますので、私たちもしっかり命を守る立場として、気を引き締めていきたいと思っているところであります。

一斉の臨時休園となれば、どうしても困られる家庭もありますが、それは熊本地震のときに経験済みであります。どうしても保育を必要とする家庭や、代替保育についての必要性はどう思われますでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、施設の立地条件や気象状況により臨時休園の対応を取った場合においては、医療関係者や社会的要請が強い防災関係者など、どうしても子どもを預けないと困る保護者も一定数おられると思われますので、代替保育を含め、市としても対策を講じる必要があると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 対策をお互いに講じる必要があると思っております。ただ、災害時の拠点施設として、あらかじめ指定していることで、利用者、また、保護者の方は安心できることもあるかと思っております。

医療機関であったり、警察、メディアなど、いわゆるエッセンシャルワーカー、あまり好きな言葉ではないですが、エッセンシャルワーカーと言われる職業の方々から、早く開園してほしいと熊本地震の際に、まだ開園できる状態でないときから開園の要請が多方からありました。有事のときは助け合いであります。

当時の一つの事例であります。開園はしたものの、水が使えなく、給食の提供ができていなかったことから、数日間、弁当持参でお願いしますと周知をすると、大変なクレームが来ました。私たちは水もなく、食料もないのに、弁当を作れとは何事かと。確かにそうです。結局、我が家で数名分の弁当をこしらえて対応したこともありましたが、要するに、どうしても保育を必要とする利用者は、一斉に預け先がなくなると、仕事も含めて支障を来したり困られるわけなんです。

例えば菊池市には公立保育所が2か園ありますが、例えばですが、災害拠点施設としての機能であったり、位置づけるようなこと、そのような対応はいかがでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 公立保育所の代替保育についてお答えいたします。

議員ご質問の公立保育所での代替保育につきましては、公立保育所自体が被災することも考えられますので、公立保育所を含めた市内保育所等や地域子育て支援拠点施設等との相互協力の下、代替保育の仕組みづくりについて、他の自治体の事例も参考にしながら、関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 確かに、そのとおりだと思っております。民間保育所でも自然災害に遭って、例えば一時開所が可能な保育施設等においては、どうしても必要な利用者を一時的に保育を提供する。その一角で保育に当たれる場所と、保育士で臨時的な保育を行うということも可能かもしれません。しかし、そのような災害発生時の保育に関しては、保育団体と協定を結ぶことも必要になるかと思いますし、有事の際の受け皿として、例えば高齢者施設では既に協定を結ばれているように、話合いの下、どういう仕組みづくりができるか、そのような体制づくりを検討し、

関係機関とともに進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

菊池市公共施設等総合管理計画についてであります。

前回の定例会で議案として示されましたが、今後、個別施設計画をどのような手順で進めるのか、そのガイドラインを示していただけませんか。よろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、おはようございます。それでは、本藤議員のご質問にお答えいたします。

個別施設計画は、一定の考え方、基準の下で、一つのたたき台として策定いたしております。いわば、行政の視点で策定したたたき台でございます。

たたき台とはいいましても、人口の減少や施設の老朽化に伴う将来負担の増加、施設利用者の需要変化なども視野に入れながら、次世代への負担をできるだけ軽減したいといった思いも踏まえまして、検討した計画になります。

個別施設計画の推進は、利用者や市民に対し、施設利用状況や劣化状況などについて丁寧な情報発信を行いながら、市の方針に対する合意形成に努める必要があるため、計画の周知として、令和4年度から令和8年度を第2期とした「総括版」を市のホームページに情報公開しているところでございます。

現在は、第2期に該当する施設ごとに施設所管課において「進捗管理表」を作成し、年度ごとの取組スケジュールを定め、合意形成に努め進めているところでございます。

また、取組内容につきましては、施設ごとに形態も異なりますので、説明会やアンケートを取るなど施設に応じた内容となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 施設ごとに管理計画を策定されて、今、部長の答弁の中にも合意形成という言葉がありました。今回、このたたき台ということでお示いただきましたが、私も全国的に公共施設の老朽化であったり、施設需要の変化などから、平成30年に余剰箱物の維持管理費、いわゆる箱物のワースト6位と報じられてきたことから、これまでの経緯や取組は理解しているつもりではありますが、この個別施設計画からは、単になくすだけであって、改革案が見えてきません。地元住民への説明、それから、ヒアリングは行われるとのことですが、合意形成を図っていく

上で、第三者に諮問して意見を聞く審議会を設置して、当事者だけでなく、有識者であったり、地域の方々に諮問する機関を設けるというのはいかがでしょうか。

例えば、防災機能を有する重味グラウンドもそうですが、支館や体育館も、機能そのものをなくすのか、新たな別の機能として残すのか、同じような機能に統合するのか、別のところに持っていくのか、それとも、なくすのか、その議論を経て、そこから実施計画として出していただきたいと思います。そのためには、第三者に諮問して意見を聞くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、再質問にお答えいたします。

まずは、きちんとした手順を踏んで、利用者の事情を酌みながら、コスト面も含めまして、丁寧な説明を行い、合意形成を図っていきたくて考えております。

現時点で第三者委員会などの設置は考えておりませんが、今後、推進していく中で、第三者等の意見が必要な事案等があれば、その際に検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 この問題は総論賛成各論反対となりがちなので、できれば行政改革推進本部と当事者だけではなくて、市民参加型でいろいろな意見を集約して、知恵を絞りながら、先ほど部長の答弁のお言葉の中にもありました合意形成を図るべく進めていただきたいことを要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、本藤潔議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時31分

開議 午前10時38分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、おはようございます。是は是、非は非の福島英徳でございます。それでは、通告に従い、一般質問を行います。

本日は、菊池市管内堤防等周辺美化委託について、委託先の変更及び用途についてお尋ねいたします。

七城町の河川管理については、市町村合併前から国土交通省からの委託金を受けて、管内の迫間川、菊池川の草刈りなどの管理を行っていました。また、草刈り作業と一緒に、河川敷にコスモスの種をまいて、毎年10月から11月には河川敷一面にコスモスの花を咲かせることで、市民の憩いの場として、また、観光客誘致に向けた取組の一つとしても、上手に河川のコスモスを利用することにより、メロンドームへの買物客や、温泉ドーム、そして、リバーサイドパークへの日帰り客や宿泊客の集客にもつなげていたと、七城町議会議員であった私の父からもよく聞かされておりました。当時の緒方七城町長が熱心に国土交通省との協議を重ねて、町長と職員が一体となって、適正な管理をやってきた成果であったと、そう話していたことを鮮明に記憶しております。

しかしながら、ここ数年はコスモスの質が落ちているように感じます。特に今年7月末時点で、国道325号の水次橋から西郷橋までの迫間川の右岸側は、草刈りがされていない状況であり、コスモスの種をまく河川敷においては、迫間川、菊池川とも、一切、トラクターで耕してもいない状況でした。

コスモスが咲く要件としては、雑草を栄養となる肥料にする作業、要するに、トラクターでの耕うんが重要であると、七城町で当時管理をされていた方や、昨年度まで管理をされていた会計年度任用職員の方からは聞いていました。私はこのままでは今年の10月から11月にかけて、コスモスが咲くことは難しいのではないかと思いますし、地元住民の方々も不安視されている状況です。合併前から成果を上げている七城町河川敷のコスモスの事業を継続するためには、再構築を行う必要があると私は考えます。

これにつきましては、市長に就任されてから、様々な観光客誘致事業に力を入れてこられた江頭市長ですが、東京浅草での観光PR「まるごとにつぼん」や、パエリア誘致のためのスペイン訪問、直近では、結果的に市長自らが減給になったデジタル掛け軸などと同様に、いつの間にか消えて去っていった事業とならないためにも、そして、何よりも無駄な予算の活用にならないためにも、私が以前に行った一般質問の経過を踏まえて、今回、別の角度から質問することにしました。

今回の一般質問をする上で、確認しておきたいことが数点ありましたので、8月2日付で土木課長宛てに質問事項を文書で提出しております。8月5日付の回答書を受け取りましたが、その回答内容において疑問点が幾つかありましたので、8月12日付で担当課に資料写しの開示請求を行いました。

それでは、回答書及び開示請求資料に基づいて、一般質問を行います。

まず、菊池市管内堤防等周辺美化委託金については、例年3,000万円を超える委託を国土交通省、九州地方整備局菊池川河川事務所と行われていますが、委託契約書の内容を読んでみますと、この委託金は、主に菊池市管内の堤防、ダム等除草及び周辺美化の委託となっていますが、市としては、現在、この委託金を活用してどのような河川管理を行われていますか。併せて、令和3年度において、担当部署の土木課は、その河川管理の確認をどのようにされてきたのか、お答えください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、福島議員の質問にお答えいたします。

国の委託金を受けて、どのような管理をとということでございますけれども、河川管理につきましては、国の委託金を生かしながら、それぞれ、委託先、各区、それから、シルバー人材センターとか、菊池川のキッズ探検隊、そういった委託先に依頼をして、管理をしていただくという形になりますし、また、機械等、そういった部分については、本市のほうで準備をいたしまして、管理を行うということで、それぞれに実績等を出していただきながら、管理をしていくという形で進めております。

河川管理の確認については、一応実績を上げていただいて、その実績を基に支払関係を行うというような形で進めております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 だとすれば、土木課としては、特に確認するまでもなく、あくまでもそのような報告を受けて、確認とされるということですね。

さて、国土交通省からの委託金である美化委託金について、その使い道である歳出予算ですが、先ほども答弁されました。また、令和元年第3回議会定例会で、当時の中村建設部長からは、大きな機械を3年に一遍程度は購入する費用にも充てて、管理を行っていると言われております。

令和3年度までの歳出では、国県所管河川除草作業委託事業として、作業員の報酬、消耗品費、燃料費、修繕料、自動車保険料、草刈り除草管理委託料、自動車使用料として予算化してありましたが、令和4年度の歳出予算では、事業のほぼ全額の約2,500万円が草刈り除草管理委託料のみで計上されています。除草機械やトラクターなどの機械類は市が保有・管理していたと、当時の中村部長が話されていたことを記憶しております。

それでは、令和4年度から一括して草刈り除草管理委託料になった理由について、

お聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

業務委託を変更した理由ということで申し上げたいと思いますが、七城地区の除草及びコスモス植栽につきましては、令和3年度までは会計年度任用職員として、市で雇用を行い管理を行ってまいりました。

令和4年度より会計年度任用職員による河川の除草及びコスモスの植栽から、業務委託へと変更を行っておりますが、変更を行った要因といたしましては、会計年度任用職員の高齢化が進んでおまして、近年の猛暑により体調管理が困難になったこと、また、草刈りなどの会計年度任用職員につきましては、募集をかけても応募が少ない状況でありました。そういったことが主な理由ということになります。

令和3年度の実績において、夏場では、先ほど答弁いたしましたとおり、会計年度任用職員の体調を考慮し、時間短縮を行った日があること、また暑さにより作業効率が悪化したことにより、草刈りが遅れ、通行に支障を来し苦情が出たために、急遽、菊池市全域の市道の穴ぼこ、草刈りなどの管理を行う会計年度任用職員で河川の除草作業を行うなどのような状況というのもありました。

このようなことから、会計年度任用職員による継続的、計画的な河川の管理は困難となると判断したものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ちょっと私が確認している内容と少し違うようですが、それは後ほどまた質問するといたしまして、今年8月に開示請求しました令和2年度から4年度までの国土交通省との委託契約書の第6条、委託費については、除草等に必要な人件費、燃料費、機械修繕費、事務費が経費として支払われることになっております。

また、令和4年度の契約書における菊池市七城町の河川の管理費用については、その内訳を見ると、税込み1,980万円となっており、美化委託金の使い方について、本市では令和4年度の歳出項目を変更されております。そのことについて、国土交通省と協議は行われましたか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

国土交通省との委託契約に基づいて契約をしておりますけども、それについては、業務の遂行という形の部分で協議を行いながら進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 議会の役割として、執行部からの事業提案に対して慎重に協議、審議して、それを議決して、年度予算を承認します。予算決定後は江頭市長に執行権をお任せする形になっておりますが、デジタル掛け軸のような不適切な事案を出さないためにも、私自身もさらに学習して、市民の期待に応えたいと考えております。

実は、令和3年度まで、会計年度任用職員として、七城町の河川管理ほか、七城町の環境整備を行ってこられた方8名が、3月の中旬に私の自宅までお越しになりました。その内容は、今年の1月17日に、突然、令和4年度からの河川管理について、任用期間満了の通告を受けた旨で、その日付もはっきり覚えておられました。その説明は、採用面接した土木課ではなく、七城支所からの任期期間満了の通告だったとのことでした。河川管理をされていた会計年度任用職員の方々は、ほぼ七城町在住の元気のいい方々です。なぜ七城支所を通じての通告だったのか。本来は雇用している担当課である土木課から話を行うべきではなかったのでしょうか。会計年度任用職員から委託に切り替える理由は、先ほどご説明にありました。

そこで、まず、私の質問書に対する回答書で、会計年度任用職員の作業内容に対して苦情が出ていたと記載されておりました。先ほどもそのような答弁をされました。開示請求では、その苦情の内容を要求しておりましたが、文書は保有していないと不開示の理由に書かれております。本当に苦情があったのですか。苦情は電話であっても、日時や内容と名前、匿名の場合は匿名として残しておかなければなりません。メモでもいいはずです。残していない理由をお答えください。

また、会計年度任用職員の作業状況を定期的に確認されておりましたか。会計年度任用職員の作業の方々からは、土木課をはじめ、職員は一度も見に来たことはないとはっきりおっしゃっていますよ。

以上、お答えください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、暑さのために作業効率が悪化したことによりまして、草刈りが遅れて、通行に支障を来し苦情が出たというところになります。

すが、そちらについて、文書での控えはございません。

それから、あと1点目の草の状況の確認ですけれども、職員の担当者としては、何度かは行かせていただいております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 そのような苦情が出るのであれば、ぜひやっぱり現場を見て、作業の方々と話して、そこで指導するというのが、その市の役割じゃないんでしょうか。

令和3年度に七城町の河川管理などの業務に関係していた七城支所の職員であった方たちからも事前に聞き取りをしております。そのときに話されたのは、土木課所属の会計年度任用職員だった作業員の方々は、河川の草刈り以外にも、七城町全体の環境整備について、常に協力的であり、この箇所草刈りもお願いできますかと状況を話すと、緊急を要する箇所の場合には、河川の草刈りよりもお願いした箇所を優先して対応してくれていました。また、近年の酷暑、猛暑の中で、七城町の環境美化のためによく頑張っていたら、感謝していると熱く語っていただきました。

このような熱意のある職員ばかりではなく、近年の菊池市職員は、住民対応について希薄になっていると、七城町の住民以外からもよく聞きます。お役所仕事、その特徴ともいえる上から目線での対応など、このような市民からの苦情は、江頭市長が就任されてから多くなっているように感じます。菊池市民に対して、市民なんてどうでもいいなんてことはないはずで。

最近、宮崎県知事に立候補を表明された前宮崎県知事である東国原氏がよく言われていた言葉を用いれば、菊池市もどぎゃんかせんといかんのではないのでしょうか、江頭市長。

私も菊池市議会議員として、菊池市民のために、今後も何らかの行動を起こしていきたいと考えているところです。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時58分

開議 午前11時04分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、次の質問に移ります。

河川管理を委託契約した経緯、及び契約内容の整合性について、これも8月5日付の土木課長からの回答書、及び8月23日付の開示決定通知書の内容に沿って、質問いたします。

国土交通省菊池川河川事務所長との美化委託契約書の内訳では、河川管理費用について、七城町分の配分が、先ほども申しました税込み1,980万円でした。しかし、土木課からの回答書では、七城町分は税込み1,665万円となっております。コスモス満開の河川にするには除草作業などの管理が特に重要です。七城町のコスモス満開の河川は、観光客誘致の一翼を担ってもおります。また、合併前から河川事務所と、当時の町長や担当課が熱心に協議を重ねてきたことにより、発生してきた委託料ですよ。七城町の河川管理の予算配分について、なぜ300万円以上も減らしているのですか。建設部長にお聞きします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

国の委託料と実際の祭り実行委員会のほうの委託料との乖離があるということについてお答えしたいと思いますが、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会のほうの委託に際しましては、令和4年度の国の予算が確定をしておりませんでしたので、本市の予算編成時には令和3年度の算定を基準にして出しているところでございます。その部分で一定の乖離があると認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、今後も国土交通省からの内訳書での河川管理配分につきましては、経済建設常任委員会において指摘、確認をしております。

次に、1,665万円もの大きな金額を七城ふるさとコスモスマつり実行委員会に委託してありますが、先ほどの回答書の後半に、業務遂行能力、持続可能な組織力、地元振興への熱意など総合的に判断しとありましたが、ここに書いてある総合的に判断しとは、担当部署が業務委託をする際には、指名審査会へ提案することを免除する団体以外の場合、指名審査会に諮り、指名審査会において最終的な判断をされるはずですよ。

開示請求した資料では、実行委員会は一補助団体であり、そのメンバーは、不当な交際費問題で渦中の人でもある七城町振興公社の服部社長をはじめ、七城区長会

長、副会長、JA七城中央支所長、商工会の七城支部長、委員経験者など20名程度の名が連ねてあります。

私が調べた限りでは、委託とは、本来は市が行わなければならない業務について、随契委託の範囲内、また、その範囲を超える委託になる場合は、菊池市型指名プロポーザル方式実施要領に基づき、指名参加資格を有する者や、過去5年間における対象業務と同程度の実績を有することなどが資格要件になると考えますが、指名審査会では十分な協議が行われたのでしょうか。また、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会には指名参加資格があったのでしょうか。実行委員会がどの程度の河川管理能力があるか、担当部署は調査をされていましたか。果たして、行政が実績もない、一補助団体と勝手に単独随意契約を結ぶことは適切なのでしょうか。

市から委託する場合に、委託先として、市が担当している事務局の組織への委託、具体的に申しますと、土木課の業務委託について、観光振興課が事務局である市からの補助金のみで祭りイベントのみを運営されてきた七城ふるさとコスモスまつり実行委員会と、なぜ委託契約をしたのか。総合的な判断について、指名審査会では異議が出たのか、出なかったのか。また、十分な協議はなされたのか。そして、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会へ単独随意契約で委託契約したことが適切だったかも含めて、指名審査会の委員長である芳野副市長から、審査会での議論はどうだったのか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 芳野副市長。

[登壇]

○芳野勇一郎 副市長 改めまして、皆様、こんにちは。ただいまの福島議員からのご質問にお答えをいたします。

契約業者につきましては、業務委託で設計額が50万円を超える場合、指名審査会で審議し業者を選定しております。「菊池市管内堤防等周辺美化委託（七城地区）」の契約につきましては、設計額が1,665万700円でありましたので、指名審査会に諮り、業者を選定しました。

選定につきましては、指名審査会の中で担当課より「菊池市七城ふるさとコスモスまつり実行委員会は菊池市商工会七城支部・菊池市区長協議会等により構成される団体であり、七城地内の河川を熟知しているため。またコスモスの植栽・管理に関してもコスモス祭りと併せて行うことで、より一層の一体感を創出するため」との理由で菊池市七城ふるさとコスモスまつり実行委員会と1者随意契約を締結したい旨の説明を受け、内容を審議し決定をいたしました。

なお、この指名審査会での審議内容につきましては、菊池市物品購入契約等入札者指名審査会規定によりまして、審査会の会議は秘密会とし、公開しないと規定さ

れておりますため、審議内容の詳細については、差し控えさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会がどの程度の河川管理能力があるか、詳細な実態調査は行われましたか。実態調査を行ったのであれば、実行委員会の管理能力、その体制などを含めた結果を建設部長お答えください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

七城ふるさとコスモスまつり実行委員会より、12月の17日に管理をしたいというような申出がありまして、その後、1月に入りまして、2回ほど担当課と担当職員、それから実行委員会のメンバーと協議をいたしまして、委託を受けた後の体制とか、現在雇用している会計年度任用職員の継続を望んだ場合あたりを受入れは可能かとか、そういった部分も協議をしながら、作業が実際実施可能かという部分も含めて協議をしながら、確認をしたところでございます。確認の結果、実現可能だと判断したところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 果たして、菊池市が観光振興課を事務局とした実績のない補助団体である七城ふるさとコスモスまつり実行委員会と安易に単独随意契約を結ぶことは、適切ではないと私は考えます。

ここ数年はコロナ感染拡大で、コスモスまつりのステージイベントについては行われていませんでしたが、数年前まで、ステージイベントとコスモスウオークの運営のみを任されていた七城ふるさとコスモスまつり実行委員会が受託可能だったのか。受託する上で、適正な判断をされたのか。受託した側である経済部長にお聞きします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

河川敷に咲くコスモスは、これまでも、先ほど来申し上げておりますように、会計年度任用職員さんによる堤防管理の一環で行われておりましたが、七城ふるさと

コスモスまつり実行委員会でも一体的に受託するというので、受託は可能というふうに判断しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 これも委員会で追々また聞いていきたいと思えます。

七城町の河川管理の委託につきましては、令和4年3月に開催された令和4年第1回議会定例会に上程されておりました。私の自宅に来られた作業員さんからの話の中では、最初、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会に委託をすると伝えられたので、そこで異議を唱えられたそうです。ところが、その後、商工会へ委託を行うと修正されたそうです。ところが、8月5日の土木課の回答では、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会へ委託したとありました。委託先が二転三転しているありさまです。

七城ふるさとコスモスまつり実行委員会においては、例年、まつりのステージイベントとコスモスウオークについて、市の補助金とウオーク参加者の会費で運営されておりました。例年、まつりを行ってこられた七城ふるさとコスモスまつり実行委員会の委員はじめ事務局の方々におきましては、地域活性化のために活動されてきたことに対して、企画から運営まで大変だったと思えますし、改めて感謝申し上げます。

しかしながら、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会では、河川管理を経験されたことは一度もありませんでした。合併前から令和3年度まで、ほぼ市の補助金でまつりのみを運営していた任意組織であり、1年間を通して河川管理を一度も行ったことがない補助団体のはずです。

私は議員活動におきまして、福島英徳活動通信として、議会定例会後に議会の報告を七城町全域にお知らせしております。そのときに七城町の住民の方から変な話を聞きました。七城の河川管理について、商工会の〇〇さんが、自分自身の会社である〇〇で請け負っているようだけど、そもそもあそこは空調や清掃会社のはずだけど、〇〇さん、七城振興公社社長と、〇〇さん、商工会七城支部長が絡んでいるうわさがあるもんねと言われました。

そのようなこともあり、令和4年8月12日付で、土木課には七城町の河川管理全般の資料について、観光振興課には七城ふるさとコスモスまつり実行委員会総会資料、この開示請求を行いました。そして、令和4年8月24日にそれぞれの課から行政文書部分開示決定通知書を受け取りました。

土木から開示された資料の中で、令和3年12月27日の七城河川草刈り・コス

モス植栽の土木課長決裁の報告書では、土木課としては、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会に河川管理・コスモス植栽を委託しても構わない。ただし、単独随意契約となると実行委員会を選定した明確な理由が必要となるため、様々な団体が入った非営利団体であることが条件であるとありました。

また、令和4年度七城校区の菊池市管内堤防等周辺環境美化委託の業務委託何の中で、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会と単独随意契約をした理由を契約の性質が競争入札に適しないとありました。

随意契約をするときの要件として、非営利団体が条件になるのですか。それが分かる要綱など、本市では作成してありますか。総務部長、お示してください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 福島議員の質問にお答えします。

要綱等は今現在ございません。関係各課からの指名審査免除団体登録依頼により、登録理由や受託業務、団体の内容を指名審査会に審議し、適当であれば免除団体として登録しております。

要綱等につきましては、作成について今後検討していきたいと考えております。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ぜひともつくっていかれないと、その人のさじ加減でどうでもなるというふうにもなりますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会と随意契約した理由として、何をもって美化委託契約の性質が競争入札に適しないと判断されたのか。そして、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会を選定した明確な理由を建設部長にお聞きします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

委託を判断した理由ということで、経緯も含めましてお答えしたいと思いますけれども、令和3年度中におきまして、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会より、近年、コスモスの咲き具合が悪かったということで、また、除草も含めた地域の管理につきまして、地域で行いたいという申出がありましたので、先ほど申し上げましたとおり、数回にわたり、聞き取り及び意見交換会を行いました。その結果、実行委員会は菊池市商工会七城支部、七城区長会、商工会七城支部の青年部等で構成される団体であること、七城地区の河川を熟知しているということ、また、コスモ

すまつりに合わせて河川の除草・コスモスの植栽管理を行うことが効果的と考えまして、先ほどから何遍も申し上げておりますとおり、業務遂行能力、組織力、地元振興への熱意など総合的に判断し、委託について可能と判断をしたところでございます。

令和4年度より委託業務に切り替えた理由といたしましては、今後の河川管理を継続的に行うには、地域の若手である商工会青年部が実行委員会の会員である七城ふるさとコスモすまつり実行委員会からの申出があったこのとき、このタイミングが一番最善と考えて、委託と切り替えたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 何か、やけに熱意、熱意というのが聞こえてきたような気がします。熱意だけで契約ができるのでしょうか。

この河川管理におきましては、菊池川キッズ探検隊など、ほかにも実績がある団体があるにもかかわらず、経験のない七城町ふるさとコスモすまつり実行委員会と単独随契を行ったのか、一般常識に照らせば、第三者からの何らかの圧力がかったとしか考えられません。

また、観光振興課から開示された資料の令和4年3月10日開催の令和3年度第3回実行委員会会議資料では、会則を一部改正されておりました。それは当然です。七城ふるさとコスモすまつり実行委員会に委託したわけですから、主な会則改正内容は、実行委員会の事業第3条第4項に、コスモスの植栽及び河川除草作業等に関することを追加、実行委員会の経費第9条、収入に委託料を追加、実行委員会の事務局第12条に、第3条の第4項に関しては、観光振興課以外に事務局を設けることの追加です。もちろんその後開催された令和4年6月8日の令和4年度第1回総会資料も会則は当然同じです。

そこで、質問ですが、第12条の観光振興課以外に事務局を設けるとは、一体事務局はどこなのか。また、七城ふるさとコスモすまつり実行委員会に二つの事務局を存在させること自体、おかしくはないのでしょうか。このような会則というのは菊池市では当たり前なんですか。経済部長の考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年3月10日に開催されました七城ふるさとコスモすまつり実行委員会の会則には、コスモすまつり運営に係る事務局と、コスモスの植栽及び河川除草作業

などに係る事務局を別に定めると規定されております。

現在は、祭り運営に関する事務局は市役所観光振興課に、コスモスの植栽及び河川除草作業の事務局は、実行委員会会長である商工会七城支部長宅となっており、祭り運営についても、今後は観光振興課より事務局を移管する予定でございます。

次の質問で、事務局が二つあることにつきましては、他の団体におきましても、そのような形を取っておられるところもあり、決しておかしくはないと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 そうであれば、観光振興課以外に事務局を設けると記載せずに、商工会と書かれておけばよかつたんじゃないかなと思います。

実は、私の知人が現在の七城ふるさとコスモスマつり実行委員会に数名おります。その方々からある資料を事前に入手しました。それは令和4年6月8日水曜日午後6時30分に、七城公民館2階中研修室で開催された令和4年度七城ふるさとコスモスマつり実行委員会総会資料です。その総会資料と、開示請求した資料を比較したところ、6月8日開催時に、実際に使用された総会資料では、令和4年3月10日に会則の一部改正によって追加されていたはずの事業第3条の第4項、経費第9条及び事務局第12条が削除されております。おまけに、会則の附則には、改正しているにもかかわらず、一部改正も記されていない改正前の会則を資料として使用されておりました。

さらに、6月8日に出席されなかった委員宛てに後日送られてきた資料では、開示請求した資料の内容でした。少し違うのは、附則に3月10日、一部改正が抜けていたことです。何と3種類の総会資料が存在しているわけです。なぜ開示請求した6月8日の総会資料と、総会出席者から入手した資料の内容が違うのですか。経済部長、お答えください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまのご質問にお答えします。

後で精査したいと思いますが、間違いがあつたのではないかとというふうに考えておりますが、後ほど精査してお答えしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 質問を続けます。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、開示請求して提出された6月8日の総会資料と、実際の総会で使用された6月8日の資料は、どこが作成したのかをお示しください、経済部長。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまのご質問にお答えします。

観光振興課の事務局で作成したものと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 もし、開示請求して出てきた資料が正とするならば、実際の総会資料に間違いがあったと、総会出席者にはきちんとおわびと訂正をされるべきです。ただ、まだ精査するということは、その確認ができていないでしょうか、おわびも訂正もされていないんじゃないかと思います。

それでは、なぜ当日出席されなかった委員には、総会で使用した資料を送付しなかったのですか、お答えください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ご質問にお答えいたします。

事務局にそこを確認して、またお答えしたいと思います。確認がまだできておりませんので。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時34分

開議 午前11時40分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいま事務局のほうに確認いたしました。6月8日の総会資料に間違いがありまして、6月の総会資料には改正前のものを添付してしまったということがございます。総会後に気づいたため、欠席者には訂正したも

の、それから、議員さんのほうに開示請求でお渡しした資料も、訂正したものを渡したということでございます。議員さんおっしゃるとおりに、当日、総会に欠席された委員さんにもおわびを申し上げ、次の会議のときに、事務局より、観光振興課の事務局から説明をするということにしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 その辺のことが分かっているのであれば、もっと速やかに訂正とおわびというのをその総会を開いてでもやるべきだと思いますよ。私はこれは苦しい言い訳だと思います。悪意があるなし、故意か、非故意を問わず、これを一般的には改ざんと言います。また、行政が意図的に文書を改ざんして、それを市民に隠している。一般的には隠蔽というんですよ。

この件につきましては、今日は時間もあまりありませんので、今後、議会で引き続き問うていきたいと思っております。

それでは、8月16日開催の令和4年度の実行委員会の話に戻します。

そのときの総会資料には、会則で七城ふるさとコスモスまつり実行委員会に委託すると記載しているにもかかわらず、市が委託した1,665万円が歳入予算に計上されておられません。事務局はなぜ総会資料に委託料を計上しなかったのか、それとも、計上できない理由があったのか、経済部長お答えください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

3月の実行委員会で、委託のほうの承諾はしていただいたと認識しておりましたものですから、事務局を別にするというので、こちらの祭りそのものの実行委員会の資料には河川管理の分を含めずに計上してお出ししたものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 いやいや、この委託先は七城ふるさとコスモスまつり実行委員会なんです。その実行委員会の資料ですよ。の総会資料ですから、当然委託料を計上しなきゃいけないでしょう。問題と思われませんか。何か今の答弁というのは、事務局が違うから上げなくていい。これ違うと思いますよ。どうお考えですか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまのご質問でございますが、令和3年度の実行委員会で
そう言われたものと認識しておりましたので、現在の状況も含めて、河川管理に関
する事務局と話し合った上で実行委員会を開催し、報告させていただきたいと考え
ます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 いろいろ起きておりますので、ぜひとも臨時総会でも開い
て、きちんとした資料でやっていただきたいと思います。

河川管理能力の把握もしないで、指名審査会に提案した担当部署、その提案を確
認せずに、単独随意契約を認めた指名審査会、そして、江頭実菊池市長名で開示さ
れた資料が違うものであったこと、河川管理の一部だけを取っても、これほどの疑
念が生じているのが江頭市政の実態のようですが、これらの事案についてどのよう
に考えますか。江頭市長にお聞きします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまの事案につきましては、事務局の解明はこれからでござい
ますけれども、恐らく何らかの事務的な誤りがあったのではないかというふうに思わ
れます。まずは事実を解明してからということにしたいというふうに思います。

以上です。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 早い解明を願っております。

従来の会計年度任用職員による河川の管理、環境整備、そして、コスモスの種ま
きに関して、関係者からの聞き取りや、先ほどの答弁におきましても、そして、私
自身が見ていた限り、退職させるほどの落ち度はなかったと思います。それをなぜ
委託契約に切り替える必要があったのか。何か裏があるように感じて仕方がありま
せん。委託契約を性急に行おうとしたばかりに、指摘案件が次々に出てくるありさ
まです。

今回の七城町の河川管理委託に限られたものでなく、本市の契約の在り方や、改
ざん、そして、隠蔽問題については、今後の市政を担う方たちや、市民のためにも、
今の市政のうみを出す必要がありますので、これからも改善するまで継続したいと
考えております。

ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時48分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 皆さん、こんにちは。今日もいっぱいのお運びありがとうございます。議席番号15番、是は是、非は非の荒木崇之です。

最近読んだ本の中で、39歳の最年少で佐賀県知事に当選し、2期6年半、知事を務められた木下敏之氏の「なぜ改革は必ず失敗するのか」という本が印象的でした。「なぜ改革は必ず失敗するのか」、この本のネタばれになりますが、改革とは、既得権益を次から次に剥がしていくことです。しかし、改革で得た利益は特定の層に集まることはなく、薄く広く分配されるにとどまります。これでは味方は増えず、それどころか、敵が増える。つまり、改革を進めるほど、徐々に強力な反対票が形成されていくということになり、これが改革というものが本質的に変える厳しさであるとのこと。それゆえ、自分が犠牲になったとしても、将来の自治体のために改革にチャレンジする政治家は少なくなるでしょうと、著者の木下氏は危惧されています。

強い者、賢い者が生き残るのではない。変化できる者が生き残るのだ。進化論で有名なダーウィンの明言です。口先だけで何の改革もしない自治体や議会は発展はしないと考えるので、たとえ議員の中に改革を嫌う反対派が増えようとも、市民と約束した改革は、仲間とともに必ず成し遂げる覚悟であります。

では、質問に入ります。

私は、本年6月議会の初日の全員協議会において、上田総務部長に税務課で事務処理ミスが発生していませんかとお尋ねしました。部長、お尋ねされたのは覚えてられると思います。総務部長は発生しておりませんとお答えされました。その後、税務課を所管する三池市民環境部長より、議員が言われている事務処理ミスとは何かと尋ねられましたので、私は、それは私に聞くことではなく、事務処理ミスをしたか、していないか、部下に聞くべきではないですか。6月議会で拙速に報告して、その後、新たな事務処理ミスが発覚すれば、報告の信憑性がなくなるので、しっか

り精査して調査して報告してくださいと話しました。

その後、8月22日に月例会がありまして、税務課の事務処理ミスは報告されませんでした。ちなみに、今議会の初日にも報告はありませんでした。

お尋ねします。税務課の事務処理ミスはあったのか、なかったのか。もしあっているとするならば、どのようなミスだったのか、なぜ議会に報告しないのか、お尋ねします。簡潔にお答えください。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めまして、こんにちは。ただいまのご質問にお答えいたします。

事務処理ミスにつきましては、税務課より報告がっております。

内容としましては、軽自動車税の車検用納税証明書の印刷時に、機械トラブル等により中断した際、重複して印刷しそのまま発送した事案や納期限を過ぎて納付された方への督促状の発送などです。

次に、議会への報告につきましては、これまでの事例や、市民の方々に対して重大な不利益を与えていないことにより、担当部署で方針を検討し、関係各課の意見を踏まえて公表に至らないとしたところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 あまりにも簡潔でびっくりしましたが、繰り返しますけど、三池部長、このミスは私が指摘したから発覚したのは間違いありません。下から上がってきてないというのは間違いなくと思います。ミスしたことを議員から指摘されるまで、税務課長も、もちろん部長も知らない。市長も知らないわけですね。部下からミスが報告が上がってないということになります。

過去にも市民課で住民基本台帳のデータを2人分消してしまい、それを上司に報告せず、黙ってデータを戻した結果、印鑑証明や年金関係に支障を来したというミスがありました。このときは、そのミスを調べるために、今、住基ネットつながってますから、どこに影響が及ぶのかということで、そのために数十万円か、私、120万円って記憶しているんですけど、残業代が使われているということでありました。

では、今回の事務処理ミスの問題点、これを見ていきたいと思いますが、事前に部長と税務課長からは報告がありましたので、その内容を精査していきますが、まず、軽自動車税口座振替納税証明書の事務処理ミスですが、軽自動車税を口座引落

しにしている方は、車検時に納税証明書が必要ですので、引き落とされた後日に、はがきで軽自動車税の納税証明書が送られてきます。こんなやつです。色は違いますが、こういうふうに着したやつが送られてきて、これを車検に使うということなんですが、それが例えば軽自動車を1台しか所有してないのに、最高でその方に3枚も送られてきたということですね。もちろん郵便代は、これは税金です。と無駄になったはがき、これも税金なんですね。

ミスを起こした原因がメールシーラー、これ、特殊な機械ですので、着しないといけないということになりますので、その際に、例えば50番目で詰まってしまったと。そしたら、そのときに何番目で詰まったか、記載しときゃいいものを、それを怠ったために、また48番とかに戻ったから、49番、50番がまた重複して印刷されてしまったということでもあります。

これで間違いないということですが、そこで、お尋ねしますが、例えば1,000人に送るといったときに、はがきが重複しているなら、1,050枚印刷してあるなら、50枚ダブっているというのが分かると思うんですよね。そうすると、なぜ数が合わないのに発送したのか。郵便代が無駄と分かるとのに、50枚、46枚なんですけど、46枚ぐらいいたいと。46枚じゃなかったですね。もうちょっとありましたね。いいたいとって送ったのか。それとも、数えたけど、数の数え方が違ったのか。なぜ数が合わないのに発送したのか。印刷したはがきは数えていないということでしょうか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問ですけども、実際に破損枚数につきまして、こちらのほうでは67枚というふうな認識があります。そちらにつきましては、数えずに発送をしたというところで聞いております。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私が聞いているのは、本来、1,000枚しか発送しなくていいやつを1,067枚発送しているじゃないですか。数えなかったかということですよ。何で数が合わない、これ予算取っていますよね。郵便代の予算というのは決まっていますから、67枚分余計に郵便代がかかっているわけですよね。そのときに数えとって、67枚多いようだったら、誰かダブっているねとって引き抜くでしょう、普通は。だから、何で数が合わないのに発送したんですかということを知っているんですね。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 先ほどお答えしましたように、枚数につきましては、数えずに発送したと聞いております。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 枚数は数えないで発送したと。そうですね。だから合わないはずですよ。

じゃあ、次に、もう一個やっとするミスなんですけど、これも軽自動車税の口座振替者に対する督促状のミスでありますけど、これは、要するに、税金を払ったのに、払っていませんよという失礼な通知を、督促状を送ったということですね。届いた方はさぞびっくりされたと思いますが、この失礼な督促状を46人に出してしまったということでもあります。

私も1年間だけですが、固定資産税におりましたので、督促状の発送業務はしたことがありますけど、通常、誰が払ったかという収納データがあって、それと払った人のそれを引き抜くリストというのがあって、そして、引き抜いた督促状、この数が合わない、この三つが一致しないと、通常は発送しないんですよ、税務課は、今までは、それがこれもなぜ数が合わないのに発送したのか。46人合わないわけですよ。46人はもう払っているというふうに分かっているのに、46人分発送しちゃったということなんですけど、もちろんこの引き抜きというのは大変な事業ですから、数名でされておると思います。こんな重要なことを職員さん1人に任せるとすれば、それは問題ですから、過去にダブルチェックをすとか、ずっと言われてたんで、何人でチェックしたのか、引き抜きをです、お尋ねします。数が合わないのを。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問ですけども、督促状の発行ミスということで、おっしゃられたように、46名の方に対して出しております。こちらに関しては、再口座振替ということで、日にち的にはなかったんですけども、実際、おっしゃられるように、引き抜き作業をする必要があります。こちらにつきましては、担当者1人で行ったことと聞いております。

以上です。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 これ、市長、ずっと過去に事務処理ミスがあったときに、

ダブルチェックしますとか、今でも言っているんじゃないですか。職員1人にそれを負わせて、しかも、これ発送するとき、決裁とりますよね。もちろん係長の印鑑も、課長の印鑑も押すと思うんですよね。下手すりゃ部長の印鑑も押すかもしれない。部長決裁もあるかもしれないんで、それを1人に任せていたということは、これは事務体制がどうにかあるんじゃないかなと思いますが、ちょっといろいろ事前に説明、この発生原因というのはいただいているんですが、かなり納得いかないんで、これまでのやつを時系列にまとめたので、パネルに示します。

[パネルを示す]

これは軽自動車税の督促状の発送ミス経過なんですが、軽自動車税が5月25日に引き落とされています。これは市が出してきたやつですよ。その後、5月31日が納付期限ですから、再度、このときに入らなかった、6月10日に前回引き落としがなかった方の口座から再度引き落とします。それでも納付がなかった人に対しての督促状を6月15日に作成されているということで、6月10日に引き落としがあった方のデータが、6月17日、赤の下から2番目なんですが、これがそのときに、17日に収納システムに反映されるんですよね。ここで反映された方の46人分の督促状を引き抜けばよかったですよ。ところが、それを引き抜かず、なぜか発送されております。

三池部長の説明では、6月18日、19日が土日だったから、引き抜くいとまもなかったということなんですが、市役所は土日に一切仕事はやらないんですか。また、17日の午前中にはこの引き抜きデータというのは収納システムに反映されるんです。何人そこで払ったかと。46人が払っているわけですから、46を引き抜きゃいいんですよね。そうすると、17日の午後でも督促状の引き抜き作業ができますが、46通を引き抜くのに、一体どれだけ、何時間かかるのか、お尋ねします。

併せて、報告がありませんでしたが、この15日に督促状を作成した後に、窓口でももちろん納付があっているわけですよ。そうすると、15日、16日、17日、それと20日ですよ。発送した午前中、この手払いについても引き抜かなきゃいけない。それは引き抜き作業はされたのか。

この2点をお尋ねします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、6月20日、督促状発送前に引き抜く作業が必要だったと感じております。ただ、この時間につきまして、46通の引き抜きにはそんな時間はかからないとは思っております。

それと、手払いによるものに関しましては、ちょっと確認を取らせていただいて、後でご報告したいと思います。

○水上隆光 議長　ここで、暫時休憩します。

○
休憩　午後１時１５分

開議　午後１時１７分
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長　先ほどの手払いの分についての引き抜き作業というものは、確認が取れている分として行っていると、今、確認を行いました。

それと、引き抜き作業の時間ということで、先ほど聞きましたけども、大体２時間ぐらいだろうということで確認しております。

○水上隆光 議長　荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員　15日、16日、17日の手払いの分は引き抜いている。

20日の朝の分も恐らく引き抜いているということは、そっち引き抜いて、口座振替の分は引き抜かないというのは、これ完全に業務怠慢じゃないですか。片一方はやって、片一方はやってないというわけですから、両方やってないというなら失念だと思うんですよね。

さっきのどれぐらいの時間かかりますかということなんですが、私もやってましたけど、市民税って、市民税係って5人ぐらいいるでしょう。46通引き抜くのに1人8通ですよ。30分もあれば見つけられるんですよね。だから、部長、やっぱり私は、ミスを上へ上げなかった人間のもう信用は私はないと思ってますで、そこはやっぱりちゃんと調べなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

では、過去の税務課の職員さんに聞いても、これは今の現職の方も、やめられた方にも聞きますけど、まず数が合わないのに発送をすることは考えられないということをおっしゃっているんですよね。

市長は、先ほど言いましたように、度重なる不祥事があって、事務の品質向上を考えますということで、事務品質改善委員会を設置して、課長研修などを実施しているが、効果は未知数だと新聞でありました。なぜ、税業務に対する認識がここまで甘くなっているのか。事務品質が低下した理由は何だと考えますか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 事務品質が低下した理由ということで、今、おっしゃいましたけども、先ほど来おっしゃっていますように、本市では菊池市事務品質改善委員会ということで、副市長を委員長に、各部長、各支所長、また、各事務局長の16名で構成しておる事務品質改善委員会で何回も議論というか、研修並びにミスがないようにということで言ってきたんですけども、最終的には、やはりその自覚がなかったということが一番だと思います。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 職員さんからの聞き取りによって、その言い訳というのが上がってきたんですが、今回、土日を含んだからというのをしきりにおっしゃったんですが、納付期限というのは、うちでは20日というふうに決まっていますよね。20日出さなきゃいけないと。20日までに出不きゃいけないとなっていますけど、実は、これ国税通則法の第37条に、20日後に発送した督促状の効力というのが記載されてありまして、そこには、納付期限から20日を経過した日以後に発送した督促状であっても、その効力に影響はないと。これは昭和30年12月27日の徳島地裁の判決で出ているんですよね。要は、21日に送っても、その督促状というのは、これは有効だよということなんで、ということは、土日に業務をしたくないなら、一日遅れてもいいわけですよ、こんなミスをするぐらいなら。本当は20日出さなきゃいけないけども、どうしても引き抜く件数が多いと。そういうことであれば、一日ずらしてもいいわけなんですよ。通常20日ですよ。でも、それは、そういうこともやられてなくて、私はちょっともうその事務品質というのが不思議なものなんですけども、改善されたかというのはですね。

では、督促状を印刷するのが、収納データの反映を待たずに印刷したのは、これが督促状を印刷する各種プリンターが1台しかないと。国民健康保険とか、固定資産とか、そういうのが全部、ほかも使うから、他の課と競合して、空いている日で、15日というふうに印刷したんですよね。ということで打合せでは説明されていますが、この特殊プリンターは、これは以前、2台あったんですよね、合併したときは。私も覚えています。それが1台で、1台故障してしまって廃棄しているんですけど、今現在、こんなふうに、さっき圧着したはがきというのは、こういうふうに全部つづりになっている。これを読み込ませていって、こう三つ折りにして、はがきの圧着ができ上がるということなんですけど、これが詰まるからということなんです。と1台しかないのということなんですけど、先日、8月22日の月例会にお

いて、財政の勉強会がありまして、その中で、稲葉財政課長が自治体財政の基本は市税であるとおっしゃいました。これは私ももう当然だと思います。すなわち、公正公平な賦課と徴収ということですが、その自治体の基本である賦課徴収業務に、機械が壊れるからと、機械が1台しかないからと、支障を来すのであれば、特殊プリンターを早期に購入するべきではないでしょうか。今期中に、これ予算を上げてください。こういうミスをやっているのであれば。職員の事務改善というのも、立派なこれは議会からの指摘ですので、これはやってください。

私は、ミスは誰にでもあるので、それを責めるつもりはありません。しかし、問題は、ミスをしたことを上司にも報告をしない。もしくは、報告しても、今回、私はあえて隠蔽という言葉を使わせていただきますが、報告しても、上が隠蔽する体質は問題だと思います。

お尋ねしますが、事務処理ミスが部下から上がってこない。この原因は何だと考えますか、お尋ねします。

また、8月22日の熊日新聞に「公約した根絶程遠く」と題して、熊本市の事務処理ミスと不祥事が一向に改善傾向が見られないとして、大西熊本市長が謝罪する写真が掲載されていました。その記事の中で、怠慢な事務処理の根絶という公約も空虚に響く。情報漏えい、通知書の誤発送、同じですね。料金の徴収漏れなど、ミスが年間160件程度で推移しているとありました。非常に辛辣な記事であります。しかし、私は大西市長のどんなに小さなミスでもつまびらかにして、真摯に反省するという姿勢には尊敬しています。

では、熊本市では、通知書の誤発送をミスとして公表しています。しかし、菊池市では、税金を払った人に督促状を発送しても、ミスとして議会に報告もしない。この首長の考え方の違いは何なのか。江頭市長に、どうして部下から報告が上がってこないのかという2点、併せてお尋ねをします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今回の事務ミスに関しましては、本当に基本ができていないということで、改めて品質改善に向けての努力をいま一層続けなければいけないと痛感しているところであります。

なぜこの報告がなかったのかの件につきましては、当然ながら、内容の種類にもよろうというふうに思いますが、今回の件につきましては、先ほど部長が申しましたとおり、ご本人に二重に送付してしまったということで、個人情報漏えいするとか、二重に請求をすることにはつながっていないということで、担当部署のほうでそうしたことをもろもろ検討した結果、関係各課とも協議をして、公表

に至らないという結論で私のところに報告をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 何で部下から上がってこないのかというのは、一番市長が聞きたいところだと思うんですよね、部下にですね。

私は、先ほどこの重大な事案じゃないからというふうにおっしゃいましたけど、市長は以前、富士銀行からみずほ銀行ということなんですが、例えば銀行だったら、私も住宅ローン借りていますが、住宅ローンが引き落とされた後に、住宅ローンがお宅落ちてませんよといったら、電話で、ああ、すみませんって言った後に、いや、払っとるけどねといったら、問題になるんじゃないですか。それを、いやいや、もうそのくらいはええですよっていうふうには私はならないと思っていますよね。なぜ部下が事務処理ミスに対して甘いのか。それは公表しないからなんです。公表して、市民の目から厳しい目というのを向けられれば、やっぱりミスをしないように緊張感がありますから、それはやらなくなるんですよ。だから、大西市長はそれを狙って、やっぱり事務処理ミスの根絶というのは、基本、公表だというふうに思っているんだと思いますよね。

ちょっと市長の答弁に納得があまりいってないので、ここに、所沢市が8月23日に、督促状の誤発送についてと公表したホームページの写しがあります。所沢市は人口が34万人、うちとは大分多いですが、そこには、このホームページに公表した内容は、「662通について、納付済みであったにもかかわらず、誤って督促状を発送してしまい、市民からの指摘により判明したものです」と、深くおわび申し上げますと。菊池市と所沢市は同じ事務処理ミスをしているんですよね。納付期限も一緒なんで。片や、公表して、片や、隠蔽していると。

ましてや、これは新潟県の柏崎市、ここは8万人いるんですけど、ここも、この督促状の誤発送を1通してしまいましたと。申し訳ありませんと。わざわざPDFで出しています。そのほか、博物館の書類の紛失が1枚、それに、広報かしわざきの記事で漢字が誤ってましたとあって、それも全部PDFに載せている。ここまでするのはどうかと思うんですが、ここの市長が考えていらっしゃるのが、コンプライアンスの強化として、もう全て公表を原則としている。はがき1枚の誤発送だろうが税金、コピーの間違いだろうが税金、市民から1円でも説明のつかないような使い方はできないから、全部公表しますと。全部自分が批判は受け止めますと。それで職員の事務処理ミスをなくしたいというのが考えであります。先ほど重大なミスじゃないと言われてはいますが、執行部の上層部、大丈夫ですか、これ。税務

課行った方もいらっしゃるでしょう。督促状の発送というのは、税法上の滞納処分
の前提行為なんです。ということは、行政処分的一個手前なんです。それを
送っていると。失礼ながら、職務怠慢で。引き抜きやよかったものを。それを重大
なことじゃないというのは、ちょっとやっぱり執行部の上層部がおかしいんじゃない
かなと思いますけど、そんな重要な督促状の誤発送をしているのに、公表しないと
決めたのは菊池独自の菊池基準があるのか、江頭市長にお尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 情報公開に関するご質問であります。事務ミス等に関する公表につ
きましては、一定の基準を決めております。その中にも、実際にはもろもろのケー
スがあるわけでありますので、個々のケースごとに、その実態を検討して、公表す
るしないを決めているわけでありまして、今回の件につきましては、担当部署が方
針をつくって、それを関係部署と諮った上で、結論を出して、私のほうに報告に来
たと。それを私が承認したということであります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それを訳しますと、柏崎市とか、あと所沢市、このや
っぱりコンプライアンスというのは非常に高く、うちのは低いと言っても過言じ
ゃないんじゃないかなと思うんです。これ、私は重大なこれは誤送付だと思
いますよ。こんなのを許したら、次から次にまたやって、でも、報告せんでいい
ってなって、どんどんこれは甘い甘い事務処理になっていくので、これはもうず
さんな事務処理にどんどんなっていくんじゃないかな。そのうち、とんでもない
ことをやらかすんじゃないかなというふうに思うわけであります。

ここに、先ほど言いました令和3年3月30日、去年の熊日新聞記事があります。
市長、覚えていますか。「繰り返される不祥事、職務の品質向上、効果見えず」と
あります。菊池市の事務処理ミスの記事ですが、その中で、市長は職員の基本的な
スキルの欠如が原因と。先ほど説明がありました副市長と部長でつくる事務品質委
員会を設置して、課長研修などを実施しているが、効果は未知数だということであ
りました。

午前中の福島議員の質問では、情報公開した文書に加筆していた。公文書の改ざ
ん疑惑、そして、ほかの自治体では事務処理ミスとして公表されている督促状の誤
発送の隠蔽疑惑と、これでは私は執行部にこれから上がってきた報告については、
何を真に受けていいのかというふうに思うわけでありますが、では、お尋ねします。

税務関係で事務処理ミスはもうこれ以上ありませんか。市長にお尋ねします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問ですけれども、ほかに報告は受けておりませんので、もしあれば、調査して対応したいというふうに考えております。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 報告が上がってないということで、安心しました。といって、私がそれで終わるわけじゃないじゃないですか。私は、毎議会の一般質問の日時と内容をSNSに投稿すると同時に、今日も来られていますけれども、300人に案内状を毎回出しています。今回も公開したところ、ある方から、私は身体障がい者なので、毎年の軽自動車税は免除されているはずなんです、今年は督促状が届きましたということなんですよ。このことを質問されるんですかと言われたので、えっ、それ、どういうことですかといたら、軽自動車税というのは、身体障がい者の方は免除になるんで、減免ですよという通知が来るんですが、違う、今年は督促状が届いたと。払ってくださいと。督促状ですよ。滞納しているから払ってくださいと来たんですが、お尋ねします。本来、免除されるべき人に、間違っって軽自動車税の督促状を数件発生しているのを隠していませんか。裏の控室に税務課職員が待機していますので、至急、確認を取ってください。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問ですけれども、申し訳ありません。私のほうで、ご指摘いただいた先ほどの件以降にという感覚がありましたので、今、ご指摘いただきました軽自動車税の減免申請、こちらについては報告を聞いております。それは以前にですね。そちらについても、担当部署で方針を検討して、関係各課の意見を踏まえて公表をしないということで、市長には報告をしたところですよ。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 部長、やっぱり隠蔽体質じゃないですか。私、全部出すために、6月に出すと、そうやって後から出てくると問題だから、十分精査した上で出してくださいとあって、この文書ももらっているんですよ。これ、それには書いてないじゃないですか。この時期と同じ時期にやっているんですよ、その身体障がい者の方に対する免除というのは。それをお調べしたところ、もう謝罪文出し

ているでしょう。すみませんでしたと。十数件か、30数件かは分かりませんが、
だったら、これに私は報告すべきだと思うんですけど、一々言わないとやらないん
ですか。そこが、何で今回、じゃあ報告しなかったのか。私は税務課の軽自動車税
関係でとはっきり言って、指摘もしましたよね。これです、これです、これですと。
そのほかにもあるかもしれないから、全部言うわけじゃないですか。ちゃんと
上げてくるかどうか試すんだから。それを上げてきてないって、何でこれ、今回は
報告しなかったんですか、同時に。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問ですけれども、ご指摘をいただいたもの
について、それ以降のことで調査をしたものですから、その前のことについては、
ご報告をしておりますませんでした。こちらについては、内容としましては、軽自動車
税の減免申請の提出をされました納税者に督促状を出したものでありまして、減免
申請の必要書類がそろっていないで、保留をしていたんですけども、その間に督促
期限を迎えたために、督促状を発送したものです。ただ、これまでも引き抜き作業
等を行いまして、督促状を送っておりますませんでしたので、おわびの文書を送付した
ものです。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 おわびの文書を出しているって、これも税金なんですよ。
何人か知りませんが、その郵送代というのも税金なんで、それを簡単に言われる
んだったら、皆さんでこの分、今度からそういうミスがあったら、皆さんで郵送代
をもう弁済しなきゃいけないんじゃないですか。それを軽いていうならですね。

私は、やっぱり事務、ちょっとマスコミが報道しなくなった途端に、こういう事
務処理というのが、隠蔽するようになったと。全く報告もしないと。私は、今回、
無投票でしたが、市民を代表している議員です。議員が指摘をしているのに、その
議員に対して、議会に対してというか、その協議会に対して、こういうことを報告
しない。公にしない。これというのは、やっぱり私は非常に議員が軽く見られてい
るなというふうに思うわけですから、今後、こういう議員からの指摘があつて、ミ
スがあったなら、議会ぐらいには報告はしてくださいよ。公表するしないは、その
公表規定があるかもしれないけども、今回、私が言わないなら分からなかったじゃ
ないですか。そこを踏まえて、ちゃんと今後は透明性ある市政というのを、市長、
つくっていただきたいなと思います。

では、休憩でお願いします。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩 午後1時40分

開議 午後1時45分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは次に、保育園児の発達障害について質問をいたします。

昨日、公明党の島議員が、学校の子ども、児童とか生徒さんの発達障害についてお尋ねをされましたが、私は令和2年3月に社会福祉主事の資格を、1年留年したんですけど、留年の末に取得しました。なぜ社会福祉主事の資格を取ろうと思ったのか。それは職員時代に福祉関係の部署で仕事をしたことがないことと、本市の一般会計予算の約3分の1を占める民生費が約100億円となっており、年々、数億円ずつ増加の一途をたどっている現状を考えたときに、社会福祉の制度を理解する必要があると考えたからであります。

社会福祉主事のテキストは、社会福祉論から始まり、心理学、老人福祉学、児童家庭福祉論、障害者福祉論など幅広く、15項目ありますが、今回は障害者福祉論と児童家庭福祉論に該当する保育園児の発達障害について質問いたします。

まずは、パネルをご覧ください。

[パネルを示す]

このグラフは、扶桑社が出版している「境界知能とグレーゾーンの子どもたち」という本で説明されている、子どもの知能指数、いわゆるIQの分布図になります。IQの85から115、この赤線で示しているところですね。これが平均値と言われるんですが、一方、IQ70未満、このちょっとグレーにしてあるところ、これが知的障害という方になりまして、全体の2%いると言われていています。単純計算でいけば、35人クラスの中に約1人、子どもたちがいるということになりますが、もう一つ、私が一番、今回問題にしたいのは、IQ70から84というのを境界知能、なかなか聞かない名前だと思いますけど、いわゆるボーダーというふうに言われている方たちで、これは1965年から1974年までは精神遅滞という言葉を使っていました。この方たちが全体の14%、クラスでいけば、35人クラスの中には5人いるということになります。

これを踏まえて、質問しますが、この統計上で考えますと、境界知能の園児は6

0人定員の保育園で、1園当たり8.4人、本市には認定こども園とかいろいろ入れて20数園ありますので、単純に160人の境界知能の園児さんがいることになります。

そこで、お尋ねしますが、境界知能が気になる園児に対して、市が直接行っている相談事業や、保育園の巡回はどのようなものがあるのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 境界知能ということではございませんが、発達が気になる子どもさんの支援ということでお答えさせていただきます。

市では、妊娠期から出産、子育て期における切れ目のない支援をするために、子育て世代包括支援センター「きくびあ」を設置し、子どもの発達のことをはじめ、子育てのこと、保育サービスのことなどの様々な相談の窓口として対応しております。

その中でも、保護者や、保育園等から発達が気になるお子さんの相談につきましては、きくびあに所属しています地区担当の保健師が相談を受けて対応しております。

保護者からの相談には、子どもの様子や保護者としての困りごとなどを聞き取り、必要に応じて病院受診ですとか、心理相談等につなげております。

また、保育園からの相談につきましては、保育士の方へ日頃の様子の聞き取りを行うほか、必要に応じて園での様子を見るために訪問し、今後の対応について園と協議をし、心理相談の紹介などを行っております。

また、市では発達が気になる子どもの専門的な相談として、心理相談を行っており、令和4年度は、年間90回を計画しております。

心理相談では、子どもの発達検査や、保護者への関わり方の助言、医療機関の受診勧奨、療育の案内など、それぞれの子どもに合った対応について、心理士より保護者へ分かりやすく説明をし、今後についての助言を行っており、令和3年度は83回、実人員が96人、延べ148人の利用がいただいております。

相談を受け、発達の課題が疑われても、保護者の理解がなかなか得られず、心理相談につながらない子どもにつきましては、保育園等と連携をし、継続した関わりを持ちながら、支援をしていくこともございます。

これは直接ではございませんが、菊池圏域（2市2町）の療育支援事業としまして、発達が気になる子どもの保育に当たる保育園等に対し、巡回支援専門員整備事業を地域療育支援センターに委託して実施をしております。

この事業は、発達障がいなどに関する知識を有する専門員が保育所等やその親が

集まる施設・場を巡回し、支援を担当する職員やその保護者に対し、対応についての助言を行うもので、令和3年度は64件、これは保育所に1回行くのを1件と数えてですが、利用がっております。

同じように、教育委員会と県立ひのくに高等支援学校が連携をし、各保育園等へ特別支援教育巡回相談員が巡回支援を行い、支援を担当する職員やその保護者へ対応についての助言を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 いろいろ支援の方法があるみたいで、1回聞いただけではちょっと分からない感じなんですけど、私が聞いているのは、保育園の園長先生よりこんなお声を聞きました。市は、先ほど言われていた「ゆうず」、広域でやっているゆうずとひのくに高等学校に丸投げで、境界知能の子どもたちの支援について尋ねても、これは窓口実際に実際行かれたみたいなんです。福祉課と子育て支援課でたらい回しにされると。先日も、気になる子がいるので、相談したいと子育て支援課の窓口で話したところ、福祉課の療育支援事業がありますので、そちらに行って、ゆうずさんに相談されたらどうでしょうかというふうに言われたとのことでした。

保育園が非常に困惑されているのが、境界知能が気になる園児の保護者に、保育士がそのことを話しても、やっぱり私も親ですけど、親はうちの子に限って大丈夫と当然思いますから、今度は、保育士の先生にちょっと食ってかかるというか、先生は何か資格でも持っていらっしゃるんですかと。それでうちの子どものことを発達障がいと言っているんですかという形で、そういうことを言われるということで、非常にトラブルじゃないですけど、非常に困惑されるという中で、また、先ほど部長も言われましたように、角が立たないように、オブラートに包んで言うと、今度は保護者の方が、なかなか真意が伝わらずに、楽観視して、専門家の方に相談に行かれないということでもあります。

ちょっと再度、お尋ねしますけども、保育園からのこの境界知能の園児さんに対する相談があった場合に、気になる子どもたちに対するアプローチというのは、これは今の体制で十分だと考えられているのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

発達が気になる子どもさんの支援につきましては、先ほど答弁しましたように、市及び関係機関との連携の下、支援を行っているところでございます。

一方、市では、子どもの発達に精通した心理士を会計年度任用職員として雇用し、いつでも保護者や保育園からの相談に対応でき、心理相談や巡回指導が実施できる体制を整備してまいりました。しかし、現在は、残念ながら心理士の募集を行っても応募がなく、令和3年度からは心理士が雇用できていない状況にありまして、現在のところは、議員お尋ねがありました。支援体制が十分であるとは言えない状況にあると認識しているところでございます。

先ほど、また議員のほうからご指摘がありましたが、市への取組の苦情についてでございますが、保育園からの相談に市の対応が遅い、また、どこに相談してよいか分からないといった苦情をいただいたことがございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 なぜ幼少期からの支援が大切かといいますと、大体保育士さんが、これはちょっと境界知能ではないかなと、ボーダーではないかなというときに気づかれるのが、やっぱり言葉を理解したり、ほかの子どもたちとの関わり合いを持ってくる2歳児ぐらいなんですけども、3歳児健診というのがありますけども、ここで市の保健師さんが気がつけば、保護者との相談になって、一般の小学校に入学するか、もしくは、保護者と子どもさんと話し合われて、支援学校に入学するかを選べることになります。しかし、今の本市の委託先へ頼りきりの状態では、3歳児健診で気がつかず、四、五歳となってしまうと、その後、支援学校へ入学したいとなっても、入学の半年前までに診断書をもらわないといけない、専門医の。これは間違いのないと思いますけども、5歳の9月までに医者で診断書を書いてもらわないといけないんですが、しかし、昨日の島議員の答弁でもありましたように、この専門医というのが非常に予約が多い。それというのと、また、コロナ禍で、現在は予約が半年以上かかってしまう状態なんですね。それで、結局、間に合わない。行きたくても、普通の小学校に行くと、どうしてもついていけない。子どもにしわ寄せが来ているわけなんですよ。

では、県内で保育園と連携して、丁寧に気になる子どもたちの支援を行っているということがあるかなというところで調べたら、玉名市さんでは、女性・子ども相談室という窓口を開設して、公認心理師の方を会計年度任用職員として1人雇用されているそうで、この方は、主に常駐もされているんですが、定期的に、二、三か月に1回の割合で保育園を回って、保育所も回って巡回相談をされているとのことでした。何か苦情はありますか、玉名市の方に聞いたら、苦情は1件だけありますと。もっと増やしてくださいという苦情があったそうです。ただ、もう皆さん、

やっぱり相談したいという方が多いんですね。

また、先ほどちょっと言葉に出てきましたけれども、菊陽町も同様に、こちらは臨床心理士という方を、これは正規職員として、平成31年から、大学院まで出た方を雇用しているということでもあります。

そこで、お尋ねしますが、玉名市や菊陽町に倣い、公認心理師を雇用するべきと考えますが、これ正職です。いかがでしょうか。

併せて、現在の菊池市の体制でいえば、例えば障がい気になる子どもさんを持つ保護者が福祉課へ行ったとします。もし小学生だったら、学校教育課に回されて、同じ説明を二度しなきゃいけない。逆に、未就学児だからと、子育て支援課に行っても、先ほど言ったように、福祉課の療養支援事業を受けたらどうですかと言われ、職員が動かず、市民が動いて担当課を見つけられないといけないというのが今の現状であります。

しかし、玉名市では、先ほど言いました女性・子ども相談室というのを子育て支援課内に設置して、電話番号もホームページにでかでかと載せてあるんですね。そして、いかなる子どもさんが年齢であっても、全てそこで受付、ワンストップするわけなんです。虐待相談、障がい相談、非行相談、育成相談、女性に対するDV相談、ネグレクト、離婚相談、家庭不和と、女性・子育てに関する全ての相談をワンストップ化されているということでもあります。

菊陽町さんに限っては、子育て全ての相談室、それが小学生だろうが、中学生だろうが、子育ては全てそこで、子育て相談室で一度受けて、学校に投げるという形を取って、ワンストップ化を図られています。

そこで、お尋ねしますが、女性・子育てに関する相談をワンストップで行う相談室の設置が急務だと考えますが、江頭市長、これは玉名市に倣って、早急に設置する考えがあるのか、公認心理師の雇用と併せてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 市長の答弁の前に、まず私のほうでお答えさせていただきます。

まず、議員さん、最初におっしゃった心理士の正職員としての雇用をする考えはないかということですが、現在のところは、これまでどおり、会計年度職員とし雇用することを考えております。心理士を会計年度任用職員として雇用していたときには、そちらのほうでも本庁での相談を受けるほか、保育所のほうにも巡回して相談ができておりました。現在は、今のところ、それができていない状況でございます。

また、先ほどの答弁でも説明いたしましたが、本市は子どもに関する相談につきましては、子育て世代包括支援センター「きくびあ」がワンストップ体制の窓口として対応していると認識しておりまして、様々な機会を通じて周知を行っております。ただ、現在は心理士が不在のため、ご迷惑をおかけしているところでございます。

また、先ほどもご指摘がありましたように、たらい回しの事例であるとか、対応が遅かったりとかするのがあったということで、そのことに関しましては、担当部署のほうにちょっと説明をしまして、きちんとするようという指示をして、職員の勉強会も必要だなというふうに考えているところでございます。

心理士につきましては、引き続き確保に努め、確保ができた場合には、これまでどおり「きくびあ」内に設置し、より一層相談体制の充実を図ってまいります。

また、虐待、女性のDVとか、女性相談につきましては、同じように健康推進課（後に発言の申し出があり、「健康推進課」を「子育て支援課」へ訂正）の中に、今、係を設けまして対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、玉名市のようなワンストップ体制はできないのかという問いに対してお答えいたします。

今、健康福祉部長からもお話ししておりましたとおり、実は、私どものほうでは、子育て世代包括支援センター「きくびあ」を通じて、このようなワンストップ窓口の機能を設けてきたわけでありまして、令和3年度から心理士の方のご都合で、今、欠員となっております。完全にはまだ機能が満たされていない状況でございますので、一日も早く心理士を補充してできるように引き続き努めて、子どもの発達・発育、それから子育てについて、支援体制の確立を図って、また、市民の皆様からもワンストップで使い勝手のいい窓口を、いま一度、早く復活したいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 きくびあ、きくびあとおっしゃるけども、おしゃれな名前をつけても、誰も利用しないなら、それは一緒なんですよ。玉名市はちゃんと女性・子ども相談室と。どこに電話した方がいいかというのを分かっていますから、私は名前じゃなくて、中身だと思っていますので、やっぱりきちっとした相談室を早

くつくつてもらいたいというふうに思います。

以前読んだ本の中で、「ケーキの切れない非行少年たち」という本がありまして、これはベストセラーになったんですね。児童精神科医である著者が、少年院には認知力が低く、ケーキを等分に切ることができない非行少年が大勢いて、非行少年の多くに、境界知能が多い傾向にあるとのことであります。どういうことかということ、丸いケーキを切るときに、皆さん、大体ベントのマークみたいに切るじゃないですか。それを横に切って、等分に切れないという子どもが多いそうなんですよ。少年院の子どもたちの中にはですね。

それがやっぱり境界知能ということにつながっているというような本でありましたが、NHKのWEB特集で「なぜ何もかもうまくいかない？私は「境界知能」でした」という衝撃のタイトルで、境界知能の女性を特集していました。勉強も仕事も結婚も全てうまくいかず、気づいたら20年、独りぼっちで過ごしていました。及川さん、57歳。小学校の頃から、低学年から学校の教育についていけず、勉強についていけず、仕事も覚えも悪く、何度も職場から解雇される。人間関係もうまくいなくて、結婚もしたけども、離婚もされたということで、35歳となった2000年に初めて病院で検査を受けることを決めました。ここで告げられたのはIQ73、境界レベルなんですね。このため、その生きづらさに周囲になかなか気づいてもらえない。境界知能というのは最近ですから、なかなか生きづらさに気づいてもらえないということで、人生を多く過ごした方がいらっしゃるということでもあります。

私は、この生きづらさは、ある意味、負の連鎖を呼んでいるんじゃないかなと思います。生きづらさゆえに、周囲に理解されてもらえない生きづらさから、社会的な孤立、そして、経済的な困窮、その後、犯罪を犯して、もしくは鬱病になって自殺を図るといったようなことであります。その防止策としては、境界知能の子どもたちをできるだけ早い段階から見つけ、トレーニングをすることで、改善することが3割の子どもたちができると。その子どもたちは普通の授業にもついていけるというデータが示されています。自治体の支援により、生きづらさを感じている子どもたちを少しでも減らすことは、私たち市政に携わる者の責務ではないでしょうか。私は、これは政治信念ですが、生まれた場所によって、医療と教育に格差があってはならないと考えますので、今後、菊池市の早急な改善を要望し、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後2時06分

開議 午後2時13分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、健康福祉部長からの発言の申出がっておりますので、発言を許します。
本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 先ほど荒木議員のご質問の答弁で、DVや虐待の相談の窓口を健康推進課内に設けておると申し上げましたが、子育て支援課の間違いでございます。おわびして、訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○水上隆光 議長 次に、稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、こんにちは。議席番号3番、稲継智康です。今日の質問、一番最後になります。しっかりと質問をしていきたいと思っております。

今議会冒頭にて、市長のほうから、夏まつりのにぎわい、中学生の活躍などをお話していただきました。私も同感しております。部活動に関しては、中学校は、県中体連で菊池南中男子バレーが優勝、菊池南中新体操も優勝、菊池南中剣道女子が準優勝、菊池南中剣道男子が3位、菊池北中硬式テニスが3位など、様々な活躍しております。

夏まつりに関しても、私、白龍まつりも行きました。泗水のまつりも行かせてもらいました。物すごくにぎわってました。また、8月末に行われました自治団体による盆踊り大会にもちょっと参加させていただきました。物すごく人が来て、素晴らしいことだなと思えました。しかし、反面、この華やかな中にも結構問題点がありました。そのことを今回、質問していこうと思っております。

それでは、通告に従って、質問していきたいと思っております。

まず、本市の中学校における部活動の現状と今後の取組についてです。

現在の菊池市の教育現場において、教職員の人手不足、児童の減少など、社会変化に対応していく必要があります。また、部活動に対しては、連日、新聞、マスコミなどで取り上げることが多く、いろんな情報が飛び交っており、一般市民の特に今、小学校の5・6年生を持たれている保護者の方たちが、本当はどういう方針なんだろうということ、結構悩まされております。

また、これから、中学校の部活がなくなるというふうな話のほうに進んでいってしまい、これから子どもの行き先をどうしたらいいかと、たくさんの意見をお聞きします。

私、今、菊池市の軟式野球連盟の会長をしておりますが、菊池北中、七城中、旭志中は、もう新チームで合同という形で1チームしかできないというような部活もあります。チームスポーツがどんどん中学校では成り立たなくなっているという事実もあります。

まずは、現在と過去を比較した中学校の部活動の人数をお答えください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの稲継議員のご質問にお答えします。

中学校の部活動における平成29年度と令和4年度の加入者数についてお答え申し上げます。

平成29年度の加入者数は、運動部活動が709名、文化部活動が125名の834名でございます。当時の生徒総数が1,228名でございますので、加入率は67.92%となります。

令和4年度の加入者数は、運動部活動が652名、文化部活動が109名の合計761名でございます。現在の生徒総数が240名（後に発言の申し出があり、「240名」を「1,240名」へ訂正）ですので、加入率は61.37%となりまして、加入者率で平成29年度と令和4年度を比較しますと、6.54%の減となっております。

以上、お答えします。

失礼しました。令和4年度の生徒総数が「1,240名」でございます。「240名」とお答えしましたが、「1,240名」が現在の生徒数でございます。申し訳ありません。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 今回の村田部長の答弁ですと、まあまあそこまで減ってないかなというような数字でもあるんですが、実際的には、私、野球関係なので、野球だけで話しますと、硬式のクラブチームのほうに行くと、実は陸上部に入っているとか、ほかの方も、ほかのクラブチームに入りながら、部活動は部活動で入っている。共用しているというやり方のことも多いんですよね。実際、じゃあその子たちが、本番の試合に出れるかといったら、試合はすみませんとか、例えば陸上部なんかの個人競技に入っているとかという実情も結構あります。その辺を踏まえていくと、やっぱりチーム的なスポーツというのが成り立っていかないですし、特に、これは令和4年度の当初だと思うんですよね。実際、もうちょっと減っています。菊池南中ソフトボール部、今回、全国大会に出て優勝しましたが、3年生が抜け

てしまうと、部員がゼロ人という形になっています。剣道、バレーに関しても、3年生が減ると、2学年しかありませんけども、かなり減っているという状況があります。

やっぱりその辺を考えていかなきゃいけないこともありますし、特に皆さんがお聞きしたいのは、令和2年9月にスポーツ庁より、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が出ました。要は、令和5年度から、休日の部活動の段階的な地域移行を実施していくと示されています。中学校における部活動は、設置、運営は法律上の義務ではなく、必ずしも教師が行う必要のない業務と位置づけられています。この辺のちょっと解釈の仕方が、保護者さんたちからすると、じゃあ、土日は先生たちは見らなくてもいいのかなと。これは、じゃあ、令和5年度から何年、もう始まってしまうのかな。今、令和4年度ですから、来年からは、じゃあ、平日だけ先生たちが見て、土日は部活動は見ない先生も出ちゃうのかなというのが、やっぱり皆さんの一番危惧されていることですし、その辺を、逆に、私たちが間違った解釈かもしれませんけども、土日、指導者のいない部活は平日しかやらないとか、その辺の解釈が、今、皆さんがすごく悩まれているところです。その辺がなかなか市民の皆さんに今伝わっていません。菊池市の現状を、菊池市としてはどういうお考えなのか、どういう方向性なのかをお答えいただきたいです。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、まず、私のほうから、運動部活動の改革につきましてご説明をさせていただきます。

運動部活動の改革につきましては、平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、続いて、令和2年の9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示されました。この中で「令和5年度以降、休日の運動部活動の段階的な地域移行を図る」という方針が示されています。

こうした取組を受けて、運動部活動の地域移行を着実に推進していくため、地域におけるスポーツ環境の整備方策等について、運動部活動の地域移行に関する検討会議において、令和4年6月に提言が取りまとめられ、スポーツ庁に提出されたところでございます。

教育委員会としましては、今回の提言を受け、これまで情報の収集と庁内の関係者で意見交換を行っており、9月2日に行われました令和5年度以降の部活動の段階的な地域移行に関する熊本県教育委員会からの説明会での説明を基に、まずは調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

ただ、物すごく分かりにくいと。じゃあ、いつからどうなるのか。はっきり現段階としておっしゃれない部分もあると思います、もちろん。ただ、もう令和4年度です。令和5年度にどうなるの、部活動はあるの、ないのとかいうもう話ですよ、これ。特にもう9月になっています。

先ほども野球関係も、私がどうしても野球していますので、野球関係をお伝えすると、野球に関しては、硬式の野球クラブチームがあります。部活動がなくなるんだったら、硬式の野球クラブチームに行ったほうがいいなというお話をよく聞きます。私が軟式野球連盟の会長もしておりますので、結構ご相談を受けます。けども、私のほうからも、どうも保護者さんたちに説明ができないということも事実です。じゃあ、部活動があるから残ってくださいよと。もちろん部活動に関しては、私も部活動をやっていました。学校生活において、生活指導や上下関係の形成など、人間を養う上でも重要な役割を補っていることも分かっております。私もずっと菊池南中の野球部にいましたんで、部活動同士で友達とつながって、学校生活をしてというような、物すごく部活動に関してはいい思いがあるので、実際的に、じゃあ、令和5年度、来年、このままいかれるのか。じゃあ、土日だけは外部指導者を雇われるのか。その辺をちょっとお答えいただきたいです。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、こんにちは。今、議員からのご質問にお答えします。

まず、6月に私のほうで全中学校の部活動の様子を視察してまいりました。子どもたち、生徒たちはとても熱心に活動し、生き生きとした姿を見せてくれました。また、先ほどありましたように、市内の中学生の各種大会での活躍も目覚ましく、県大会に優勝したり、上位入賞して、九州大会、全国大会に出場する生徒たちもおります。部活動での生徒たちの頑張りは、学校を活気づけるだけでなく、地域を元気にしてくれます。日頃より指導していただいている先生方、コーチの皆さん、並びに支えていただいている保護者の皆様にまずもって感謝申し上げます。

学習指導要領におきましても、部活動は、教育上、生徒指導上において、大変有意義な教育活動であるとされておりますし、私も長年指導してきた上で、全くそうであるというふうに考えております。

一方で、部活動をめぐる状況につきましては、少子化の影響により部員数の減少や部活動の顧問の先生の長時間の勤務問題もあります。そのため、今回示されました提言では、令和5年度から令和7年度までの3年間を「休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間」とされ、令和8年度から、できるところから実施するというふうにあります。このことは、あくまでも休日の部活動の地域移行について検討する期間とされているものでありまして、部活動自体がなくなるものではありません。平日の部活動は、先ほどからありますように、実施されますし、休日においても、移行できるものはしなさいということでありまして、今の段階では、今の現状で行うということをお願いしたいというふうに思います。

現段階では、県教育委員会からの説明を先日受けたところでございまして、今からガイドラインが作成されます。休日の部活動の移行につきましては、様々な課題がありますので、先ほど申し上げましたように、どれだけ移行できるかはまだ未定のところでございます。

今後、どのようにすると中学生の皆さんがスポーツや文化活動に継続して親しめる環境を整えることができるかを、関係団体と意見交換や他地域の動向を踏まえて、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

教育長にそう言っていただけることが、今回、不安に駆られている皆さんの物すごく安堵感になると思います。やはりどこに聞いていいかわからない、誰に聞いていいかわからないというような、もやもやした感がありましたので、今回、教育長のほうから言っていただいて、また、それが皆さんに伝わるでしょうし、私のほうからいろいろ伝えてはいきますので、ある程度の方が、ほとんどの方が、あ、よかったなという形でされると思いますし、今後もスポーツの発展につながると思います。

また、でも、私から、ご回答は要りませんが、前、小学校の部活が社会体育に変わりました。そのときには、1年半ぐらい前に急に集められて、来年から部活動はなくなりますよねと言われました。僕たち現場のほうは、はあという感じで思いましたので、まず、もうそういうことがないような形を取っていただくことと、やはり結構問題も抱えていると思います。じゃあ、休日の指導をした場合には、指導者の金額は、学校のほうが払うのか、保護者のほうが払うのか。また、休日も指導したいという先生が異動になった場合、遠くに行かれた場合、どうするのかとか、

現在、一番菊池市で考えられるのは、中学校の部活数の問題ですね。バレー部はいっぱいあるけど、ここは1人、ここは1人、では、合同したらチームが組めるんだというような部活動の選別もしていかなければいけないし、じゃあ、実際、外部指導者がどれぐらい必要なのか。

この間、小学校のクラブチームの方と話しましたが、そのままぼんと投げられて、それをジュニアを、シニアをつくってくれというようなことをされても、指導者が不足するということがありますので、3年間ありますので、できればそういうふうないろんな方の意見を聞いていただくような協議会をつくっていただいて、スムーズな地域への移行とか、その辺をしていただきたいと思っております。

また、今回、スポーツだけのことを言いましたけども、合唱部の先生、吹奏楽部の先生も、ぜひこの件はスポーツだけじゃないですよ。特に吹奏楽部は、菊池南中はずっと強かったです。でも、音楽部がなくなりました、隈府小で。それからなかなか吹奏楽部のほうに上がる子も少なくなっています。合唱に関しては、今、青木先生という有名な先生が菊池南中へいらっしゃっていますので、すごく合唱のほうは盛り上がっていますので、ぜひ今後、前向きに行っていただけるようお願いしたいと思います。

そのまま、ちょっと次の質問に移らせていただきます。

前回の議会で猿渡議員から質問がありました給食費公会計制度について、つながるような質問をさせていただきたいと思えます。

まず、本市における公立保育園、保育園が、この間、抜けていましたんで、保育園と小学校の給食費の徴収方法について、お聞きしたいと思います。

現在でも現金で持っている園、学校、口座振替がない理由、ない学校がなぜ進まないのか。それと、猿渡議員から質問がありまして、1か月ぐらいしかたっていないけれども、公会計制度の進捗状況をお答えください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 では、私のほうから、公立保育所の給食費の徴収方法についてお答えいたします。

まず、保育所等の副食費についてご説明いたします。

副食費は、給食費のうち、主食費を除くおかずやおやつに該当するものであり、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の園児の副食費については、保護者負担の原則から、実費で利用者から直接徴収することとなりました。

本市には菊之池保育園と花房保育園の2か所の公立保育所がございますが、現在、

2 保育所とも、登園時に保護者から現金で徴収しており、未納はございません。

また、幼児教育の保育の無償化では、一定の条件を満たす多子世帯や、低所得者の3歳以上の園児につきましては、副食費が免除されることから、現在、副食費を徴収している園児数は、菊之池保育園が80名中25名、花房保育園が47名中18名となっております。

続きまして、口座振替が進まない理由についてお答えいたします。

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化が始まるに当たり、副食費の口座振替を検討しましたところ、口座振替にした場合、金融機関への委託料やシステム改修費等の負担に加え、口座振替手数料についての保護者負担が発生することや、保育所では副食費以外にも直接業者に支払う教材であるとか、絵本等の代金も現金で徴収していることなどから、現金での徴収となり、現在に至っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、学校給食の徴収についてお答えいたします。

令和4年度第2回の定例会で猿渡議員の一般質問の答弁から変わったところはございませんが、給食費を現金で徴収している学校は、5校、口座振替により給食費を徴収している学校は、10校でございます。

口座振替のうち5校は、現金での取扱いも併用しております。

現金を扱っている学校には、口座振替に変更できないか相談を行っておりますが、問題点としまして、手数料の負担が必要なこと、口座振替は現金徴収よりも未納者が増える傾向にあり、その分の徴収業務が発生すること、それと給食費のみを口座振替にしても、その他の学校徴収金事務が残っているなどの問題がございます。

また、学校によっては、PTAで雇用しております事務職員が徴収事務を行っているところもあり、現金での徴収がやりやすいとのお声もございます。

以上のことが、給食費の口座振替がなかなか進まない理由でございます。

また、公会計制度への進捗状況はどうかということでございますが、令和4年第2回定例会で猿渡議員の一般質問でも答弁しましたとおり、答弁から2か月たちましたが、他市町村の動きも特には変化はございません。

公会計制度への移行につきましては、メリット、デメリットを考慮しながら、他市町村の状況を引き続き調査研究させていただきたいと思っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

なかなか給食費だけに、今回、焦点を当てているということなんですけども、手数料、どっちが負担するかというのがやっぱり一番の問題だと思います。そこよりも、園児、小学校1年生の子たちが現金を持っていっていることが、今の現状としてはどうなのかということですね。特に園児、保育園のほうなんかは、現場の保育士さんにお聞きしましたが、保護者の方がそのまま払われる場合もありますし、バックの中にそのまま入れましたという方がいらっしゃいます。保育士さんがバックを探して、その中でお金をこうやって出してというような現実もあります。それで、じゃあ10円足りなかったらどうするんですかという話ですよ。どっちが持ちますかという話もありますし、特に菊池市としては、ちょっと違うかもしれませんが、デジタル推進宣言も行って、キャッシュレスの推進も行っています。じゃあ、一般企業、そういうところはキャッシュレスをしますけども、まだまだ子どもたちは現金化ですかということですね。ですんで、給食費、教育委員会だけの問題ではないと思います。市全体として、キャッシュレス化を図るならば、まず子どもたちのほうからキャッシュレス化を図らなければいけないし、特に、今、何百円とか、小銭がたまりますよね。今は小銭がたまった場合の入金は、301枚から、1,000円は330円かかります。ということは、10円を330枚入金したら、2,680円にしかならないんですよ。小銭がたまるということは、今、金融機関にとって、金融機関で昔みたいにがばっと入金してもお金がかかるんですよ。特に小銭が多いと思います、今回。その辺をやはり今後、まだまだ確かに猿渡議員も言われましたけども、公会計制度というのは、なかなか進まないというか、2年ぐらいかかるようなことです。その前に、まず、子どもたちが現金を持って学校に行かないこと。それを市として、やっぱり取り上げてくれないと、教育委員会のほうが、じゃあ、各校長先生にお願いしますよといっても、進まないと思うんですよ。その辺を市としてもう少し真剣に考えていただいて、来年ぐらいには、簡単な話ですから、特に肥後銀行さんとは包括協定を結んでられます。肥後銀行さんが結構その辺はしっかりされています。じゃあ、その辺お聞きしながら、来年度からは必ず実現していけるようにしていただきたいと思います。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩 午後2時41分

開議 午後2時47分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 それでは、次の質問に移りたいと思います。

冒頭でも申し上げましたが、8月の白龍まつり、泗水の夏まつり、多くの方がいらっしやって、また、その場所じゃなくて、周りからも結構見る方がいらっしやって、3年ぶりの花火ということで、皆さん、楽しんでおられました。

もう一個、先ほど言いましたけども、盆踊りも、ちょっと私も少しいろんなご相談を受けて、やっておりましたが、実際、どれぐらいの人が来るのかなと思って心配をしておりましたが、蓋を開けたら、かなりの人数の方が来られて、どこかの移動販売の店舗のところは追加して作って売ったとかいう話も聞きました。

しかし、実際、白龍まつりでは、飲食販売などの自粛規制を行ってもらいましたが、なかなか十分にご理解、説明不足もあり、ここから飲食禁止ですよという隣で飲食の販売があつたりして、少し問題も残りました。

それでは、本市の祭り・イベントについて、質問させていただきます。

まずは、現在の開催状況について、2番目に、実施主体団体について、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

本市では、現在、九つの祭り・イベントを実施しておりますので、一つずつ開催状況と、併せて、実施主体、また、その事務局についてお答えいたします。

菊池夏まつりは、本年、白龍まつりに名称を変え、8月6日に開催し、菊池秋まつりは、現在開催の可否について協議中でございます。この夏の白龍まつりと秋まつりの実施主体は「菊池市祭実行委員会」で、市長が実行委員会の会長で、事務局は商工会となっております。

次に、菊人形・菊まつりは、11月の開催に向け準備を進めております。こちらは業務委託で、実施主体は委託先の「菊まつり推進委員会」になります。

次に、春まつりには、桜まつりと菊池一族まつりがあります。春に開催予定で、桜まつりの実施主体は「菊池さくらまつり実行委員会」、菊池一族まつりは「菊池一族まつり実行委員会」です。二つとも事務局は菊池観光協会となります。

次に、旭志ホテルフェスタは、本年、ホテル観賞が中止になりましたので、観賞自粛を呼びかけました。実施主体は「旭志ホテルフェスタ実行委員会」で、事務局は市役所観光振興課になります。

また、泗水孔子公園夏まつりは、本年8月14日に花火大会のみ開催されました。実施主体は「泗水街づくり対策委員会」で、事務局は商工会泗水支部になります。

次に、泗水孔子まつりは、今年度は中止が決定しておりまして、来年度から孔子公園夏まつりと統合することになりました。実施主体は「泗水孔子まつり実行委員会」で、市長が会長、事務局は市役所観光振興課となっております。

また、七城コスモスまつりは、10月22日の開催に向け準備を進めております。実施主体は「菊池市七城ふるさとコスモスまつり実行委員会」で、事務局は市役所観光振興課となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

まだまだそこそこ祭りが残っております。実施団体がどういうものかということも分かりました。

そのまま、追加で質問させていただきます。

まず、予算に関して、一応商工会関係の受託の予算は、また総会の資料とかで分かりますので、大体予算額は知っておりますが、コロナ関係で、まず中止になった去年のイベント、結構あったと思いますけども、その予算は、最終的にどこにどういうふうになったのかということと、例えば夏まつりに関しては490万円、平成28年度から470万円、平成29年度が470万円、平成30年度が480万円、令和元年度が490万円、令和4年度が490万円というふうな形になっておりますが、これのもともとの予算の根拠はどこからきているのかということと、もう1点、泗水の秋まつりに関しては、今、清水経済部長のほうからご答弁があつて、中止して、夏に移行するということですが、旭志のホタルフェスタに関して、もう3年間やっております。地域の方も、地域に移管するのかな、どうするのかなということをおっしゃっていましたので、ホタルフェスタについては、もう完全に中止の意向なのか。来年度またされるのか。その3点をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の昨年度コロナで中止した祭りの予算についてでございますが、令和3年度に開催しました「菊人形・菊まつり」、「菊池一族まつり」以外の祭りイベントにつきましては、中止が決定した時点で、議会定例会において予算の減額補

正を行っております。

次に、祭りに対する補助金の根拠はどうなっているのかというところでございますけれども、これにつきましては、祭りについての補助金は、「菊池市まつり補助金交付要綱」並びに「菊池市補助金等交付規則」に基づき、交付しております。

各祭りの実行委員会の中で、当該年度に実施する祭りの内容について検討を行い、内容を固め、概算経費の算出を行っております。

補助金の額の根拠といたしましては、これまで実施してきました祭りの実績額や祭りの実施内容などを考慮し、「菊池市まつり補助金交付要綱」に規定のとおり、予算の範囲内で交付することとしております。

次に、3点目のホタルフェスタにつきましては、次年度の開催につきましては、協議中でございます。現在のところ、開催については、この場でちょっとお答えを控えさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

ホタルフェスタは協議中という形でよろしいかなと思っております。

この予算に関してですけれども、先ほど申しましたとおり、平成28年度が470万円で、令和4年度が490万円、20万円のアップしかないんですね。どう考えても、いろんな資材、人件費、五、六年前に比べて10%以上ぐらい上がっているんですね。それに対して、これぐらいの増加でしか組めないということは、それぐらいの規模でやってくださいということでしょうし、現在、あんまり見受けられませんけれども、下から、実行委員会のほうから、これぐらい本当にかかりますよというふうな予算取りをした補助金という形では見受けられないんですね。ある程度、前年度がこれぐらいなんで、これぐらいでしょうという形で見受けられませんので、なかなか補助金が正しいのかどうかということも、ちょっと私たちにも分かりかねないということなんで、今後は、もうちょっと小まめに予算の件に関して、実際は幾らかかるのかとかいうこともやっぱり出しながらやっていかなきゃいけないとは思っております。

今回、ちょっと夏まつりがありましたんで、夏まつりの件について、ちょっと一言言わせていただきます。

この菊池夏まつり自体の予算が490万円ありますけれども、全て運営費になっております。今回、スポンサーが約300万円ぐらい集まっております。これが花火代なんですね、実際的に。ということは、スポンサーが100万円しか集まらな

かったら、100万円分の花火しか上がりませんよねという予算組みなんですよね、もともと。これは、この祭りに関しては、白龍まつりということで、市長がやっぱりもクロのコンサートにも行かれたように、菊池が一番推している祭りだと思います。それにもかかわらず、全くのスポンサー代の花火という予算なんです。

今回、スポンサーの取り方に関しても、かなり問題を残しております。本年度は約200件、市役所さんのほうで20件ぐらい、商工会で50件、白龍会で約130件ですけども、この商工会の50件に関しても、ほとんど1人で1か月間回っています。仕事になっていません。それから残業して仕事をされていました。この130件に関しても、ほぼ3人ぐらいで回っています。今、白龍会自体もサラリーマンの方が多く、なかなかスポンサー取りに来れません。市役所の方が実際に行き、スポンサーをもらえるかといったら、今、やはり現金でもらう、そういう問題があるので、できるかどうかというのはちょっと私も疑問点がありますが、今回、私たち企業連に、前は商工観光課の方が企業連の訪問と一緒に、スポンサーを集めてやられていました。そこで現金を扱うんで、これが今の世の中にいかどうかは分かりませんが、今回はメールでした。お願いしますよ。あとは郵送でぽつと来ただけです。夏まつりやりますから、協賛してくださいねって。いや、誰もしませんよね、こんなんで。結構菊池市の方は、企業連で話しましたが、でも、しなきゃしょうがないから、去年5万円したやつを2万円にしたとか、そういう感じで皆さん言われていましたし、逆に、もうメールで来たから知らんとかいうて、されないところもありました。

企業に関しても、菊池市のほうに応援する気持ちはあります。ただ、このような形で一方的なメールと、郵送でしてくださいねと言われて、する企業はありません。企業からすると。そこは企業はシビアです。その辺も、今後、スポンサー取りなども考えていただきたいと思います。特に私とか、平議員なんかも、実際、夏まつりに関わってスポンサー取りもしてきました。嫌ですよ、スポンサーを取りに行くのは。本当、はっきり言って、お願いしに行くのは。それを商工会と白龍会でやってくださいというもおかしいんじゃないかと思うんですよね。皆さん、祭りをする事には賛成です。ただ、その辺をもう丸投げされても、今後、来年度以降、やっぱりこれはできるのかな。本当にじゃあ100万円しか集まらないという来年度、問題になっていくと思います。

例えば、せつかくふるさと納税、私もやらせてもらってますけども、売上げがサイバーレコードさんになって、かなり上がっております。現在、市役所としては五つの使い道ということで、豊富な資源を生かした産業づくり、二つ目が、みんなで支え合う安心づくり、三つ目が、自然の恵みを守り安全で魅力あるまちづくり、4

番目が、学び合いと地域が育む人づくり、5番目が、市長に一任となっております。こういうようなばくつとしたことじゃなくて、特にもうよくご存じの遠野市さんなんかは、遠野納涼花火まつりの使い方というふうに明記して、ふるさと納税をやっぱりされている自治体もあります。

また、企業版ふるさと納税ですね。今回も3件ぐらいさせていただいていると思いますけども、そういうことを活用して、もう少しスポンサーの件などを考えていただきたい。そうしないと、なかなか現場のほうはもう少し音を上げているという状況をやっぱりお考えいただきたいと思います。

では、ご質問します。

今後、どのように取り組んでいくのか。また、市として、取組方法はどうかされていくのかをお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

祭りに対する市の方針についてのご質問でございますが、祭りというのは、本来、五穀豊穡であったり、五穀豊穡への感謝あるいは厄よけ、地域の繁栄などを願うものでございまして、地域の人が自ら考え、呼びかけ、参加し、みんなで盛り上げていくことが祭りの本質であると考えております。その盛り上げようとするエネルギーがあるからこそ、人を引き寄せるのではないかと考えております。

先般、議員もおっしゃいましたように、市民広場で開催されました市民主催の菊池盆踊りは、自分たちで実行委員会を組織し、運営資金は企業へ協賛金を募られたほか、クラウドファンディングなどで集められ、多くの方が来場し、盆踊りを楽しんでおられました。

このようなことから、市民主体の祭りの開催が本来の祭りの在り方ではないかと考えております。祭りについては、市が主体で行うものでもなく、市民が主体で行う祭りを市が支援していくものであると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 何かぼやんとした感じですけど、ちゃんと言わなきゃいけないですね。市長のほうは、今後、イベントに関して、民間のほうにいくのか、その辺のやはり菊池市長の方針に、私は市民はある程度従っていかなきゃいけないところはあります。市長の方向性をはっきりしていただいて、それから、各団体がどういうふうな動きをしていくのかというのが分かりかねますので、市長のほうから、

今後の方針をご答弁いただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今後の祭りに関する私の方針を述べよということですが、本来、私がもう言いたかったことを先ほど部長がほとんど述べたわけでありませ

多少繰り返しになりますけども、この際、祭りの本質とは何かということをおもよく考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。大変だから全部市役所でやってくれるということでもないと思いますし、全部民間でおやりなさいよということでもないと思います。やっぱり市全体として、官は官の役割、民は民の役割があります。それを役割分担をしながらやって、みんなで盛り上げていくというのが、もう一番の目的だというふうに思います。

みんな苦しいわけですよ。みんな忙しい。サラリーマンがそんなことやってられないぞというふうにおっしゃるのもよく分かるし、市の職員も、ある意味では、サラリーで働いているわけですね、本業を持ちながら。そこは全く同じなわけです。ですから、いや、それでもやるんだと、やりたいんだという思いがなくて、夏の何かやらんといかんから、あんたやれよと、あるいは、あなたやりなさいよでは、どこかのコメディアンがやっているクラブがありますよね。そんな話になりかねません。これは、一体我々は何のためにやるのかというところをもう一回みんなで集まって、しっかりと議論していかねばいかないんじゃないかと。

特に今、コロナがあって、2年もお休みをしたという苦しい状況の中で、夏まつりを頑張ってやったのも、結局、町方の白龍会の皆さんが中心になって、どうしてもやりたいんだと。このままでは元気が出ない。子どもたちに夏の思い出はつくと。このままずっと座して待ってていいのかという発案で始まったわけですよ。ですから、私どもはそれをよしとして、それを前向きなエネルギーにつなげたいということで、その心意気も受けながら、一緒になってやったわけでありませ

実際に、衛生面において、何かあったときに責任を負うのは、それは民間の人じゃなくて、私どもであるわけですよ。それもみんなで相談して、じゃあ、これはちょっと我慢しましょうと。これはやめましょうと。それでもいいですかということで、それでもやりたいということでやったわけですから、このように、自分でなくて、ほかの誰がやるんだじゃなくて、みんなでやるにはどうしたらいいのかというところから入るべきではないかというふうに思っております。

それから、募金の話も、それは募金のソースを広げるといいことだと思いますよ。ただ、ほかの人から見れば、自分ところから誰も出してなくて、全部募金、ほかの人にくださいというのでは、なかなか説得性もないわけでありませ

そうしたことをよく考えながら、我々の思いが一番伝わるように、そして、我々が何をしたいのか、その原点に立ち返って、やっていくことが一番大事だと。そういう意味では、今、コロナ等々で大変苦しい時期を迎えておりますけども、この試練を前向きに捉えて、我々自身がもう一回見詰め直す、いい時期が来ているんじゃないかというふうに考えます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

市長のほうから、市、民間、一体になってという言葉いただきましたので、私たちが安心して来年度、いろんな祭りに関しても取り組んでいきたいと思えます。

これは答弁はまた要りませんが、やはりちょっとイベントの受けるほうのマンパワーが不足しております。菊池市商工会青年部も45歳までですが、令和4年、現在77名中、40歳以上の部員が約半数となっております。何年後かに半減してしまうということもあります。本年度、来年度にかけて、やはり祭りの定義をはっきりして、地域のためのイベント、経済効果はもとより、イベントにする必要があるでしょう。

また、今後、9月24日にはドライブインシアターというのを鴨川公園で自主興行でやられます。また、9月23日には竜門ダムフェスタほうが、また龍門の方たちでやられます。そういう地域の方、自主団体が少しずつやられています。その方たちにも、少しでも、本当にチラシ代と場所代だけならいいんですけども、それぐらいのそういうことを援助してやると、1回で、菊池の祭りって、やることって、結構みんな、二、三年で終わってしまうことが多いです。二、三回やって、もう補助金がないんで、やめましたというような祭りを結構私たちも見てきました。そういう祭りをなくさないように、継続した祭りができるようにやっていただきたいと思えますし、また、今回、七城のコスモスまつりは、七城商工会関係者の方たちが主体となった団体が本年度から受けています。これがモデル事業としてなるように、市としては応援していただいて、こういう組織ができていけば、ある程度、きちっとした組織ができて、市役所の業務も軽減できると思えますし、その辺はお願いしたいと思えます。

次の質問に入りたいと思いますが、あまり時間がなくなってきましたので、今回、官民一体化の件についてご質問をしようと思いましたが、かなり広い範囲になってしまいますので、今回は商工観光分野においてのみ質問させていただきます。

なかなか商工観光分野の現場の方の意見を伺うと、自分たちの意見が全然反映さ

れとらんとかいう意見を聞きますし、私もそう感じます。これまでの観光分野における意見の集約方法のやり方などをご答弁をお願いいたしたいと思います。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

各種事業や施策の実施に当たりましては、企画立案の段階から、商工会や商店会連合会、また観光協会や菊池温泉観光旅館組合など各団体の役員さん、または事務局職員さんなどと協議検討の場を設け、様々なご意見やご要望を取りまとめているところでございます。

集約したご意見などを基に、各団体または会員の皆様のニーズに沿った施策に反映をさせており、実施運営においては、おのおのの理事会などで説明を行い、再度ご意見を求めているところでございます。

近年は、コロナ禍の長期化により影響を受けた市内事業者の経済再生と経営の持続化を支援する施策として、国県の臨時交付金などを最大限に活用した様々な事業を展開しております。

今後も「官民協働」を基本理念として、民意を真摯に受け止め、地域経済の活性化に寄与すべく、各団体との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

本年度も中小企業向けにコロナ感染症に関する補助金を実施していただきまして、非常に感謝しております。しかし、今回の中小企業向けの補助金の内容ですが、あまり個別に言うとも時間ありませんので、3年間、ほぼ一緒ものが出ております。内容は若干違うんですけども、ほぼ一緒のような感じでしか思っておりません。じゃあ、実際、どうやって吸い上げたのか、商工会にじゃあアンケートが来たかという、来ておりませんし、今回、宿泊助成のプランもされております。黒毛和牛、米、栗を使って、1万5,000円の単価を上げたプランということで、すごくいいプランだなと思っておりますが、じゃあ事前に使われる側にどれぐらい、和牛と米と栗を使いますよというような情報は行ったのか。やっぱり議会の決まるまで言えなかったのか。ただ、これを使いますよと言われて、募集されて、締切りまで2週間しかなかったんですよね。2週間で和牛と米と栗を使ったプランをつくれというほうも、ちょっと難しいですよ。やっつけ感がないようなプランしか出てこないですよ。その辺の意見の吸い上げということをどういうふうにされていたんでし

ようか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

感染症対応における事業者支援につきましては、令和2年度から国県の臨時交付金を活用して、商工会の皆様方などと協議において、様々な支援金や補助金の制度を構築してまいりました。

令和2年度は、観光事業者や飲食関連、農林畜産業及び商工業への事業継続支援金、小規模事業者持続化補助金、感染防止対策強化補助金、共同事業持続化補助金、また融資に対する利子補給、これに加えプレミアム付商品券や飲食チケットの発行など、年間12の対策事業を実施しております。

これらの事業は、商工会等から提出されました「要望書」に基づくものでございまして、商工業者からの要望や意見を踏まえ創設したものでございます。

令和3年度にも同様に、年間九つの感染症対策事業を実施しており、事業所支援に至っては、県内でもトップクラスの事業数で、交付対象の業種も幅広く設定しているところでございます。

感染症の影響を克服するための新たな販路開拓、事業者の自助努力に要する小規模事業者持続化補助金と感染防止及び衛生対策を強化するための感染防止強化補助金、この2件に関しましては、令和2年度から継続して実施しております。

これらは、事業者からの需要も多いと。経営安定の継続と安全対策等において、一定の成果が上げられている事業でございます。補助効果も高いことから、本年も継続して実施しているところでございます。

また、ご質問のありました旬の食材プラン、本年度第2弾の秋の宿泊応援キャンペーン事業につきましては、コロナ禍で疲弊した観光宿泊業への支援策でございますが、本市特産品や旬な食材を使った夕食メニューを提供することで、本市ブランドイメージの確立及び観光宿泊業の持続的発展と誘客促進を図るものです。

この事業につきましては、本年3月に各団体と連携して策定した観光振興ビジョンに基づいたものでございまして、今回の事業内容を検討するに当たっては、観光協会や菊池温泉観光旅館組合など、各団体の役員や事務局職員の方々などと協議を重ね、事業化したものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 すみません、もうあと53秒ぐらいしかありませんので、

ちょっとまとめてお話をします。

特に部長、副市長、市長に聞いていただきたいのは、こういうプランがありますよ、しますよという形でしか、市役所のほうから各種団体に来ないこと、実際はそうなんです。話し合っていますというけども、ほぼほぼできたプランを持ってこられるだけです。それに対して、どうこう意見を言う時間もないような形で、今、進んでいます。そこで、前段階でもう一回、観光協会、商工会とか、その辺と一旦話をしてほしいんですよ。それが官民一体化ではないでしょうか。もう少し市民、事業所、各種団体の意見を聞いてから、いろんなことを進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○水上隆光 議長　これで、稲継智康議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、9月9日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後3時20分

第 5 号

9 月 9 日

令和4年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和4年9月9日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結加里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 皆様、おはようございます。今回の一般質問は二つあります。菊池市デジタル化推進宣言と、こども庁創設についての二つでございます。

早速、まず一つ目、菊池市デジタル化推進宣言についての質問を行います。

昨年10月、菊池市デジタル化推進宣言が出されました。10月1日付でホームページにも記載されております。宣言というものは、結構いろんな法的性質があるかと思いますが、今回は議会を経てないということです。法的拘束力はないものの、やはりこれは宣言ということは、自治体として、菊池市として意思表示と申しますか、重要な政策という方向性を示しているものだと思います。

そのデジタル化推進宣言の後半部分ですが、「デジタル化を推進し、全ての市民が、いつでもどこでも、デジタル技術の恩恵を受けることで、効率的で利便性が高い、安心・安全の「癒しの里」きくちを目指すことをここに宣言します」と記載されております。

菊池市、市役所、民間を含めまして、デジタル化は、このコロナ禍において、一部は急速に進んだものもありますが、やはりまだまだ遅れていると私は考えております。そもそも国自体、日本の国自体がまだまだやはりデジタル化が進んでいないというふうに考えております。

私が社会人になった2000年頃に、当時、森内閣だったと思いますが、e-Japan構想というのを打ち出しまして、当時の言葉で言うと、電子政府とか、政府のサービスのIT化とかいうところを打ち出して、これから進んでいくのかなど。当時、iモードとか、日本では結構得意な情報技術がありましたので、こういった

ところへ進むのかなと思いましたが、それから22年、なかなか思うように進んでおりません。ただ、国もようやく菅内閣でデジタル庁を創設して、その推進に加速しているところです。

そこで、質問ですが、今回のデジタル化推進宣言の具体的なこの内容、どんなことに取り組んでいくのか。また、これまで総合計画や情報化推進基本方針等、情報化とかデジタル化に関するいろんなものが計画されておりますが、それを踏まえて、今まで取り組んできたもの、これから取り組む予定のものは何なのか、そういうふうなものをお示してください。

また、国もデジタル庁を設置し、連携していくことが望まれます。これまで国と一緒に取り組んできたものはあるでしょうか。

また、私は、国から菊池市へ、その専門家、デジタル化を推進する専門家を派遣してもらったほうがいいと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか、お示してください。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

まず、デジタル化推進宣言の内容ということですが、こちらにつきましては、議員ご案内のとおり、「菊池市デジタル化推進宣言」は、本市が「市民サービス」・「自治体経営」・「地域社会」のデジタル化を推進し、全ての市民が、いつでもどこでもデジタル化技術の恩恵を受けることで、効率的で利便性が高い、安心・安全の「癒しの里」きくちを目指し、令和3年10月1日に宣言したものです。

次に、これまで取り組んできたものや、これから取り組む予定のものですが、まず、これまで取り組んできたものとしましては、マイナンバーカードの普及促進、オンライン会議、ペーパーレス会議、テレワークなどのICT技術を活用した業務の効率化などがあります。また、本年8月1日から各種証明書事前交付申請のオンライン受付を開始し、申請書を書かずに、待ち時間も無く証明書を受け取ることができる仕組みの構築により、市民サービスの向上を図っております。

次に、今後の取組としては、国が示した自治体DX推進計画に含まれるシステム標準化への対応や市民サービスの向上、マイナンバーカードのさらなる普及促進、電子決裁システムの導入などを進めてまいります。

国と連携した取組として、国が、特に国民の利便性向上に資するとして指定された子育てや介護関係などの手続について、マイナンバーカードを活用したオンラインでの申請受付を本年度中に開始する予定です。

専門家の派遣につきましては、これまで佐賀県の情報企画監や、千葉県市原市など複数の市において情報政策アドバイザーを歴任されている「川口弘行氏」に、本市でも平成30年度からICT推進アドバイザーを委託しており、セキュリティ対策や情報システム全般に関することなど、専門的な立場から、助言・指導をいただいております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 まず、デジタル化推進宣言の三つ内容がありまして、1、市民サービスのデジタル化推進、市民サービスへということですね。2番目が、自治体経営のデジタル化推進、市役所業務の効率性を上げるようなものですね。3番目に、地域社会のデジタル化推進というところで、民間の支援、スマート農業の支援、学校教育、防災などのデジタル化の支援等々が記載されております。

その中で、マイナンバーの交付を上げるということは、これはずっとやってきていただいたことで、そういうことかなと思いますし、やはりオンライン申請もできるようになりました。一部、やっぱりこのデジタル化推進宣言の2番目の自治体経営のデジタル化推進は、コロナ禍において、かなり進んだんじゃないかと思っております。議会も、もうこうやってタブレットを使ったり、委員会でもリモートで参加できるというふうには、ついちょっと一昔前では考えられないことがもう議会でも起きております。

こういった市の業務の効率化というのはどんどんもう進めていってほしいんですが、ただ、これは情報化基本方針のアクションプランでもうたっていて、その進捗からすると、まだまだやっぱり遅いのかなというところはあります。特に電子決裁は、まだ今でも稟議はまだ判このように思いますし、出張申請は電子決裁でできるというのは前の一般質問で聞いていますけど、この辺はまだまだ遅れております。

市民サービスのデジタル化推進というところ、先ほどマイナンバーを使うと、やはり増えていくところがありますので、引き続きやっていただきたいと思いますが、実際、今後のアクションプランはいろいろお持ちだと思うんですが、やっぱりSDGsのほうの内容もそうですし、総合計画も横断的な内容ということで、一つの大きな柱として、横断的な取組としてデジタル化推進を行っておりますが、なかなか見えないというか、工程表が見えてこないところが私は課題だと思います。

先ほどおっしゃった、今後、子育てなどのシステムを標準化して行って、相談体制とかをデジタル庁と一緒にやっていくというのは、これは非常にいいと思います。

この後、こども家庭庁のこともしますが、やはりデジタル化というそういうインフラ、あと、日本全体で取り組むべき少子化対策の子育て、親の負担を減らす部分、こういったところはやっぱり日本全体で取り組むべきだと思いますので、これはぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと、川口さんという方、アドバイザーがいらっしゃっていることで、そういったことで安心しました。ただ、デジタル庁も、今、地方の職員の方との情報交換だったり、交流するプラットフォームといいますか、ネット上での情報交流の機関がありますので、ぜひうちの情報政策課も、なされるかと思いますが、地方からのいい例をどんどん知らせていこうという動きがありますので、取り組んでいただきたいと思います。

やはり今後は、そのデジタル化を進めていく上で肝なのは、一番鍵になるのは、やっぱりマイナンバーカードをどうやって便利なものということで認識していただいて、市民の方に広げていただくか。今、国全体で、申請ベースで大体40%後半、50%ないぐらいですので、今年度、来年度ぐらいには6割、7割はいくんじゃないかとは予想されます。

マイナンバーカードが、今、保険証代わりにになりました。あと、いろんな公的な資金を、補助金等を受け取れる口座の設定も今できるようになりました。今度取り組んでいこうというのは運転免許証の一体化ということで、これは希望者だけですけど、免許を持たなくても、マイナンバーカードは免許代わりにになると。それを持っていると、ゴールドカードというんですか、違反が少ない免許の人はオンラインで免許更新ができると。オンラインで講習を受けて、そうやってできるというふうに、これはまだ計画ですけど、そのようになっていきます。となると、結構やっぱり免許の更新とか、やはり手続きが結構面倒ですので、やはりそうになると、20代、30代の世代の人も、あ、マイナンバーカード取ろうかという雰囲気になると思いますので、その辺の国の情報を先取りして、どんどん周知活動を行っていただきたいと思います。

先ほどからちょっと述べていますが、以前あった情報化推進基本方針、それに基づくアクションプラン、これと今回のデジタル化推進宣言はどのように関係があるのかなというところがちょっと疑問になりまして、2回目の質問ですけど、今後、どのようなプランですか、方針をこれから取り組んでいくのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの情報化推進アクションプランの今後につき

ましてですけれども、情報化推進アクションプランは、デジタル化推進宣言を踏まえ、新たにデジタル化推進アクションプランとして、現在策定しているデジタル化推進基本方針の実施計画とすることとしています。

この基本方針とアクションプランの推進を図るため、市長を本部長とする「デジタル化推進本部」を本年3月に設置したところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ということは、基本方針とか、アクションプラン、その情報化推進のアクションプランがデジタル化推進宣言の具体的なプランに置き換わるという認識でいいんですよね。分かりました。その辺、何かやっぱり説明というか、今後の内容を分かり、宣言が出て、総合計画にも計画がある。総合計画には具体的なプランはもちろん明記されていませんけど、じゃあ、アクションプランというのは、いつまでにこういうことをやっていきますという具体的にありましたので、その辺の実際のことを、今後、これ、すみません、いつごろ出されるかというのは、今、お答えできますか。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまのご質問、アクションプランにつきましては、現在策定しております、今年の秋頃をめどに公表することとしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 秋頃を楽しみにしたいと思います。

特に、民間の方、特に地場で一生懸命にこれまで仕事をやってこられた事業者さんの方、やはりなかなか商工会でのヒアリングを行っての結果を聞いても、やっぱりこのコロナ禍で、オンラインで物を売るとか、そういった取組があった、動きはあったんですけど、なかなか事業所内にそういった人材がないというところで、この民間業者も特になかなか進まない部分があるのかなと。

大きな組織で考えますと、市役所自体も、やっぱり職員さん、いろんな年齢があったりとか、デジタル化に明るい人もいれば、そうでない方もいらっしゃる、なかなかそういったところで職員に対する押しつけになってもいけないですし、そういったことでなかなか理解が進まない部分が、結果として、そのアクションプランが、前回のプランはなかなか進まなかった原因じゃないかなと私は考察しております。

す。

やはり職員の皆さん、いろいろ仕事のやり方、民間のその会社員の方、急に仕事のやり方が変わるのに対して、やっぱりちょっと抵抗感がある方もいらっしゃるのかなというのを感じます。

県レベルですけど、東北の県だと、自動車の補修の情報を集めるのに、県が持っているパトロールカーの車の下の方に、普通のドライブレコーダーのようなもの、カメラをつけて、見回りに行くときに自然と道路の補修の状況も把握できると。民間の方が県道、こういったところをLINEで送るとか、あとメールで送るとかすると、AIといいますか、人口知能によって画像解析で、この道のこの凹凸がどれくらい深刻度あるかというのを出してくれると。実証実験をやっている自治体も、県レベルですけどあります。そうすると、それまでも県の土木課の職員からすると、一応いろんな要望があって、それなりに優先順位をつけてきたと。いきなりAIが判断して、ここが一番、こうやってくださいとなってくると、やはり職人かたぎといいますか、昔ならではやってきた方にとっては、何か自分の仕事がなくなるんじゃないかというようなところで、デジタル庁の方と話したときはそういった、実際、現場の部分ですよね。そこら辺はなかなか私たちも議員として考えなきゃいけないのかなと。特に私はデジタル化を推進する者として、そういった方も便利だというふうに思えるような、やっぱり別な推進を提案していかないと、やっぱりなかなか継続していかないのかなと考えております。

やはり民間、菊池市にも少ないですけど、システム開発だったり、フリーのプログラマーの方っていらっしゃる、そういった方、事業者さんはいらっしゃいますので、そこら辺の情報交換しながら、デジタル化推進宣言の3番目、地域社会のデジタル化推進というところでは、そっちのほうに進む方がいろんなサービスを提供できるような協議会みたいなものはあったほうがいいのかと思っております。

こういうデジタル化推進、アクションプランを出されると思うんですけど、やはりそれにも、そういった事業者さんとかの声を拾っていただいて、やっぱり一つのプランをつくっていかないと、市役所でつくってプランになっていくと、それは往々としてそごが生じる場合もございますので、やっていただけたと思います。

結果として、今回、コロナ禍において、デジタル化推進の菊池市として一つの恩恵があったと思うのが、ワクチンの3回目の予防接種の発券ですよね。あれは、1回目、2回目、誰がいつ、どの病院でワクチンを打ったかというデータを基に、じゃあ、高齢の方は決め打ちで、この日にこの病院へ行ってくださいと。すごいやっぱり高齢の方は楽だったと思います。市役所の方も、窓口へ来てどうのこうの、電話でどうのこうのの対応もかなり減ったと思います。できる人は、若い人はオンラ

インできるというところで、これが本当のデジタル化の恩恵を受ける一つの成功例じゃないかなと私は感じました。アナログも使いながら、しっかりデジタルのデータを駆使しながら、市民の方、ひいては職員の方の負担を減らしていくと。こういうふうな説明をしていくと、先ほど申した道路の補修の優先順位のつけ方のところも変わってくるのかなと。職員の方も大分負担が減りますよという部分も出てくるのかなと思います。

政策企画部長に、最後、お聞きするんですけど、やはりここは全庁挙げてしっかりと、総合計画の一つの横断的な内容ですので、今後、どういったことを取り組んでいくのか、その意気込みと申しますか、今後、どうしていくかということ、展望をお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 デジタル化推進の意気込みということで、デジタル化の推進に当たっては、昨年10月に県内初となるデジタル化推進宣言を行い、これを踏まえ、本年3月には、庁内横断的な「デジタル化推進本部」を設置し、デジタル化の方針を示すデジタル化推進基本方針と、具体的な実施計画となるデジタル化推進アクションプランの策定を行っています。さらに、4月には、市役所に専任となるデジタル行政推進室を設置しているところです。

また、先ほど答弁しましたように、「各種証明書事前交付申請」や「書かなくて済む窓口」といった県内でも先進的な取組も進めています。

これらの取組を進めることで、先進的なデジタル技術を積極的に取り入れ、「市民サービス」「自治体経営」「地域社会」のデジタル化を推進してまいります。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 しっかり進めていただきたいと思います。往々にして、宣言で出すとか、推進室をつくりましたと、本部をつくりましたって、要は、そこからだと思います。実際、そこからやっぱりしっかりと行動を起こしていただくというところがございます。

思い起こせば、やっぱり情報政策課という課ができて、ただ、実際は、まだ当時は4人ぐらいしかいず、どっちかという、もう電算室的なことしかできてなかった部分が、ようやく人数も増えて、デジタル推進ができたということは、これは組織改変の一つの大きな一歩だと思います。

加えて、国のデジタル庁としっかりと連携していただいて、全庁一致で、先ほど言いました市民も職員も恩恵を受けれるような施策に取り組んでいただきたいと思

います。

では、次の質問に移ります。

こども家庭庁の創設についてということで、これ、国の動きですし、まだ実際に始まるのは来年の5月なんですけど、なぜこの時期にこれについての一般質問を行うかということは、今ちょうど準備室ということが内閣府の中に設けられまして、いろんな施策を、今、準備しているところです。国に対する来年度の概算要求も行っておるそうですので、まさに、この中央の縦割りによって地方行政が弊害が出ているというところで、地方からどういうふうなこども家庭庁がいいのかというところをどんどん意見を上げなきゃいけないと。これは私の意見ですけど、考えております。

運よくと申しますか、2021年の2月から、国会議員の方の、当時、こども庁と言っていますが、こども庁の設立の勉強会、オンラインで26回目ですけど、参加させてもらいまして、その都度、その都度、いろんな知見を得たんですけど、やはり地方議員の方、常時20名ぐらい、その勉強会に参加されていたんですけど、中央はこうだから、地方はしにくいというところで、いろんな首長さん、議員の方が声を上げておられました。まだ具体的な説明会というのはこれから行われるということですが、やはりこの時期にどんどんどん、どうなっているんだというように地方から突き上げていかないと、本当形だけの省庁編成になってしまわないかというところで危惧しております。その意味でも、今回、一般質問させていただいております。

昨年12月にこども家庭庁設置法というのができました。本年6月、ようやく「こども基本法」というのが制定されまして、子どもを妊娠期から18歳まで、18歳というのは一つの目安ですけど、一元的に支援すると。それを取り巻く課題について、独立した大臣を置いて、解決できるということども家庭庁というのが、来年度から、4月から始まるというところです。

こども家庭庁自体は、ざっくり言いますと、内閣府の認定こども園の部分だったり、少子化対策の部分であったり、それと厚生労働省のこども家庭局の部分だったり、それに関連するものですね。あと文科省の実際の勉強と申しますか、義務教育だったり、高校の勉強の中身以外のものに関しても、連携して行うということで、子どもを中心として変えていくというところで、一つの転換の省庁編成かなと私は考えております。ただ、やっぱり課題も多くて、本当にそれがうまくいくのか、それが地方の自治体の運営においてプラスになるかどうか、未知数でございます。

大卒というのは、その子どもに取り巻く問題というのは、日々のニュースで虐待だったり、いろんな問題があるのは皆さんご存じだと思いますが、菊池市において、

このこども家庭庁がどのようにうまくいくのか、ちょっと議論したいと思いますが、現時点でちょっと部長にお聞きしたいのは、いろいろな情報がある中、今後、4月に設置されるときに予想される効果とか、課題とか、もし今の段階でお持ちであれば、ちょっとまずお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 田中議員の質問にお答えします。

こども家庭庁創設について、予想される効果と課題についてのお尋ねでございますが、こども家庭庁は、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を国の最優先課題として捉え、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体後押しする、「こどもまんなか」社会を目指すための新たな司令塔として、令和5年4月に創設されることが決定しました。

まず、こども家庭庁創設による効果についてでございますが、こども家庭庁設置に伴う詳細な国の通知はこれから発出されると思われませんが、令和4年6月22日に公布された「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（後に発言の申し出があり、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律」を「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」へ訂正）」、「こども基本法」の内容を見ますと、こどもの権利利益の擁護の一元化や、こどもの定義を18歳という年齢で一律区切るのではなく、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を示すとされており、従来の制度では落ちこぼれていた（後に発言の申し出があり、「従来の制度では落ちこぼれていた」を「従来の制度ではこぼれ落ちていた」へ訂正）年齢層の者への施策や、内閣府、厚生労働省、文部科学省など、幾つもの組織の隙間にこぼれ落ちていたこどもに関する施策を担うことができること、新たな取組としてのこどもの性犯罪対策、何より、こどもを社会の真ん中に据え、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという、社会全体の意識の向上、切れ目のない包括的な支援などが効果として示されております。

次に、課題でございますが、先ほども申し上げましたとおり、こども家庭庁設置に関する詳細な通知が発出されておりませんので、具体的に課題を挙げるのが難しい状況でございます。こどもに関する司令塔としてこども家庭庁が設置されますが、市町村の業務にどのような影響が出るのか、まだ不透明な状況でございますので、今後、国から発出される情報を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 数少ない情報の中から予想される効果、課題をお聞かせいただきました。

確かに、課題を述べるのは難しいということはありません。先日も参加させていただいた会議で、内閣府のこども家庭庁設立準備室の漆原さんという方がおっしゃっていたんですけど、前倒ししてでも、なるべく早く各基礎自治体にも説明会を開いていきたいというふうに申ししておりました。ご希望があれば、どんどん準備室のほうに問合せいただければ、今ある資料をどんどん出していききたいということはおっしゃっていますので、ぜひ利用して、どうしても国が県に説明して、県から市町村に説明というのが今までの流れだったと思いますが、できる範囲で情報を取れるようにしていただきたいと思います。

こども家庭庁は三つの組織になるということで、先ほど部長が申したような効果が期待できると考えております。

一つが、企画立案をやったり、政策の企画だったり、いろんな部署というか、省庁にまたがるどころの調整役として、いわゆる部門、企画立案・総合調整部門というところですね。

あともう一つが、生育部門、ここは妊娠・出産の支援だったり、就学前のこどもの育ちの保障、こどもの居場所づくり、あと、こどもの安全というところを担当する部門。

あと、最後の三つ目が、支援部門というところで、困難な状況を抱えるこどもに対する支援、虐待、社会的養護の充実、自立支援、あと、こどもの貧困対策とか、ひとり親家庭の支援、障がい児支援、あと、いじめ防止を文科省と連携するという、企画立案・調整の部門と、生育部門で支援部門というところがあります。

これも最初は、先ほど申した全国的な勉強会の中の1回目の講師が明石市の泉市長でした。独自のその子どもを中心とした政策をこれまでやってきたことを述べられまして、そこら辺の反映はできている部分があるのかなというふうに思っております。やっぱりそういう先進的なところの取組されているところの施策をどんどん横展開していくというところが、このこども家庭庁の一つの役割だと考えております。

私も、子どもの事故に対する勉強会に出席させていただく中で、前のライフジャケットの一般質問で申したとおり、川の事故ですね。川の事故でライフジャケットを着とけば助かったかもしれないという部分がありましたけど、あれは私立幼稚園のお泊まり行事というところで、1泊して川で遊ぶというところでありました。私

立幼稚園なので、文科省はもちろん関係ないと。警察も、事故なので、詳しいその状況を幼稚園の先生は何人で、どういう状況で、どういう事故の原因がなったのかというのは分からないということで、結局、裁判を常にしてても証拠がないので、結局、被害者の方は自費で専門家を呼んで、自分たちで、結局、実地調査をやるということになりました。河川だから、そういう子ども支援だから、厚生労働省関係に言っても、いや、河川の事故ですから、これは国土交通省ですと言われて、結構たらい回しされて、やはり省庁の壁があるというところであると、今回、こどもの安全の中でこどもの事故というのはありますので、そうすると、このこども庁の生育部門が担当して調査するというふうになっていくのかなと思っております。

子どもの事故だけじゃなくて、本当にいろいろな子どもの問題が顕在化しまして、子どもの貧困だったり、もともといろいろ社会的に取り組んできた障がいのある方の問題、いじめや不登校、自殺、性犯罪、最近ではヤングケアラーという、本当に時代によっていろいろ変わってくる問題がございます。

先ほどの縦割りの弊害と申しますと、子どもの非行とか犯罪というものを考えますと、またがる省庁は、厚生労働省から文部科学省、内閣府、法務省、警察庁、司法の分野は家庭裁判所と、これだけやっぱり子どもの問題になったときにまたがる部分が多いんですよね。になってくると、子どもの事故の所在とかは、そういったことは先ほど申したとおりですけど、子ども食堂、昔は子どもがそもそも食べられないと申しますか、なかなか3食を満身に食べられないということで、子ども食堂のことができたけど、最近はどちらかというと、地域の一つのコミュニティとして子ども食堂ということで、子ども食堂に関しては、今はもう厚生労働省だけじゃなくて、文部科学省だったり、総務省、地域コミュニティの総務省も、今、そういった補助金も出したり、食べ物を扱いますので、今、農林水産省も子ども食堂に対する支援を行っている。逆に、これから子ども食堂をやりたい人はどうなるんですかという話も、今、出ていますし、先ほど申したヤングケアラーの問題も、じゃあ、この問題はどういうふうに対応していくのかというところがあります。

ちょっと部長に、今、こども家庭庁が設置したらどう変わるか置いて、現時点で例えば子ども食堂をやりたいとか、子どもに対する支援をやりたいといった場合のこの部署間の連携は、解決するのにどのようにやっているのか。

また、このヤングケアラーの問題、これは学校の生徒が、本当はもう大人がすべきことを、介護とか等々をやっていると。なかなか勉強を十分に行うことができない環境にあるという問題だと思うんですが、こういった状況を、今、どういうふうに対応する体制があるのか、お教えてください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問にお答えします。

まずは、貧困家庭の問題やヤングケアラーの問題のほうからお答えさせていただきます。

子ども食堂を含めた貧困家庭の食事の問題や、ヤングケアラーの問題につきましては、学校や関係機関との連携により、そのような状況にある子どもや家庭を把握することに努めております。

さらに、本市におきましては、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を設置しておりますので、児童虐待をはじめとする様々な問題に対応しており、貧困家庭の食事の問題やヤングケアラーの問題についても、学校や関係機関、庁内の関係課と連携しながら問題の解決に努めているところでございます。

また、ご質問がありました子ども食堂に特化した窓口ということでは、市民の方が子ども食堂の活動を始められました頃に、やっぱりいろんな関係部署が絡んでおりますので、やっぱりどこにお尋ねしていいか分からないといった苦情もございましたので、協議しまして、最初の窓口は子育て支援課が対応するというので、あと、関係の部署に相談しながら対応していくということでやっておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ありがとうございます。

まず、窓口を一つ決めてもらって、そこから向こうに案内するんじゃなくて、そこでやっぱり連携して、その窓口で完結するような仕組みをつくっていただければと思っております。それでやっていらっしゃるんだと思いますが。

先ほど冒頭に申しました、やっぱり地方から声をかけなきゃいけないというところで、すみません、部長、もう1点ですけど、この設立の準備室ができて、それに対して要望とか、例えば職員をこども家庭庁は自治体から、民間から職員を募集して発足しようという、今、流れでございますけど、そういったところの問合せとか、人的交流とか、菊池市からアクションを起こしたことがあればお教えください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

こども家庭庁発足の前に、こども家庭庁準備室に対して、市からの要望や職員の

派遣は行っておりませんが、こども家庭庁と名称が変更される前の「こども庁」に対しましては、本市のイクボス宣言を行った際の講師でもあり、当時の野田聖子大臣により「こども庁」のアドバイザーに任命された、NPO法人ファザーリング・ジャパン理事の川島様を通じて、子ども医療費助成に対する補助の拡充についての要望を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 引き続きそのような、もしささいなことでもいいですので、どんどん特に準備室のほうは地方の声を聞きたいと申しておりますので、その発足したからといって、もうそれ以上、政策が決まってしまうわけでないので、どんどん声を上げていただきたいと思います。

中央省庁の縦割りの弊害というのを菊池市もそれなりに連携という形で解決してきました。福島県の伊達市というところは、もともと健康推進課にあった地域母子係というところ、助産師さんがいたり栄養士さんがいたところを教育委員会の部局のほうに持ってきて、こども部のほうにその子育て推進課というのを持ってきたりという、組織を、体制を変えたりと、窓口が教育委員会のフロアにあったほうが、より情報共有できやすいんじゃないかという判断だと思いますが、市長、今後、こども家庭庁のそれが全てじゃないんですけど、きっかけといいますか、踏まえて、菊池市もやっぱり子育て及び子どもに対する支援を充実していくという必要はあると思いますが、それのように、今後、組織を変えていったり、体制を変えて見直していくという考えはありますでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

こども家庭庁創設を受けて、新しい体制の予定はあるかというご質問でございますけども、本市におきましては、子育て施策というのは重要施策の一つとして取り組んできているわけでありまして、先ほど来、健康福祉部長が申し上げておりますように、家庭庁設置法が公布されたものの、じゃあ具体的にどうするのかという詳細についての国の通知がまだ発出されておられません。自治体の組織体制にどういうふうな影響があるのか、あるいは、どう変えるべきなのか、まだ不透明な状況でございますので、今後、国の情報を注視して、適切に対応したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 子育て支援課、包括支援センターもごございます。そこをより強化していくと。国も予算を増やしていくということでございますので、市もやはり予算をかけて、政策、そして、予算と体制、今すぐではないかもしれませんが、それに見合った体制構築を視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、田中教之議員の質問を終わります。
ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時45分

開議 午前10時51分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、健康福祉部長から発言の申出がっておりますので、発言を許します。
本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 先ほどの田中議員に対する答弁で、2点訂正がございました。

まずは、「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律」と申し上げましたが、正しくは「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」でございます。また、「従来の制度では落ちこぼれていた」と申し上げましたが、正しくは「従来の制度ではこぼれ落ちていた」でございます。おわびして、訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○水上隆光 議長 次に、安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、改めまして、おはようございます。議席番号2番、無所属の安武睦夫です。「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」をスローガンに、よりよい菊池市になるよう、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回は、大きく二つのことについて質問したいと思います。

一つ目が、SDGs持続可能なまちづくりと里山保全について、二つ目が、コロナ禍における農家経営安定についてであります。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、一つ目のSDGs持続可能なまちづくりと里山保全について質問いたします。

私は基礎疾患もあることから、ほぼ毎日、自宅付近の合志川沿いに1時間程度散歩をするのですが、そのときの里山の風景が、幼少期と比べると変わったなど実感しているところでございます。もともとはスギ山やヒノキ山などの人工林が植栽されていて、間伐や枝打ちなど手入れが行き届き、木々は三角にとがっていて、木漏れ日が差し込み、山際を歩くと涼しい風を感じたものですが、近年は竹や雑木が密集して隙間がなく、山肌も見えない。そのようなことから、山の景観も丸っこくなったように感じているところでございます。猛暑の原因も、森林の活性化に原因があるのではないかと思ったところでございます。

また、議員になりましてから、先日、地元地域主催の座談会が催され、近隣の区長さんや代理区長さん、それから、主催された地域住民の皆様から、要望や困っていることを聞く機会をいただいたのですが、その中で、県道や市道について、下草や竹や樹木が車道や歩道にはみ出してきており、通行の妨げになっている。また、集落内や畑にイノシシやシカが出てくるといった鳥獣害にも困っているなどの意見や要望が多数出てきているところでございます。

さらに、豪雨災害などを起因とした山の崩壊による土砂災害も懸念されているところであります。

今後、持続可能なまちづくりの観点から考慮すると、生活圏付近の集落に密接する里山を、持続的、恒久的な森林管理を行っていくためには、林業の成長産業化と森林資材の適切な管理の両立が必要だと思っております。

今回、鳥獣害対策につきましては、何人かの議員さんが質問されていますので、それを除き、質問させていただきたいと思っております。

そのようなことを踏まえて、それでは、1回目の質問をしたいと思います。

1点目、県道・市道などの下草刈りや樹木管理の範囲を教えてください。

2点目、私は、住民の生活圏に近い森林、里山の管理には、森林環境譲与税などを活用して進めていく必要があると考えております。

そこで、お尋ねします。

これまでの森林環境譲与税の活用状況及びその目的と成果についてお尋ねします。また、森林環境譲与税を活用できる範囲についても教えてください。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから、

県道・市道の管理の範囲について、まずお答えしたいと思います。

まず、市道の草刈りにつきましては、道路沿いの通行に支障のある箇所について、草刈りを各行政区へ依頼し、受託されました区につきましては、手数料をお支払いをお願いをしているところでございます。

なお、交通量が多く、作業に危険が生じる幹線道路につきましては、業者への委託及び会計年度任用職員により除草を行っております。

樹木等につきましては、道路法及び道路構造令におきまして道路を安全に通行するため、車道部分は高さ4.5メートル、歩道部分は高さ2.5メートルの範囲については、通行に支障のあるものを設けてはならないと規定をされております。

個人所有の土地から道路上に張り出した樹木につきましては、個人の財産であることから、市では剪定することができないため、竹木等の地権者を調査し、剪定依頼とともに樹木等が原因で事故が発生した場合は所有者の賠償責任も問われることもある旨を併せて通知をしているところでございます。

県道の草刈りや樹木剪定の問合せがあった場合、その都度、管理者である県に対し報告を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、2点目の森林環境譲与税について、私のほうからお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、温室効果ガス排出削減の目標達成や災害防止などを図るための森林整備などに必要な地方財源を確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から国からの譲与が開始され活用してまいりました。

まず、これまでの森林環境譲与税の活用状況につきましては、林地台帳システム構築及び森林所有者の意向調査を実施し、また、林道の維持管理の経費と、翌年度以降の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、菊池市森林環境譲与税基金に積立てを行っております。

次に、成果につきましては、意向調査の実施によりまして森林所有者の管理状況及び今後の経営管理の意向把握につながりました。また、災害により被災しました林道の復旧を行うことにより安全な通行が確保されたところでございます。

次に、森林環境譲与税の活用できる範囲につきましては、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第34条第1項の規定に基づき市町村は、一つ、国有林以外ということの意味します民有林の整備に関する施策、二つ目に、森林の整備を

行うべき人材（後に発言の申し出があり、「森林の整備を行うべき人材」を「森林の整備を担うべき人材」へ訂正）の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策の費用の範囲内で活用しなければならないとなっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

1点目につきましては、行政区の対応、それから、市道につきましては、行政区のほうで対応をお願いしている。それから、幹線道路等については、市が直接下草刈り等を行っておりますと。それから、樹木等の管理につきましては、個人対応が基本だということで通知等を行っておりますということと、県道については、市のほうからお願いをしておりますというような答弁だったかと思えます。

それから、範囲としましては、いわゆる建築限界と言われている歩道は2.5メートル上まで、それから、車道は4.5メートル上空までが範囲ですよというような答弁だったかと思えます。

それから、2点目の森林環境譲与税につきましては、環境面的なものから、平成31年3月から法ができて、令和元年度より活用を始めた。そして、システム構築、それから、林道あたりの整備、それと基金の積立てを行ってきたということであつたかと思えます。

それと、法34条の規定に基づいて、国有林を除く民有林が範囲であるというような答弁だったかと思えます。

私のほうも、これについて、どのような活用をやってきたのかということを中心に調べてみました。毎年、この森林環境譲与税については、どういうものに活用したかというものは公表するように法的になっておりまして、ホームページの中でアンケート調査等も実施してきたということが載っております。その中で、旭志地域のアンケートを実施しているというようなことを見させていただいたところでございます。

それでは、2回目の質問をしたいと思います。

1点目、先ほど申し上げましたとおり、県道・市道の歩道や車道の通行の妨げとなっている樹木などに対する対応についての苦情や要望は多数出てきております。

そこで、お尋ねします。

県道・市道に関係なく、住民生活や交通の妨げとなる樹木や倒木について、どのように把握しているか、教えてください。

次に、2点目、これまで旭志地域について、森林環境譲与税を活用して、市民が所有している森林の活用状況をアンケート調査をしてきたというのが、先ほどホームページ等に載っていたということですが、また、活用できる範囲は、先ほど言いましたように、民有林ということですが、今回、問題としております個人や法人が所有する私有林にも活用できるものではないかと私的には思っております。

私は、今回、質問をするに、令和4年3月に変更された「菊池市森林整備計画変更計画書」を見させていただきました。とてもよくできていると感心したところがございます。その計画に示されている地域の目指すべき森林、資源の姿や、森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策に記載されております、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、それから、快適環境形成機能、それと生物多様性保全機能など、まさにそのとおりであり、全ての山林で実施されれば、冒頭に申し上げた問題、課題も解決できると思っております。

しかしながら、ここで記載されている内容は、森林経営計画区域を中心に整備していくものではないかと思うところでございます。地域住民の問題となっている生活圏に近い山林は、私は森林経営計画区域外ではないかと思うところでございます。そのような計画外の集落に近い里山林をどのように保存していくのかということだと考えております。里山保全について、市民に協力を促す意味でも、里山保全に特化した計画やガイドラインも必要ではないかと思うところでございます。

そこで、お尋ねします。

市は、今後、里山保全について、どのような計画で進めていくのか、教えてください。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、再質問にお答えいたします。

交通の妨げとなる樹木や倒木などの把握方法はこの部分についてですが、市道につきましても、職員や会計年度任用職員によるパトロールを行っておりますが、市道の延長が長いので、主に区長及び市民の方々からの通報により把握をしている状況でございます。

また、現場が県道であった場合につきましては、その都度県へ状況の報告を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、2点目のご質問にお答えする前に、先ほど森林環境譲与税の活用の範囲の中で、私が「森林の整備を行うべき人材」と申し上げましたが、正しくは「森林の整備を担うべき人材」というのが正しくございます。おわびして、訂正申し上げます。

それでは、森林計画区域外の進め方ということでお答えします。

森林経営計画が策定されていない里山林保全の進め方につきましては、現在、国の補助事業であります森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用しており、平成28年度から本年度まで、本市で11の団体において実施されております。

この事業は、森林経営計画が策定されていない荒廃した山林を対象として、その整備に必要な初期投資にかかる備品購入費、チェーンソーなどですね。備品購入費や人件費などの経費に対し、3年間に限り、補助するという仕組みになっております。里山林の保全には効果的であると思っておりますので、引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、森林経営管理法が平成31年に施行され、手入れの行き届いていない森林については、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けることができるという森林経営管理制度がスタートしました。また、令和元年度から森林環境譲与税が市町村及び都道府県に公布され、近年において全国の市町村での取組が始められております。

今後は、本市においても森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度によって、里山林の保全にも取り組みたいと思っております。

なお、現在、来年度当初予算の計上に向けて、先進地の取組を参考にしながら、市内の林業関係者の方々との意見交換会の結果も踏まえて、「森林環境譲与税の用途に関するガイドライン」を作成しているところでございます。

里山林の保全対策も必要であることは認識しておりますので、そのガイドラインの中にどのような形で盛り込むかを検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

1点目につきましては、市道等については、パトロール等も行いながら、ただ、延長がかなり長いので、区長さん方、市民の皆様からの情報提供をいただいていると。また、県道については、そのような情報があった場合、報告しているというようなお答弁だったかと思っております。

二つ目につきましては、現在、多目的機能等を活用しながら、11団体等が行っていらっしゃる。それから、市町村が委託できる森林管理経営制度等も活用していきたいというようなご答弁だったかと思います。

それから、里山林については、今後、ガイドラインの作成も検討していきたいというようなご答弁だったかと思います。

それでは、質問を続けたいと思います。

私は、倒木や下草などの交通の妨げとなっている状況については、県道、市道、農道など関係なく、状況把握をする必要があると思っております。一部の部署だけで状況把握するのは大変でありますので、これこそ、横の連携が必要だと思います。交通指導、パトロールを行っている防災交通課や交通安全協会、警察署などの情報や、市は郵便局とも協定されているので、郵便配達員から情報をいただくことも可能ではないかと思っております。地域住民の情報だけではなく、関係機関を含めた官民一体となった対応が必要だと思っております。

それでは、3回目の質問を行います。

私が議員になりましてから、最初の仕事は、県道菊池赤水線の河原区間や、旭志伊萩区間の下草が伸び、見通しが悪く、外側線も見えない状況で、車両がセンターラインを越えて運転していてとても危ないと。また、樹木も下がってきており、肥育農家などの大型トラックも困っているとの声があり、県道ではありましたが、市土木課にお願いをしまして、パトロールをしていただき、県土木管理に対応していただくように申し上げていただいたところでございます。先ほどの答弁のとおりでございます。結果、下草処理は翌日には着手していただくなど、早急な対応をしていただいたところでございます。早急な対応を本当にありがとうございました。

しかしながら、交通の妨げとなる樹木については、看板等の注意喚起についてはすぐに対応いただきましたが、枝の除去などは、やはり先ほど答弁がありましたとおり、所有者が管理すべき問題で、直接の公的な対応はなかなか難しいと実感したところであります。

そのような中でも、風倒木などの緊急対応は必要であります。冒頭に申し上げました座談会において、これは市道でありましたが、夜間に倒木があったけれども、連絡先が分からずに、区長さん自らがチェーンソーを使って、倒木を処理したということでした。

そこで、1点目についてお尋ねいたします。

道路の妨げとなる樹木の枝や倒木の緊急的な除去について、どのように対応しているか、教えてください。また、夜間や休日の連絡先はどこでしょうか。併せて、そのような対応についての周知方法も教えていただきたいと思います。

次に、2点目についてお尋ねします。

私は、現在の荒れた状況での里山林の保全管理は、市民力だけでは難しいと思っております。森林所有者自らでは森林の経営管理は実行できない状況にあると思います。そのような荒れた状態の林業経営に適さない森林については、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けて、適切な管理を行う森林経営管理制度はございます。先ほど部長が答弁されたとおりでございます。

また、その市町村管理後、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託するというものでございます。私はこの制度を活用することで、鳥獣害問題や、道路維持管理の問題、里山の崩壊による土砂災害など、様々な諸問題が解決できると思っております。

そういうことで、森林管理制度については、導入していきたいというようなご答弁をいただいたところでございます。

今回、質問するに、集落に近い里山の保全や里山林に対して、どういうふうな樹木を植栽するのが適しているのかなど、私なりに林野庁の熊本県のホームページなどで勉強いたしました。森林の保全は、多様で健全な森林整備が必要で、森林は長伐期林、いわゆる長く育成して出荷するもの、それから、間伐期林、比較的短く生育して出荷するもの、それから、複層林や単層林という、そういった長伐を一緒にした複層にするのか、一遍に切っていくのかということでございますが、ちょっと難しゅうございますが、そのような様々な手法で管理していくことが必要だそうでございます。

自然的条件に照らして、林業経営に適さない人工林、今、問題としております里山林などは、スギやヒノキなどの人工林や、比較的に管理コストの低いスギや広葉樹が混ざり合った森林などで構成する、難しい言葉でございますが、針広混交林というそうでございます。針葉樹と広葉樹が混ざり合った林ということでございますが、が適しているそうであります。

また、市が進めています桜や広葉樹などの景観保全林も大切であります。地域のニーズに合った里山の形成を考えたときに、やはり有識者を活用して、どのような森林が適しているかなど、専門的な知識の基にゾーニングしながら、計画的に進める必要があると思っております。

そこで、お尋ねします。

景観保全や森林保全、菊池市に最適な里山林の再生や、持続可能な管理を行っていくためには、森林組合や県職員OBなどの有識者のアドバイスは不可欠と考えますが、国が進める地域林政アドバイザーを設置する考えはあるか、お尋ねいたします。

以上、質問とします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、道路に関する質問にお答えしたいと思います。

倒木などにより通行できないなどの緊急を要する場合は、職員が早急に現場を確認し、会計年度任用職員や、規模に応じては業者へ委託し対応をしております。

夜間及び休日などの体制につきましては、代表電話に連絡いただきますと、宿日直より、土木課職員へ道路の状況及び場所につきまして連絡があり、現地確認後、対応を行っております。

代表電話につきましてはホームページに掲載しておりますが、倒木、穴ぼこなどにつきましては、緊急的に処理する必要がありますので、年度当初の区長文書にて、連絡先の周知を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、私のほうからお答えいたします。

森林及び林業に関して、知識や経験を有する地域林政アドバイザーにつきましては、近年、全国の市町村で配置が進められております。県内では、13の市町村が設置されている状況でございます。

本市におきましても、林業の専門知識を有する職員は不在であることを認識しておりますので、広大な森林を有する本市が、今後、森林環境譲与税を活用した新たな森林整備を最適に進めていくための取組の一つとして、現在、地域林政アドバイザーの設置を検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

1点目については、随時対応しているということで、代表電話等を通じて電話いただくと、担当者に連絡が回っていくと。そのようなことについても、区長さん方にもきちんと周知をしていきたいというようなご答弁だったかと思えます。ありがとうございます。

やはりそうやって、今現在、やっぱり区長さんでも、どのように対応していいかわからないというような区長さんもいらっしゃいますので、周知の徹底をお願いしたいというふうに思います。

2点目につきましては、やはりそういった林業に対しての有識者の意見を設置していくことは必要だということで、地域林政アドバイザーも設置していきたいという前向きなご答弁ありがとうございます。やはりそういう専門的な方に聞かないと、どの集落をどうというような山にしていくのかというのは、地域の声も聞きながら進めていくべきだというふうに思っておりますし、市としても、考えております景観保全というものも、どの地域に進めていくのかということも含めた、やっぱりゾーニングは必要かなというふうに思っております。

それでは、4回目の質問をしたいと思います。

今回、質問した里山の保全管理については、環境問題や自然災害、様々な市民が抱えている諸問題を考えると、やはりSDGs持続可能な社会づくりを念頭に置いて、早急に着手する必要があると私は思っているところでございます。

しかしながら、本市の対象となる森林面積は膨大であり、森林環境譲与税を活用した里山林をはじめ、本格的な私有林の保全管理を考えると、林務に関わる業務量は膨大なものになることが予想されているものでございます。

そこで、お尋ねします。

私は農林整備課内の林務業務については、新たな課を設置するような組織改革も含めた対応は必要だと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

また、今回、政策提言させていただきましたが、市長は総括して、市民問題となっている里山保全対策をどのように考えているのか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今後の里山管理も含めた体制の考え方、それから、里山保全対策について述べよというご質問でございました。

先ほど部長が申しあげましたように、残念ながら、今、本市役所の中に林務の専門家というものがいないわけでありますので、まずはどういったことをやっていくのが一番必要であるかと、有効であるかと、こうしたことを精査するためにも、地域林政アドバイザーの設置というものをまず進めていきたいというふうに考えております。これを踏まえまして、必要があれば、組織も含めた検討も行っていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の里山林の保全対策につきましては、今後、森林管理制度を含めまして、森林環境譲与税を可能な範囲で有効に活用しながら、持続可能な森林の経営対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

まずは、アドバイザーを設置して、専門的な知識を入れながら、組織改革についても検討していきたいというようなご答弁だったかと思います。ぜひそういうふうに進めていただきたいというふうに思います。

地域住民にとっては、非常に深刻な問題でございます。私の地元でも、以前、豪雨災害による土砂崩れで住宅が全壊した例も実際にあります。そのときは、不幸中の幸いで、人的被害はありませんでした。昔はかまどや風呂炊きなど、山の恵みで生活をしていました。里山などの急傾斜地の下に集落を形成しているのは、市内どこの地区も同じだと思っております。少しでも早く里山保全管理を進めないと、人的災害もあるのではないかと心配しているところでございます。

旭志地域については、既にアンケート調査も進んでいるというふうにホームページ等では見させていただいております。森林環境譲与税だけでの原資では対応が難しい部分等もあるかと思っておりますので、過疎債等も活用してでも、モデル的な意味も含めて、早急な対応をお願い申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

ここで、換気のための暫時休憩をよろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時24分

開議 午前11時29分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 それでは、大きい二つ目のコロナ禍における農家経営の安定について、質問したいと思います。

コロナ禍における農家経営安定について質問しますが、国の養豚、養鶏、肉用牛の経営安定交付金事業、いわゆるマルキン事業につきましては、前回の第2回定例会において、東奈津子議員が一般質問されましたので、今回は、主に同じ国の施策であります酪農経営安定対策と農業経営収入保険制度について、質問したいと思います。

皆様もご承知のとおり、8月9日の熊日新聞に「資材高、国に支援要請 菊池地域農業危機突破緊急集会在JA菊池本所前であった」との記事が掲載されました。肥料や飼料、燃油価格など、生産資材の高騰を受けて、国に緊急支援を求めるとい

ったものであります。地元選出の国会議員の先生方も出席されていたところでございます。

そのような中、JA菊池酪農部会長さんと話す機会があり、市町村に何を支援してほしいですかとお尋ねしましたら、資材や飼料の高騰などは市町村レベルでは難しいと思う。そのことは国に対して要請していきたい。市町村にお願いしたいのは、やはり牛乳の消費拡大をお願いしたいとのことでございました。

そこで、お尋ねします。

1点目、これまでも市はコロナ禍における農畜産物の消費拡大対策を行ってきたと思いますが、これまでの実施状況についてお尋ねいたします。

次に、2点目の農業経営収入保険制度についてお尋ねします。

私は、コロナ禍における農家経営安定を考えるに、現在の経営が厳しい状況下において、豪雨災害や台風などの自然災害を受けた場合、被災後の農家経営の再建は非常に厳しいと思っております。この農業経営収入保険制度は、青色申告を行っている農家を対象に、過去5か年間の農産物の販売収入の平均を基準収入とし、その9割を補償するといったものでございます。補償範囲は、災害による減収だけではなく、コロナ禍で価格が下落した場合などの減収にも対応できるものでございます。

さらに、保険期間中に災害や価格低下等による保険金の受け取りが見込まれる場合、その保険金見込額の8割をつなぎ融資として無利子で受けられるというものでございます。まさに農家経営の安定に対応した制度であります。ただし、マルキン事業などの他の国の経営安定交付金事業を受けている場合は、そちらでの補償が行われていますので、加入はできないものでございます。反対に言うと、国の経営安定対策の恩恵を受けられないような業種のための農家経営安定制度であると思うところでございます。

そこで、2点目についてお尋ねします。

菊池市の農業経営収入保険の現在の加入状況を教えてください。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、安武議員のご質問にお答えいたします。

一つ目のコロナ禍における農畜産物の消費拡大対策の状況を申し上げます。

本市のコロナ禍における農畜産物の消費拡大対策といたしましては、市内のネットショップ事業者の店舗を活用して消費拡大を支援する「菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援事業」及び「菊池市特産品消費拡大PR事業」や消費喚起あるいは需要拡大及び市内における地産地消の推進を図ることを目的とし

ました「菊池市農林畜産物地産地消等推進事業」を実施しております。

また、農業者の方への支援といたしましては、農林畜産業者及び商工業者の方々への経営を支援する「菊池市農林畜産業・商工業事業継続支援金」や肉用牛肥育農家の経営安定のために支援する「菊池市肉用牛肥育経営安定支援金」、本年度におきましては、原油価格や物価高騰の影響を受ける農業者の経営安定と継続的な農業振興を図るために「菊池市原油価格・物価高騰対策農業者支援金」の交付を行っているところでございます。

また、二つ目の菊池市の農業経営収入保険の加入状況につきましては、農業共済に確認しましたところ、令和3年度末現在で加入者数が96件となっており、これは前年と比較しますと30件の増加となっております。

加入された方々の主な作付品目につきましては、水稻・麦・ごぼう・花卉などでございまして、掛金の総額が約4,740万円となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

1点目につきましては、ネットショップの活用やPR事業、それから、地産地消推進事業等、それから、肉用牛対策、それと、前回の定例会で出ました原油価格等の高騰対策というふうなものは主なものとしてされているということでございます。特に原油価格等の高騰対策につきましては、他の自治体よりも優遇されたものだということで、大変喜ばれているということも聞いております。

それから、2点目につきましては、令和3年度末で96件の加入であるというふうなことで、30件が増えてきているというふうなことでございます。品目については、水稻・麦・ごぼう・花卉というふうなものでございました。

それでは、2回目の質問をしたいと思います。

国の酪農経営安定対策については、少し申し上げますと、一般的な肉用牛や繁殖牛、養豚などの経営安定交付金は、標準的な販売価格が家族労務費を含めた標準的な生産費を下回った場合に、その9割を補償するものでございます。しかしながら、今回、問題としております酪農経営安定制度の場合は、チーズやバターなどの加工原料牛に対する補填でありまして、家族労務費などは補償されていないものでございます。

また、酪農家が出荷する搾った状態の乳は生乳と申し上げますが、生乳は、今、申しあげました補償がある加工乳以外に、一般的に牛乳と呼ばれます飲用向け乳がございまして、生乳のメーカー仕入価格を乳価といいます、1キロ当たり

の価格で表現しております。酪農家の代表は、乳業メーカーの代表と交渉して、4月から3月までの取引価格である乳価を決定するものでございます。このように、酪農家の経営安定については、乳業メーカーとの交渉はとても重要でございます。

8月8日の日本農業新聞に「乳価の期中改定待ったなしの政府支援」という記事が掲載されました。記事では、過去に経験のないほどの生産コストの急上昇を踏まえ、異例中の期中改定で、11月の乳価から1キロ10円の値上げで大筋妥結とありました。10%程度の値上げとなったところでございます。

しかし、チーズやバターなどの加工乳製品の製造には、製造過程で多くの生乳が必要でございます。例えばバター1キロ作るためには生乳が23キロ必要となるのでございます。つまり、生乳の価格が1キロ当たり10円上げていただいても、飲料向けの牛乳の消費が少なくなり、加工乳の割合が増えますと、結果的には酪農家の手元に入る乳価は下がるということでございます。結果的には7円程度になるのではないかというふうなことでございました。

さらに、コロナ禍で外食など業務用の牛乳や、チーズやバターの消費が落ち込んでいる上に、季節的に冬場は冷たい牛乳の消費が下がる時期でもあります。このままでは全国で乳牛を1万頭ほど削減して生産調整をしなければいけないかもしれないということでございました。来年度の乳価は未定でございます。

酪農部会長さんとしましても、今後、菊池市内の旅館やレストランなどに消費拡大の協力店となっていただいて、協力店に対して酪農部会独自の予算で、宴会時の乾杯用の牛乳を無償で提供したいとも考えているということでございました。また、生産者の皆さんも、年末等の宴会時に協力店を積極的に活用したいということでございました。

しかし、酪農部会の予算にも限りがあるので、できればチラシやのぼり、ポスターといった啓発グッズを含めて、菊池市として牛乳消費拡大キャンペーンをぜひ積極的に支援していただきたいということでございました。

そこで、1点目の質問をしたいと思います。

今後の乳価安定を見据えて、官民一体となって牛乳の消費量が減少する冬場に向けた牛乳消費拡大キャンペーンを行う考えはないか、お尋ねします。

また、直接的な牛乳消費対策として、キクロスなどの来訪者数が多い公共施設に牛乳の自動販売機を置く考えはないか、併せてお尋ねします。

次に、2点目についてお尋ねします。

農業経営収入保険への掛金については、既に新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用して、熊本県が3分の1を負担しています。また、合志市などの幾つかの自治体でも、さらに3分の1を同様の交付金を活用して補助しているところであり

ます。私は品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減だけではなく、価格低下なども含めた収入減を補填する収入保険制度を特にこのようなコロナ禍である今だからこそ、進める必要があると思ったところがございます。

そこで、お尋ねします。

新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用して、市独自で掛金の3分の1を補助する考えはないか、お尋ねします。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、牛乳消費拡大につきましては、これまでも桜マラソンやコスモスウォークなどのイベントにおいて、酪農女性部の方々と一緒にPR活動を行っております。各物産館のイベントなどにおいてもPRを行ってきておりますので、今後も引き続き継続して実施していきたいと考えております。

また、牛乳消費拡大キャンペーンにつきましては、各関係機関と協力して、支援してまいりたいと考えております。

次に、牛乳の自動販売機についてでございますけれども、牛乳の自動販売機の設置につきましては、メーカーや農業団体及び庁内で協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、収入保険のコロナ感染症対策交付金を活用しての掛金の補助の件でございますが、これにつきましては、熊本県下45市町村のうち、10の市町村で農業者に対する農業経営収入保険の掛金の補助が行われていると伺っております。

農業経営収入保険につきましては、自然災害や市場環境の変化など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに備えるということを考えますと、農業者の皆様が安定的な農業経営を行う上で、有効な制度であることは認識しております。

現在本市では、先ほど来申し上げておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して「菊池市原油価格・物価高騰対策農業者支援金」の交付を急ピッチで進めているところでございます。

このため、現時点で農業経営収入保険の掛金に対する補助を行う予定はございませんが、今後も引き続き農業共済組合と連携して加入の推進を行うなど、加入者の増加に向けて協力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございました。

まず、1点目につきましては、これまでも消費拡大等については、桜マラソン等のイベント等について、提供したりとかいうような形で協力してきたと。それから、ただいま申し上げました牛乳消費拡大キャンペーンについては、支援していきたいというふうな前向きなご答弁を本当にありがとうございます。

それから、自動販売機の設置についても、協議していくということで、ぜひお願いしたいというふうに思います。

2点目につきましては、県内45市町村だけが、今、実施していて、今現在行っているものを急ピッチでやっていきたいと。有効だとは思いますが、なかなか補助する考えは難しいというふうなご答弁だったかと思います。しかしながら、そういう中でも、加入推進はしっかりしていきたいということでございました。

今回の農業経営収入保険につきましては、私としてはちょっと残念なご答弁だったんですが、ここに農林水産省とNOSA I全国連合会のリーフレットの写しを持っておりまして、収入保険に対して、全国の農家の皆様からのご意見というものが載っております。

この中に、少し紹介したいと思いますが、コロナ禍の影響を受けて米価下落に見舞われ、収入保険の保険金を受けました。農業経営にとって収入保険の安心感は大きいですというのは、石川県の中垣様という方が水稻を約18ヘクタール作っている方です。

播種期の豪雨の襲来やコロナ禍による出荷先の減少、価格下落に直面しました。そんな状況でも収入保険のつなぎ融資貸付けのおかげで、経営がとても助かりました。大根、ニンジン等を30ヘクタールされている岐阜県の方でございます。

また、コロナ禍でタマネギ価格が下落し、収入が大きく落ち込みましたが、収入保険に加入していたため、つなぎ資金の貸付けで営農を継続することができました。最終的な保険金にも満足でしたということで、タマネギを12ヘクタール作付している方のご意見です。

それから、コロナの影響で飲食店からの需要が減少するとともに、価格も下落するなど、収入が半分まで落ち込みましたが、収入保険に加入していて、保険金を受け取ることができ、経営を救われました。原木シイタケ2万1,000本を営農されております方のご意見です。

このように、農家の方、それぞれが今のこの価格の下落とか、いろいろなもので非常にこの収入保険というものの必要性というものを訴えられている部分もございません。そう言いながらも、やはり掛金が高うございまして、そういう関係で、加入し

たいけど、加入できないんじゃないかということもあるのではないかというふうに思っております。3分の1は県が補助して、あと3分の2が、今、農家さんがみられているということでございますが、ぜひ今後もちよっとご検討していただきながら、必要に応じて対応していただければというふうに思います。

それでは、3回目の質問を行います。

本市は、ご存じのとおり、西日本一の酪農地帯であります。酪農家の皆さんは、今回の官民一体となった牛乳消費拡大キャンペーンを全国的なモデルケースにしたいの思いであります。また、他の業種の農家の皆さんの自然災害など、他の要因についても心配であります。そのようなことから、今回、政策提言をさせていただいたところでございます。

市長は、これまでも農畜産物の消費拡大など、先進的に農家経営安定のための政策を展開されてきたと思います。総括して、コロナ禍における農家経営の安定について、市長の見解をお尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、お答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、農畜産物の需要の落ち込みをはじめ、足元では昨今の肥料、燃料等の農業用資材であるとか、あるいは飼料の急激な価格高騰など、本市の基幹産業である農業に大変大きな影響を及ぼしているところでございます。

特にコロナ発症後は、先ほど経済部長が答弁しましたとおり、農畜産物の消費拡大をはじめ、農業者の方々の経営の安定化と事業継続に向けた各種の支援策を講じてきたわけでありまして。

特に昨今の資材高騰等に対する対策については、国も、今、対策を検討中でありまして、私どもはそれを待ってられないということで、価格高騰に対する農業者支援金というものを緊急でつくって、ご支援を申し上げたわけでありまして。これ、実は収入保険の補助よりも、はるかに大きい金額でありまして、それもこれもどれも一緒にということはなかなか難しいものですから、やはり一番直接的に効果的に農家を今助けてあげれるのは何だろうかということで、そういう直接的な支援の形を取らせていただいているわけでありまして。ですから、収入保険のところを考えていないということではなくて、これは優先順位の問題でありますので、今後につきましては、また全体状況を見ながら、必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、農業は本市にとって重要な産業でありますし、その農業生

産高の約4分の3は畜産業が占めているということでもありますので、今後も引き続き国、県あるいは関係団体との連携を密にしながら、農業者の皆様の経営安定に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

本当に限られた予算の中で、効果的な施策ということになりますと、非常に厳しい選択だと思いますが、これからもどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

酪農家の皆さんは本当に厳しい状況でございます。もう来年度まではもてない、廃業するかもしれないとの声もあります。市議会に対しても、JA酪農部会より陳情書を提出する予定でございましたが、残念ながら、今回の定例会には間に合いませんでした。私が予算について申し上げる立場ではございませんが、非常事態だからこそ、ぜひ臨時議会の開催や予備費の活用、専決処分といったものも含めて、12月から実施できるよう、早急な対応をお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時52分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 皆さん、こんにちは。議席番号9番、緒方哲郎です。

質問に入ります前に、今月、9月4日、日曜日に、玉名市において第34回熊本県消防操法大会が開催されました。本市消防団から第7分団が代表として出場され、参加13チーム中、5位という好成績を収められました。また、個人の部において、指揮者の田中団員が優秀選手賞に選出されておられます。聞くところによりますと、実力的にはまだまだ上位を狙える力があつたとも伺いましたが、まずその成績に対して心より敬意を表しますとともに、お仕事の合間を縫って、長期間にわたり厳し

い練習をされてこられた選手の方々はもちろん、大会出場に当たり、消防団をまとめられた消防団幹部の方々、裏方としてサポートに回って、いろいろとお世話をされてこられた消防団員の皆さん、また、消防署、本市職員、その他、大会参加へご尽力をいただいた方々へ、長期間にわたり大変お疲れさまでしたとお伝えをして、一般質問をさせていただきます。

まず、本市農業について、質問をいたします。

本市の基幹産業は農業であることは言うまでもなく、その農業が元気でなければ、本市も元気でなくなってしまうのではないのでしょうか。しかしながら、その現状は、一般質問初日の後藤議員のほうからもありましたように、新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵攻、また、円安の影響により、農家の経営は大変厳しいと詳しく説明をされたとおりであります。その農業において、その根幹をなすものは、農業に従事しておられる方々ということになるものと考えます。

これは農業経営体の数字による農水省の発表の統計であります。全国の農業経営体の数が2022年に97万5,100経営体となり、初めて100万経営体を割り込んだとの記事が農業新聞のほうに掲載されてありました。調査を始めた2005年の200万9,380経営体から、わずか20年足らずで半減したことになります。個人経営の高齢化に伴う離農の進行が響いたと指摘、生産基盤の維持が危ぶまれる状況だとしております。

また、全体の9割超を占める世帯単位で法人化をしていない個人経営体、これは前年比5.7%減の93万5,000経営体、それ以外の団体経営体は、前年比1.5%増の4万100経営体という結果で、農業経営に携わる人の減少にも歯止めがかからない。個人経営体の世帯員で主に農業に従事する基幹的農業従事者が高齢化による減少で、経営体の減少につながっていると指摘し、農業経営が成り立ち、継続できることが大事だとして、小規模家族経営を含めて農業に携わる人を確保していくとの考えを示しております。

経営耕地、販売することが目的で作付する面積が30アール以上、または、農産物販売金額が50万円以上の農家のことを販売農家といますが、その販売農家戸数においても、2019年（令和元年）は113万100戸でありましたが、20年前の1999年（平成11年）に比べて54%も減少しております。

本市においても、そのような減少傾向は変わらないものと考えますが、1点目に、本市におけるこの販売農家戸数の推移をお示しください。

次に、農家の支援については、後藤議員、安武議員からもお尋ねがっており、答弁もされておられます。

繰り返しになりますが、令和4年第2回定例会において、新型コロナウイルス感

染症による影響が長期化する中、原油価格や物価高騰による影響が懸念される農業者の経営安定と継続的な農業振興を目的として、1億4,654万5,000円の予算を計上して、農家支援をしていただきました。申請の受付状況においても、612件の申請数があり、申請額は9,432万8,000円であり、執行予定率は64.36%、この申請は11月まで受け付けるとの答弁をいただいております。農家の方も喜んでおられたとのご意見も伺いました。

また、経済建設分科会の分科会長報告の中に、この支援金の交付は農林業といっても、いろんな農業形態があると思うが、一律に同じとするのかとの質疑に対し、執行部からは、農業形態はそれぞれあるが、総合的に判断して一律とし、なるべく農家の方の手間もかからないようにして、そして、早く支援金をお渡しできるように、一律にしたものだと報告がっております。

私は、この支援策は、他の自治体に先駆けて支援していただいたことに対して大きく評価するもので、特別に異を唱えるものではありませんが、これからのこの農家支援をするに当たっては、農家を一律として捉えるのではなく、それぞれの農業経営に沿った、より細かい支援を行っていくべきだと考えます。

そこで、今回は、稲作農家や園芸農家の肥料高騰に対する支援についてお尋ねをいたします。

今後、本市として、肥料高騰に対しての支援のお考えがあればお答えをください。

それから、さきに質問しました二つと同様に考えていかなければならないことは、農地の保全に対する支援になると思います。農地がなくなるということは、農業自体ができなくなってしまいます。まず農地の保全という点から言いますと、今回、平議員、泉田議員、本藤議員から質問がございました、有害鳥獣被害に対する支援策ということになると思いますが、同時に、耕作放棄地というものをなくしていかなければならない。このための支援策も大切なことと考えます。

そこで、本市農地の耕作放棄地の現状についてお示しをください。

以上、1回目の質問といたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの緒方議員のご質問にお答えいたします。

1点目の販売農家数の推移につきまして、まずお答えいたします。

本市の販売農家数の推移につきましては、過去3回の農林業センサスの結果を基にお答えいたします。

まず、2010年（平成22年）でございますが、本市の販売農家数は2,464経営体でございました。これが2015年（平成27年）には2,179経営体

となり、5年後の2020年（令和2年）には1,889経営体となっております。
したがって、2010年から2020年までの10年間で、575経営体が減少し、減少率とすると23.3%の減少率となっております。

次に、2点目の肥料の高騰に対する助成というご質問でございますが、議員さんもおっしゃいましたように、現在、菊池市燃油価格・物価高騰対策農業者支援金の交付を急ピッチで進めている状況でございます。現段階で本市独自の新たな支援策の予定はございませんが、飼料、燃油、肥料、資材等の価格高騰が収まる気配はございませんで、農家へ甚大な影響を及ぼし続けていることは十分承知しております。

このような状況を受け、国では肥料高騰対策事業が創設され、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料を対象として、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付されることとなりました。

本市といたしましても、この事業の活用について、JAなどの各関係機関と連携をしながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、3番目の耕作放棄地についてお答えいたします。

過去5年間の耕作放棄地の面積でございますが、菊池市農業委員会が調査を行っております「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」の面積を申し上げます。

まず、平成29年度が15.8ヘクタール、平成30年度が16.7ヘクタール、令和元年度が16.2ヘクタール、令和2年度が14.9ヘクタール、平成3年度が11.5ヘクタールでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 農家戸数、販売戸数の推移については、国よりも23.3%ぐらいの減少で、ぐらいと言っているの分かりませんが、しかしながら、575戸も減っているという現状で、思った以上の減少数にちょっとびっくりしているところではありますが、国も言っておりますように、高齢化による減少ということで、そういう方々に少しでも長く農業に従事していただくための施策というのは大切になってくると思いますが、同時に、後継者、新規就農者というものを増やしていくことで、全体の販売農家戸数を増やすことは大切だと考えております。

新規就農者については、以前から何度かお尋ねをいたしました。その新規就農者への育成対策の一つに挙げられるのが、農業次世代人材育成事業になると思います。この事業は、本年4月よりまた新しい支援体制に変更されて、以前、どうに

かならないかと言っておりました親元就農についても、支援を受けられるようになったとお聞きをしました。新規就農者にとってはよりよい事業になったと思います。

そこで、前年度までの農業次世代人材育成事業においてのこの受給者の数、また、この事業において、受給を休止をされたという方の数と、停止をされたと言われる方の人数をお答えいただきたいと思います。

2点目の農家への肥料高騰への対策としては、今現在行っている事業を11月までしっかり行っていきたいということと、国が予定しております事業に対して、JAなどと連携しながら推進していくというお答えでありました。

ここで申し上げたいのは、農業生産物というものにおいて、例えば原材料費の値上がりでありますとか、必要経費が値上がりしたということで、その値上がり分が販売価格へ転嫁して、販売価格が値上がりするというようなことは、ほぼほぼ考えられないところであります。

農業新聞からではありますが、農業物価指数というものがあります。これは農産物や生産資材の価格動向を示す指標であります。これを農林水産省が公表しておりますが、生産資材の指数は上昇傾向が続き、7月は前年同月比の10.0%上昇、119.2%、データが比較可能な20年以降で最高水準となったと。背景には肥料や飼料の原料の多くを輸入に頼っている現実があるということ。肥料は中国やウクライナ危機でロシアなどからの輸入が減った影響で、7月は36.5%も上昇したと。

また一方、農産物の価格変動を示す指標というのは伸び悩んでおまして、野菜は10.6%上昇はしましたけれども、米は16%ほど下落、畜産物も2.4%下落となっており、農家が生産資材の値上がりを十分に転嫁できていない実態も浮かび上がると新聞のほうにも記載をされております。ですから、しっかりとした支援が必要であると考えます。

今回は、肥料高騰に対するお考えをというものを伺いましたが、そのほかの本市農業の畜産においても、餌となる飼料代の高騰は畜産農家さんにとって経営を圧迫する重要な問題となっておりますことから、これは、これから国、県の支援を活用していくとお考えであると、先日の答弁にもありましたが、園芸農家においては、原油の高騰、またはその原油高騰により、農業用ビニール資材の価格上昇に対する支援策など、これからも続くであろう農業支援に対しては、その農業形態に沿った細やかな支援が必要とされているとの考えをお伝えさせていただきます。

また、三つ目の耕作放棄地の面積においては、その推移が15.8ヘクタールから16.7ヘクタール、近年は11.5ヘクタールと上下しているようですが、これは農業委員さん、また、最適化推進委員さんあたりによる農地パトロールなどの

成果であるとも考えますし、また、非農地化と、これが認められた結果でもあるのかとも考えます。しかし、この耕作放棄地はなくしていかなければならない重要な課題だと思っております。

そこで、農地の保全における課題や、支援の取組などがあれば、お答えを願います。

農地次世代人材育成事業と、この農地保全のこと、この2点について、質問をいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、農業次世代人材育成投資資金の交付者数、それから、交付中止者数、交付停止者数を申し上げます。

農業次世代人材投資資金の交付者数は、事業が開始されました平成24年度から令和3年度までの10年間で81名となっております。

このうち、離農や自己都合などによる交付中止者数は17名でございまして、また、資金の交付期間内に基準の所得額を超過したことによる交付停止者数は2名となっております。

次に、耕作放棄地の防止対策について申し上げますが、本市でも特に地形的に営農条件の厳しい中山間地域においては、今後における耕作放棄地の増加が懸念されているところでございます。

このため、地形的に営農条件の厳しい農地につきましては、作業効率や作物の生産性の向上による、負担の軽減・経営の安定を目的とした区画整理や農道・用排水路の整備など、土地改良事業を地元の要望により関係各位と協議しながら推進しているところでございます。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用により、農業者だけでなく、地域が一体となって農地や農業用施設、農道や水路等でございますが、これらを適切に維持管理するための取組に対しても支援を行っているところでございます。

また、先ほども議員さんも申されたように、農業委員会のほうでは、農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さん、事務局職員が、地域ごとに農地利用最適化実践チーム会議を開催され、毎年8月頃、集中的に農地パトロールを実施されており、そこで確認された遊休農地については、筆ごとに所有者の方などに利用の意向調査を行って、耕作放棄地の解消を図っておられるところでございます。

今後も引き続き、中山間地域における土地改良事業の推進や中山間地域等直接支

払制度などによる支援、農地パトロールを頻繁に実施することで、耕作放棄地発生防止のための取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 農業次世代人材育成事業における受給者の数についてお答えをいただいております。受給者の数は10年間で81名、中止された人数が17名、停止されたという2名の方がおられたということであります。中止と停止というものの違いを単純に考えますと、部長のほうからも説明はございましたが、受給の中止を受けられた方というのは、農業の存続がちょっと厳しいというような判断をされて、中止をせざるを得なくなった方ということになると思います、離農をされた方という捉え方でいいと思いますし、もう一つ、受給の停止を受けられた方、この方に対しては、経営が安定して、それなりの収入が得られるようになったんで、この制度は必要ないじゃないかというような考え方でいいのかなというふうに思います。

この事業によって、81名から17名を引いた方、残りの方が現在も受給対象の方であって、2名の方は確実に地方の農業者ということになったのかなと思います。これから、このような貴重な人材になられることだと思いますので、大切にしていきたいと思いますが、この農業次世代人材育成事業において、それぞれの受給者に対して、サポートチームというのが構成されるというふうにも伺っております。このサポートチームというのは、経営など農業全般にわたって支援をしていかれるということになると思いますが、このサポートチームにおける課題等があれば、再々質問でお答えをお願いするところであります。

また、農地の保全に対する課題、支援については、耕作放棄地というのは、どうしても中山間というところに集中してあるものだと思いますが、部長言われたように、農地パトロールあたりの効果が出て、減っているところもありますし、支援策としては中山間直接支払制度、あとは価格、水路、土地改良事業を推進すること、多面的制度というものあたりを活用しながら、しっかりやっていくということでありました。

この農地の保全については、そのほかにも、耕作放棄地が増える中、住民と養蜂家が連携して蜂蜜の蜜源地、蜜がとれるところにしたり、コストも手間もわずかである放牧地に変えたりするなど、農地の荒廃を少ない動力で防ぎ保全する粗放管理というものも広がりつつあります。また、これに関しては、国も後押しをしております。このような国が補助する支援事業などを広く活用していくことも、農地の保

全においては必要だとも考えております。これからしっかりとした対応策をしていただくようお願いするものであります。

再々質問としてのサポートチームの課題についてのお答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、サポートチームの構成についてからお答えをしたいと思います。

サポートチームは、「技術・経営指導」、それから「農地の確保支援」、「資金の相談」などの分野に、熊本県北広域本部、JA菊池、日本政策金融公庫などの担当職員、それから、菊池市農業委員、市の営農指導員、市農政課職員などで構成されております。

このサポートチームの役割につきましては、新規就農者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着できるよう、必要に応じて助言や指導を行うことですが、具体的には、就農計画などの作成の助言及び指導、現地に出向いての巡回指導、就農状況の確認、それから、中間評価会への参加がございます。

先ほど、資金の交付中止者数を17名と申しましたが、交付中止になった理由といたしましては、無理な営農計画を立てていたことや、営農意欲が足りないことや、家庭環境によるものなど様々ではございますが、どうしても農業経営の継続が難しい場合は、本人と協議の上で交付中止をしているところでございます。

サポートチームメンバーの全員での年一度の巡回指導に加え、各メンバーで必要に応じた巡回指導を行うなど、情報を共有して連携しながら、助言・指導を行っておりますが、個人のプライバシーまで立ち入って問題を解決することは難しいという面もございまして、このように交付中止者数が発生しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 この新規就農者に対するサポートチーム、今、部長のほうから構成内容を詳しく説明をしていただきました。

このサポートチームというのは、部長も言われましたように、就農される方にとっては大切なものだと考えています。課題等があった場合は、しっかりその辺を解決して、新規就農の方が就農をしっかりとされるように、これからも指導等をしっかりやっていただきたいと思います。

本市にとって、農業は基幹産業であります。歯止めのかからない飼料や肥料の値上がりに、農家さんからは経営努力だけではもう限界だと。もう自助努力の範囲を

超えているとお声をお聞きいたします。頑張っても厳しい状況を抜け出せないのが現状であります。

J A菊池の三角組合長も、この状況はすぐによくなるとは考えられない。2008年のリーマンショック以上に長期にわたるだろうと。そこを含めて万全な対策を講じていきたいと話しておられます。元気な農業、元気な菊池になるように、午前中の安武議員の市長答弁にもありましたように、国、県、必要団体と連携を密にしながら、今後も必要な措置を講じていきたいとおっしゃっていただきました。

これから継続的に農業形態に沿った支援をしていくべきとの考えをお伝えして、次の質問に参ります。

○水上隆光 議長 緒方議員、ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後1時30分

開議 午後1時36分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 次に、菊之池小学校の校舎の増築等についてお尋ねをいたします。

出生率の低下などの要因から、子どもたちの数も減少して、小中学校、高等学校においても統廃合がなされている中、本市菊之池小学校においては、校舎の増築などが行われる予定であるということですが、この校舎の増築及び改修工事の進捗状況について、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの緒方議員のご質問にお答えします。

菊之池小学校の増築工事につきましては、令和6年度に普通教室の不足が見込まれたことから、本年度、設計の業務を着手しております。今年度、設計を完成し、令和5年度に工事に着手、5年度中の完成を目指しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 令和6年度に不足が見込まれるということで、本年、設計、

5年度に着工、完成を目指しているというお答えをいただきました。

菊之池小学校においては、平成30年度、増築をされております。この場所というのが、私も通っておりましたので、中庭と言っていた箇所です。以前は花壇もあって、ブランコなどの遊具施設もあったところに、新しく校舎が建っております。そのようなことを考えたときに、今後、ちょっとどこにどのような校舎が建っていくのかなということがちょっと疑問に思いましたことから、この質問をさせていただきました。

そこで、今後の設計工事も進んでいくと思いますけれども、その概要、その辺、お答えができるのであれば、お示しをお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

今回の増築工事は、現在の図書室の南側に新たに図書室を増築します。その後、現在の図書室を教室として利用できるように改修する計画でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 図書室を教室へと、南側にその図書室をつくるということでありまして。そこに設計をされていくということでありましてから、きちっと増築あたりもできていくとは思いますが、子どもたちがこれから快適な学校生活となるように、また、いろんな災害等も起こっておりますので、その辺にも考慮した設計となりますよう、また、将来を見据えた校舎の増築となるようにしていただくことをお伝えして、私の質問終わります。

○水上隆光 議長 これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○
休憩 午後1時40分

開議 午後1時46分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 皆様、こんにちは。猿渡美智子です。通告に従って、質問いたします。

まず、若者の政治参加について質問します。

若者世代の政治離れは今になって始まったことではありません。しかし、何も手を打たなければ、ますますその傾向が強まるのではないかという懸念を持ち、若い世代にも何とか政治や選挙に対する関心を高めていただきたいという願いを持って、質問します。

政治に対する関心を表す重要な指標の一つが選挙の投票率だと考えます。総務省の抽出調査資料を基に、およそ10年のスパンで20代の衆議院選挙の投票率を追ってみますと、1990年には20代の投票率58%であったものが、およそ10年後、2009年には10%ほど下がって49%、2000年にはさらに10%下がって38%、そして、去年、2021年、37%と下がってきています。

では、去年の衆議院選挙の投票率、菊池市ではどうだったでしょうか。菊池市全体の投票率は54.82%でした。年代別の投票率について、選挙管理委員会から資料を頂きました。概数で申し上げますが、10代、18歳と19歳になりますが、40%、20代31%、30代39%、40代49%、50代61%、60代、ここが一番高く71%、70代以上54%（後に総務部長が「54%」を「59.38%」と発言）となっています。

学業や仕事の都合など様々な背景もあるとは思いますが、数字だけで見ますと、一番投票率の高かった60代と一番低かった20代を比べると、実に40ポイントの開きがあります。

このような現状を踏まえて、質問します。

若者世代の政治離れについて、課題をどのように捉え、どのような取組をしておられるのか、お尋ねします。

また、私としては、毎年行われているこの子ども議会も取組の一つだと捉えておりますが、本番での様子しか見ておりませんので、子ども議会の取組の現状についても、併せて質問します。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、こんにちは。それでは、私のほうから、今、選挙の投票率等の話と、また、現状認識、取り組んでいることというところについて述べさせていただきます。

まず、今現在、猿渡議員のほうから、本市の投票率の現状ということでお知らせいただきましたけども、70歳以上が54%ということでご紹介いただきましたけども、これ、59.38%ということになっております。

[「失礼しました」と呼ぶ者あり]

○上田敏雄 総務部長 よろしく申し上げます。

私のほうからは、全国的な数値としての投票率をお知らせして、また認識のほうをお答えしたいと思います。

総務省の公表資料では、令和3年10月に行われた第49回衆議院議員総選挙の世代別投票率が、直近の全国数値として公表されており、10代が43.21%、20代が36.5%、30代が47.12%、40代が55.56%、50代が62.96%、60代が71.43%、70代（後に発言の申し出があり、「70代」を「70代以上」へ訂正）が61.96%となっており、全年代を通じた投票率は55.93%となっております。

また、この投票制度において、投票日に仕事やレジャーで投票に行けない方のために、平成18年より（後に発言の申し出があり、「平成18年より」を「平成15年から」へ訂正）期日前投票が行われております。

また、選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会では、投票率向上のための様々な広報活動なども行われておりますが、近年、全国的に投票率は低下傾向で、その中でも、ほかの年代と比べて、若い世代の投票率は低い水準にとどまっているのが現状かと思っております。

市としましては、若者層の参画によるワークショップの実施など、なるべく幅広い世代を対象として市民参画を促す取組を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

すみません、今、期日前投票を「平成18年より」と申したみたいですが、正しくは「平成15年から」ということで訂正させていただきます。申し訳ございません。

何度もすみません。もう一つ、投票率の全国数値の「70代」と申し上げたところは、「70代以上」ということで訂正をさせていただきます。何度もすみません。申し訳ございません。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、私のほうから、子ども議会の現状等についてお答えしたいと思います。

子ども議会は、「子ども議会開催要項」に基づき、中学生に模擬議会の体験を通して、市議会・行政の意義や仕組みを理解してもらうこと、また、本市のまちづくりや将来について思考・提案することで郷土愛の醸成を図り、本市の未来を担う青少年を育成することを目的としております。

開催までの流れとしましては、5月に各学校の担当教諭、及び生涯学習課所属の

5名の社会教育指導員とで第1回の担当者会議を開催します。その際に、子ども議員の選出や質問の作成を学校へ依頼し、後日提出された質問に応じ、答弁書の作成を庁内各課に依頼しております。そして、それらがそろった7月下旬に、第2回担当者会議及びリハーサルを子ども議員を交えて、本番を迎える流れとなっております。

質問については、各学校2問ずつの提案としており、市の行政分野の中から、1問は各学校に割り振った特定の分野を、もう1問は自由選択としており、子ども議員自ら考え提案しております。しかしながら、中学生にとって、行政用語や行政事務の内容は分かりづらいところもありますので、社会教育指導員を1名ずつ学校に割り当て、担当教諭と一緒に子ども議員の疑問に答えたり、相談に応じながら質問を磨き上げていくこととしております。

それと、議員の選出方法については、各学校に一任をしているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 通告にはなかったんですが、部長、すみません、若者のワークショップ中身について、項目だけでも構いませんので、もし今分かればお尋ねしたいんですが、分からなければ結構です。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 通告にない部分ですので、お答えを控えさせていただきます。主に総合計画等に載っている部分です。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 失礼いたしました。

投票率を上げる取組として、期日前投票の導入等、全国各地で行われている。投票日前になると、ほぼ連日、どうぞ行ってくださいというような放送があっているのも承知しておりますが、なかなかそれが実際の投票率には結びついていかないという厳しい現実もあるかと思えます。

また、子ども議会については、5月から取り組んでいらっしゃるという様子、担当部署や先生方のサポートの下に、提案の内容も吟味していらっしゃるということが分かりました。

投票率が懸念されていた今年7月の参議院選挙の前に、テレビで見た報道番組で、

とても印象に残るものがありました。国政選挙での都道府県別投票率で、全国1位が3回続いているのが山形県であり、その背景にある若者の政治参加を促す取組の一つとして、遊佐町の少年議会が特集されていました。ご覧になった方もおられると思います。

ちなみに、山形県は、今年7月の参議院選挙でも投票率は全国1位となり、これで国政選挙4連覇ということだそうです。

話は戻りますが、遊佐町の投票率が高い理由として挙げられていたのが少年議会です。町民の方々が子どものときから少年議会を経験しているから、投票に行くのは当たり前という感じになっているのではないかというような話をされていました。

遊佐町の少年議会は、中学生と高校生から構成され、希望者が定数を超えた場合は、選挙が行われること、議員ばかりではなく、少年町長もいること、ちなみに、今年は議員と町長のダブル選挙だったそうですが、選挙公報も出されるという本格的なものです。

また、これがとても重要なポイントだと思うんですが、45万円という予算があって、少年議会で議論された政策が、その予算で実現していくということなどが紹介されていました。

子どもたちが少年議会を通して議会の役割を学び、そこでの論議が実際にまちづくりに生かされるという体験をしていくことが、投票率にもつながっているのではないかという内容の報道でした。

少年議会の取組で、これまでにまちのPRかるたを作る、駅などの公共施設に手作りベンチを置く、特産の米をモチーフにしたイメージキャラクターを作る、町の音楽イベントを実施するなどのことが実現しているとのことですが、45万円の予算で実現することが難しい課題については、JRに要望して、帰宅時間帯の電車を増便するか、町に要望して、街灯を設置するといったことが実現しているとのこと。

そのようなテレビ報道を見た後でしたので、今年は菊池市の子ども議会も興味深く傍聴させていただきました。学校生活を送っている当事者だからこそ、気づく課題が指摘されたり、なるほどと思うまちづくりのアイデアが出されたりして、よい勉強をさせていただいたと思っております。同時に、執行部の答弁も聞きながら、菊池市の子ども議会は予算枠を持っているわけではないけれど、実現できそうなことがあると感じました。

そこで、改めて執行部にお尋ねします。

今年度の子ども議会の質疑の中から、実現できることはありますか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

今年8月5日に開催しました「令和4年度菊池市子ども議会」では、市内五つの中学校の21名の子ども議員から、合計10題の質問があり、五つの実現可能な提案がありました。

菊池南中から提案の「SDGsフェスティバル」の開催につきましては、まず各小中学校からのSDGsへの取組についての実践発表の場を設けることから始めていきます。

七城中から提案の「学校のバリアフリー化」につきましては、今後、計画的に改修を進めてまいります。

泗水中から提案の「子ども医療費無償化対象の18歳までの拡充」については、令和5年度からの実施に向けて、現在、準備を進めております。

菊池北中から提案の「地域未来塾参加生徒のスクールバス利用」につきましては、現在のスクールバス運行の範囲内で利用を認めることとしました。

旭志中から提案の「ホテル観賞のためのマップ作り」につきましては、今後、生徒や地域住民の方々と一緒に話合いの場を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 それぞれの学校から提案していただいたことについて、実現できそうなことが具体的に出てきているというのは大変素晴らしいと思います。子ども議会での質問や提案によって、現状が変わった、課題が解決したという経験はとても貴重です。

先ほどの答弁で、5月から事前の積み上げがあることが分かりましたが、せっかくのこの取組をもう一步進展させるヒントが、遊佐町の少年議会にあると感じています。

続けて、3点について質問いたします。

1点目は、菊池市の子ども議会には、遊佐町のような予算はありません。いずれ予算がつけばいいとは思っていますが、今日はそのことは置きます。しかし、先ほどの答弁があったように、実現に動いた事案については、子ども議会での質疑を通してこうなりましたというふうに、子どもたちや市民にきちんとPRすべきではないかということです。直接子ども議会に参加した子どもたちのみならず、周りの子どもたちや大人に至るまで、政治参加の意義について、啓発することになると考え

ますが、市の考えはいかがでしょうか。

2点目は、遊佐町のように、高校生にも子ども議会に参加していただくことです。菊池高校には今年から地域探究コースが新設されています。地域課題や地域活性化に関する体験的な学びを通して解決力を身につけるという方針は、子ども議会にびったりではないでしょうか。菊池女子校や菊池農業高校は、今までも地域との様々な関係を持っておられましたから、それぞれの立場からの声が聞かれるのではないかと思います。高校側のご都合もあるかとは思いますが、市内3高校にも子ども議会への参加を呼びかけることについて、お尋ねします。

3点目は、遊佐町少年議会からはちょっと離れますけれども、同じく山形県の取組です。山形県では、県の審議会に20代、30代が参画する若者枠が設けてあります。山形県のホームページには、「審議会に若者が参画することにより、若者の視点、考えが県政に反映されることが期待されます。全ての審議会等において、若者委員を登用しています」とありました。

山形県の若者活躍・男女共同参画課に電話でお話を伺うと、この取組は平成23年度から始まったもので、それ以前にも審議会の委員は特定の年齢に限らず、様々な年代の方を登用するという方針があった。しかし、若い人の参画率は低いままだったので、5年後、10年後の社会を担っていく若者世代の意見を聞くことは重要だと考えて、若者枠をつくったと話されました。意図的に参画を進める仕組みをつくるというのは、男女共同参画とも重なり、大いに納得したところです。

菊池市においても、審議会への若者の参画は今後のまちづくりに必要であり、課題として進めていくべきだと考えますが、市の考えはどうでしょうか。お尋ねいたします。

以上、3点をお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再々質問にお答えします。

これまでの子ども議会の提案で実現できたことのPRということでございますが、子ども議員からの提案に基づき実現したものとしましては、昨年度の例では、コロナ禍における国際交流を目的とした、韓国の中学生とのオンライン交流会があります。

子ども議員からの若者らしい斬新な質問が市政に活かされることは、市民の皆さんの関心が高まり、市政の発展につながるとともに、若者の政治参加の一助になると考えられます。

今後、PRの方法を検討し、子ども議会を広く周知していきたいと考えます。

また、議員ご提案の子ども議会への高校生の参加につきましては、現在の中学生対象の子ども議会の仕組みや内容等をより精査し、市政に一層役立つものへと高めた後で、子ども議会全体の在り方を協議していく中で、検討課題の一つとして考えております。

また、20代、30代の積極的な参画ということでございますが、これにつきましては、今後もワークショップへの若者や高校生の参加、プラチナ人財育成塾への中学生の派遣など、若者に社会的課題を自分事として考えることができる取組を一層進めてまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 ありがとうございます。

昨年も実現したテーマがあったということ、高校生の参加については、子ども議会をもう少し高めた上でというご答弁がありました。また、審議会へは、ワークショップなどを通してという話もありました。

PRについては、すぐにでも始められることかと思えます。参加した子どもがやりがいを持つだけじゃなくて、発言することが行政を動かすことになるという、その学びを大切に取る取組をぜひとも行ってほしいと思えます。

高校生の参加も、20代の投票率が一番低いということは、20代の政治参加への意識が一番低いということですから、そこに近い高校生世代のやっぱり声を聞いていくというのは大事じゃないかなというふうに思っているところです。

菊池市の最重要課題は人口減少です。菊池市SDGs未来都市計画の中で、人口減少の要因として、15歳から34歳の若者層世代の転出超過が挙げられています。当事者世代の意見を聞くことには大きな意味があると思えます。ワークショップではなく、政策実現の過程となる審議会も、ぜひとも若者世代の参画を進めることで、菊池市のこれからについて、展望も見えてくる面があると思えます。ここは強く要望したいと思えます。

今、ワークショップというお話もありましたが、今日、朝、たまたま合志市ホームページのトップ画面に、こんな記事がありました。こんなまちにしたい、こんなまちだったら住みたいというアイデアを持つ中学生、高校生の皆様へ、合志市総合計画策定のための中高生ワークショップのご案内ということで、募集する記事が掲げられていました。よその自治体でもこのように若者の声を聞いていこうという動きがありますので、菊池市でもぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

9月1日は防災の日、5日までは防災週間でした。6日には台風も来ました。地震、台風、豪雨などの自然災害そのものは防ぎようのないことですが、どのように備えるかは行政の重要な課題です。今回は、地震や台風などの災害によって断水した場合の生活用水について、お尋ねをいたします。

熊本地震のときに、大津町の体育館で避難生活を送られた方から、断水のためにトイレの水を流すことができず、本当に困ったという体験談を伺いました。その話を聞いて、私は避難所の生活環境と市民の健康を守るという観点から、菊池市で主要な避難所となる公民館には、防災井戸を設けるべきではないかという趣旨の一般質問を行いました。

熊本県が平成29年3月にまとめた熊本地震検証報告書に改善事項として、重要施設に井戸を設置すると明記されたことは、そのときに申し上げました。執行部からの前向きな答弁は得られませんでした。以来、断水のときの生活用水については、自分の中に課題として残っております。飲み水はペットボトルでの備蓄が可能ですが、トイレとか、手洗いとか、洗い物とか、生活用水は備蓄するわけにはいきません。

そこで、今回は、改めて避難所に限らず、災害によって断水が起きたとき、市民の生活用水については、どのような対応を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、災害時に断水した場合の生活用水についてということで、お答えしたいと思います。

災害時に断水した場合の生活用水としましては、早急な給水所の設置と給水車による給水支援を行ってまいりたいと思いますが、断水の規模が大きい場合や長期化する場合は、災害協定を締結している民間企業や他自治体、また、自衛隊への給水要請など、飲用水と併せ生活用水についても関係機関の力をお借りしながら、迅速な給水支援と、早急な断水解消に努めてまいりたいと考えております。

また、平成28年熊本地震の際は、一部の上水道において、地震により濁りが生じ飲用水に適さなかったため、お風呂やトイレ等の生活用水として活用した事例がございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 ありがとうございます。

熊本地震のときに、濁った水で飲用には向かないけれども、生活用水としてどうぞということで、水を通されたということは、私、該当の地区ではありませんでしたが、市民からお伺いして、このことについては、とても歓迎されていました。何よりトイレが助かったという声を聞いているところです。そのような臨機応変の判断というのは、とても大事なことではないかと思えます。ただ、給水車等々のところから、生活用水までくんでくるというのは、なかなか厳しい面もあるのではないかなというふうに思います。

実は、先ほど触れましたが、平成30年12月議会で、防災井戸について質問しました。そのときの答弁は、「防災井戸の設置につきましては、避難所の生活用水を確保するためということでありますので、周辺にありますプールでありますとか、河川、または個人でありますとか、民間の所有されている井戸などの水利が活用できないかを含めて検討してまいりたいと思えます」という内容を答弁にいただきました。

私は、防災井戸の設置については、今でも必要だと考えていますが、確かに、熊本地震のときに、トイレの排せつ物を流すために、川の水をくんできたとか、プールの水をバケツリレーしたとか、そのような体験談は直接聞いたり読んだりいたしました。いざとなったら使えると思えます。

では、災害で断水したときに、個人や民間で所有されている井戸の活用については、その後、具体的な検討が行われているのか、お伺いいたします。

先ほど企業との協定という話も少し出しましたが、どのように進捗しているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 先ほど議員おっしゃったように、平成30年12月議会での猿渡議員の一般質問と答弁に対して、検討を行うということで、調査検討を行った結果、個人や民間が所有されている井戸についても、当然ながら災害による被害を被っている可能性があり、安定した給水ができない可能性もあることから、本市においては、関係機関のお力を借りて、迅速な給水体制を構築することが最良の方法ではないかという今現在は考えに至っております。

先ほどご紹介ありましたように、給水体制の整っていない発災直後については、応急的に学校等のプールや河川が有効な水利になるとは考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 市民の方との話から、災害時協力井戸という制度を設けている自治体があることを知りました。大阪府のホームページから引用いたします。

大阪府では、大規模な地震等の災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、近隣の被災者へ飲用以外の生活用水を届ける井戸を災害時協力井戸として登録を行っています。「皆様のご協力により、平成30年3月までに約1,500か所の災害時協力井戸の登録を行うことができました。引き続き、町村域においては、災害時協力井戸を募集していますので、府民の皆様で井戸をお持ちの方におかれましては、ぜひとも当制度のご趣旨にご賛同いただき、災害時協力井戸として登録いただきますようお願いいたします」、このように書かれています。登録してもらった井戸のあるところには、目印としてプレートが表示してあるとのこと。

大阪においては、府が音頭を取っていますが、市町村単位の取組も、もちろんあちこちに見られます。例えば東京都町田市では、個人の井戸を中心に、273か所の井戸の登録があり、防災マップやホームページ上で公開してあります。

熊本市の場合は、協力していただく相手が個人ではなく、民間の事業所になっていて、市内全部で95か所の事業所と協定を結んで締結しています。熊本市の場合は、生活用水だけではなく、飲用できる場所も多く、プレートや地図上の印も生活用水と飲用水とに分けて表示がしてありました。

人吉市の場合は、今のところ、数は少なく、現時点では4か所登録がしてありました。

熊本地震を経験して、県は生活用水に問題があったと言っていますし、井戸の設置も進めています。いざとなったら、川の水もプールの水も使います。簡易トイレも備蓄すべきです。除菌シートも準備します。しかし、使える井戸があったら、それを使わせていただくことも有効な手段の一つです。

隈府の町なかのあるお宅では、今も井戸の水を花の水やりなどに使っていると話してくださいました。調べれば、そんな井戸が点々、見つかるのではないのでしょうか。まず、万が一の災害に備えて、個人や民間事業所が所有されている井戸の所在を調査するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 先ほど議員のほうから紹介がありましたように、本市でも熊本市で行われております災害時における井戸水の提供事業者と協力提携といった事業がありまして、議員のほうからもご紹介があったんですけども、災害時において、井戸水の提供に関して、協力いただける民間事業者と市が協定を締結して、災害時

に民間事業者が管理する市内にある井戸の水を応急用の飲料水または生活用水として地域住民の方へ提供するものということでありまして、現在、この事業の導入について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。何よりもちゃんとそれが公表されていなければ、いざとなったときに市民はどこに行ったらいいか分かりませんので、公表の段階まで進めていただくように、要望いたします。

菊陽町や合志市は、自前の防災井戸を持っておられます、数は多くありませんが。井戸を掘る経費に比べたら、民間の井戸の調査は、ほとんど費用はかからないと思いますので、しっかりと検討をしていただきたいと思います。いざという場合に、やっぱり備えをきちんとしていくべきだと考えます。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後2時23分

開議 午後2時28分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 最後に、カーボンニュートラルについてお尋ねします。

地球温暖化が全世界的な問題であることは、今さら言うまでもありませんが、熊本県が出している資料によりますと、熊本県の平均気温は、100年当たり1.7度上昇していて、そのペースは世界の平均を上回っており、今以上の対策をしなければ、猛暑日や大雨の増加、農作物の生育不良など、私たちの暮らしに大きな影響をもたらす可能性があるという警告をしています。

この夏も世界各地で起きた猛暑の被害が伝えられました。何より自分たちの日々の暮らしの中で、温暖化の進行を実感しますし、対策は急務であると思います。

地球温暖化の要因とされる温室効果ガスを削減することは、国の目標でもありますが、熊本県も2050年、県内二酸化炭素排出実質ゼロ、つまり、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

温室効果ガスは、二酸化炭素以外にもメタンや一酸化二窒素など様々にあります

が、排出量が最も多いのが二酸化炭素で、環境省によると、温室効果ガスの排出量約9割を占めているとのこと。

第三次菊池市総合計画においても、脱炭素、循環型社会の実現は施策の一つであり、カーボンニュートラルの実現に取り組むとしてあります。

そこで、まず、現在の菊池市では、どのようなカーボンニュートラルの取組をしておられるのか。また、取組の課題をどのように捉えておられるのかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めまして、こんにちは。

本市のカーボンニュートラルに向けた取組としましては、昨年3月に熊本連携中枢都市圏を構成しております18市町村共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、その具体的な計画としまして、地球温暖化対策実行計画（区域・施策編）を策定しまして、各自治体関係職員による連絡会議等において協議を進めております。

課題としましては、複数の自治体共同による取組でありまして、各種協議や調整などに時間を要することもございますが、都市圏全体による目標達成に向け進めているところでございます。

また、本年3月に、第三次菊池市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）を策定しております。

これは、本市が行う事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減について、職員自らが環境に配慮した行動を率先して実行することにより、全市的な取組の普及を図ることを目的に策定したものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今の部長の答弁を伺いますと、実行計画を協議中であり、具体的な取組はこれからだと感じましたが、それでよろしいでしょうか。はい。

その中でも、職員自らカーボンニュートラルに向けた取組をすることで、市民に広げていきたいという旨のご答弁があったかと思えます。カーボンニュートラルには、国の施策が重要ですし、企業の積極的な取組が欠かせないと思えます。しかし、今、部長は、職員のと云われましたが、私たち市民一人一人が日々の暮らしの中で、積み重ねていく環境を守るための行動も、またとても大切な要素だと考えます。市民の意識と行動が企業や国を動かす側面もあると思えます。

昨年出された菊池市SDGs未来都市計画においても、カーボンニュートラルの実現については、意欲的な市民の主体的な活動を促進する必要があると述べてあります。今でも自分の立場で様々な取組をしている市民がおられると思いますので、市民の主体的な取組について、把握しておられる事例があれば、お示してください。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本市におきまして、カーボンニュートラルの実現に向け、市民の皆様が主体的に取り組まれている主なものとしましては、買物の際にマイバッグを持参し、レジ袋などのプラスチックごみを削減すること、また、食品ロス削減の取組が挙げられると思います。

また、本市の補助金を活用した生ごみ処理機及びコンポスト利用による生ごみ排出量の低減などに取り組まれているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今、マイバッグのこと、食品ロスのこと、生ごみ量を減らすことなど、ご答弁いただきましたが、こういった地道な活動の広がりというものとても大事ではないかと私も思います。

実は、今回の私のこの質問は、市民の方の主体的で熱心な働きかけから出発しました。その方は、もともとSDGsに関心がおありだったようですが、講演会に参加したことをきっかけに、廃食油、つまり、使用済みの天ぷら油が高純度バイオディーゼル燃料にリサイクルされることを学ばれたそうです。バイオディーゼル燃料は軽油の代替燃料ですが、原料の植物が成長する過程でCO₂を吸収するので、燃料として使ってもCO₂の排出はゼロカウントになるのだそうです。

勉強されたその方は、既に熊本市にあるご自分の職場で、自分でチラシを作って、廃食油の回収に取り組まれております。しかし、地元の菊池市で周りの方に廃食油の回収のことを話しても、市が回収していること自体を知らない人が多いということで、行政に対して、もっと積極的な取組をするように働きかけてほしいと私に要望がありました。

実は、私自身も本庁と支所で廃食油の回収が行われていることは知っていて、これまでに一、二度は持っていったことがあるのですが、ほとんどは廃棄していたのが実情です。持っていった油が、バイオディーゼル燃料にリサイクルされることは全く知りませんでした。

お話を聞いた後は、少しアンテナが高くなって、廃食油で作った高純度バイオディーゼル燃料を使って発電する移動式の電気自動車用充電器が熊本でつくられたということや、これ世界初だと記事で読みましたが、蒲島知事が県庁での回収に自宅から廃食油を持参されたというような報道が目にとまるようになりました。

また、大津町のホームページでは、役場庁舎の建設工事でも、バイオディーゼル燃料を使用した大型クレーンが活躍しましたというような記事を見つけたりしました。

捨てればごみ、下水に流せば害、生かせば資源、カーボンニュートラルを目指していく上で、廃食油の回収率を上げることは、市民がただでできる取組として有効だと私も認識を新たにしました。

そこで、現在回収の実績がどのくらいあるのかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員が言われましたとおり、家庭から排出される廃食用油につきましては、本庁舎及び各支所において拠点回収を行っております。また、それはバイオディーゼル燃料化に取り組む事業者に対しまして、有価物として回収を委託しているところでございます。

なお、廃食用油の回収量につきましては、令和2年度が2,121リットル、令和3年度が2,271リットルとなっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 廃食油の回収をすると、バイオディーゼル燃料にリサイクルできるというのは勉強していましたが、それを出すと有価物とおっしゃったので、市の収入にもなるということですね。大きな額ではないのではないかと思います。推察されますが、それでも、お金も多少は入ってくると。

去年、一昨年と、2,000リットル強の回収実績があるということですが、菊池市の世帯数が2万弱ですから、1年間で1世帯当たり100ccほどの回収ということになると思います。100ccだからコップの半分ぐらい。もちろん家で揚げ物はしないという家庭もありますが、まだまだ伸び代は大きいと考えるべきだと思います。

社会の動きとしても、バイオディーゼル燃料は注目されつつあると感じています。カーボンニュートラルに向けた個人レベルの活動をより一層広げていくための方法

の一つとして、市としては、今後は廃食油の回収にもう少し積極性を発揮してもらいたいところですが、どのように取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

廃食用油を拠点回収しバイオディーゼル燃料化に取り組むことにつきましては、リサイクルの推進及び循環型社会の形成に寄与するものと考えております。

市としましては、市民の皆様の主体的な取組を促進し、回収量の増加につなげるために、ごみ分別アプリ、防災行政ナビ及び本市ホームページを活用した周知及び啓発を強化、徹底してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 アプリやホームページで周知を強化、徹底していききたいというご答弁でした。とても大切だと思います。ぜひ取り組んでください。

ここに、県が出している啓発チラシがあります。「ストップ温暖化、使用済み天ぷら油でCO₂減らします」というような内容のチラシであります。「熊本県は、皆さんと一緒に2050年県内CO₂排出実質ゼロを目指します」というふうにも書いてあるところですが、例えばアプリとか、ホームページとかのみならず、もうこういうチラシも県が作っているのですから、例えば区の回覧で回していただくとか、戸別配付となるとたくさんの紙が必要なかもしれませんが、ホームページを見ない方にも情報が行き届くような取組もお願いしておきたいと思っております。

次世代のことを考えますと、この温暖化はやっぱり一人一人の努力によって止めていかなければならないということを感じているところであります。そして、何より市民の方々の思いというか、取組も大切にしながら、私自身一緒に頑張っていきたいなと思って、質問をいたしました。

これで質問を終わります。

○水上隆光 議長 これです、猿渡美智子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、9月12日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後2時45分

第 6 号

9 月 1 2 日

令和4年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和4年9月12日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結加里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質問を行っていきます。

まず最初に、学校給食の無償化についてです。

この問題については、私の選挙公約であり、当選して以来、過去3回にわたって質問を行ってきました。正直、要する財源も大きく、実現するのは難しいかなと思うときもありました。しかし、ここ数年、とりわけさきの市議会議員選挙の中で、高校3年生までの医療費無償化と学校給食費の無償化は、実現を求める声が私のもとにもたくさん寄せられました。それだけ学校給食の負担は重く、コロナや物価高騰の中で、子育て世代にストレートに響く子育て支援である。私はそう思い、今回、改めて取り上げようと思いました。

そもそも憲法第26条では、義務教育はこれを無償とするとされています。しかし、生活保護の教育扶助や就学援助制度はあるものの、この制度に該当する世帯は全体の一部であります。国の調査では、公立小学校で年間約10万円、公立中学校で約18万円もの教材費、修学旅行費や遠足、入学準備金等々の負担があり、この中で最も大きな割合を占めるのが学校給食費であります。文部科学省の平成30年度学校給食費調査によれば、給食を実施している公立学校の保護者の年間負担額は1人当たり、小学校4万7,773円、中学校5万4,351円となっています。

私のもとに子育て世帯の方の厳しい経済状況の声が寄せられています。4人のお子さんを育てているシングルマザーの方、介護施設で働いているが、生活はぎりぎり、一番上のお姉ちゃんは美容師を目指しているが、高校を卒業後、専門学校に通

うゆとりはない。下の子どもたちの給食費を含む家庭全体の教育費の負担を考えると、とても専門学校に進学したいとは言えない。高校を卒業したが、働きながら学費をためて、お金がたまってから通えるようにしたいとのこと。お母さんは申し訳ないと悩んでいらっしやいました。もちろんこのご家庭は、ぎりぎり就学援助の対象にはなっていません。

また、菊池市ひとり親の会の役員の方から、先日、お話をお聞きする機会がありました。新型コロナの影響で、ひとり親の会の少ない会員さんは、仕事の収入が減り、苦しい状況が続いているとのこと。コロナ前までは、この会に入会する会員さんは減少傾向でしたが、コロナの影響が始まって、社会福祉協議会や様々な団体から食料支援物資の配布が始まると、会員さんが増えているとのこと、つまり、それだけひとり親の方の子育て世代の経済状況の厳しさがここにも現れているのではないのでしょうか。

ここで、質問します。

菊池市内において、小中学校の給食費の保護者負担の状況はどうなっているでしょうか。

また、学校給食の無償化について、教育委員会の見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めて、おはようございます。それでは、ただいまの東議員のご質問の小中学校の年間給食費について、令和4年度の各施設の予算額に応じてお答えいたします。なお、金額は1人当たりの年額でございます。

まず、隈府小学校、菊池北小学校、菊之池小学校、花房小学校、戸崎小学校、菊池南中学校の給食を管轄しております菊池地区学校給食共同調理場につきましては、小学校が4万6,300円、中学校は1・2年生が5万3,900円、3年生が4万8,300円でございます。

次に、七城小学校、七城中学校の給食を担当しております七城学校給食センターにおいては、小学校4万3,300円、中学校1・2年生4万9,900円、3年生4万8,200円。

次に、泗水東小学校、泗水小学校、泗水西小学校、泗水中学校の給食を管轄しております泗水学校給食センターにおきましては、小学校が4万6,310円、中学校1・2年生が5万5,440円、3年生が5万2,080円でございます。

次に、旭志小学校、旭志中学校を管轄します旭志小学校給食室につきましては、小学校が4万9,500円、中学校が1・2年生5万7,200円、3年生5万7,200円でございます。

次に、菊池北中学校の給食を管轄します菊池北中学校におきましては、中学校1・2年生が5万4,000円、3年生が5万1,000円でございます。

施設ごとの給食費については、以上になります。

なお、小中学校の給食費の合計額は、小学校が1億2,720万7,420円、中学校が7,171万7,350円、合計の1億9,892万4,770円となっております。

次に、議員ご質問の学校給食の無償化についての市の考えはということでございますが、学校給食は、学校給食法第11条の経費の負担において、学校給食の設備、整備や職員の人件費、修繕費等は、学校の設置者が負担することとなっておりますが、それ以外の経費につきましては、保護者が負担することと規定されております。

また、小中学校の給食費を無償化した場合、年間約2億円程度の予算が毎年必要となってきます。

以上のことから、教育委員会としましては、保護者の方にご負担をいただくことを原則として考えるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今、保護者負担の現状が述べられました。各調理場によって金額は異なりますが、小学校で年間4万3,330円から4万9,500円の間、中学校で5万3,900円から5万7,200円の間、これは児童生徒1人当たりの負担ですから、お子さんが2人、3人といらっしゃれば、さらに2倍、3倍の負担になります。改めて、負担は重い、こう思います。

教育委員会として、無償化については、従来の答弁どおり、学校給食法に基づき、食材費については保護者負担でという答弁でありました。

現在、公立小中学校の授業料と教科書は無償です。今では当たり前ですが、小中学校の教科書が全面的に無償になったのは昭和38年のことです。それ以前は教科書は購入しなければならず、低所得者には重い負担でした。全国の保護者や市民の声に押されて、政府が無償化に踏み切りました。

私は、次に義務教育の無償化となるべきは学校給食であると思います。学校給食法では、義務教育における学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を行うとしており、教育の実施を呼びかけております。本来であれば、授業料や教科書と同様に、国の方針として、学校給食を無償化する妥当性は十分あると思います。

2018年には37の自治体が、国に給食費無償化や一部助成を求める意見書を提出しています。しかし、国は就学援助で支援しているとして、無償化には背を向

けています。国が動かない下で、無償化に責任を負うのは地方住民に直接責任を負う地方自治体の役割ではないでしょうか。

2017年度の文部科学省の調査では、就学援助とは別に、小中学校の給食費の補助制度を設けている自治体は全国の約3割、506自治体となっています。これは2015年の調査の約1割、199自治体から急速に増えています。この調査から5年がさらにたっていますので、現在はもっと増えているのではないかと思います。

熊本県内でもどうなっているか調べてみました。荒尾市の小学校の全額補助、玉東町、水上村の小中学校とも全額補助を含め、何らかの補助を行っている自治体は県内16自治体、約35%の自治体は何らかの補助を行っています。この16自治体にはまだ入っておりませんが、宇城市が今年5月11日更新の市のホームページで、市長が公約として、次のように述べています。小中学校の給食費の無償化に取り組むとの掲載を行っています。その中で次のように述べています。本年度の歳入は一定の確保を見込んでいますが、社会保障や防災・減災、国土強靱化などの費用が増大し、油断はできない状況です。しかし、市の将来を担う子どもたちには、手をゆるめずに投資、小中学校の給食費無料化に取り組みます。こう述べられています。

学校給食法は、食を通じた子どもの心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたっています。学校教育の一環として実施されています。

京都でより豊かな学校給食を目指す京都連絡会で事務局長をされている元小学校の栄養教諭の金井さんは、次のように述べられています。学校生活にとって給食は欠かせない存在です。栄養補給だけでなく、一緒に食べることでコミュニケーションが豊かになり、心身の成長につながります。給食の食材や、それに関わる人、調理方法など、地域の伝統や日本の食文化を伝えることも食育として大切です。人間として豊かに生きるために必要なことを食べる体験を積み重ねて学ぶ教育の場です。こう述べられています。

ここで、再質問をいたします。

給食は教育の一環、この認識は教育委員会としてあるのでしょうか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

教育委員会として学校給食は教育の一環と考えているかということですが、学校給食法第1条の目的にもありますとおり、学校給食は児童及び生徒の心身

の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としています。

また、第3期の菊池市教育振興基本計画にも、健やかな体の育成を取組の一つに掲げ、学校給食と食育の充実に向けた取組を進めているところです。

以上のことから、学校給食は学校教育の重要な一つであると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 学校教育の重要な一つとの答弁でありました。

教育の一環であるとの認識であると理解します。学校給食法も食育を行う教育課程の中に位置づけられており、そうであるならば、小中学校の給食は義務教育の性質上、無償化というのが適当ではないでしょうか。貧困によって家に食べるものがなく、給食が唯一の栄養源という子どもたちも少なくないのではないのでしょうか。

また、忙しい生活、加工食品や外食の利用が増える食生活の変化が進む中、成長期の子どもたちの健康と人間的発達を保障する学校給食の役割はますます重要で、教育としての給食内容の充実が求められているのではないのでしょうか。

少し古い話になりますが、1951年のユネスコの第14回国際公教育会議、学校給食及び衣服に関する各国文部省に対する勧告というのがあります。義務教育にはできる限り家庭に補充的な出費を負わせるべきではない、こう述べられております。

その後、1981年4月の衆議院文部教育委員会で、政府の答弁として、このユネスコ勧告の中で、学校給食について、その意義、役割の重要性が述べられている。これはやがて1954年に学校給食法ができる、それへの大きな刺激となったと受け止めている。そのような政府答弁の内容であります。

つまり、学校給食法は、ユネスコ勧告に刺激をされて制定されたと考えられます。繰り返しますが、そのユネスコ勧告には、義務教育はできる限りにおいて、家庭に補充的な出費を負わせるべきではない。こう各国政府に勧告をしています。

最後に、教育長にお聞きします。

教育の一環である学校給食は、ユネスコの勧告も踏まえるならば、やはり一部補助も含め、段階的にでも無償化を進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。教育長の見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、おはようございます。では、ただいまの東議員のご質問にお答えします。

まず、このコロナ禍にあつて、経済的に厳しいご家庭もあるということについては、十分認識しているところでございます。しかしながら、教育部長の答弁にもありましたとおり、教育委員会としましては、学校給食の食材代は、原則、保護者の皆さんにご負担いただくものと考えております。ですから、無償化の段階的な導入を行う予定もございません。

教育委員会としましては、給食費の無償化という直接的な支援でなく、今定例会の債務負担で計上しております、菊池産特別栽培米学校給食提供事業や、第2回定例会で計上しました菊池産農畜産物学校給食提供事業などの補助事業も実施しており、給食費の値上げの抑制や食材の補填を行っているところでございます。

また、経済的な理由で就学が困難な家庭に対しては、就学援助制度を利用しまして、学校給食費の実費も支援しているところでございます。

そのほかにも市長部局では、子育て世代に対する各種事業も実施されていることから、それらの事業を行うことでご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今、教育長の答弁でもありましたが、この間、物価高騰対策も含め、様々な支援が行われていることは私も十分承知をしております。大変その点では感謝をしております。しかし、従来の答弁どおり、食材費は保護者負担、財政的に大きいということで、教育委員会としては、今のところ、段階的な補助も含め、無償化には考えはないという答弁でありました。やはり教育委員会の思いにはまだ距離があるなど、正直、感じます。

2016年に政府の経済財政諮問会議で、民間委員から、子ども・子育て世帯の支援拡充として、給食費の無償化が提案されております。国会でも、政府内でも、今、無償化の議論は行われています。まさに、私は、先ほど様々な子育て支援を言われましたが、学校給食の無償化に踏み出すときであると、こう思います。先ほど紹介しましたような、一部助成からでも進めていき、地方から無償化の流れを起し、国の制度へと進めていくときであります。

また、国は、今年4月20日の内閣委員会の中で、政府の参考委員から、学校給食費の無償化について、次のような答弁があつております。各自治体において、地

域の実情に応じてご検討いただくことがふさわしいと考えております。つまり、国自身は、地方が独自で無償化を含む補助を行うことについては否定はしていないということでもあります。

私自身は、2年前の一般質問以来、学校給食の安心・安全という問題にも市民の皆さんと取り組んできており、この点での前進も願っております。無償化を進めると、給食の質が削られていくのではないかと、このようなご心配のお声もお聞きしました。しかし、実際はどうでしょう。給食を無償化した自治体は、地域全体で子どもの教育を支えようという意識が高く、給食の食材は地産地消で調達する方針にしていたり、食育に力を入れたり、様々な工夫をしています。

オーガニック給食を提供していることで有名な韓国でも、約7割の自治体が小中学校の給食を無償化、小学校に限れば、9割の自治体が無償化を実施しています。無償化と安心・安全の給食は相反するものではありません。

答弁では財政面での課題も述べられました。財政的には、答弁があったように、実施するのに約2億円、この金額だけを聞くと、とても大きく感じますが、本市の年間予算で見ると、標準財政の規模で見ましても、1.3%余であります。本市より財政規模の小さい自治体でも実施している自治体はあります。子育て施策の柱に学校給食の無償化を位置づけて、安心して子育てできる自治体を目指していこうではありませんか。

国も以前、義務教育の無償化については、次のような意見や理想を持っていました。昭和26年の参議院文部委員会で、教科書無償化に関わる質疑の中で次のように述べています。紹介します。義務教育を教育として実施する場合に必要な経費は、義務教育を受ける立場からはこれを無償とするということをいたしたい。教科書と、それから、学用品、学校給食費、できれば交通費というふうに考えております。このように、国も以前はこのような理想を持っていたのです。本来であれば、教科書同様に給食費も国の責任で無償化すべきであります。

ちなみに、国の予算で無償化するのに必要な経費は約5,000億円程度、私は軍事費に5兆円、6兆円と増やすより、学校給食のための予算を増やすべきであると思います。ぜひ地方自治体からも声を上げていただきたい。

同時に、地方自治体にも役割と責任が問われています。兵庫県明石市の取組を紹介します。今年6月議会での福島議員の一般質問でも紹介された明石市長の取組であります。昨年、国会のこども家庭庁に関する参考人として呼ばれたときの内容です。明石市は人口が9年連続で増え続け、出生率も2018年に1.70と、全国平均の1.42よりも高くなっています。同市の目玉政策は五つの無料化、所得制限なしです。一つに、高校3年生までの医療費無料化、二つ目に、第2子以降の保

育料の完全無償化、三つ目に、1歳までのおむつやミルク、子育て用品を毎月配送、四つ目が、中学校の給食費無償化、五つが、プールや博物館など公共施設無料化を行っています。

こうした施策を続ける中で、明石市は結果として市民の人口が向上し、人口減少が止まっています。泉市長は、子ども政策が結果として地域経済の活性化につながり、税収や借金返済など、行政健全化に結びついたとして、改めて、次のようにこの委員会で述べています。少しだけ紹介をいたします。

日本は少子化の加速や、経済の停滞と言われておりますが、その原因の一つは、私たちの社会が子どもに冷た過ぎるのではないかと思えてなりません。子どもを本気で応援すれば、人口減少の問題に歯止めをかけられます。経済もよくなっていくと考えております。お金がないからせこいことをするんじゃないで、お金がないときこそ、子どもに金を使うんです。そうすると、地域経済が回り始めて、お金が回り始める。明石では子どものみならず、高齢者、障がい者、犯罪被害者やLGBTQについても、全国初の施策が展開できております。お金ができてきたので、子どもだけじゃなくて、みんなにやさしいまちがくれたということだと理解しております。このように述べられております。

学力世界一のフィンランドでも、また、貧困撲滅を目指すボリビアでも、学校給食は無償です。ぜひ一部補助からでも検討を進めていただき、完全無償化を真剣に菊池市でも検討していくときである。このことを改めて述べまして、次の質問に移ります。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩 午前10時27分

開議 午前10時34分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 次に、校則問題について質問を行います。

2018年、公立高校の元生徒が、生まれつき茶色の髪を黒く染めるように何度も指導され、精神的苦痛を受けたと訴えた黒染強要訴訟をきっかけに、校則問題が社会問題となりました。そして、肌着の色は白、体操服の下に下着は着けないなど、一般社会から見て理不尽と思える校則が話題となり、「#ブラック校則をなくそう！」プロジェクトや、ヘアケアブランドパンテーンによる「#この髪どうしてダ

メですか」キャンペーンなど、様々な取組が行われております。

私たち日本共産党も、日本共産党@校則プロジェクトを立ち上げ、2021年4月から6月にかけて、ウェブ上でアンケートを行いました。約3,000人の生徒、保護者、教員の方々から回答を得ることができました。子どものプライバシー保護のため、氏名や住所、学校名などの個人情報には尋ねず、また、政党が学校に乱暴な介入をしないことを明確にするために、このアンケートは学校を一方的に批判するためのものではありません。校則の問題をみんなで考え合い、いい解決方法を見つけていこうと思いますと記して行いました。

アンケートでは、中高生の約8割が疑問に思う校則があると回答、7割の中高生が校則検査をととても嫌、どちらかといえば嫌と回答しています。そして、校則の影響は監視されているようで窮屈、とても疲れるなど、圧倒的にネガティブな回答が多かったです。私たちの予想をはるかに超えて、校則で深く傷ついていることが分かりました。

私自身も2人の子どもを学校に通わせる中で、幾つか疑問に思う校則は多々ありました。また、保護者の皆さんから、こんなのおかしいよねという声もしばしばお聞きしていました。

今回、改めて、市内の小中学校に通う生徒さんや保護者の皆さんから校則について意見を聞いてみました。また、市内の中学校の校則について、可能な限り調べてみました。困っている、おかしいなという声や疑問が幾つか寄せられました。

例えば、靴下の色です。靴下の色は白、ワンポイントまでと決まっています。これに関しては、多くの疑問や意見を耳にします。ワンポイントの中に、靴下に入っている線は入らないのか、保護者からは白色の靴下では、足の裏の部分が真っ黒になり、毎回せっけんでこするのは一苦労、とても不衛生に見える。足の裏の部分だけ灰色の靴下があるが、校則違反となり、学校には履いていけない。上履きを履いていたら見えないのになぜ。

また、下着について、下着の色はグレーか白、こう決まっています。これについては、女子の生徒から、夏場の制服では白の下着は透けて見えるので困る。グレーの下着はあまり売っていないので探すのに苦労する。このような声を聞きました。

また、ある中学校の校則では、下着はワンポイントまでと記されています。そもそも下着の色やワンポイントまで決めなければいけないものなのかどうか、ここまで規則として縛る必要があるのか、私自身も大いに疑問を持ちました。

また、頭髪についても、ツーブロックは認めてほしい。過度にしなければ整髪料は認めてほしい。そうしなければ髪がぼさぼさになり、まとまらず、朝から時間がかかる。おだんごが禁止されているのがなぜか分からない。どうしてだめなのか、

合理的な理由が示されない校則も多々あるのではないかと感じています。

校則を考える点で、大事な観点は何か、私は二つあると考えています。一つは、何より校則の内容が憲法や子どもの権利条約から見てどうなのか、この検討が重要であります。現在の服装や頭髪などを規制する校則は、この点で見過ごすことができない問題を抱えているのではないのでしょうか。

憲法13条、個人の尊厳、幸福追求権には、結婚するしないなどの家族の在り方、頭髪や服装、身じまい等々のライフスタイルを自ら決めていく自己決定権が含まれています。憲法13条は当然子どもたちにも適用されています。また、子どもの権利条約は、表現の自由、思想、良心、宗教の自由、結社集会の自由など、大人が享受している自由と同じ自由を子どもの権利として規定しています。こうしたことから、子どもの頭髪や服装の自由は、憲法や子どもの権利条約によって保障されている子どもの基本的人権に属することは疑いありません。こう考えると、校則による子どものライフスタイルの制限は、それが他者の権利を侵害する場合などを除き、本来、行うことが適当ではないのであります。

二つ目の観点は、校則問題は基本的人権を侵害しているからだめという非難だけでは解決できない問題であるということです。そもそも校則は教育活動ですから、その見直しには生徒、保護者、教職員による自主的、主体的な議論と納得が重要です。私たちを含め学校外からの批判は、そうした自主的、主体的な検討を促すものであることが大切だと思います。

また、校則を子どもの基本的人権を批判するという考え方自体が、歴史的には比較的新しいものであるということです。それだけに、丁寧な議論が必要であると思います。例えば先ほど述べた地毛証明は、髪を染めることを禁止することが教育の維持に不可欠であり、その校則を子どもとの人間関係を損なわないように、もともと地毛が明るい子どもを間違っただけで校則違反と決めつけないよう、現場の先生たちが考案した子どものための制度だったと聞いております。このようなその経過を私も理解できます。

同時に、今日では、マイノリティに身体的特徴を停止させること自体が、個人の尊厳を侵害するものとされつつあります。ご承知のように、国もこのような流れの中で、校則の見直しについて、手引き、生徒指導提要の改訂に動き出しました。12年ぶりに改訂をされます。有識者でつくる文部科学省の協力者会議で大筋が確認され、9月以降に改訂版が公表される予定です。校則見直しなどを求める世論を受け、前向きな要素が増えています。ブラック校則とも呼ばれる不合理な校則の是正に向け、子どもの意見を反映し、必要性が説明できないなら、検証して見直すことを求めるのが今回の改訂の柱であります。そして、最も注目される点は、日本が子

どもの権利条約を批准していると明示して、提要に初めて、子どもの権利条約が書き込まれているところです。現行版では、制服の着用、パーマ、脱色、化粧などに関する校則を例として示していましたが、今回の改訂では、手引書からこの事例を全て削除してあります。本当に必要なものか絶えず見直し、不要に行動が制限される児童生徒がいないか、検証することが重要と訴え、子どもや保護者の意見を聞くことが望ましいとしています。

ここで、質問します。

1点目は、市内小中学校の現状についてです。現在、私が調べたところ、学校のホームページ等での学校の校則は公開されておりませんが、教育委員会として、市内小中学校の校則について把握しているのでしょうか。

2点目は、先ほど述べた生徒指導提要の改訂についてです。正式な発表とはなっておりませんが、新聞報道等で、先ほど述べた概要等は公表されています。教育委員会として、今回の改訂の動きに関しての考えや対応について、どのような見解をお持ちでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの東議員のご質問にお答えします。

各学校の校則を把握しているかということですが、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である学校長にあります。各学校において、教職員と生徒・保護者での共通認識が図られていると考えております。

また、中学校の制服の見直し等が行われていることは把握しております。

それから、国の改訂の動きについて、どう考えているかということですが、教育委員会としましては、生徒指導提要の改訂につきましては、国の動向を注視しているところでございます。

しかしながら、現在、正式な決定がなされておらず、文部科学省や熊本県教育委員会からの通知もあっておりませんので、答弁できる段階でないため、コメントはできません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 1点目についてですが、小学校、中学校とも、大まかには把握しているということです。ぜひホームページ等での公開を進めていただき、教育委員会としても把握を進めていただきたいと思います。

2点目については、まだ正式な発表はあっていないので、コメントは差し控えた
いとのこと。もちろんまだ正式な文書としては発表されていませんが、昨年
の6月8日付で既に文部科学省から校則の見直しに関する取組例という事務
連絡が出されています。その中では、既にこの今回の改訂の中身とほぼ一
致するものが各教育委員会にもう既に徹底されているものと思います。詳
しくはもう時間がないので読み上げませんが、この事務連絡であります。
事前に学校教育課に確認をしたら、教育委員会としても把握をしている
ということでもあります。そうであるならば、正式な文書が今回出なく
ても、内容は十分把握されていると思いますので、この中身に沿って検
討していただきたいと思います。

ここで、熊本市教育委員会の取組を紹介します。

熊本市教育委員会は、既に昨年3月に校則、生徒指導の在り方の見直し
に関するガイドラインを作成しております。熊本市内の学校にガイドライン
に沿った見直しを通達しました。ここにそれがあります。その内容を簡単
に紹介いたします。

ほぼ今回の国のガイドラインと一致しております。見直しの目的として
は、主体的に考え行動できる人づくりを進めていく。自分たちの決まりは
自分たちでつくって、自分たちで守るという民主主義の基本を身につけ
ながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成することを目的とし、生
徒、校則、生徒指導の在り方の見直しに取り組みますと述べています。

具体的に取組に当たっての観点として、3点述べられております。

一つは、児童生徒が自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築と
して、教職員や生徒、保護者が話し合い、考える場をつくるということが
示されております。

二つ目は、必要かつ合理的な範囲内で制定されるということです。今回
の在り方の見直しは、現在の校則が児童生徒の健やかな成長にとって必
要なものか、不具合が生じていないかなどの観点から実施すると、観
点が示されております。

三つ目は、校則の公表について示されております。市立の小学校、中
学校、高校において、学校の校則を広く周知し、児童生徒、保護者、地
域の方々などに理解と協力を得るため、校則を各学校のホームページ
に掲載しますとガイドラインで示されております。

ここで、再質問をいたします。

今回の国の改訂でも、また、熊本市のガイドラインでも示されている
ように、各学校でのホームページでの校則の公開を市教育委員会として
も促していくべきではないですか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長　それでは、東議員の再質問にお答えします。

校則のホームページへの掲載はということでございますが、現在、校則の制定については学校長に権限があり、また、ホームページへの公開についても、学校の判断に任せております。

今後のホームページへの公開につきましては、今回の改訂を受けて判断をしてみたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長　東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員　今回の改訂を受けて判断をしたいということであります。しっかりと改訂を受けた中身で進めていっていただきたいと思います。

今後の取組について、再度質問をいたします。

1点目は、校則の見直しに当たって、市の教育委員会として、以下の内容を踏まえたガイドラインを示していくべきだと思います。

具体的には、できる限り多くの教職員や保護者、児童生徒の意見が反映できるようにし、話し合いを行い、考える場を設けていくこと。校則の見直しの手続を定めること。不要に行動が制限される児童生徒がいないか検証すること。

質問の2点目は、教職員の研修であります。

8月27日の熊日新聞では、今回の校則の国の改訂の記事の中で、校則問題に詳しい弁護士のコメントが紹介されています。各学校で見直しが進むかどうかは、積極的に取り組む教員の存在に左右されると指摘し、新しい手引きの内容が全ての教員に伝わるよう、自治体などによる研修も必要、こう述べられています。

今回の改訂にも子どもの権利条約の立場ということが示されています。ぜひ教育委員会がイニシアチブを発揮して、子どもの権利条約について等の研修の取組を進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光 議長　村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長　それでは、東議員の再々質問のほうにお答えします。

現在、市内の小中学校の現状としましては、既に各学校で児童生徒やPTAの要望を基に、年度始めの職員会議で見直すべきところなどを協議して、決めております。

また、校則を定めるに当たり、学校側が決めたルールを一方向的に押しつけるのではなく、児童生徒が自主的に守ることができることや、性的マイノリティやいじめ等

の被害が出ないように、一人一人を大切にしたルールづくりを行っております。

学校によっては、生徒会役員と先生方で話し合いの場を設けたり、生徒総会で協議し、自主的にルールづくりに取り組んだりしている事例もあります。

なお、校則の見直しにつきましては、先ほどありました令和3年6月8日付の文部科学省からの通知により、市内校長会で各学校長に周知をしているところでございます。

また、子どもの権利条約につきましても、各学校で教職員研修の実施をしているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 現在の取組が紹介されました。

既に実践が始まっている事例があることは承知しました。しかし、今回、改めて国の改訂も行われています。各学校任せにするのではなく、市の教育委員会としてガイドラインを示し、指導助言をしていただきたいと思っております。

教育委員会に校則見直しの通知を求めるのは、学校で決めるべきことに行政が指図をすることを求めるということではないかという疑問の声もあるかと思っております。大事なことは、教育行政は教育条件整備が大切な任務ですが、同時に、指導助言行政という分野の仕事があるということです。指導助言行政とは、教育に関する事柄について、こういうことが大事ではないかという専門的な指導助言を行うことです。指導助言の原則として大事なことは、命令ではなく、参考にするかしないか、従うか従わないかは現場に委ねなければならないということです。従わなかったからといって罰則があるわけではありません。校則が矛盾を深め、社会問題となっている今、校則の見直しについてのまともな指導助言行政は、私は必要であると思っております。

先ほど紹介した熊本市教育委員会が作成したガイドラインに基づいて、各学校が行った実施報告書というものが熊本市教育委員会のホームページに公開されています。かなりの分量がありましたが、実際に目を通してみました。どのように協議を進めたか、見直したところはあったか、次年度、どんな取組を予定しているか、取組を通しての感想や感じられた課題と、これらの項目について、各学校からの回答が寄せられていますので、幾つか紹介をしたいと思います。

決まりについて、各クラスで時間をかけて議論を行ったことで、生徒自身が守られていること、守られていないこと、変えたほうが良いことを意識するようになり、よりよく学校生活を送れるようにどうすればいいか考えるようになった。

決まりの必要性について時間をかけて議論を行ったことで、教師側にも、生徒側

にも、納得感が生まれた。

教職員は校則に対しての根拠を意識することができる。子どもたちは校則に対しての意識が高まっている。学校全体に民主的な雰囲気が醸成されている。

話し合った結果、内容に変更がなかったとしても、自分たちで考えて決めたことになるので、子どもたちの決まりに対する誇り、責任感が高まっている。

決まりの確認とともに、民主的、合理的な決定の在り方など、児童は体験できたのではないかと思う。

子どもたちからあったほうがいい決まり等も出され、自分たちの学校を過ごしやすくするための意見も出された。有意義な取組だったと思う。

このような回答がたくさん寄せられておりました。

私がこの報告書を読んで感じることは、何のために校則があるのか、子どもたちが主体的に考える機会になっているということ、また、話し合っていくことそのものが民主主義を学び、獲得していく貴重な体験となっているのではないか、このことでもあります。先日の猿渡議員の一般質問のテーマでもありましたが、若者の政治参加を進めていく上でも、大きな力になるのではないのでしょうか。

最後に、教育長にお聞きします。

今回の文部科学省の改訂の動きを受けて、菊池市においても、校則の内容が子どもの権利条約や憲法に照らしてどうなのか、市教育委員会として、ガイドラインも示していくべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 ただいまの質問にお答えします。

今回の生徒指導提要の改訂も当然、子どもの尊厳や基本的人権の尊重を土台として検証されているというふうに認識しております。

今後、文部科学省や熊本県教育委員会から、改訂に伴う正式な通知が出されましたら、これまで同様に各学校へ周知を図るとともに、必要な指導・助言をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 正式な通知が来たら指導・助言を行いたい、こういう答弁でありました。ぜひ行っていただきたいと思っております。

冒頭に紹介したヘアケアブランドパンテーンによるアンケートでも、8割くらい

の教職員が校則に疑問があると回答しています。私は校則の見直しは、子どもも、教職員も、幸せになる道であると思います。東京で既に校則の見直しを行ったある学校では、様々な不合理な校則をなくすことで、指導の時間も減り、結果、先生の仕事も減ったとの報告もあっています。

今回、市教育委員会としてガイドラインを示すことを要望しました。同時に、私は校則の見直しは一片の通知だけでは本当のものにならないのも事実であると思います。それだけに、いい通知、ガイドラインができれば、それも活用して、教職員、保護者、子どもたちが、基本的人権と教育についての真剣な議論を通じて、見直しを進めることが重要であると思います。社会全体に多様な個性を尊重する流れが広がっているときに、下着の色は白、ツーブロックは禁止というのは、いよいよ社会に通用しなくなりつつあるのではないのでしょうか。ぜひ今回の国の改訂を機に、菊池市内の小中学校でも校則について考える機会が広がることを望みまして、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前11時00分

開議 午前11時06分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 改めまして、おはようございます。議席番号6番、オールドルーキーの大山宝治です。今回の市議選において、思わぬ形ではありましたが、議席をいただくことができました。そして、本日が初めての一般質問となります。執行部の皆さん、市議会議員の皆さん、そして、主役である市民の皆様へ、地域発展のため、市民生活の向上のため、頑張る覚悟です。どうぞよろしく申し上げます。

私は1年半ほど、経営の神様と言われた松下幸之助氏が設立しました滋賀県の松下商学院というところに在籍しておりました。それ以外は、菊池生まれの菊池育ちでございます。外からふるさと菊池を見ることで、改めて菊池のよさや課題が分かるというようなことがあります。この地に生まれ、長く地域の人と一緒に、地域とともに暮らしを営み、育んでもらったからこそ、人々の願いや思いをしっかりと聞いて、見て、感じる事ができたものと自負しております。

最近、身近にお会いする多くの方々から、地域に元気がない、菊池は変わってな

い、地域のつながりが無い、空き家、空き地が多くなった、バスも通らなくなった、お店もなくなって買物に困っている、イノシシ、カラスの対策ができないのか等々のご意見をたくさんいただいております。とりわけ、合併後は余計にそう感じるという話をよく聞きました。

こうしたことから、菊池の元気な未来を構築すべく、公平、公正、公明な市政の実現に向け、市議会議員に立候補した次第であります。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、本市の人口の推移についてお尋ねします。

旧市町村ごとの人口及び世帯数、過去5年でも、10年でも、分かる範囲で結構です。

また、2番目に、団塊ジュニアと言われる40代、その子どもたち、10代の人口の比率はどうなっているか、お答えください。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、旧市町村ごとの人口につきまして、平成24年、平成29年、令和4年の順に、3月末現在の数字でお答えいたします。旧菊池市は、平成24年が2万5,588人、平成29年が2万4,742人、令和4年が2万3,276人です。旧七城町です。平成24年が5,613人、平成29年が5,344人、令和4年が5,123人です。旧旭志村です。平成24年が5,051人、平成29年が4,652人、令和4年が4,231人です。旧泗水町は、平成24年が1万4,921人、平成29年が1万4,717人、令和4年が1万4,443人です。

次に、世帯数についてお答えいたします。旧菊池市が、平成24年が9,435世帯、平成29年が9,811世帯、令和4年が1万20帯です。旧七城町が、平成24年1,785世帯、平成29年が1,838世帯、令和4年が1,972世帯です。旧旭志村です。平成24年が1,568世帯、平成29年が1,558世帯、令和4年が1,561世帯です。旧泗水町です。平成24年が5,367世帯、平成29年が5,646世帯、令和4年が6,081世帯です。

次に、10代と40代の人口につきましては、平成24年、平成29年、令和4年の順に、1月1日現在の数字でお答えいたします。市全体の数字です。平成24年が、10代が5,038人、40代が5,329人、平成29年は、10代が4,505人、40代が5,399人、令和4年が、10代4,316人、40代が5,458人となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 ありがとうございます。

大体は、ある程度の予測はついておりましたけども、かなりの人が減っております。これは全国、どこの市町村でも抱える悩みであり、課題であると思います。本市も旭志地区が過疎地域指定され、前回の答弁では、これは20年ですけども、5,400人が1,300人減少し、4,100人になったとか、私の地元の七城地区になりますけども、似たような数字だと思います。市全体を見ても、人口は減っているけど、世帯数は微増しているという感じになっておるとは思いますけど、独り暮らしとか、もろもろの何と申しますか、労働して来られている人がアパートに入っておられるのかなという感じではありますが、旭志地区がその過疎地域指定を受けて、七城もあんまり変わらないと思います。5年で最新版が7月になりますけど、5,058人ということで、5年前から300人減になっております。その過疎地域の指定要件が何かどう違うのかは、次回、聞くこととします。

これで言いたいのは、市はこのような状態の人口減を食い止めるための施策と、危機感が足りないんじゃないかと思っているところです。人吉地区では全域で過疎指定を受けたとのことですが、本市、菊池市はほかの市とはちょっと条件が違うように思います。あくまでもこれは取組次第ではありますけども、近隣の合志市、菊陽町、大津町と、全国でもまれな人口増の地域がすぐ近くにあるということです。ましてや、TSMC工場ができるという現実です。

ここで、再質問ですが、人口の推移についてはお聞きしましたが、転入・転出の件数をお知らせください。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

転入者及び転出者につきましては、4月1日から3月31日までの本市全体の数字でお答えいたします。平成23年度につきましては、転入が1,544人、転出が1,641人です。平成28年度、転入が1,646人、転出が1,704人、令和3年度の転入が1,500人、転出が1,768人となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 やっぱり少しずつ減っているというような感じではござい

ますが、私の知人も菊池に将来移住したいと言っておりますけども、彼が言うには、もちろん自然豊かで住みやすいと。それと、要は、便利な田舎だと言っております。では、便利な田舎とはどういった田舎を指しているのかというのがキーワードになります。第二の人生を送る場所か、子育てをする世代が住むのか、仕事をするところか、おのおのに考えや見方が変わるのもあるでしょう。

十四、五年前、商工会の合併がありました。そのとき、もう既に菊池といいますか、隈府の町は衰退をしておりました。いわば、今日は冷えるから、鍋でもしようかと、鍋を持って中央通りを端から端まで歩いて、材料がそろわないと。笑い話みたいですが、これが現実だという話を聞いたことを思い出しました。民間企業はもっとシビアで、トヨタ自動車の営業所、熊本トヨタ、トヨペット、ネッツトヨタと、いずれも菊池市から撤退し、山鹿市に移転しました。また、どこの市でも見かける紳士服の大手販売店もこの市にはありません。確かに地理的ハンディもあるとは思いますが、ここは近くに大型商業施設もある。先ほども申し上げましたけども、便利な田舎だからでした。だったら、人々がこの地で暮らしたい、子どもを育てたいと思えるような便利な田舎の特徴を生かし、人口増、人口流出減、子育て世代、団塊ジュニアの住宅施策等、やるべきことをしっかりと行うべきだと考えます。

〇〇サミット、〇〇フォーラム、〇〇塾、公園整備、桜の植樹、大いに結構ですが、人が減っては話にならないと思います。人口増、このことを第一に、市独自の大胆な予算組みをつくるべきだと考えます。この先、5年、10年の施策が大事だと、また、勝負だと感じます。キーポイントは便利な田舎です。住んでもらいましょう、住み続けてもらいましょうよ、この菊池にですね。

それでは、次の質問に入ります。

T SMCの進出について、まず1番目は、前回の答弁から間もないですが、その後の進展はどうなっているのか。

2番目は、半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部は、今年、何回開催されているのか。そして、どのような提案、施策を考えておられるのか、お聞きします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから、前回以降の企業の進出等についてお答えしたいと思います。

令和3年11月の菊陽町へのT SMC進出報道に伴いまして、半導体関連事業と見られる問合せの状況につきまして、お答えいたします。

前回の令和4年第2回定例会の福島議員並びに荒木議員の一般質問に対する答弁

と一部重複いたしますが、広い意味でT S M C関連のニーズと思われる事業者からの各担当課への窓口や、あるいは電話での農振農用区域であるかとか、空き地に関する問合せ等は、変わらず多数あっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。2点目の本部会議の開催回数、会議の内容について、お答えいたします。

本市では、T S M Cによる菊陽町への工場建設というチャンスを最大限に生かし、本市を活性化するための施策の検討や推進を図るため、本年1月に、市長を本部長とする「半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部」を設置しました。

また、2月には、この本部の下部組織として「産業振興促進部会」「道路・交通・住環境部会」「人財育成・教育環境部会」「生活サポート部会」の四つの作業部会を設置し、それぞれの部会で具体的な課題や施策の検討を進めています。

本部会議につきましては、本年1月の設置からこれまで5回開催しており、T S M C関連事業者からの相談に関する情報共有や、居住誘導候補地域、移住・定住に向けた支援策の検討などを行っています。

また、各作業部会では民間の住宅開発に対する支援策の検討や、不動産事業者などとの意見交換による事業者側のニーズなどの把握、外国人向けの窓口などにおける多言語対応の検討などを行っています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 ありがとうございます。

いろんな内容で議論されているとのことですが、私が思うには、やっぱり本気を出さないと前に進まないのではないかと思います。もう何人もの議員の方が質問をされまして、企業の規模、特徴、効果等は分かりませんが、皆さん一致して言われているのが、T S M C、10年間で4兆円の経済効果がある。ビックチャンスが来たということです。これは私も同感です。今、想定もしなかったことが起きている。それもすぐ近くにです。国家プロジェクト、100年に一度、大変な追い風等の文言が出ています。ましてや、世界的な台湾企業が日本に、それも本市近接の菊陽町に工場を造る。そのこと全てが想定外の事案です。

6月議会で市長は、目の前の自前の工業団地はつくらない、農振指定地域だからと答弁されましたが、しかし、目の前に想定外の出来事が、ビックチャンスがあり

ます。市としても、想定外、既存のルールを見直すぐらいの意思を持たないと、今から5年、10年先の発展は望めません。

また、宅地開発事業は民間企業に委ねるといような話でした。しかし、どうぞといっても、そんなに甘く物事が進むわけではないと思います。最低でも宅地の整備、それに伴う上下水道の管理が、これはもう必要不可欠だと思います。

冒頭、団塊ジュニアと言われる40代の人口をお聞きしました。約5,500人ということでしたが、この世代は地域の中心的存在で、仕事、子育てを頑張っておられる世代です。この方たちが家を建てるとき、宅地、団地がここにはないといったときには、外に出ていかれるとどういったことが起きるのか、1世帯にご夫婦、子ども3人とすれば、5人家族です。10世帯が菊池外に出たとしたら、もうそれだけで50人減になります。倍だったら100人ですけどですね。そういう事態は避けなければなりません。住む場、生活の場をつくるべきです。

ここで、質問ですが、市として、国道325号、物産館辺りから泗水方面に向けた地域でも、市の特区としてでも、都市整備の基盤となる上下水道の整備をする計画はありませんか。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。本日、建設部長が出席できませんので、私のほうで、水道局と併せての答弁をさせていただきます。

現時点では国道325号周辺に上下水道を整備する計画はございませんが、宅地開発の場所によっては、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 ありがとうございます。

まだ計画はないということです。

随分前になりますけども、合志市の合併前、合志町ですけども、そのとき、熊本市のベッドタウンとして、何も無い、永江団地とか、新地団地とか、住宅開発を進めて、徐々に人口も増え、商業施設、アパート、戸建ての住宅も増えて、見る見るうちに発展したまちになっている。すぐ近くにいい例があるんじゃないですか。市としても本気度を見せないと、民間企業、個人で宅地を探している人、誰もこっちに見向きもしませんよ。

半導体関連企業等進出に関わる菊池市活性化推進本部、私に言わせると、単刀直入で言うと、もう菊池復活プロジェクトです。建設的な会議を期待します。埋没し

ないように、ビッグウェーブに乗りましょうよ。

○水上隆光 議長　ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩　午前11時31分

開議　午前11時35分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員　次の質問に移らせていただきます。

次は、第三セクターについての質問をします。

一つ目に、第三セクター物産館と温泉ドーム、それぞれ過去5年間の指定管理料と施設の維持補修費、これはどのようになっているのか。また、各法人の施設使用料も併せてお知らせください。

二つ目に、温泉ドームが指定されておりました「重点見直し団体」は、今現在、どのようになっているのか。また、その指定された意味は何なのか。

三つ目に、2法人、メロンドーム、温泉ドームのその後の交際費問題について、どうなっているのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長　清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の各物産館及び七城温泉ドームに関する過去5年間の指定管理料、施設維持補修費、施設使用料をお答えいたします。

各物産館及び七城温泉ドームの平成29年から令和3年までにつきましては、指定管理料につきましては、きくち観光物産館が1,499万9,856円、七城町特産品センター、通称・七城メロンドームが2,856万2,174円、旭志村ふれあいセンターが2,539万6,142円、有朋の里洒水、通称・洒水養生市場が1,162万9,798円、七城町振興公社、通称・七城温泉ドームが4,430万3,000円でございます。

同じく過去5年間の施設の維持補修費につきましては、きくち観光物産館が416万8,123円、七城町特産品センターが2,486万8,040円、旭志村ふれあいセンターが512万1,240円、有朋の里洒水が466万4,909円、七城町振興公社が1億2,987万9,536円でございます。

なお、この金額には設計管理料などの委託料も含まれております。

このほか、地方創生拠点整備交付金事業において、令和元年度に七城町特産品センターが建設いたしました菊池まるごと市場加工場の建設費用に対する補助といたしまして9,200万9,000円、令和2年度に有朋の里泗水養生市場のリニューアルに要した経費9,427万8,974円を支出しております。また、社会資本整備総合交付金事業において、平成30年度にきくち観光物産館の改修に5,839万8,559円を支出しております。

また、過去5年間で各物産館等から本市に支払われました施設使用料につきましては、きくち観光物産館が883万5,420円、七城町特産品センターが4,385万4,360円、旭志村ふれあいセンターが2,061万円、有朋の里泗水が1,684万2,080円、七城町振興公社が1,006万8,600円となっております。

次に、重点見直し団体について、まず、指定の意味と、それから、指定された後の現状についてお答えいたします。

重点見直し団体とは、平成21年12月策定の「第三セクター見直し方針」に基づきまして、当期純利益が2年連続して赤字など経営状況が悪化していると認められる団体を指します。この七城町振興公社の指定につきましては、令和3年度第2回行政改革推進本部会議に諮りまして、指定したところでございます。

また、重点見直し団体に指定後は、菊池市第三セクター経営検討委員会条例第1条の規定に基づきまして、外部有識者による委員会を設置し、第2条の第三セクターの経営状況に関するもののほか、第三セクターの事業内容と行政目的との関係に関する事、第三セクターの存続の可否に関する事などについて諮問し、令和3年12月21日に答申を頂きました。

現状といたしましては、答申を踏まえた経営改善計画が本年3月3日に法人より提出がありましたので、市として経営状況を把握するとともに、さらなる経営改善に取り組まれるよう、本年4月より毎月モニタリングを実施しているところでございます。

3番目に、七城町特産品センター、七城町振興公社、2法人に関する交際費の問題についての現状についてお答えいたします。

七城町特産品センター、また、七城町振興公社の2法人に関する交際費問題につきましては、令和3年12月10日に財政援助団体等監査の結果に関する報告及び勧告を受け、対象法人に対して是正に向けた措置を行ってまいりました。

この期間、対象の各法人におかれましては、運営体制の見直しのほか、規則の制定及び経費等の削減など、経営改善に取り組まれ、本年8月5日に改善結果の報告がっております。

この報告を受け、地方自治法第199条の規定に基づいて、是正措置の内容について監査委員に通知をすることで、現在、進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 詳細な数字をお示しいただきまして、ありがとうございます。

これをちょっと見てみますと、市が指定管理委託料、運営費をおのおのの各物産館、第三セクターに出していると。5年間の合計で1億2,000万円ぐらいですか、1億2,500万円、それと、それだけでなく、施設側からの使用料という形で、施設側が支払っている使用料が約1億円となっております。これはどういった形で算定してあるのか、これは再質問ですけれども、分かりますか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまのご質問にお答えします。

算定の基礎となるものは、施設の行政財産使用料に基づいて算定をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 規定があるということですが、あちこちの物産館ではらつきがあるものだから、温泉ドームなんかは大体4,500万円の運営費を払っておると。もらうほうはいっぱいもらったがいいんですけど、それでも使用料は一番安いと。何かちょっと矛盾しているなということで、聞きました。ありがとうございました。

私は、七城地区にあるメロンドーム、温泉ドームの2法人を前期まで、株主として、メロンドームのほうは役員として運営に参加しておりました。議員になってからは2法人とも退きましたが、指定管理費、いわゆる市が施設側に出しているお金は、決算なんかで見ていましたから分かっていますが、しかし、ほかの施設は知りませんでした。ということは、ほとんどの市民の方はご存じないということだと思います。それどころか、職員の方もあんまり分かってないんじゃないかと思いますが、これだけの運営費をもらっていたら、後から木下議員が言われると思いますけど、暗にきく丸号が少し赤字が出たからやめますという話ができないはずだろうと。今日、お昼から厳しいご指摘があると思いますけど、そういった皆さんご存じ

ないというのが、それを赤字が出たら、赤字を税金で補填しているとなったら騒ぎになりますけど、これも一種の原資は一緒です。税金だということを知っていただきたいと思ったところです。

それと、2点目の重点見直し団体ですけども、何と申しますか、その重点見直し団体という文言だけが躍って、実際の監査、指導が定期的に行われているのかは疑問視します。しかし、大変厳しい経営状態であると思います。コロナの影響が大きいとお話がありますが、それだけではないというのを思います。いろんな補助金、助成金も出ていますし、コロナ以前からかなり落ち込んでいたように思います。

ここで、再質問ですけど、前に述べた指定管理者の設定ですけど、たしか5年だと思えますが、次の更新はいつになりますか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまのご質問にお答えします。

次の更新は、令和5年度をもって、現在の指定管理期間が満了となるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 ありがとうございます。

令和5年度が任期満了というとおかしいけど、期限の満了が来るそうです。

それでは、市長にお尋ねしますが、今回、更新時と申しますか、その公募になっていると思えますけども、今度、公募するときに、その重点見直し団体に指定されている温泉ドームを今までどおり大株主として、現体制の下に公募に参加されますか。市長にお考えをお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、こんにちは。今のご質問、ちょっと確認でありますけども、令和5年度をもって指定管理が満了する際に、七城温泉ドームについてのご質問ということによろしいですか。

監査委員から報告のありました財政援助団体等監査の結果の中で、市に対する意見としまして、平成21年12月策定の「第三セクター見直し方針」を改訂すべきであるというご指摘をいただいております。その意見を踏まえまして、第三セクターに対する行政関与の在り方を明らかにする、「菊池市第三セクターに関する指針」というものを令和4年3月に策定をいたしました。

この指針の中に「施設設置以来、第三セクターが管理運営を継続してきた実績、法人設立の趣旨を鑑み、当該施設に係る今後の指定管理者制度の在り方について検討する」という記載をしております。

こうしたことを踏まえまして、指定管理の次期更新につきましては、経営改善状況等も踏まえまして、総合的に判断していきたいと考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 分かりました。決断がちょっと甘いように感じますが、私にしたら。この会社はもう2年と言わず、もう三、四年、ずっと赤字が出ていると思います、私は。それで、見直し団体の指定を出しているわけですから、市としては、私は公募をする、公募といいますか、入札式だろうと思いますけど、条件のいいほうとか、しっかりした経営状況で経営母体があるとか、そういったところにその許可を下ろすのが普通だろうと思いますけども、分かりました。

それじゃあ、再々質問に移りますが、2年前になりますけども、新聞報道でも大きく取り上げられました交際費問題です。

私も質問するに当たり、きっかけとなった福島議員、荒木議員の会議録を見させてもらいましたが、大変な作業で調べ上げてあり、敬服したところです。どうもこういうことに関しては、うやむやにしたいのか、もう決断が遅いように思います。オーナー企業ならいざ知らず、権限だけ与えて、責任は取らない。手厚い支援金は出すが、口は出さない。もう仕組みを変えなければと思いますけども、交際費問題に進展はありますか、お聞きします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

繰り返すとはなりますが、七城町特産品センター、七城町振興公社の2法人に関する交際費問題につきましては、令和3年12月10日に財政援助団体等監査の結果に関する報告及び勧告を受け、対象法人に対して是正に向けた措置を行ってまいりました。

この期間、対象の各法人においては、運営体制の見直しのほか、規則の制定及び経費などの削減など、経営改善に取り組んでおられ、本年8月5日に経営改善結果の報告があったところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 ありがとうございます。

先ほどちょっと聞きましたですね、これも。ごめんなさいね。

それでは、私、この交際費問題で出ているこの2法人ですけども、メロンドーム、温泉ドーム、社長も同じで、ましてや、市長もこの2法人だけは取締役になっておられます。後見人ということですかね。普通に考えれば、おかしな事柄です。私もいろんな場合のこの取締役等で見してきましたけども、時間の都合上、述べませんが、なぜそこまでこだわるのか。総会場で市長の発言が、20年近く営業しているといろんなところに金属疲労が出ると、そう言われました。金属疲労が出たら、もう即、換えなきゃ、飛行機だったら落ちます。船だったら沈没しますよ。公共的な色合いが濃く、地域に密着した第三セクターだから、特に行政は公正、公明、公平であり、その模範でなければと考えます。交際費問題は早めの決着を考えてもらいたいと思います。

では、最後の質問です。七城地区の道路についてお尋ねします。

地元の地域を回る中で、いろんなご意見をお伺いします。公共交通の在り方、移動や買物支援、道路や水路整備、地下水問題など、数多くのご意見、ご要望をいただいております。今後、個別に調査をして、お尋ねすることになりますが、今回は七城の地域住民の関心の高い道路問題についてお尋ねします。

まず1点目、県道139号線、七城新古閑方面から国道387号に抜ける道路設備について、進捗状況をお聞かせください。

2点目は、鴨川公園板井線のガードレールの設置を考えていただけるのか、お尋ねします。

2点お尋ねします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、建設部長に代わりましてお答えさせていただきます。

まず、県道旭志鹿本線から国道387号村田交差点までの道路につきましては、平成23年度に関係区長の皆様に事業説明を行い、それぞれの集落で集会を開いていただき、意見を取りまとめでいただきましたが、関係区全区の事業に対する合意形成がなされず、中断となったところでございます。

平成30年度に七城区長会より再度検討を行ってほしいとの要望が提出されたことから、令和元年度に地元説明会への資料となる概略設計を行っております。

この概略設計では、警察等の関係機関との調整を行い、6案のルートを作成し、

複数回にわたり関係区に説明を行い、協議を重ねてまいりましたが、全関係区の合意を得ることができず、現在、ルート決定には至っていない状況でございます。

市としましては、当路線につきましては、消防署より七城地区への緊急車両の通行に必要なアクセス道路として重要な路線と位置づけておりますので、今後も関係区の合意がいただけるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、鴨川公園板井線のガードレールの設置、これは堤防沿いのほうでよろしいでしょうか。堤防沿いにガードレールの設置はできないかとのことでございますけれども、該当箇所につきましては、河川管理者である熊本県との協議が必要となります。安全面につきましては、菰入新橋開通時に外側線等の設置を行っておりますので、全線へのガードレールの設置は困難と考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 この七城の県道139号線、全長が大体6キロぐらいあると思いますけど、そのうちの4キロぐらいは既に広い道路ができております。先ほど言われました村田の集落を通過して、つなぎ込みができれば、何と申しますか、先ほど言われましたけれども、消防車、救急車が迂回しなくて、直でこの七城に入れる。この道路の沿線には、七城町の大体6割ぐらいの人口、世帯数があります。直で来られれば、大変、5分、10分でも違うと、火事だったら燃え方も違うし、助かる命も助からなかったりするし、大変重要な道路だと思っております。これをつなげば、大琳寺の交差点とか、北原の交差点とか、渋滞が緩和もできるというような、市としても重要路線ということで位置づけておられるということだったら、早めの対応をお願いしたいと思います。

地権者のご理解をいただくということはもう大前提となりますが、一方で、この行政の責務と申しますか、市民の安全・安心を確保することである。観光も交流も大事ですが、市民生活の暮らしや生活は基本でなければならず、そのために地域で暮らしを営む市民の生命と財産を守らなければなりません。そういった意味からも、七城地区の強い要望である消防車や救急車が5分でも10分でも早く迂回せず直で来られる。また、渋滞緩和になる道路の改良について、市長も先頭に立ってご理解いただけるように、積極的に関わっていただきたいと思っております。

では、市長の意気込みをお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 意気込みを述べよということでございます。

議員からおっしゃいましたように、地権者の皆様の同意というのが大前提でございます。今後につきましても、関係区の皆様の合意がいただけるよう、全力で協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 早めの決断をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、大山宝治議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午後0時04分

開議 午後1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、道路整備、市道西迫間寺小野線、古川伊倉線、立石野間口線、北宮1号線の整備の状況について、お尋ねをいたします。

市道西迫間寺小野線については、竜門ダム下流域の避難道路としての整備の必要性もありながら、特に市野瀬の集落内においては未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が出ております。これまでに第1寺小野橋の工事も完了して、部分的には整備が進んでおりますが、まだまだ全体的な整備には至っておりません。今後の整備の計画をお示しいただきたいと思っております。

次に、市道古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線は、国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千畳河原への観光ルートとしての必要性も高まっており、早急な整備が期待されております。現在の状況と今後の整備計画をお示してください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は、植木インターへの主要な道路であります。道路幅員が狭く、また、用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ておりました。平成26年1月に地元野間口区長様より要望書が提出されておりました。

たので、私からも質問、要望を続けてまいりました。現在、平成29年度より、七城方面から整備が継続事業として進んでおりますが、これまでの整備の状況と今後の計画をお示してください。

次に、市道北宮1号線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、令和3年第2回定例会において、質問、要望させていただきましたが、特に市道沿いに宅地造成工事が行われておりましたので、造成に伴う工事によって、原状復旧では継ぎはぎだらけの市道になると思われましたので、開発業者との連携をとって整備をしていただくように要望をいたしました。おかげさまで、拡幅した部分につきましては、執行部のご理解によって、市道と一体化した道路整備ができましたので、地域住民の方々も大変喜んでおられます。

しかしながら、地元北宮区、隣接する菊池みゆきこども園より提出されております宅地造成工事箇所までの畑と納骨堂入り口部分は従前のままであり、幅員も狭く、通行に支障が出ている状況であります。特に近隣保育園の駐車場整備によって、保護者の送迎に伴う園児の乗降場所としても利用されており、園児の安全を確保するためにも、早急な対応が必要ですが、用地交渉を含めた現在の進捗状況をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、建設部長に代わり、お答えさせていただきます。

まず、西迫間寺小野線につきましては、令和2年度末までに寺小野地区から第1寺小野橋に接続するまでの道路改良工事と橋りょうの架設工事が完了し、狭窄道路の問題点の解消を図っております。

また、議員ご指摘の第1寺小野橋から市野瀬区までの区間の改良につきましては、現在、着手しているほかの路線の早期完成を目指しておりますので、改良工事の着手につきましては難しいところと理解しております。

次に、古川伊倉線につきましては、平成26年度より用地交渉を始め、平成27年度から滝集落側より道路改良工事に着手してまいりました。本年度につきましては、生味川に新設の橋りょう下部工工事を行ってまいります。

今後は、橋りょうの上部工及び道路改良工事について計画しております。

次に、立石野間口線につきましては、歩道部の段差解消工事及び一部拡幅工事を行うもので、平成28年度までに地元の協議を終え、施工方法などについて同意を得られましたので、平成29年度より工事に着手してまいりました。

本年度におきましては、延長約30メートルの工事を行ってまいります。

今後につきましても、計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

次に、北宮1号線につきましては、近隣保育園の送迎に伴う、園児の安全を確保するため市道北原北宮線から駐車場までの狭窄区間について、測量設計業務の発注を行っております。

今後につきましては、用地交渉及び拡幅工事を計画しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

今回は、建設部長が欠席ということでございますので、あえて再質問は控えさせていただきますと思いますが、それぞれの路線、地域住民にとっては非常に重要な道路ばかりでございます。

市道立石野間口線については、全長が730メートルぐらいございますので、少しずつやっつけていただいておりますが、まだ多分半分ぐらいだと思います。

それと、市道北宮1号線につきましては、先ほど質問の中で申し上げたように、子どもたちのやっばり命がかかっているような場所ではありますので、用地交渉もなかなか大変だと思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは次に、菊池市第三セクター連絡協議会の移動販売終了についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和4年6月29日の議会審議会において、市第三セクター連絡協議会運行の移動販売車「きく丸号」が唐突に7月末で終了すると報告がありました。

移動販売は、過疎化、高齢化が進んでいる菊池市にとっても、最も必要な事業であります。買物難民の支援だけではなく、高齢者の見守り役も担っており、地域に欠かせない存在であります。

私は、報告に対して、買物弱者を切り捨てることになると、執行部に対して到底納得できないと強く反発をいたしました。特に龍門地域の移動販売については、民間のスーパーが撤退しておりましたので、地域の方々から私のほうに復活の要望がありましたので、令和2年4月より、第三セクターによる移動販売コースに龍門地区を組み込んでいただいております。

その後も、拡充も含め、一般質問をさせていただき、龍門地域唯一の丸山商店の閉店後は旧商店横も増やしてもらいましたので、売上げ的にも十分結果は出ていたと考えられます。

今回は、人員不足や販売車の老朽化などを終了の理由に挙げておられますが、本来であれば、切れ目のない事業が大事であり、今回は市民を無視した報告であったと私は考えます。継続する方法も、時間もあつたはずであり、人は雇用すればいい、車は購入すればよいだけであり、市民目線で考えれば絶対中断するべきではなかったと私は考えます。

今回、JAに補助金を出して、一部地域のみ復活するとのことではありますが、抜本的な解決にはなりません。

私はこれまでの移動販売についての一般質問で、第三セクターでの運行にこだわることなく、社会福祉協議会、民間委託、地域おこし協力隊による移動販売の募集等も含め、提案をしてまいりました。市民の立場に立てば、十分検討する時間も方法もあつたはずであります。

今回、唐突に終了になったことも含め、今後はこれまでのように、菊池市全体での移動販売の復活の必要性があると思われませんが、今後の計画をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、私のほうから、先に第三セクターのほうの移動販売車の件について、まずご説明をさせていただきたいと思います。

先般の泉田議員のご質問に答弁した内容と重複いたしますけれども、移動販売車「きく丸号」につきましては、平成30年7月から市内の四つの物産館の共同により運行が開始され、議員さんおっしゃるとおり、買物支援だけではなく、地域住民の集いの場の提供や高齢者の見守りなど、大変重要な役割を担っていただきました。

この4年間、運行を行ってこられた各物産館では、できる限り利用者の方のニーズに応じ、喜んでいただけるよう自社で取り扱っていないお刺身などの魚介類はじめとした生鮮食品、お菓子、トイレットペーパーなどを移動販売の前日に各物産館の職員さんがスーパーに買物に行き調達されるなど、大変なご苦勞を続けてこられました。

しかしながら、各物産館の方の人員不足や、スーパーなどから調達した売れ残り商品の対応をはじめ、移動販売車1台を日替わりで運行するために、毎日の商品の詰め替え作業が必要になるなど、販売時間だけでなく、その前後の対応にも大きな労力が必要となって、物産館側の負担が非常に大きくなったと聞いております。

このようなことから、食料品から日用生活品まで、日頃から幅広く商品を取り扱うなど、消費者のニーズに応じた対応ができる事業者でなければ運営が難しいこと、また、車両の老朽化による冷凍・冷蔵設備の不具合により、生鮮食品の安全性の担

保ができない夏場の運営が困難であることから、6月の代表者会議において、7月いっぱいでの中止を決定され、終了の1か月前をめぐりに利用者の方々に対して中止のお知らせを行われたところでございます。

これまでの経緯といたしましては、本年3月に開催されました第三セクター連絡協議会代表者会議において、商品の調達問題や、それに対応する人員の問題などで、今後の運営が難しいという実情を踏まえ、移動販売を引き受けていただける事業者を探すこととなったわけでございます。

その後、ほかの地域で移動販売の実績があり、食料品から日用生活品まで幅広く商品を取り扱われる事業者の方に、現状や課題等を本当に詳しく説明し、後継事業者として事業を後継していただけないかという、移動販売の継承を引き受けていただけないか、お願いと交渉を続けてきたところでございます。

移動販売を必要とされていた地域住民の方々のことを思いますと、本来ならば、切れ目のない運行が望ましいところではございましたが、物産館側の負担が非常に大きくなっていることに加え、先ほど来申し上げておりますけれども、車両の老朽化による冷凍・冷蔵設備の不具合、生鮮食品の安全性の担保、これらのことにより、夏場の運営が困難であることから、7月いっぱいでの中止となり、結果として、切れ目のない運行が実現できませんでした。このことに対しては大変申し訳なく思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 今後の移動販売をどのように考えているかということについてお答えいたします。

移動販売につきましては、まずは、中山間地域、過疎地域の買物支援ということで実施していくところでございます。他の地域につきましては、泉田議員の一般質問でもお答えしましたように、その他の買物支援サービスの周知や活用を図ることで、支援をしていきたいと考えております。

移動販売の拡充についてでございますが、今後の移動販売及びその他の買物支援サービスの状況について精査し、市民の皆様からの要望等を踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 答弁によりますと、ある面では、清水部長、もう本当に

言い訳ばかりでございまして、やはり市民の立場に立てば、やはりそういうのはもうずっと私が一般質問のときから分かっていたはずなんですよ。だから、やる方法を考えることが一番であって、第三セクターの都合とか、そういうのは市民にとっては関係ありません。だから、第三セクターでできなければ、先ほども質問の中で申し上げたように、ほかの民間とか、いろんな事業形態も考えられるわけですよ。よその地域はちゃんとそういう形で、長洲町でも合志市でもどこでもやっているんですよ。菊池市のほうが中山間地としては非常に高齢化率も高いんですよ。だから、おのずと逆に拡充をしていくような地域であるというのは、皆さんも十分ご存じだと思いますよ。それをいきなり7月いっぱい終了と。私は令和2年ぐらいからずっと一般質問しているんですよ。

そして、龍門地域を特に場所を拡充していただいたおかげで、売上げは絶対上がっております。私も何回も一緒に随行して、その状況を把握しております。改めて、ちょっとお聞きしますけど、執行部として、1回でもそういう移動販売に随行して、実態調査的なものをやられたのか。また、地域住民の声を聞かれたのか。そのことをちょっと答えてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

大変申し訳ないところでございますが、同行しての実態調査等は行っておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 基本的に実態調査もしないで、その地域の人たちの状況が分かるかという、私は絶対分からないと思います。私は何回もその実態調査を行って、免許証返納して、もう買物にも行けなくなったから、非常に苦労していらっしゃるとか、そしてまた、社会福祉協議会にお願いして、わざわざ椅子を用意していただいて、そこで集う。コミュニティがとれてとてもいいですと、そういう声を全部聞いた上で、私は拡充のお願いをこれまでしてきました。優先順位を考えると、この移動販売は菊池市にとって物すごく必要性があると思います。

泉田議員も、今回、JAのほうは、ほんのガソリン代の補助ですから、抜本的な解決にはなりません。これ、ここに移動販売車「きく丸号」の資料がありますけど、これまで、旭志、泗水、七城、菊池、それぞれに行かれておったわけですよ。これをやっぱり楽しみにしていらっしゃる市民がたくさんいるはずですよ。また継続をし

ていただきたいという市民がたくさんいらっしゃると思います。

今後は、いずれにしても、過疎地域の旭志、それと龍門地域の一部はされると思いますけど、本来であれば、全地域のやはり今までどおり、ほかの第三セクターとか、そういうのじゃなくて、方法はいろいろあると思います。そのことによって、ちゃんと今までどおり買物支援ができるようにしていただきたいと思います。

最後になりますが、市長は、三つのつ「つどう、つながる、つづける」そういうことで一生懸命おっしゃっていますけど、これを続けないということであれば、市長がおっしゃっていることとは全然違う方向に進んでいくと思いますが、このことについて、それと、市長も現地調査をされたことがあるのかなのか、そのことも含めて答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、実態調査、同行してやったかということについては、私のほうではやっておりません。

それから、今後でありますけども、まず、つながりがうまくいかなかったという点については、事務局のほうで必死の努力をしてくれたわけでありまして、機械類がもう動かなくなるといったふうな限界と、それから、新しい事業者さんの期間決定がなかなかタイミングが合わなかったということが事情でございますので、私どもは、この移動販売をやめようとかいうことは一切考えておりませんので、そのところをご理解をいただきたいというふうに思います。

今後でありますけども、今後の移動販売車による買物支援につきましては、泉田議員の答弁でも申し上げましたとおりですが、公共交通機関がなく、商店までの距離が遠い、また、高齢化が進んで、特に買物支援が必要な中山間地域、それから過疎地域において、新しい事業者の方と連携を図って、利用者の利便性の向上を図れるよう、全力で支援をしていくところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

車の手配とか、言うなれば、人員の確保、全ていろんな経済的な問題もあるかと思えます。先ほど大山議員のほうから第三セクターのことについても、私のほうからも指摘があるだろうということでございますので申し上げますが、市の監査委員のほうで、不当という形の中で523万円の確定をしております。そのことについて

て、私もいろんなところで返還をする必要があるんじゃないかということも申し上げておりますが、車も523万円あれば新車が購入できると思いますし、人的な配分についても、そういうお金があればできると思いますので、そのことも含めて、今後とはとにかく市民の立場になって対応を引き続きお願いしたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。

それでは次に、防犯灯・街路灯、特に過疎化、高齢化の地域の防犯灯については、LED化による負担軽減が必要ですが、現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで何度も質問、要望を続けており、地域住民の生活環境、安全なまちづくりを推進するためには、最優先で取り組む必要がありますが、これまではあまり推進されておりました。

令和3年第2回定例会において、令和3年度防犯灯LED化補助金交付申請依頼が各区長に配布され、当初は申請行政区が53区、申請基数が476基、申請事業費総額で1,038万円、地元負担事業費が518万円で申請されているとのことでありましたので、私は、市の事業費が当初100万円でしたので、地元が2分の1負担してまでも要望されていることを十分認識していただき、市民の安全・安心の観点からも最優先で行う必要があります、菊池さくら千年プロジェクト事業と比較しても、費用対効果を考えても、補正予算で早急に対応するべきであると強く要望をいたしました。

執行部としても、必要性を十分理解していただき、改めて意向調査を行い、2か年で要望に応えられるように調整してまいりたいとのことでしたが、これまでのLED化の事業の現状と今後の計画をお示しいただきたいと思います。また、現在の菊池市のLED化率と、これまでの推移をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、木下議員のご質問にお答えします。

防犯灯のLED化の状況についてということで、まず、令和3年3月末現在が、防犯灯が4,250基、うちLEDが1,724基、LED化率が40.6%となっております。

令和3年度中に、37区で251基の防犯灯がLED化され、市も取替え、また、新設35基のLED化を実施し、令和4年3月末現在では、防犯灯が4,288基、うちLEDが2,073基、LED化率は48.3%となりました。

また、本年度、令和4年度につきましては、現在63区から487基のLED化補助金交付申請があり、各区において事業実施中であります。

また、市で行う故障した防犯灯の交換と新設を合わせて令和5年3月末には、防犯灯4,350基、うちLEDが2,576基、LED化率59.2%を見込んでおります。

また、令和5年度当初予算編成のため、防犯灯LED化補助金事業の希望調査を現在行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

おかげさまで、私が最初、LED化についての質問をした頃は、当初は39%ぐらいからスタートしたと思うんですが、今回、59.2%ぐらいまでめどが立っているということでございます。

合志市は、LED化は100%を達成しております。あの都市型の合志市でさえも100%を達成しておりますので、私どものような中山間地は非常に電気代を払うにも、器具を替えるにも大変な地域が多うございますので、そういうことも含めて、100%LED化を目指して、今後も頑張っていきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後1時29分

開議 午後1時34分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 それでは次に、エミュー観光牧場の現状と今後の整備計画について、特に地元が誘致のときに期待された地元雇用、レストラン、避難所等の事業計画について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、私も地元でございますので、これまで市が主催する関係地区への説明会に参加し、進出企業、株式会社山口油屋福太郎を校区の区長さんたちと訪問させていただいたり、また、平成30年第3回定例会での議案第93号、財産の譲渡について、総務文教常任委員長報告に対しての質疑で申し上げましたが、地元に対して災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、また、譲渡の相手方の熊本県エミュー観光牧場株式会社の事業計画、エミューとい

うまだなじみのない動物を飼育することに地域住民には不安がありますので、頭数等の確認、地域とのトラブルがあった場合、買戻しの特約、譲渡等の禁止について、確認をさせていただきました。

その後は、平成30年6月12日に行われました進出協定式での事業計画概要では、着工時期は平成31年4月と示され、熊日新聞にも写真と記事が掲載され、地元はもちろん、菊池市としても大変期待しておりました。しかしながら、コロナ禍の影響等もあり、予定の事業計画とはかけ離れた状況となっております。また、昨年10月にはエミューが脱走し、捕獲するために、市職員、消防団が動員され、地元住民にも大変な迷惑をかけてしまいました。

これまでに地元区長会としても、令和2年9月には、エミュー観光牧場併設のレストラン等の要望も提出されております。

そこで、お尋ねをいたしますが、当初、地元として大いに期待された地元雇用、レストランの食材は地元食材を使用、校舎の一部を避難所として地元住民に開放についての状況はどうなっているのか。具体的に時期をお示しいただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの木下議員のご質問についてお答えいたします。

まず、事業計画、企業側が進出時に公表した事業計画、それから、レストランや避難所等の計画の現状についてお答えしたいと思います。

まず、事業計画につきまして、エミュー観光牧場と本市は、平成30年6月12日に進出協定を締結しております。その際に説明のありました事業計画概要では、運動場やのり面、プール管理棟を利用したエミューの飼育、体育館や一部校舎を利用して、エミューの食肉及びオイルの加工製造を行う工場のほか、各教室を利用して地元食材を使ったカフェレストランやショップを併設することとなっております。

次に、レストランのオープンにつきまして、改めてエミュー観光牧場に確認したところ、進出前の地元説明会や令和2年8月17日に開催した旧迫水小学校区区長への説明会のとおり、まずは、東京農業大学からアドバイスをいただきながら、エミューの飼育に着手しているところであり、このエミュー飼育事業をしっかりと軌道に乗せたいと伺っております。

また、今後については、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等を鑑み、慎重に事業計画を進めたいとも伺っております。

なお、エミュー観光牧場の計画は、進出協定当初から特に変更はないとも聞いて

おります。

次に、避難所につきましては、進出当初からエミュー観光牧場側と協議を重ねてきており、新型コロナや鳥インフルエンザが落ち着きを見せた今年の梅雨時期から避難所として、市と連携しながら、必要な際に開放していただいております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

コロナもいろんな面で影響があったかもしれませんが、地元としては、やはり地元の声を、また、レストランができることによって、地元の食材、そういうのが活用できるんじゃないかと大きな期待をしておりました。説明会のときにも、例えば雇用であれば、わがままパート、ある面では30分刻みのパートでも雇えるんですよ。そういうお話があって、地域の女性の方も大変喜んでおられました。

いずれにしても、レストラン事業についても、ある程度の時期的なものを示していただかないと、新聞等に載っておりますインタビュー等、いや、もう計画に、基本的にあれば、言うなれば、やらないということはないけど、具体的に何も決まっていけないんですよ。ですから、やっぱり地元としては大きな期待があったがゆえに、どうなっていくんだろうかと不安でおられます。

買戻しの特約というの、基本的には10年ですね。ですから、5年目に入ろうとしておりますので、やはりある程度の時期にレストランは何年後に、地元雇用についても、計画的なものを示す時期がもう来ていると思うんですよ。ということも含めて、市長のほうに、直接いろんなやり取りは市長のほうでやっていらっしゃるみたいですので、その特にレストランの事業計画については、今現在、どのような形になっているか、お示しをしていただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、エミュー観光牧場に関して、レストラン事業も含めて、当事者の考えというものを私たちがお聞きしている範囲でお答えしたいというふうに思います。

ご存じのとおり、エミュー観光牧場では今年に入りまして、待望のエミューのひなが誕生しまして、生まれたばかりのひなを皆さんにも見学していただきたいという思いから、この4月末に一般開放をスタートされたわけでありまして。週末はもう大変たくさんの家族連れでにぎわっておりまして、さらには、農業団体をはじめとした企業や学校等からも数多くの団体が視察に訪れているというふうに伺ってお

ります。

今後の事業計画でありますけども、先ほど部長答弁にもありましたとおり、レストラン事業も含めて変更はないということであります。ただし、まずはエミュー飼育事業をしっかり軌道に乗せたいというふうに聞いております。特にレストランの時期につきましては、今、何しろコロナがこれだけ長期化しているわけでありまして、いつ終息するのかということは誰にも見えない状況下でありますので、いつ頃ということはなかなか言いにくい状況にあるのかというふうには思っております。

エミュー観光牧場としましては、これまで同様、地域や本市と連携して事業を進めていきたいということについては、大変強い思いをお持ちでございますので、市としましても、地元と企業側との間に立って、両者の調和を取りながら、共存共栄に向けて事業計画の遂行をお願いしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかくれぐれも温かく見守っていただければというふうをお願いする次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

地元としても、地域貢献を一生懸命考える企業というのは十分理解した上で、レストラン等については、ある程度の時期的なものを示していただきたいという思いの中で質問させていただきました。今後とも、やっぱり地元の期待が大きいものですから、その分については、しっかりと応えていっていただきたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況と見直しの必要性についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示され、私はそのときに、各支館の地域移管等について、執行部に対して、市民への対応について指摘をさせていただきました。その後も一般質問等で具体的に廃止となっている重味グラウンド、地域移管の計画の迫間支館について指摘、要望しておりますが、市のこれまでの答弁では、現状の個別施設計画は、施設本来の用途を基準に、将来の方向性を示したものであり、このため、個別施設計画では、避難所などの別用途としての利用をしている公共施設の個別施設計画を推進する場合は、庁内関係各課、また、関係機関と連携を図りながら、利用者などの意向を踏まえ、丁寧な説明を行いながら、合意形成を図っていききたいと答えておられます。

私としては、当初、公共施設等総合管理計画を作成する時点で、別用途については、十分調査した上で計画を示すべきであったと思います。重味グラウンドについては、これまで行われた区長会の説明会に私も参加させていただきましたが、スポーツ施設としての廃止であっても、市民の命を守るドクターヘリの発着場としての重要性、それと地域のイベント等の駐車場としての活用の問題が指摘されました。区長会としても、各課の担当による説明を求める意見が多数出され、改めて説明会を開催するように求められました。現在はコロナ禍で、区長会等の説明会も開催できていない状況だと思われませんが、各施設についての各課の点検を踏まえた市民への説明の状況をお示ししたいと思います。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、私のほうから、重味グラウンドと迫間支館の個別施設計画の地域への説明状況につきましてご説明申し上げます。

施設計画の地域の説明状況につきましては、令和4年第1回定例会及び第2回定例会において、木下議員からの一般質問にお答えしておりますので、それ以降、7月以降の説明状況についてお答えいたします。

まず、重味グラウンドにつきましては、当該地区の区長より再度、区長会での説明を依頼されておりますので、日程調整の上、今年中に説明会を開催したいと考え、準備をしているところでございます。

次に、公民館支館5館につきましては、既に支館ごとの説明会に着手しております。去る7月に水源支館関係の区長説明会を開催したところでございます。

迫間支館を含めました残る4館につきましても、9月下旬以降に区長説明会を開催することとし、既に日程の調整手続を完了しております。

このたびの区長説明会では、一様に、本市における公共施設適正管理の必要性、並びに、市がたたき台として策定した個別施設計画の概要についてお伝えすることを主眼としており、丁寧に合意形成に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

ここに、NPO法人きらり水源村の、今回、水源支館もすぐ敷地内にありますから、こういった形でアンケートが、私も特別会員ということで、アンケートが参りました。この内容を見ても、基本的に現状のままでお願いしたいとか、そう

いう項目は一切ないわけですね。だから、基本的には、そういう本当に内容が分かって、アンケートが記入できるとかなという私はちょっと感じたわけでございます。

先ほどから私も申し上げたように、スポーツ施設とか、支館としての役割プラスほかの用途に使っている部分がたくさんあるわけですね。支館は避難所にもなっているわけですよ。重味のグラウンドは、あそこはドクターヘリの発着場、そういった形で、そのことを含めた上で、やっぱりアンケートを取るとか、地域に説明しないと、じゃあ、支館は必要ないとか、指定管理として今やっているけど、地域移管で基本的には支館の維持管理費等を地域で負担していただくようになりますとか、ありきみたいな形のアンケートが多いと私はこれを見て思いました。ですから、やはり地域の人たちがどれだけそのことを理解した上で、やっぱりアンケートに答えられるのか、内容をどれだけ知っていらっしゃるのか、そのことも踏まえて、もっと丁寧な説明を今後ともやっていただきたいと思います。

それと、先般、猿渡議員も子ども議会のことを、物すごく子どもたちが頑張っていることをおっしゃいましたけど、私も8月5日に行われた菊池市の子ども議会を傍聴する機会がありました。その中で、私どもの地元の菊池北中学校の子どもさん、3年生2人が、誰もが安全・安心に避難できるまちにするためにということの議題で、内容としては、現在、ドクターヘリの発着場でもありますが、現状は草が生い茂り、トイレも衛生的ではなく、お年寄りから小さな子どもまで、使い勝手のよいものとは言いがたいものがあります。菊池市の指定避難所ではありませんが、災害の際には大切な起点になると思います。私も熊本地震の際はここで避難したことを覚えていますという形で通告して、一般質問をされました。

そのとき、総務部長のほうに答えられましたけど、まさに、私が常にあその重味グラウンドについては、スポーツ施設としては、今、なかなか使ってはおりませんが、ドクターヘリの発着場とか避難所としては、地域住民にとっては大変な重要性のある場所であると。そのことをこの中学生が認識して、そして、一般質問という形で言っていただきました。非常に感銘を受けました。このことについては、そのときには、総務部長の答弁でございましたので、今回は市長のほうに、このことの内容について答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまのご質問は、先般の子ども議会での質問の思いを受けた上で、市長の考えを聞きたいと、こういうことでございました。

若者たちの意見というのも、確かに執行できる部分もあったかと思えますし、ただ、やはりコストの部分であるとか、そういったところの議論はなかなか固まって

いなかったわけでありませう。

いずれにしても、私どもの進め方というのは、これは今年の6月定例会でもご説明をしておりますけれども、個別施設計画というものを一定の考え方、一定の基準の下で、一つのたたき台として策定しております、それはいわば行政の視点で策定したたたき台であります。ですから、このたたき台を一つの軸にして、今のようない意見をこれに反映させていくという進め方を今考えているわけでありませうけれども、このたたき台の基本的な考え方というのは、これからやはり人口がどんどん減少していくということは一番大前提としてありまして、施設はなるべく維持できれば、それにこしたことはないんですが、一方で、建物であれば、多大な修繕コストもかかってきますし、グラウンドであっても、管理コスト等がかかってきます。ただ、人口が減っていく中で、そうしたものを税金として担っていくのは、今の若い人たちになるわけでありませう。ですから、今の時点だけではなくて、将来の利用者の数、また、利用者の需要の変化、そうしたこと、プラス、コストが一体幾らかかるのかと。こうしたことを視野に入れながら、思いとしては、今の中学生であるとか、高校生であるとか、次世代への負担をできるだけ軽減したいと。そういった思いも踏まえて、検討した計画ということになります。

まずは、きちんとした手順を踏んで、一方で、利用者の皆さんの事情も住民に酌み取りながら、コスト面も含めまして、文字どおり丁寧な説明を行いながら、合意形成を図っていききたいというふうには考えているところでせう。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 基本的に、コストはもちろんかかるのは分かった上で申し上げているわけだ。やはり私たち議員は、市民の命を守る、また、ある面では、人口が減らないようにいろいろな政策を打つ、優先順位を決めて、何が必要なのか、それをきちんとチェックするのが私たちの仕事だと思っております。議員定数問題についても、やはり地域住民の人たちの思いを受け止めて、やはりその定数問題を検討していく、身を切る改革、そういうことが絶対必要だと思います。このことについては、また引き続き質問をやっていきたいと思っております。

それでは次に、国道387号沿いの追尾型太陽光発電施設について、陳情採扱後の状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで地元説明会が何度も開催されましたが、地

域住民の不安の解消に至っていない状況であります。

今回も、引き続き令和2年第4回定例会で迫間地区における太陽光発電施設についての陳情が全会一致で採択されていることを踏まえ、執行部としても重く受け止めて対応していただいていると思っておりますが、これまでの地元説明会での地域住民からの要望、確認等について、その後の状況を詳しくお示してください。

また、令和4年第2回定例会において、2月22日に豊間地区の太陽光パネルの1基倒壊について確認をさせていただきましたが、答弁では、6月22日に事業所から市に対して、倒壊原因は不明であるとの報告がありました。豊間地区については、地域との協定を結んでおられますので、もちろん地域住民に対しての報告は済んでいると思われそうですが、状況をお示してください。

いずれにしましても、原因が不明では、地域住民は安心して生活できないのではないのでしょうか。市民の命を守る観点からも、原因究明については、今後も対応していく必要がありますが、状況をお示してください。

また、4月21日に行われた地域住民と福祉厚生常任委員会との意見交換会で出された要望等を執行部に、追尾型太陽光発電設備事業に伴う諸問題解決に向けた要望が有志議員より提出されておりますが、その状況もお示しいただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本年6月の第2回定例会以降の対応状況についてご説明いたします。

8月8日に、関係地域住民の皆様及び開発事業者間において、雨水排水対策に関する第2回現地説明会が実施されて、両者間での継続協議が行われているところでございます。

市としましては、両者間の協議に関する連絡調整を図りながら対応させていただいている状況でございます。

次に、豊間地区の太陽光パネルの倒壊事案についてご説明いたします。

今回の事故発生に伴いまして、経済産業省の出先機関であります九州産業保安監督部による現地調査が実施されております。これは法令により発電事業者から九州産業保安監督部への事故報告が義務づけられておりまして、発電事業者からの報告に基づき実施されているものでございます。

また、菊池警察署による現地立会いが行われていることを確認をしているところでございます。

本市としましては、調査権限がありませんので、豊間地区と発電事業者さんにお

いて締結されております環境の保全に関する協定における立会人の立場から、発電事業者に対しまして、太陽光パネルの倒壊原因等について、情報提供を依頼したところでございます。

なお、発電事業者からは原因不明との回答があり、第2回定例会の一般質問に際してご答弁申し上げたところでございます。

今後におきましても、適宜必要に応じて、発電事業者へ情報提供を依頼し、状況把握を行ってまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電事業に係る有志議員の方々からの市への要望書ということで、5月2日に頂いている件ですけれども、これにつきましては、それぞれ何点かございますけれども、のり面崩落や柵塀等につきましては、今、実施されているのを確認しているところでございます。

最終的に、排水問題につきましては、現在進行中でございますので、これが進んできましたならば、この議員の皆様方に対しまして、報告をいたしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、ある面では、原因についてのあれはまだ不明ということのままのような状況だと思います。

それと、今回、陳情第3号という形の中で、議会も新しい新人の方も入られましたし、構成も変わりましたので、陳情第3号という形で太陽光発電事業の開発における要望書が出ております。議会としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

最後になりますが、市長も、もうずっとこの太陽光問題については取り組んでいただいておりますが、今の現状を踏まえて、考えがあればお示しをいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、太陽光問題に対する私の考えを述べよということのご質問でございました。

これまで何度もお伝えしているところではございますけれども、これまでの幾多の協議等を通じまして、地域住民の皆様が大変大きな不安感を抱えていらっしゃるということは私も感じているところでございます。

環境基本条例に基づき、関係地域住民の皆様と開発事業者、双方における協議につきまして、市が仲介役となりまして、粘り強く市としてなし得る最大限の努力をこれまで行ってきたところでございます。

事態の解決に向けまして、双方における協議が整いますように、今後も引き続き全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これです、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月30日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時04分

第 7 号

9 月 3 0 日

令和4年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第7号

令和4年9月30日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 第2 議案第77号 令和4年度菊池市一般会計補正予算（第7号）
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議事第10号 政治倫理条例検討特別委員会の設置について
- 第4 意見書案第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議案第77号 令和4年度菊池市一般会計補正予算（第7号）
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 議事第10号 政治倫理条例検討特別委員会の設置について
- 日程第4 意見書案第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（19名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫

11番	平	直樹
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（1名）

16番	工藤	圭一郎
-----	----	-----

説明のため出席した者

市長	江頭	実
副市長	芳野	勇一郎
政策企画部長	後藤	啓太郎
総務部長	上田	敏雄
市民環境部長	三池	克徳
健康福祉部長	本田	和佳子
経済部長	清水	登
建設部長	山田	哲二
七城支所長	久川	知己
旭志支所長	竹村	秀一
泗水支所長	安武	邦男
財政課長	稲葉	一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田	智浩
市長公室長	中川	敬三
教育長	音光寺	以章
教育部長	村田	義喜
農業委員会事務局長	吉田	武
水道局長	宇野木	洋一
監査委員事務局長	高木	智生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議 会 係 課 長 補 佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末333～356頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る9月6日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第58号から議案第76号まで、並びに請願第2号、陳情第2号及び陳情第3号の22案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、決議案2件（後に発言の申し出があり、「決議案2件」を「議決案3件」へ訂正）、請願1件の6案件です。

現地調査を踏まえ2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第58号については、執行部より、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数の制限などが緩和されることに伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、育児休業の取得状況についてはどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、育児休業を取得している職員は、9月1日現在、全体で11人おり、内訳は女性が10人、男性が1人となっている。非常勤職員については、女性が1人となっているとの答弁がありました。

また、委員から、非常勤職員は、通常、正規職員が病気になったり、育児休業で休まれたりして、雇用されると思うが、その人が育児休業を取られた場合、どうい

うふうに対応するののかとの質疑に対し、執行部より、会計年度任用職員制度になり、非常勤職員についても正規職員とほぼ同様の勤務条件となった。したがって、その職員が育児休業を取るということになれば、さらに代替の非常勤職員に対応する必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第59号については、執行部より、旧河原小学校の財産譲渡に伴い、河原体育館及び河原グラウンドを社会体育施設として再利用することから（後に発言の申し出があり、「再利用することから」を「利用廃止することから」へ訂正）、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、以前、河原体育館は残して活用するという事で耐震化されたものと思うが、体育館の利用については、地域と合意形成はできているのかとの質疑に対し、執行部より、地元との合意ができているとの答弁がありました。

次に、議案第73号については、執行部より、令和4年4月に旭志地域が過疎の指定を受けたことから、過疎地域の持続的発展を支援することを目的として、菊池市過疎地域持続的発展計画を策定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、計画では多くの施策が記載されているが、この施策をしたから、旭志に住みましょうというものがあまり見えない。商工業に関しても、キャッシュレス事業や創業支援事業など現在行っている事業が多いので、例えば、旭志に住んだら固定資産税を3年間減免しますとか、そういうところまでしないと、実際、旭志に企業誘致とか人が移住するのかなと思うがどうかとの質疑に対し、執行部より、計画に記載している事業は、旭志地域において、実施予定の予算の計上をしている事業や、中長期で試算をしている事業としている。住宅や人口増のための施策については、今後予算化と同時に計画を変更して対応していきたいと考えている。また、今回、過疎地域指定を受けたことにより、議案第61号で固定資産税の課税免除に関する条例の制定を上程しているとの答弁がありました。

また、委員から、地域の皆さんは、過疎指定を受けたから、過疎債で何でもできるようなイメージになってしまっている。そこは行政主導型で、過疎対策として何が有効かを提案していただきたいし、要望にも応えていく必要があると考える。そして、その中で過疎債を的確に入れて対応していくようお願いしたいとの意見がありました。

次に、議案第74号については、執行部より、令和2年9月25日に決議を経た、工事請負契約の一部を変更するもので、変更の理由は、工事着手後に判明した構造の補修等が主なものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、長寿命化にすることで文部科学省から幾ら補助があるのかとの質疑に対し、執行部より、2億4,600万円ほどであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、約14億円の工事費に対して2億円程度しか補助がないのなら、12億円で新築したほうがいいのかとの議論をしたこともあった。あまり工事費がかさんでいくと、新築のほうがよかったという議論になりかねないので、本当に増額が必要なのか、工事状況を見ながら精査してほしいとの意見に対し、執行部より、今後も進める際にはきちんと精査した上で進めたいとの答弁がありました。

また、委員から、今回3,200万円ほどの契約額が増となっているが、予算の総額は幾らだったのかとの質疑に対し、執行部より、17億9,400万円程度であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今の見込みでは、予算の範囲内で工事は完了するのかとの質疑に対し、執行部より、そのように進めているとの答弁がありました。

次に、議案第75号については、執行部より、跡地活用として企業誘致を進めていた旧河原小学校については、譲渡の相手方、金額の決定に伴い、上程するものであり、仮契約書については、令和4年8月3日付で締結しているとの説明があり、審査に当たっては、譲渡価格の積算根拠について資料要求を行い、質疑を行いました。

委員から、今回の業者選定は公募なのかとの質疑に対し、執行部より、公募ではなく、問合せがある中で交渉を進めていき、今回の譲渡に至ったとの答弁がありました。

さらに、委員から、最終的な金額が約550万円となった段階で、実際公募すればもっと他の業者も応募する可能性があったのではないかと思うがどうかとの質疑に対し、執行部より、この施設は、本年度解体予算を計上していたが、地元説明会では、解体のぎりぎりまでは誘致をしてほしいと地元から要望されていた。今回この誘致を逃してしまったら、もう次はないと判断して、この業者と交渉していった。地元にも説明をして了解をいただいている。一番安心しているのが、この業者が地元を大切にするというところで、そこも含めて、今回の業者で議案を上程したとの答弁がありました。

また、委員から、ここは避難所として指定されていたと思うが、避難所については今後どのようにするのかとの質疑に対し、執行部より、業者と協議をしたところ、当面の間はグラウンドも体育館も、もし何かあったら校舎も開放すると言われている。地元にはその旨を話して、了解を得ているとの答弁がありました。

次に、請願第2号については、まず、請願の趣旨について、紹介議員に説明を求めました。

紹介議員より、学校現場の多忙化、教員不足などの問題があることで、教員が子

どもとしっかりと向き合う余裕が持てず、子どもの学びが保障されていないという現実も出てきている。それらの問題を解決していくためには、学級規模を小さくしていくことが必要で、今、小学校では35人学級が少しずつ進んでいるが、それを加速度的に行って、中学校、高校まで進めること、そして、教員の人数を増やすことが不可欠であるという趣旨での請願である。そのため、2023年度の予算措置を国としてしっかりと講じるよう意見書の提出を求めるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員から、35人学級に引き下げていけば、クラスが増えていくことになるが、さらに教員不足が深刻化すると懸念するがとの質疑に対し、紹介議員より、少人数学級の実現によって、先生たちの仕事がやりやすく、しっかりと子どもたちに向き合うことができるようになるという条件整備が整えば、今よりも教員志望者が増える可能性は大いにあるとの答弁がありました。

さらに、委員から、中学校まで35人学級ということであれば分かるが、高校まで範囲が広がると、高校は義務教育ではないので、範囲外になってくる。なぜ高校まで言われているのかとの質疑に対し、紹介議員より、この取組については、国に意見書を出すものであって、全国的な状況も鑑みて、高校までどの段階であっても、35人以下の定数を実現していくことが、子どもにとってはふさわしいという考えのもとに立っているとの答弁がありました。

また、委員から、教育委員会の見解としては、今回の請願についてどう思われるかとの質疑に対し、執行部より、請願書にあるように、全国市長会、教育長会、また校長会からも、35人学級の早期実現並びに教職員定数の増については、毎年要望している。したがって、このことについては、ぜひとも教育委員会としてもお願いしたいとの答弁がありました。

その後、議員間討議では、議案第75号について、旧河原小学校については、河原地区の核になった施設であったので、今後は地元の意見をしっかりと聞いて、地域対策に力を入れてもらうよう期待するとの意見がありました。

また、請願第2号については、高校と中学校を一緒にしてあるというのが問題で、高等学校は義務教育ではないし、教職員採用制度も違うので、一緒に書いてあるのはナンセンスかなと思う。私立高校になると、そこは経営が入ってくるので、そこまで市議会が踏み込んで、35人学級をしなさいとなると、越権行為になると思うとの意見がありました。

また、全国知事会、全国市長会、全国町村会で、令和2年と令和3年に、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言がなされている。令和2年には、新型コロナウイルス感染症の拡大で、教室の中が密な状態にならないように、それから、き

め細かな教育の実現ということも含めて、少人数学級の配置をお願いしたいというものである。令和3年になると、少人数学級編制を可能とする教員の確保から専科指導教員の配置や、加配定数の充実・確保というものまで提言されている。確かに、小中学校についての提言となっているが、その辺も踏まえて議論の必要があるとの意見もありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第58号、議案第59号及び議案第73号並びに議案第74号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第75号については、委員から、旧河原小学校跡地の売却については、市当局の努力によって、このたび実現したことに地元の皆さんも感謝しているということである。ただ、今までが、旧河原小学校跡地は災害時の避難場所で、そして各イベントなどで老若男女が集う場所であったので、今後、そのような問題を含めて、河原地区の意見をしっかりと聞いて、市の協力をお願いするといった賛成討論がありました。

採決の結果、議案第75号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第2号については、まず反対討論として、委員から、そもそも憲法第26条で定められた義務教育の中学校と、高校教育は別物であり、知事会の要請には高校の文字は一切載っていない。また、高校は、教職員免許だけでなく、学校法人では特別免許状や臨時免許状ということで、教職員の雇用体系も変わってくる。この請願の趣旨は分かるが、高校という部分が入っているので、市議会の範疇外と考えるとといった反対討論がありました。

次に、賛成討論として、委員から、小学校のみならず、中学校、高校においても、35人学級と、さらなる少人数学級を実現していくことは、子どもたちの豊かな学びを保障する上で、国の責任で早急に実現が待たれている課題である。本請願は、国への要望であるので、高校まで含む教育課程への要望が含まれることは問題ないと判断する。また、少人数学級を令和7年度までかけて小学校6年生まで拡大していくということであるが、現在、県の予算なり市の独自予算で、補助教員などで様々なものによりきめ細かな教育をするために補填している。それは本来国がすべきであると思うので、早期35人学級の実現を小中学校とも求めたい。また、確かに高校教育は、市教育委員会の範疇から超えているが、意見書というのは、市の範疇を超えたものに対して意見を出すものであり、賛成するとの賛成討論がありました。

採決の結果、請願第2号については、賛成多数により採択すべきものと決定しま

した。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、陳情1件の2案件です。

3日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第60号については、執行部より、本案は、令和5年4月から、子ども医療費の助成対象年齢について、現行の中学3年生までから、18歳に達する日以後の最初の3月末までに拡充することに伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、なぜ拡充するに至ったのかとの質疑に対し、執行部より、本市では、総合計画の中で、子育て支援を重点的な施策として捉えており、併せてTSMC進出等に伴って、子育て世帯の移住・定住に効果があると考えている。子育てがしやすく、安心して子どもを産み、育てることができるという点において、子ども医療費の拡充は、限定した子育て世帯だけではなく、子育て世帯の全世帯が対象となるので有効だと考えているとの答弁がありました。

次に、陳情第3号については、太陽光発電事業の開発に関する陳情であり、陳情者の説明を求めました。

初めに、委員長より、陳情については、太陽光の撤去についてと、雨水問題の早期解決についての要望ということでよいかとの趣旨確認を行いました。陳情者より、それに加えて、太陽光の強度問題について調べてもらいたいとの発言があり、質疑を行いました。

委員から、雨水問題の早期解決が、前回の陳情から追加されている部分なので、その点を詳しくお尋ねしたいとの質疑に対し、陳情者より、雨水排水が現在どちらにどれだけ流れているか、正確な数字は分からない。国道に半分、竹山に半分なのか。当初は7割から8割が竹山のほうに流れているようになっていた。竹山のほうに流れると、下に集落があり、山が崩れたときに大変なので、何とかしてほしいと交渉している。現在、竹山のほうに1割、国道のほうに9割流すことができるか協議している最中である。業者がそれを了承された場合、豪雨などにより水が大量にたまったときに、国道や民家及び工場、栗山などが崖崩れを起こすことも考えられる。国道に雨水を流してよいのか。また、国道に雨水を流した場合、その先には大

柿区が作っている水田があり、被害が出るのではないかと。問題が発生したときに補償をどのようにしてもらえるのか心配しているとの説明がありました。

さらに、委員から、現在まで問題解決に至っていないと書かれているが、どこまでいけば問題解決とお考えなのかとの質疑に対し、陳情者より、全面撤去であるとの説明がありました。

また、委員から、陳情書にある撤去の要望に対し、移設などの代替案の検討という部分を聞かせてほしいとの質疑に対し、陳情者からは、今は代替案ではなく、全面撤去を望んでいるとの説明がありました。

また、委員から、令和2年に出された陳情書の内容に関しては、我々地域住民が安心して暮らせる環境を強く望んでおりますので、ご協力方よろしくお願い申し上げますとなっております。解決に向けて協力してほしいという陳情だった。今回は、議会が改選し、現在問題解決に至っていないので、改めて陳情をするということだが、令和2年と同じ内容という解釈でよいかとの質疑に対し、陳情者より、全面撤去を望んでいる。一昨年の6月頃に止めてもらって、今まで全然進まず、2年半くらいになる。今回陳情書を提出したように、全面撤去と雨水の問題を何とか進めてもらいたいとの説明がありました。

また、委員から、今回の陳情の内容は、前回と違って、協力してほしいということではなく、委員会として、撤去なり、問題解決をお願いする陳情と捉えてよいかとの質疑に対し、陳情者より、それができれば一番いいとの説明がありました。

議員間討議では、議案第60号について、苦言を呈するという意味で発言するが、大きな予算を伴う案件なので、ほかにもっと困られていることに充てていくという考え方も必要だったのではないかと。世論や近隣自治体が行っているからという話もあるが、18歳まで医療費を助成することが、子育て支援、移住定住支援になるのか。人口減の抑制や定住の促進にはもっと違う施策があるのではないかと意見がありました。

また、今回の条例改正については、まちづくりという観点からもやっていくべきことであり、近隣自治体が18歳まで医療費助成する中、菊池市に住んでもらうためには必要である。時代の流れとして受け入れなければならないのではないかと。今回、若い人たちに聞いたところ、18歳までの医療費助成をお願いしたいという声が多かった。近隣自治体も先に行っており、やっておくべきだ等の意見がありました。

次に、陳情第3号について、陳情者から、これまでの経緯や地域の思いを説明された。今回の陳情は、令和2年12月に当時の迫間地区長たちが陳情されていたが、地区長も替わり、議会も改選があり、委員も替わったので、改めて出されたという

ことである。事業者との協議が進展していない状況でもあり、令和4年2月に1基倒壊した分については、原因も究明されていない。不安なこともたくさんあるので、改めて議会として、地域住民の命を守ることについて、取り組んでいただきたいと陳情を出されたと思う。それをしっかり受け止めて対応していくべきだ。陳情者の話は、陳情書と内容が違っている。最終的に確認すると、全面撤去と言われた。陳情を出されるのは権利として自由で、困らるていることは十分理解できるが、議会ができること、仕組みを理解して提出していただきたい。行政の権限外のことを陳情されると、願意は分かるが苦しいなと思う。移設などの代替案について聞こうとしたときに、全面撤去を強く言われた。お気持ちは重々分かるが、要望の内容が変わってきたのではないか。雨水問題については納得した。追加で太陽光の強度問題についての要望が一つ増え、その点も陳情と変わってきている。今まで納得できるような回答がなかったということで、本当にお気持ちは分かるが、もう少し整理をして陳情を出されたほうがよかったのではないか。全面撤去ということで、随分要望が変わっているとは思いますが、地元の方はとても心配されており、議会に言わないと仕方ないという気持ちだと思う。陳情者は、全面撤去がゴールだと言われたが、出された陳情書とかなりのそごがあり、ルールに基づいてやらなければならないと思っているなどの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第60号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

陳情第3号については、委員より、この陳情について、質疑の中で確認し、全面撤去を望まれているということだった。お気持ちは十分分かるので苦しいが、行政の権限外の話なので、採択すべきではないという結論に至った。全面撤去を望まれているというお気持ちを十分理解した上で、委員会として採択するということは、業務に対して（後に発言の申し出があり、「業務に対して」を「業者に対して」へ訂正）福祉厚生常任委員会として、全面撤去しなさいという立場を示すことになり、行き過ぎているのではないか。政治的な妥結を図るため、どうしたら一日でも早く解決に向けて進めていけるのかということ、一議員としてやらなければならないが、委員会、議会として民間業者に全面撤去せよという立場に立つことは、ルール上難しいとの反対討論がありました。

また、委員より、陳情者の全面撤去していただきたいという思いは、これまでの経緯、説明会、お互いの信頼関係も含めて、全面撤去でなければ承諾できないという気持ちになられているということでの意見だった。令和4年2月に1基倒壊した

とき、令和2年12月に陳情が採択されているので、継続して対応してもらえるものと理解されていたのに、現地調査などもなかった。その後、令和4年4月21日に地区の公民館で意見交換会と現地調査を行い、そのときには地域住民の方々も、参加議員に対して非常に厳しい意見をおっしゃった経緯もある。最終的には地域の人たちの命を守ることであり、現地調査や地域住民の意見を聞くような機会を設けていただきたいとの賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第3号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

当委員会の決定について、以上のとおりご報告申し上げまして、福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案1件、陳情1件の3案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第61号については、執行部より、本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定する菊池市過疎地域持続的発展計画に定める、産業振興促進区域内の振興すべき業種の用に供する設備の取得等を行った事業所に係る固定資産税の課税免除を実施するに当たり、条例を制定する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第76号については、執行部より、本案は、新たな市道路線を認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、市道路線の認定を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、陳情第2号については、DX導入・デジタル活用など生産性向上への取組に係る支援について、及び創業支援の拡充についての陳情であり、質疑を行いました。

委員から、第二創業について、現在、菊池市において、地元の声・ニーズはあるのかとの質疑に対し、執行部からは、第二創業は、既に事業を行っている個人または法人が、新事業・新分野への進出を行うことであり、コロナ禍にあっては、こうした新事業等への進出を行う第二創業が増えてきていると聞いているとの答弁がありました。

また、委員から、特定創業支援とはどういったものかとの質疑に対し、執行部からは、本市は、国から菊池市創業支援事業計画が認定されている。その中で、昨年度から市が始めたきくち起業塾を受講されていたり、商工会において中小企業診断

士の個別創業支援を年4回以上受けて、創業計画としてつくり上げている方について、明確に定義し、それを特定創業支援、特定創業者として市が認定する形になっているとの答弁がありました。

議員間討議では、陳情第2号について、DX導入・デジタル活用など生産性向上への取組に係る補助金については、国の補助制度が割としっかりしている中で、さらに一般財源を使って支援を行うということには疑問を感じている。地元商工会のやる気、気持ちは尊重したい。他自治体での取組実績はないようであり、本市が一番に一般財源を投入して補助するべきか、若干不安がある。商工会会員だけこういった補助が受けられて、非会員の事業者は受けられないとの不平等感があり、苦情が出る可能性がある。平時だったら自己責任・自己投資の中でやれることだと思うが、これだけの有事の中にあって、国の補助だけでは、次のステップに行くことができない現状を思えば、菊池市だからこそ、この疲弊している商工会には、後押しするという意思表示をする必要がある等の意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第61号及び議案第76号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

陳情第2号については、委員より、コロナ禍の中で、大変疲弊している状況は十分理解しているが、DX導入・デジタル活用など生産性向上への取組に係る支援は、国の補助事業がある中で、自己負担分を市が補助するという陳情になっているが、他市町村等が補助していない中、菊池市が先頭を切って補助する状況にはないと判断する。商工会の会員、非会員による、不平等さが出ることを避けたいとの反対討論がありました。

また、委員より、商工関係者が苦境の中にあって、新しくこれから生産性を上げていきたいという思いを考えると、今後の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金等の再交付があったときなど、ぜひともメニューの一つに加えるよう執行部として検討していただきたい。このような大変な状況であるからこそ、先んじて菊池市の商工業全体に関わるような投資をすべきではないかとの賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第2号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

当委員会の決定について、以上のとおりご報告申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長　ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時35分

開議 午前10時43分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、後藤総務文教常任委員長から発言の申出がっておりますので、これを許します。

後藤総務文教常任委員長。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 ただいま総務文教委員会の委員長報告をいたしました。訂正がありましたので、申し上げます。

「議決案3件」のところ、「決議案2件」と申し上げました。

それから、もう一つ、議案第59号について、河原小学校の財産譲渡に伴い、河原体育館及び河原グラウンドを社会体育施設として「利用廃止することから」というところを「再利用することから」と間違えて申し上げました。大変失礼しました。

○水上隆光 議長 続いて、緒方福祉厚生常任委員長から発言の申出がおります。

緒方福祉厚生常任委員長。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 先ほど申し上げました福祉厚生常任委員長報告の中で、陳情第3号の討論の報告のところにおきまして、「業者に対して」と申し上げるところを「業務に対して」と言ってしまいました。訂正して、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○水上隆光 議長 なお、発言については、後日、会議録を調査し、善処したいと思います。

次に、予算決算常任委員長、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○二ノ文伸元 予算決算常任委員長 おはようございます。長くなりますが、よろしくをお願いします。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、9月6日及び27日に予算決算常任委員会を、9月13日から16日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、議案第62号から議案第72号までの11議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

初めに、議案第62号について、その主なものを申し上げます。

まず、全庁的にそれぞれの費目にまたがっている人件費については、執行部より、今年度の人事異動に伴う給与費等の調整を行っており、常勤職員では給料が2,350万円の減額、職員手当等が270万9,000円の減額、共済費が595万3,000円の減額、合計で3,216万2,000円の減額をするものとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、職員数において、補正前と補正後で、常勤職員が13人減となっているが、この理由は何かとの質疑に対し、執行部より、昨年9月に令和3年度の人件費調整を行っているが、これ以降、1年間における定年退職以外の普通退職者により7人減になって、加えて、令和4年の新規採用の予定数に満たなかった数6人の合計13人の減となっているとの答弁がありました。

また、定数については、定数条例との関連性で、随分前から定数条例の見直し等はある見直しをすべきと思うがどうかとの質疑に対し、執行部より、今回、定員管理計画の見直しを行った。ただし、デジタル化の推進を全庁的に進めており、その状況によっては、業務量の削減等も考えられるため、計画期間内において定員数の見直しを行うこととしている。こういったデジタル化の推進の状況等も踏まえ、今後、定数条例について、検討をしていきたいとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における菊池産特別栽培米学校給食提供事業については、執行部より、令和5年度分の限度額419万円を補正するもので、学校給食で使う精米は、毎年10月下旬に発注を行っており、令和5年度の精米を発注するため、今回、債務負担でお願いするものとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、現在も七城小・中学校はこの特別栽培米を使用しているのかとの質疑に対し、執行部より、現在、七城町はこの特別栽培米を学校給食会から導入しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和5年度から、全ての小・中学校にこの米が行き渡るということで、とてもいい事業だと思う。安心安全の農作物の推進と移住定住の施策にもつながるということで、これは広報とも連携してぜひアピールを検討してほしいとの要望がありました。

次に、高齢者福祉費の高齢者生活支援事業については、執行部より、移動販売事業者への補助金で25万円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

た。

委員から、今回の予算は、JA菊池に今年度中の燃料費等の半分を補助するものだが、エリアは決定しているのかとの質疑に対し、執行部より、現在協議中であるが、過疎地域、中山間地域ということで、旭志と菊池観光物産館がもともと回っていた範囲を予定しているとの答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の医療助成事業については、執行部より、子ども医療費の助成年齢を18歳まで拡充するための準備としての経費で222万3,000円を増額するものである。また、新たに発生する扶助費を含め、必要な経費3,175万5,000円について、債務負担行為を設定しているとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、債務負担行為の額について、積算根拠はとの質疑に対し、執行部より、既に14市の中で6市が、子ども医療助成を18歳まで拡充しており、他市の医療費が児童1人当たり幾らかかっているのかを参考にし、手数料等を加算して金額を積算し、対象者数を掛けて額を算出しているとの答弁がありました。

次に、農業振興費の環境保全型農業直接支援対策事業については、執行部より、令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の申請額が当初予算を上回ったため、23万7,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、増額については、環境保全型農業に取り組まれる農業者の人数が増えたということか。それとも、対象の農地面積が増えたということかとの質疑に対し、執行部からは、面積は増えていないが、交付単価の高い有機農業の取組が当初見込みを上回ったためであるとの答弁がありました。

次に、林業総務費の鳥獣捕獲事業については、執行部より、本年6月に県より補助金の内示があり、25万8,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、高齢化が進み、新しく狩猟免許を取られる方が少ないと聞いたが、免許を取ることに関する費用はどれくらいかかるのかとの質疑に対し、執行部から、費用は、免許取得費用に講習会受講等の費用を加え、約3万円程度と聞いているとの答弁がありました。

さらに、委員から、免許取得費用に対する補助金はあるのかとの質疑に対し、執行部からは、市の単独事業があり、新規取得の場合に限るが、銃、わな、いずれも1万円の補助を行っているとの答弁がありました。

その後の補正予算関係の議員間討議では、医療助成事業について、苦しい財源の中でやりくりをしなければならず、財源について危惧している。子育て世帯の移住定住と、近隣にTSMC等大きな企業体が来るということで、そういう方たちの定

住を見据え、必要な施策だと思ふとの意見がありました。

次に、高齢者生活支援事業について、地域の人たちにとって、移動販売車が来ることが本当にベストなのか、何が一番行政サービスとしてコストがかからず、住民の人たちが納得する買物支援につながるのか、いま一度考え直す必要があると思う。移動販売は、地域の人たちが集うコミュニティの場所でもあると思う。地域の人たちが、お互い顔を見合せて、宅配ではできない地域での見守りができる。今後、収益的な面の協力もお願いしたい。地域によっては、間違いなく売上げの結果も出ている。今回は過疎地域と中山間地域ということだが、平等性がなければならないと思う。今回対象となっていない地域にも、必要性がある人はたくさんいらっしゃると思うので、今後その平等性を含めた上で、しっかりと協議する必要があるとの意見がありました。

次に、各会計の決算認定についてですが、初めに、議案第67号について、その主なものを申し上げます。

まず、企画費のSDGs推進事業については、委員から、SDGs未来都市に認定されているが、主として市長公室で行っているのかとの質疑に対し、執行部より、今年度から市長公室にSDGs推進室を設けており、主としては市長公室であるが、全庁的に取り組んでいるとの答弁がありました。

また、委員から、熊本県が企業を対象にSDGs登録事業者の第3次募集を行ったが、菊池市からは企業に対し積極的な動きがない。企業連等に呼びかけて連携して事業を進めてほしいとの意見がありました。

また、委員から、SDGsについては、理念条例の制定はしているのかとの質疑に対し、執行部より、理念条例の制定はしていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、やはり市民の役割とか、企業の役割とか、きちんと示すべきだと思う。そうでないと、事業推進できない。ぜひ理念条例の制定を検討していただきたいとの意見がありました。

次に、人事管理費の職員研修費については、委員から、今回、事務ミス等がいろいろあっているが、市独自の階層別研修などが必要だと思う。特に事務ミス対策のような研修も民間業者がやっているところもあり、そういう研修を生かして、事務ミス対策をどうやっていくのか検討も必要だと思う。また、事務ミスの共有化のため、マニュアル作成もやっていく必要があると思うがどうかとの質疑に対し、執行部より、事務ミスの発生により、まずは管理職のマネジメントが必要だということで、管理職研修を始めた。また、様々な提案については、事務の改善に必要な研修等も今後検討していきたい。やはり最終的にはその本人の職責に対する自覚が、まだまだできていないようだと思うので、今後、改めて見直しも含めて検討してい

きたいとの答弁がありました。

次に、歳入の民生費貸付金元利収入の住宅新築貸付金元利収入については、委員から、以前も不納欠損で落としているが、取れない人は一体何件あるのかとの質疑に対し、執行部より、令和3年度で不納欠損を実施した以外で残っている方が7件である。7件のうち2人は、ほとんど毎月納付されている。ただ、コロナ禍もあって、なかなか生活が厳しい中で、返済していただいている。あと残りの方については、破産された方とか、死亡された方とか、年数もたっており、債権管理課と連携していくとの答弁がありました。

次に、事務局費の外国語指導事業については、委員から、英語検定補助金が63万円ほど交付してあるが、英検の取得状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、中学校3年生での英検3級レベルに相当する取得者割合は、令和元年度では20.9%、令和3年度では21.3%となっている。教育振興計画で求めている目標値は40%となっており、目標値までは達成していないが、今後の伸びを期待しているとの答弁がありました。

次に、社会保障・税番号制度事業については、委員から、マイナンバーカードの交付率は現在何%か。また、他自治体と比較して交付率はどうかとの質疑に対し、執行部より、令和4年8月末時点の交付率は40.19%で、熊本県下14市中7番目であるとの答弁がありました。

次に、地下水対策事業については、委員から、水質検査の結果はどうだったかとの質疑に対し、執行部より、地区によっては、硝酸性窒素の数値が下がっているところもあるが、全体としては横ばいもしくは微増で、今後はまた調査を含めて、対策をしていかなければいけないと考えている。現在は、農政課と七城支所と環境課で月3回パトロールを行っており、堆肥のまき方がよくないところには、県から指導をしていただいているとの答弁がありました。

次に、予防費については、委員から、令和2年度の決算と比較すると令和3年度は倍以上になっている。予防費は政策的に予算を使うと、医療費を抑えることにつながると思う。コロナ関係の予算以外での推移はどうかとの質疑に対し、執行部より、各種健診事業は、令和2年度は健診の対象を絞って行った。また受診控えもあったので、令和3年度のほうが健診の受診者も増えて、委託料も増加している。予防費のほかの事業については、令和2年度、令和3年度であまり変わらないとの答弁がありました。

次に、歯科保健事業については、委員から、歯科検診について、目標に達しているのかとの質疑に対し、執行部より、大人の歯周疾患検診については、なかなか受診率が上がらないことが課題になっている。歯科医師と協議し、今年度より集団健

診の中に歯周疾患検診を組み込んでいるとの答弁がありました。

次に、住宅管理費の住宅管理事業については、委員より、住宅管理において、連帯保証人は全員ついているのか。また、連帯保証人がついていない場合の理由はどの質疑に対し、執行部からは、連帯保証人がついていない方が13件あり、そのうち条例の規定により免除している方が3件、残りの10件の連帯保証人がいない理由は不明であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、連帯保証人がいない理由が不明のままというのは、改善していかなければならない。きちんと連帯保証人をつけるよう求めていくべきだと思ふとの意見がありました。

次に、昨年予算決算常任委員会の提言事項について、執行部より説明がありました主なものを申し上げます。

菊池商工会を核とした商工業の振興に向けた取組については、執行部より、商工業の振興に関しては、様々な支援策を講じており、今後とも商工会と連携・情報共有を行い、商工業者の意見や要望に応え得る取組を推進していきたいとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、支援策の中で創業支援事業について、平成30年度から新しく創業され、この事業を利用された方は何名いるのかとの質疑に対し、執行部からは、平成30年度が2件、令和元年度が2件、令和2年度が5件、令和3年度が9件であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、平成30年度からは18人の方々がこの支援事業を利用して創業されているが、この方々は営業を続けることができているのかとの質疑に対し、執行部からは、平成30年度から現在まで廃業された方はいないとの答弁がありました。

その後の決算関係の議員間討議では、債権調書を見ると、収入未済額が増えている部分もあるし、減っている部分もある。所管課によっては、その債権に対する知識の差が見られて、債権管理課に任せっきりなところもあるので、きちっと徴収できるように、研修も含めて、職員の質の向上を図って少しでも債権が減るように努力すべきだと思ふ。債権管理の方法については、執行部として、再検討してほしいとの意見がありました。

また、一般会計の決算では、実質収支額として6億9,876万3,000円の黒字であった。様々な要因がある中に、地方交付税が予算額から15億4,111万6,000円の増額となっているが、令和4年度については7億7,000万円ほど交付税が減額されているという話であった。今回、黒字決算になっているが、厳しい財政状況に変わりはないと思ふので、様々な事業についての見直し等を含め

ていただきたい。また、各事業については、長期間にわたっているものもあるため、ビルドだけではなく、必ずスクラップ・アンド・ビルドでやっていただきたいとの意見もありました。

また、有害鳥獣の駆除については、予算が有効に、効率よく執行できるような案をしっかりと考えていただきたい。今までやってきたことをやるのではなく、一年中を通した駆除のやり方とか、いろんなやり方を考えていただきたい。予算の範囲内ということではなく、近隣市町村のように補正をしてでも、数を減らす努力をしてほしい。森林環境譲与税等を有効活用し、重点的に、今年・来年とかで、個体を減らす取組をしていただきたい等の意見がありました。

次に、議案第67号、議案第71号及び議案第72号の市営住宅使用料及び上下水道使用料について、現年度分について、かなり徴収率が高くなっており、努力をされているということを感じた。特に、市営住宅は、指定管理委託と形も変わり、一定のものは不納欠損で落としていくことも考えながら、今後に向けて、どうやったら市営住宅も上下水道も持続可能にやっていけるのかということなどに、これから力を注いでいただきたい。市営住宅の収納率の99.8%というのは確かに改善されているが、連帯保証人が不明という居住者がいるので、きちんとした手続を取る必要があるなどの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、議案第70号の介護保険事業において、債権調書によると介護保険料の不納欠損額が令和2年度は約357万円で、令和3年度は約700万円と倍増している。その理由は審査されたかとの質問があり、福祉厚生分科会長より、介護保険料の不納欠損については、執行部より過年度繰越分は介護保険法第200条に基づき、2年経過の滞納127件に対して705万8,727円の不納欠損を行っているとの説明を受けたが、特に質疑はなかったとの答弁がありました。

さらに、委員より、時効は2年であるが、その間に執行部がしっかり手続しないと時効になってしまう。その事務についての質疑はなかったのかとの質疑があり、福祉厚生分科会長より、特に質疑はなかったとの答弁がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第62号から議案第66号、議案第71号及び議案第72号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、議案第67号については、委員より、市民の暮らしを支える予算の執行と

いう点では不十分である。国保税の法定外繰入を行って、高過ぎる国保税の引下げを行うこと。また、介護保険料の引下げ、学校給食費の無償化など、市民の暮らし・福祉を守るための市独自の施策をさらに行っていくべきとの反対討論がありました。

次に、議案第68号については、委員より、国保税の負担が市民にとって能力の限界を超えて高過ぎる。一般会計から法定外繰入や基金の活用を行い、払える保険料に引き下げるべきとの反対討論がありました。

次に、議案第69号については、委員より、本制度は、高齢者を年齢で差別し、給付抑制や本人の負担を増やすという問題のある制度であるとの反対討論がありました。

次に、議案第70号については、委員より、市では第8期の介護保険料は引き下げられているが、それでも市民の負担は重いものがある。また、令和3年度は高額介護サービスの上限額の引下げなど様々な改悪が行われた内容を含んだ決算であり、認められるものではないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第67号から議案第70号については、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の六つの事項を提言としてまとめました。

- 1 債権管理については、各債権の所管課の職員研修等を含め、職員の質の向上を図り、迅速な債権回収に努めること。
- 2 厳しい財政状況に鑑み、各事業の見直しを行うこと。見直しに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドで行うこと。
- 3 福祉厚生分野において、少子化対策及び医療費抑制のため歯科検診をはじめ、予防に関する政策的予算を確保すること。
- 4 マイナンバーカードの普及について、現在行っている施策を継続しつつ、さらなる普及率向上のための取組を行うこと。
- 5 有害鳥獣の駆除については、近隣市町村と連携し広域的に、かつ1ないし2年を重点期間として、個体を減らす取組を行うこと。
- 6 市営住宅の管理については、条例に定める連帯保証人について、適正な手続を速やかに進めること。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映さ

れることを願います。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、予算決算常任委員長報告を終わります。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

福祉厚生常任委員会委員長報告について、質疑を行います。

陳情第3号、太陽光発電事業の開発に関する陳情についての質疑であります。

委員長報告では、陳情者の説明、委員からの質疑等が報告されています。この問題を解決していく上で大事なことは、不必要な対立が生まれるのではなく、まずは双方が話し合いのテーブルに着き、納得のいく協議が早急に行われることであります。その点では、令和2年度第4回定例会の陳情採択以降、2年近くが経過しておりますが、この2年間、業者と住民の皆さんの間で、協議の場がきちんと設けられているのか、その確認は委員会審議の中では行われたのでしょうか。

以上、質問をいたします。

○水上隆光 議長 福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

令和2年第4回定例会での陳情採択以降に、業者と住民の間で解決のための協議が行われたかの確認をしたかというご質問だったと思いますが、確認はしていません。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 陳情第3号について、福祉厚生常任委員長に質疑を行います。

一部、東議員の質問と重複する点があるかと思いますが、お許してください。

この陳情につきましては、同様の陳情が令和2年12月議会に提出され、全会一致で可決されております。そのときは委員長も賛成しているということでもあります。

私は前回の議会で福祉厚生常任委員会におりましたので、そのときの経験を踏まえ、質疑をします。

令和2年12月議会に追尾型太陽光発電事業の開発における要望書が提出されたときは、現地調査を行い、慎重審議の上、採択しております。

その後、令和3年8月15日に、発電施設ののり面が大雨によって土砂崩れを起こし、市道へ流入、令和4年2月22日には、太陽光施設のパネルが倒壊する事故が起きました。これはいずれも新聞等で報道されております。テレビでも出ました。このことで、当時の福祉厚生常任委員会は、地元の強い要望を受け、遅ればせながら4月21日に、再度、現地調査と意見交換会を開きました。

では、質問しますが、今回の陳情を受け、福祉厚生常任委員会は現地を確認しましたか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

今回、現地調査を行ったのかというご質問だったと思いますが、現地調査のほうは行っておりません。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、再質疑を行います。

現地調査を行ってないとのことですが、そんなにいとまがないくらい審議をされていたんだと思いますけども、私たち総務文教常任委員会より早く帰られていたような気がします。では、再質疑しますけど、先ほど東議員が言われたように、この件に関しまして、環境課はこれまでのやりとりを時系列にしてまとめています。すごく詳細にまとめております。私も頂いております。

さらに、今年の4月21日の地元との意見交換会を受け、前の福祉厚生常任委員会は、市長宛てに追尾型太陽光発電事業に伴う諸問題解決に向けた要望についてということで、今年の5月上旬に要望書を市長宛てに提出しております。

では、お尋ねしますけども、こういった時系列とか、要望書、それからこれまでの議事録、そういったものを取り寄せて審議されたのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

会議を行う際に、環境課からの時系列の表であったり、市への要望書の提出書類、また、議事録等を取り寄せて、会議をやったのかというご質問だったと思いますが、

そのようなものを取り寄せてはおりません。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 3回目ですから、これで最後ですけども、会議録とか、私たちのときに出しました要望書、それから地元の方の声あたりをしっかりと聞くと、過去のこの経緯を見れば、なぜこの全基撤去という言葉が出るかというのは、委員の皆さんなら理解できるはずだと思います。

令和2年12月定例会で、これが全会一致で採択、令和4年5月上旬に市長に提出した福祉厚生常任委員会の要望書、これは全委員で要望書を出していますが、では、この要望書とか、昔の採択は、現在の福祉厚生常任委員会の見解でいけば、間違っていたということではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 ご質問にお答えさせていただきます。

採択されたものが正しかったのかというところでいいんですかね。その部分に關しましては、全会一致というようなこともありますし、間違いはなかったと思っております。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 改めまして、皆さん、こんにちは。総務文教常任委員長への質疑を行いたいと思います。

請願第2号について、2点質疑をいたします。

まず1点目、請願の趣旨が、小学校の35人学級を中学校、高校まで進めることであり、委員からは、中学校までの35人学級は分かるが、高校まで範囲を広げる請願に対して、高校は義務教育ではないので範囲外になると質疑され、また、この請願に対する教育委員会の見解を求められたことに対しまして、執行部からは、請願書にあるように、35人学級の早期実現及び教職員定数の増については毎年要望しており、教育委員会としても、ぜひともお願いしたいと答弁されていますが、これは高校の少人数学級にも言及されているのかをお示してください。

次、2番目に、請願趣旨及び理由について、2020年7月3日に全国知事会、全国市長会、全国町村会は、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言におきまして、少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。

萩生田元文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や、

中高における少人数学級の必要性についても言及してありますとありましたので、私なりに萩生田元文科大臣の発言を調べてみました。全てではないんですが、まず2020年12月16日の東京新聞記事では、全国知事会など、地方6団体からの要望である小中学校の少人数学級や、教職員定数確保に対して、萩生田元文科大臣は、公立小中学校の少人数学級化の実現にこぎ着けたいとコメントされております。

また、2021年2月1日の日本教育新聞記事では、小学校に続き、中学校でも少人数学級の実現を目指すというインタビューに答えられていますが、どこを探しましても、高校の少人数学級化には触れられておりませんでした。

請願理由に萩生田元文科大臣が中高における少人数学級の必要性について言及されているとありますが、どれを見れば確認できるのか、これについて、委員会ではどのような議論がされたのか、2点お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫総務文教常任委員長。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 お答えします。

教育委員会の見解が述べられたと、委員会で委員長報告をしました。この中で、高校の少人数学級ということの具体的な文言は出なかったです。ただ、請願書にあるように、35人学級と教職員定数の増についてはお願いしていきますということではありましたので、そのことをお答えいたします。

もう一つ、国会の萩生田元文科大臣の国会答弁がということでしたが、これについても、委員会では、特にこのことについて、具体的にそれが正しいかどうかとか、そういった確認はしておりません。請願書を信頼してやっております。

それから、国会答弁の議事録、国会会議録など、一般的にはそういったもので確認するしかないかなと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、委員長報告が不採択であります陳情第2号、中小企業・小規模事業者支援に関する陳情及び陳情第3号、太陽光発電事業の開発における要望書を除き討論を行います。

議案第58号から議案第76号まで、並びに請願第2号の20案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 改めまして、日本共産党、東奈津子です。

議案第67号から議案第70号について、討論を行います。

議案第67号、令和3年度菊池市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

2021年度、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が継続、また、年度途中からは物価高騰の影響も出る中で、市民の暮らしと福祉を守るという地方自治体の役割がますます問われた年でありました。

国の交付金を活用してのワクチン接種や、コロナ感染症対策、事業者支援なども行われていますが、全体として、この危機の中で、市民の暮らしを支える予算の執行という点では不十分であります。

総務文教分科会審査の中でも明らかとなりましたが、一般会計の決算全般について、令和3年度は実質収支額が約7億円となっており、全体的に黒字となっております。財政調整基金も決算年度末で約59億円、令和2年度と比較しても約5億円増えています。もちろん分科会での執行部からの説明にもありましたが、本年度は普通交付税の減額等で余裕はないとの説明でありました。

しかし、国においては、物価高騰を見据えて、本年9月20日に予備費での対応として、地方創生臨時交付金4,000億円を増額決定しております。単純な交付税減額との判断とはならないのではないのでしょうか。こういうときだからこそ、財政調整基金もしっかりと活用して、国保税の法定外繰入を行う、高過ぎる国保税の引下げを行うこと、介護保険料の引下げ、学校給食費の無償化など、市独自の施策を行っていくべきであります。

また、具体的には、マイナンバー関連の支出に反対するものです。

さらに、部落解放同盟への補助金支出についても反対であります。分科会審査のときにも指摘しましたが、各支部とも決算額に占める補助金の割合が依然8割を超えており、この点でも改善は見られません。来年度の予算においては、きちんと改善を行うべきであることを申し述べておきます。

以上で、議案第67号についての反対討論とします。

次に、議案第68号、令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、国保税の負担が市民にとって能力の限界を超えており、高過ぎるという点であります。

令和3年度も様々な努力が行われ、保険料は据え置かれましたが、一般会計の決算の討論でも述べましたが、市民の暮らしは厳しさを増す一方であります。一般会

計からの法定外繰入、基金の活用を行い、払える保険料に引き下げるべきであります。国保がほかの保険と比較して、著しく高い保険料となっている要因の均等割については、本年度4月から国の方針で、未就学の子どもに対する均等割が5割、公費での軽減となりましたが、他の自治体の取組も参考にし、市独自の上乗せも行き、18歳以下の子どもの均等割は免除にするなど、払える保険税へと努力をしていくべきであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第69号、令和3年度菊池市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本制度が高齢者を年齢で差別し、給付の抑制や本人負担を増やす問題のある制度という点であります。

この医療制度は、2008年の制度導入以来、実に7回にわたる保険料の値上げが実施され、高齢者の皆さんの健康と暮らしを圧迫しています。ご承知のように、明日10月からは、一定の所得の後期高齢者に窓口負担が1割から2割へ倍になるという改悪が強行されようとしています。物価高が止まらず、公的年金は6月から支給分が減額され、そして、この窓口負担の倍増、まさに家計圧迫のトリプルパンチです。新型コロナウイルス感染症で受診控えが起こってる中で、さらに追い打ちをかけるものであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第70号、令和3年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

今回の決算は、第8期介護事業計画の初年度であります。菊池市においては、第8期の保険料は引下げが行われておりますが、国保税同様、依然市民の負担は重いものがあります。一方で、サービスを受けようとする、様々な制約があり、必要なサービスは受けられない現状もあります。

さらに、令和3年度は高額介護サービスの上限額の引下げや、施設入所の食費などの利用料の負担増など、様々な改悪が行われた内容を含んだ決算であり、認められるものではありません。

以上の理由から、本議案には反対であります。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第67号、議案第68号議案第69号、議案第70号に対する討論を行います。

議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号について、賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第58号から議案第76号まで、並びに請願第2号の20案件について、採決します。

ただいま反対討論がありました議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、委員長報告が不採択でありました陳情第2号、陳情第3号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第58号から議案第66号まで、及び議案第71号から議案第76号まで、並びに請願第2号の16案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・認定・採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、以上の16案件については、各常任委員長の報告どおり、可決・認定・採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号は、起立によって採決します。

最初にお諮りします。議案第67号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第67号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第68号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第68号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第69号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第69号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第70号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第70号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります陳情第2号について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 陳情第2号、中小企業・小規模事業者支援に関する陳情について、賛成の立場から討論いたします。

今回の陳情は、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の低下に加え、国際情勢の緊迫化した原油、原材料価格の高騰という、先が見えない、また、かつてない苦境にある商工業者からの悲痛な陳情であります。

I T導入補助金や、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金が出るのだから、自己負担分は自己負担分だと言われますが、平時であれば自己努力、自己投資の中でやれることでしょう。しかし、これだけの有事の中であって、国の支援補助だけでは、次のステップに行くことができにくい現状であることから、菊池市だからこそ、先んじて事業継続のための後押しをするという意思表示をするべきだと考えます。

創業支援の拡大につきましても、新規事業や新規開拓により、地元経済が少しでも活性化することにつながるのであれば、今回の陳情は採択すべきだと思い、賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号4番、古田浩敏です。

陳情第2号、中小企業・小規模事業者支援に関する陳情について、反対の立場から討論させていただきます。

陳情の1枚目につきましては、賛成のところを読ませていただいておりますが、2枚目の1番、DX導入・デジタル活用など生産性向上への取組に係る支援についての中で、国の補助金の自己負担分を市が補助する助成制度を創設していただきたいというような陳情でございました。これでは100%補助という読み取りになりますので、全額でなければ自己負担の一部をと書いていただきたかったところだと思います。あくまでも陳情が書面での審議になりましたので、反対するべきだと思っておりました。

今回、通らなければ予算化ができないというような意見もありましたが、採択されなくても、他の市町村での前例がなかろうが、菊池市が要望状況や必要性を十分考慮した上で、他に先駆けて単独補助を予算化すれば、議会の中で審議できると思いますので、問題ないと思っております。

以上の理由から、100%補助と読み取れる陳情第2号については、反対討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 おはようございます。猿渡美智子です。

陳情第2号に賛成の立場から討論いたします。

これまで、コロナ禍における商工業者の方々に対する支援は、厳しい現状をどうにかしのいでいくためのメニューであったと思っております。しかし、今回の陳情は、これから将来に向けての生産性向上、言い換えれば、発展的な生き残りのための支援になっていると思っております。新たにDX導入・デジタル活用あるいは第二創業に挑戦しようとしている中小の事業者の後押しをすることは、菊池の元気につながると考えます。

また、このほど、総額6,000億円を限度として、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金の交付が決定しております。国が提示した推奨事業メニューの中に、「コロナ禍にあって、事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援」という文言があります。陳情内容について、一般財源ではなく、この重点支援交付金の活用を積極的に検討していただくことを執行部に要望する意味からも、陳情第2号については賛成します。

また最後に、今回の陳情内容は、自己負担をゼロにしてほしいということではないということに関係者から委員会後ではありますがお聞きしましたので、申し添えます。

これで賛成討論を終わります。

○水上隆光 議長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。
福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 では、陳情第2号、中小企業・小規模事業者支援に関する陳情への反対討論を行います。

長く続くコロナ禍の中において、商工会の中小企業や小規模事業者が大変疲弊されている状況は十分理解しており、できる限りの支援はすべきだと考えております。

今回のDX導入・デジタル活用など生産性向上への取組に係るこの支援に関しましては、既に国からは最大で4分の3の補助、最小でも2分の1が補助される制度がつくられております。

今回の陳情におきましては、最小でも2分の1が国から補助されることに加えて、自己負担分の補助を求められておりますが、自己負担分の一部なのか、全額なのかは記載されておられません。様々な業種とのバランスも必要だと考えますし、自己負担分の全額もしくは半額なのか、具体的な補助率を示していただくことが判断材料になると私は考えております。

以上の理由から、今回の陳情第2号には反対といたします。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○

休憩 午前11時45分

開議 午前11時46分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

原案に賛成者の発言を許します。

稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、こんにちは。議席番号3番、稲継智康です。

私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず、議員さん方に認識していただきたいのは、今回、菊池市商工会の中小企業・小規模事業者支援に関する陳情は、一経済団体としてのものではなく、会員、非会員を問わず、菊池市内の中小企業者さんたちの声を拾い上げ、代弁したものであるということです。

また、DX導入・デジタル活用など生産性向上の取組に関する支援についてでございますが、来年度から菊池市物品購入に関する電子入札制度も本格運用を開始さ

れることになっております。ですので、これを推進していかなければならないので、後押しをしていただきたいというところであります。

また、第二創業のほうですけれども、第二創業の定義をどうするかも含め、担当部署で制度設計がなされると思いますので、大枠として第二創業まで対象とする事業内容の拡充は必要だと考えます。

この2点に関して、現在、商工業者はコロナの補助金に頼らない、次のステップへ進む考えだと思っております。

以上の点から、菊池市商工会の中小企業・小規模事業者支援に関する陳情の採決に賛成するものでございます。

○水上隆光 議長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

陳情第2号に対する委員長報告は不採択であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。陳情第2号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、陳情第2号は、原案のとおり採択することに決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります陳情第3号について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 陳情第3号、太陽光発電事業の開発における要望書について、賛成の立場から討論をいたします。

賛成理由は、陳情書の内容にありますように、太陽光問題につきましては、まだ解決に至っておらず、問題解決のための陳情として、官民一体となって解決に取り組む必要があると考えるからであります。

基本的に、市や議会は民事不介入の原則があり、住民間の争いは司法の権限となっております。委員長報告の中にも、困らていることは十分理解できるが、行

政の権限外のことを陳情されても、議会としてできること、できないことの仕組みを理解して提出していただきたいとありました。

太陽光発電事業につきましては、法的根拠に基づき経済産業大臣が国として許可するものであり、開発事業に対する許可や指導などは国の権限であることも承知をしております。資源エネルギー庁から出されている事業計画の策定ガイドラインや、環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドラインに沿って、計画的に実施されれば、地域住民とのトラブルも解消できていたのではないかと思いますし、また、市や議会が国に対して公正な調査や助言、指導を要望することも可能ではないかと思うところであります。

しかしながら、地域住民の不安や陳情者の切なる思いは、地域住民の一人としてよく理解できるものであり、議会に権限がないことのみで不採択にはできないのではないかと。住民の思いを酌んでいただきたいということを申し上げて、陳情第3号についての賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 皆さん、こんにちは。議席番号11番の平直樹です。

陳情第3号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

委員長報告の中にもありましたとおり、住民の方が思う、その不安な気持ち、その課題に対して解決していきたいという思いは十分理解するものであります。ただ、願意がはっきり分からないとの理由で、陳情者の方に来ていただき、質疑を重ねていく中で、全基撤去ということ強くおっしゃられておりました。それを議員として、事業者に対して全基撤去すべきだという立場に立つということに賛成はできませんので、反対といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 陳情第3号、太陽光発電事業の開発における要望書について、賛成討論いたします。

委員長報告の反対理由を読みますと、陳情者の方が質疑の中で、全基撤去と言ったから、陳情書と違うから、仕組みを理解して提出してくれと。全基撤去の言葉が気に入らないと読み取りましたが、そもそも陳情というのは、陳情書の趣旨に賛同できるか、できないかというのが判断基準であります。要望書の中には国道387号線に隣接している太陽光の撤去とあります。この趣旨に賛同できるかどうかであ

ります。

前回の陳情のときと比べ、地元住民の近くに追尾型太陽光があり、業者と合意に至っていない現況、現状は何ら変わっておらず、同じ内容の陳情であるのに、その趣旨に反対する理由が見当たりません。

また、現地も確認せず、時系列や地元説明会の議事録も確認しないままに、説明者の言葉尻を捉え、反対の理由を探すのは、陳情者に対するただの難癖ではないかと思ってしまう。

さらに、追尾型太陽光の強度調査の要望を理由に反対している議員もおられますが、この強度調査については、前回の福祉厚生常任委員会が市長に令和4年5月に要望した要望書の④に、追尾型太陽光発電設備が日本の基準に適合しているか確認することと記載していることを申し添えておきます。

最後に、普通の太陽光だろうが、追尾型太陽光だろうが、柵設置の不備、雨水排水の問題など、住民が困っていることに対して、民意を酌み上げ、道を開いていくことは、問題解決の糸口につながっていくものであり、市に対して適切な措置を講ずるように指導することも議会の役割だと考えますので、以上、賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 次に、議案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 なければ、ほかに討論。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。

陳情第3号、太陽光発電事業の開発における要望書に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、この太陽光問題については、令和2年の第3回定例会で一般質問をさせていただいてから、これまで一回も欠かさず、一般質問の中で問題提起、また、指摘、そして要望を続けてまいりました。

今回、私も福祉厚生常任委員会のメンバーとして審議に入らせていただきました。参考人、基本的には7名、陳情者がいらっしゃるんですが、2人だけの出席に絞った参考人招致でございました。その中で、先ほど緒方委員長のほうから報告の中に、私の賛成討論の内容が読み上げていただきましたけれども、私も、その参考人の気持ちをやはりもう全面撤去と言わなければならないような状況に、ずっとこれまでの経過の中で思いがあるから言われたということで、福祉厚生常任委員会の中でも申し上げました。

先ほど荒木議員のほうからも言うていただきましたように、前福祉厚生常任委員会のときにきちんとした対応をなかなかやっただけでない。令和4年4月21日にようやく2月に倒壊した調査と、また、いろんな意見交換会ができました。そのときに地元の方々は、これまでのやっぱり議会に対するいろんな思いを含めて、注意もされましたし、指摘もされました。そのことに基づいて、先ほど荒木議員が言われた、委員会、有志議員でございますけれども、5月の2日に市長に対して要望書が出ております。そのことも踏まえて、先ほど荒木議員からも指摘がありましたように、いろんな経緯を含めて、きちんとした委員会で調査もしていないのに、今回、不採択になったことに対しては、私もびっくりしているような状態でございます。

いずれにしても、市民の安心・安全、そして、命を守るために、議会としてどういうふうな形でこの要望を受け入れるか、それが一番大切だと思いますので、議員各位におかれましては、しっかりと市民の思いを受け止めて、採決に臨んでいただきたいと思います。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 なければ、これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

陳情第3号に対する委員長報告が不採択であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。陳情第3号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立少数です。よって、陳情第3号は、不採択とすることに決定しました。

○

日程第2 議案第77号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第2、議案第77号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、こんにちは。

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第77号、令和4年度一般会計補正予算（第7号）につきましては、予算の総額に1,660万3,000円を追加するものでございまして、落雷被害による学校及び公園等の設備の復旧費、並びに予備費の増額でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。

それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明いたします。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第77号、令和4年度一般会計補正予算（第7号）でございます。

開けて、4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,660万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ285億6,361万4,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、夏場の落雷被害による学校及び公園等の設備の復旧費、並びに予備費の増額でございます。

落雷被害につきましては、これまで予備費等で、その都度、迅速に対応してまいりましたが、8月末から9月にかけて発生した落雷被害により、泗水東小の電気設備関係機器や、菊池北中学校の空調設備、三万田地区ポンプ施設など、予備費の当初予算額として2,000万円計上しておりましたけども、そのうち1,583万円を既に予備費を充用し修繕費として対応しており、落雷以前に修繕等の緊急に対応したものと合わせますと、約1,930万円を執行しております。

今回、予備費では対応し切れなかった残りの落雷被害による復旧費の補正を行うとともに、今後、緊急的な支出に対応するために、予備費の増額補正をお願いするものでございます。

また、追加議案となった要因につきましては、8月以降に発生した落雷被害が主なものであったために、当初議案に間に合わせるができなかったものでございます。

それでは、まず、歳入について、事項別明細書により説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 財政調整基金繰入金1,660万3,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整分でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

1 枠目の目 4 観光費、節 1 0 需用費 1 9 8 万円の増額は、6 月 2 5 日の落雷により故障した菊池溪谷の防災カメラの修繕料でございます。

次に、2 枠目の目 1 学校管理費、節 1 4 工事請負費 2 2 4 万 5, 0 0 0 円の増額は、9 月 1 日の落雷により故障した旭志小学校の電話機の取替工事や、泗水東小学校の放送設備等の復旧工事にかかるものでございます。

3 枠目の目 5 都市計画施設災害復旧費、節 1 4 工事請負費 2 3 7 万 8, 0 0 0 円の増額は、8 月 2 5 日の落雷により故障した菊池ふれあい清流公園街灯の修繕工事でございます。

4 枠目の目 1 予備費、節 3 0 予備費 1, 0 0 0 万円の増額は、今後も起こり得る自然災害や、不測の事態に迅速に対応できるよう、予備費の増額を行うものでございます。

以上、追加議案についてのご説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後 0 時 0 7 分

開議 午後 0 時 1 9 分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は 3 回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 7 7 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第77号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第3 議事第10号 政治倫理条例検討特別委員会の設置について

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議事第10号、政治倫理条例検討特別委員会の設置についてを議題とします。

議員及び市長等の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される清浄で民主的な市政の発展に寄与するため、現行条例の内容検討を行うため、特別委員会を設置するものです。

お諮りします。

政治倫理条例検討特別委員会の設置については、10人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内にしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、政治倫理条例検討特別委員会の設置については、10人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は、議会費の範囲内にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました政治倫理条例検討特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります特別委員の名簿のとおり指名したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました10人の委員を政治倫理条例検討特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、政治倫理条例検討特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩します。

○

休憩 午後0時22分

開議 午後0時29分

数学級について検討すること。

2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員や増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の消滅は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月30日

熊本県菊池市議会議長 水上 隆光

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
総務大臣	寺田 稔 様
文部科学大臣	永岡 桂子 様

意見書案第2号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由としましては、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠であります。

よって、関係行政庁に対し、さらなる少人数学級の実現や加配教員の増員、少数職種の配置増など教職員定数改善を推進することを求め、意見書を提出するものです。

これが、本案を提出する理由であります。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第2号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第5、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

1 議会広報に関すること
政治倫理条例検討特別委員会

1 政治倫理条例に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和4年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
閉会 午後0時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 水 上 隆 光

菊池市議会議員 島 春 代

菊池市議会議員 大 山 宝 治

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、議決案3件、請願1件の6案件です。

現地調査を踏まえ2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第58号**については、執行部より「地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数の制限などが緩和されることに伴い、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「育児休業の取得状況についてはどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「育児休業を取得している職員は、9月1日現在、全体で11人おり、内訳は女性が10人、男性が1人となっている。非常勤職員については、女性が1人となっている。」との答弁がありました。

また、委員から「非常勤職員は、通常、正規職員が病気になったり、育児休業で休まれたりして、雇用されると思うが、その人が育児休業を取られた場合、どういうふうに対応するのか。」との質疑に対し、執行部より「会計年度任用職員制度になり、非常勤職員についても正規職員とほぼ同様の勤務条件となった。したがって、その職員が育児休業を取ることになれば、さらに代替の非常勤職員を対応する必要があると考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第59号**については、執行部より「旧河原小学校の財産譲渡に伴い、河原体育館及び河原グラウンドを社会体育施設として利用廃止することから、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「以前、河原体育館は残して活用するという事で耐震化もされていたと思うが、体育館の利用については、地域との合意形成はできているのか。」との質疑に対し、執行部より「地元との合意ができている。」との答弁がありました。

次に、**議案第73号**については、執行部より「令和4年4月に旭志地域が過疎の指定を受けたことから、過疎地域の持続的発展を支援することを目的として、菊池市過疎地域持続的発展計画を策定するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「計画では多くの施策が記載されているが、この施策をしたから、旭志に住みましょうというものがあまり見えない。商工業に関しても、キャッシュレス事業や創業支援事業など現在行っている事業が多いので、例えば、旭志に住んだら固定資産税を3年間減免しますとか、そういうところまでしないと、実際、旭志に企業誘致とか、人が移住するのかなと思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より「計画に記載している事業は、旭志地域において、実施予定の予算を計上している事業や、中長期で試算をしている事業としている。

住宅や人口増のための施策などについては、今後予算化と同時に計画を変更して対応したいと考えている。また、今回、過疎地域指定を受けたことにより、議案第 61 号で固定資産税の課税免除に関する条例の制定を上程している。」との答弁がありました。

また、委員から「地域の皆さんは、過疎指定を受けたから、過疎債で何でもできるようなイメージになってしまっている。そこは行政主導型で、過疎対策として何が有効かを提案していただきたいし、要望にも応えていく必要があると考える。そして、その中で過疎債を的確に入れて対応していくようお願いしたい。」との意見がありました。

次に、**議案第 74 号**については、執行部より「令和 2 年 9 月 25 日に議決を経た、工事請負契約の一部を変更するもので、変更の理由は、工事着手後に判明した構造の補修等が主なものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「長寿命化にすることで文部科学省から幾ら補助があるのか。」との質疑に対し、執行部より「2 億 4,600 万円ほどである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「約 14 億円の工事費に対して 2 億円程度しか補助がないのなら 12 億円で新築にしたほうがいいのではないかとの議論をしたこともあった。あまり工事費がかさんでいくと、新築のほうがよかったという議論になりかねないので、本当に増額が必要なのか、工事状況を見ながら精査してほしい。」との意見に対し、執行部より「今後も進める際には、きちんと精査した上で進めたい。」との答弁がありました。

また、委員から「今回 3,200 万円ほど契約額が増となっているが、予算の総額は幾らだったのか。」との質疑に対し、執行部より「17 億 9,400 万円程度である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今の見込みでは、予算の範囲内で工事は完了するのか。」との質疑に対し、執行部より「そのように進めている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 75 号**については、執行部より「跡地活用として企業誘致を進めていた旧河原小学校について、譲渡の相手方、金額の決定に伴い、上程するものであり、仮契約書については、令和 4 年 8 月 3 日付けで締結している。」との説明があり、審査に当たっては、譲渡価格の積算根拠について資料要求を行い、質疑を行いました。

委員から「今回の業者選定は公募なのか。」との質疑に対し、執行部より「公募ではなく、問い合わせがある中で交渉を進めていき今回の譲渡に至った。」との答弁がありました。

さらに、委員から「最終的な金額が約 550 万円となった段階で、実際公募すればもっと他の業者も応募する可能性があったのではないかと思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より「この施設は、本年度解体予算を計上していたが、地元説明会では、解体のぎりぎりまでは誘致をしてほしいと地元から要望されていた。今回この誘致を逃してしまったら、もう次はないと判断して、この業者と交渉していった。地元にも説明をして了解をいただいている。一番安心しているのが、この業者が地元を大切にするというところで、そこも含めて、今回の業者で議案を上程した。」との答弁がありました。

また、委員から「ここは避難所として指定されていたと思うが、避難所については今後ど

のようにするのか。」との質疑に対し、執行部より「業者と協議したところ、当面の間は、グラウンドも体育館も、もし何かあったら校舎も開放すると言われている。地元にはその旨を話して、了解を得ている。」との答弁がありました。

次に、**請願第2号**については、まず、請願の趣旨について紹介議員に説明を求めました。

紹介議員より「学校現場の多忙化、教員不足などの問題があることで、教員が子どもともしっかり向き合う余裕が持てず、子どもの学びが保障されていないという現実も出てきている。それらの問題を解決していくためには、学級規模を小さくしていくことが必要で、今、小学校では35人学級が、少しずつ進んできているが、それを加速度的に行って、中学校、高校まで進めること、そして、教員の人数をふやすことが不可欠であるという趣旨での請願である。そのために、2023年度の予算措置を国として、しっかりと講じるよう意見書の提出を求めるものである。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員から「35人学級に引き下げていけば、クラスが増えていくことになるが、さらに教員不足が深刻化すると懸念するが。」との質疑に対し、紹介議員より「少人数学級の実現によって、先生たちの仕事が、やりやすく、しっかりと子どもたちに向き合うことができるようになるという条件整備が整えば、今よりも教員志望者が増える可能性は大いにある。」との答弁がありました。

さらに、委員から「中学校まで35人学級をとということであれば分かるが、高校まで範囲が広がると、高校は義務教育ではないので範囲外になってくる。なぜ高校まで言われているのか。」との質疑に対し、紹介議員より「この取り組みについては、国に意見書を出すものであって、全国的な状況も鑑みて、高校までのどの段階であっても、35人以下の定数を実現していくことが、子どもにとってはふさわしいという考えのもとに立っている。」との答弁がありました。

また、委員から「教育委員会の見解としては、今回の請願についてどう思われるか。」との質疑に対し、執行部より「請願書にあるように、全国市長会、教育長会、また校長会からも、35人学級の早期実現並びに教職員定数の増については、毎年要望している。したがって、このことについては、是非とも教育委員会としてもお願いしたい。」との答弁がありました。

その後の議員間討議では、**議案75号**について「旧河原小学校については、河原地区の核になった施設であったので、今後は、地元の意見をしっかりと聞いて、地域対策に力を入れてもらうよう期待する。」との意見がありました。

また、**請願第2号**について、「高校と中学校を一緒にしてあるというのが問題で、高等学校は義務教育ではないし、教職員採用制度も違うので、一緒に書いてあるのは、ナンセンスかなと思う。私立高校になるとそこは経営が入ってくるので、そこまで市議会が踏み込んで、35人学級をなさないと、越権行為になると思う。」との意見がありました。

また「全国知事会、全国市長会、全国町村会で、令和2年と令和3年に、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言がなされている。令和2年には、新型コロナウイルス感染症

の拡大で、教室の中が密な状態にならないように、それから、きめ細やかな教育の実現ということも含めて、少人数学級の配置をお願いしたいというものである。令和3年になると、少人数学級編制を可能とする教員の確保から専科指導教員の配置や、加配定数の充実・確保というもので提言されている。確かに、小中学校についての提言となっているが、その辺も踏まえて、議論の必要がある。」との意見もありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第58号**、**議案第59号**及び**議案第73号**並びに**議案第74号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第75号**については、委員から「旧河原小学校跡地の売却については、市当局の努力によって、この度実現したことに地域の皆さんも感謝しているということである。ただ、今までが、旧河原小学校跡地は災害時の避難場所、そして各イベントなどで老若男女が集う場所であったので、今後、そのような問題を含めて、河原地域の意見をしっかり聞いて、市の協力をお願いします。」といった賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第75号**については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、**請願第2号**については、まず反対討論として、委員から「そもそも憲法第26条で定められた義務教育の中学校と、高校教育は、別物であり、知事会の要請には高校の文字は一切載っていない。また、高校は、教職員免許だけではなく、学校法人では特別免許状や臨時免許状ということで、教職員の雇用体系も変わってくる。この請願の趣旨は分かるが、高校という部分が入っているので、市議会の範疇外と考える。」といった反対討論がありました。

次に賛成討論として、委員から「小学校のみならず、中学校、高校においても、35人学級と、さらなる少人数学級を実現していくことは、子どもたちの豊かな学びを保障する上で、国の責任で早急に実現が待たれている課題である。本請願は、国への要望であるので、高校まで含む教育課程への要望が含まれることは問題ないと判断する。」また「少人数学級を令和7年度までかけて小学校6年生まで拡大していくということであるが、今現在、県の予算なり市の独自予算で、補助教員など様々なものによりきめ細やかな教育をするために補填をしている。それは本来国がすべきであると思うので、早期35人学級の実現を小中学校とも求めたい。また、確かに高校教育は、市教育委員会の範疇から超えているが、意見書というのは、市の範疇を超えたものに対して意見を出すものであり、賛成する。」との賛成討論がありました。

採決の結果、**請願第2号**については、賛成多数により採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和4年9月30日

総務文教常任委員会 委員長 後藤 英夫

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、陳情1件の2案件です。

3日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第60号**については、執行部より「本案は、令和5年4月から、子ども医療費の助成対象年齢について、現行の中学3年生までから、18歳に達する日以後の最初の3月末までに拡充することに伴い、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「なぜ拡充するに至ったのか。」との質疑に対し、執行部より「本市では、総合計画の中で、子育て支援を重点的な施策として捉えており、合わせてTSMC進出等に伴って、子育て世帯の移住・定住に効果があると考えている。子育てがしやすく、安心して子どもを産み、育てることができるという点において、子ども医療費の拡充は、限定した子育て世帯ではなく、子育て世帯の全世帯が対象となるので有効だと考えている。」との答弁がありました。

次に、**陳情第3号**については、太陽光発電事業の開発に関する陳情であり、陳情者の説明を求めました。

はじめに、委員長より「陳情については、太陽光の撤去についてと、雨水問題の早期解決についての要望ということでよいか。」との趣旨確認を行いました。陳情者より「それに加えて、太陽光の強度問題について調べてもらいたい。」との発言があり、質疑を行いました。

委員から「雨水問題の早期解決が、前回の陳情から追加されている部分なので、その点を詳しくお尋ねしたい。」との質疑に対し、陳情者より「雨水排水が現在どちらにどれだけ流れているか、正確な数字はわからない。国道に半分、竹山に半分なのか。当初は7割から8割が竹山のほうに流れるようになっていた。竹山のほうに流れると、下に集落があり、山が崩れた時に大変なので、何とかしてほしいと交渉している。現在、竹山のほうに1割、国道のほうに9割流すことができるか協議している最中である。業者がそれを了承された場合、豪雨などにより、水が大量に溜まった時に、国道や民家及び工場、栗山などががけ崩れを起こすことも考えられる。国道に雨水を流して良いのか。また、国道に雨水を流した場合、その先には大柿区が作っている水田があり、被害が出るのではないかと心配している。」との説明がありました。

さらに、委員から「現在まで問題解決に至っていないと書かれているが、どこまでいけば問題解決とお考えなのか。」との質疑に対し、陳情者より「全面撤去である。」との説明がありました。

また委員から「陳情書にある撤去の要望に対し、移設などの代替案の検討という部分を聞かせてほしい。」との質疑に対し、陳情者からは「今は代替案ではなく、全面撤去を望んでいる。」との説明がありました。

また委員から「令和2年に出された陳情書の内容に関しては、『我々地域住民が安心して暮らせる環境を強く望んでおりますので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。』となっております。解決に向けて協力してほしいという陳情だった。今回は、議会が改選し、現在問題解決に至っていないので、改めて陳情するということだが、令和2年と同じ内容という解釈でよいか。」との質疑に対し、陳情者より「全面撤去を望んでいる。一昨年の6月頃に止めてもらって、今まで全然進まず、2年半くらいになる。今回陳情書を提出したように、全面

撤去と雨水の問題を何とか進めてもらいたい。」との説明がありました。

また、委員から「今回の陳情の内容は、前回と違って、協力してほしいということではなく、委員会として、撤去なり、問題解決をお願いする陳情と捉えてよいか。」との質疑に対し、陳情者より「それができれば一番いい。」との説明がありました。

議員間討議では、**議案第 60 号**について「苦言を呈するという意味で発言するが、大きな予算を伴う案件なので、他にもっと困られていることに充てていくという考え方も必要だったのではないか。」「世論や近隣自治体が行っているからという話もあるが、18 歳まで医療費を助成することが、子育て支援、移住定住支援になるのか。人口減の抑制や定住の促進にはもっと違う施策があるのではないか。」との意見がありました。

また、「今回の条例改正については、まちづくりという観点からもやっていくべきことであり、近隣自治体が 18 歳まで医療費助成する中、菊池市に住んでもらうためには必要である。時代の流れとして受け入れなければならないのではないか。」「今回、若い人たちに聞いたところ、18 歳までの医療費助成をお願いしたいという声が多かった。近隣自治体も先に行っており、やっておくべきだ。」等の意見がありました。

次に、**陳情第 3 号**について「陳情者から、これまでの経緯や地域の思いを説明された。今回の陳情は、令和 2 年 12 月に当時の迫間地区長たちが陳情されていたが、地区長も変わり、議会も改選があり、委員も変わったので、改めて出されたということである。事業者との協議が進展していない状況でもあり、令和 4 年 2 月に 1 基倒壊した分については、原因も究明されていない。不安なこともたくさんあるので、改めて議会として、地域住民の命を守ることに、取り組んでいただきたいと、陳情を出されたと思う。それをしっかり受け止めて対応していくべきだ。」「陳情者の話は、陳情書と内容が違っている。最終的に確認すると、全面撤去と言われた。陳情を出されるのは権利として自由で、困られていることは十分理解できるが、議会ができること、仕組みを理解して、提出していただきたい。行政の権限外のことを陳情されると、願意は分かるが苦しいなと思う。」「移設などの代替案について聞こうとした時に、全面撤去を強く言われた。お気持ちは重々分かるが、要望の内容が変わってきたのではないか。」「雨水問題については納得した。追加で、太陽光の強度問題についての要望がひとつ増え、その点も陳情と変わってきている。」「今まで納得できるような回答がなかったということで、本当にお気持ちは分かるが、もう少し整理をして陳情を出されたほうがよかったのではないか。」「全面撤去ということで、随分要望が変わっているとは思いますが、地元の方はとても心配されており、議会に言わないと仕方ないという気持ちだと思う。」「陳情者は、全面撤去がゴールだと言われたが、出された陳情書とかなり齟齬があり、ルールに基づいてやらなければならないと思っている。」等の意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 60 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

陳情第 3 号については、委員より「この陳情について、質疑の中で確認し、全面撤去を望まれているということだった。お気持ちは十分に分かるので苦しいが、行政の権限外の話なので、採択すべきではないという結論に至った。」「全面撤去を望まれているというお気持ちを十分理解した上で、委員会として採択するということは、業者に対して福祉厚生常任委員会として、全面撤去しなさいという立場を示すことになり、行き過ぎているのではないか。

政治的な妥結を図るために、どうしたら1日でも早く解決に向けて進めていけるのかということは、一議員としてやらなければいけないが、委員会、議会として民間業者に全面撤去せよという立場に立つことは、ルール上難しい。」との反対討論がありました。

また、委員より「陳情者の、全面撤去していただきたいという思いは、これまでの経緯、説明会、お互いの信頼関係も含めて、全面撤去でなければ承諾できないという気持ちになられているということでの意見だった。令和4年2月に1基倒壊したとき、令和2年12月に陳情が採択されているので、継続で対応してもらえると理解されていたのに、現地調査などもなかった。そのあと令和4年4月21日に地区の公民館で、意見交換会と現地調査を行い、その時には地域住民の方々も、参加議員に対して非常に厳しい意見をおっしゃった経緯もある。最終的には地域の人たちの命を守ることであり、現地調査や地域住民の意見を聴くような機会を設けていただきたい。」との賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第3号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

当委員会の決定について、以上のとおりご報告申し上げまして、福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和4年9月30日

福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案1件、陳情1件の3案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第61号**については、執行部より「本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定する菊池市過疎地域持続的発展計画に定める、産業振興促進区域内の振興すべき業種の用に供する設備の取得等を行った事業所に係る固定資産税の課税免除を実施するにあたり、条例を制定する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第76号**については、執行部より「本案は、新たな市道路線を認定するにあたり、道路法第8条第2項の規定により、市道路線の認定を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**陳情第2号**については、DX導入・デジタル活用など生産性向上への取組に係る支援について、及び創業支援の拡充についての陳情であり、質疑を行いました。

委員から「第二創業について、現在、菊池市において、地元の声・ニーズはあるのか。」との質疑に対し、執行部からは「第二創業は、すでに事業を行っている個人または法人が、新事業・新分野への進出を行うことであり、コロナ禍にあっては、こうした新事業等への進出を行う第二創業が増えてきていると聞いている。」との答弁がありました。

また、委員から「特定創業支援とはどういったものか。」との質疑に対し、執行部からは「本市は、国から菊池市創業支援事業計画が認定されている。その中で、昨年度から市が始めたきくち起業塾を受講されていたり、商工会において中小企業診断士の個別創業支援を年4回以上を受けて、創業計画として作り上げている方について、明確に定義し、それを特定創業支援、特定創業者として市が認定する形になっている。」との答弁がありました。

議員間討議では、**陳情第2号**について「DX導入・デジタル活用など生産性向上への取組に係る補助金については、国の補助制度が割としっかりしている中で、さらに一般財源を使って支援を行うということには、疑問を感じている。」「地元商工会の、やる気、気持ちは尊重したい。」「他自治体での取り組み実績は無いようであり、本市が一番に一般財源を投入して補助するべきか、若干、不安がある。」「商工会会員だけ、こういった補助が受けられて、非会員の事業者は受けられないと不平等感があり、苦情が出る可能性がある。」「平時だったら自己責任・自己投資の中でやれることだと思うが、これだけの有事の中であって、国の補助だけでは、次のステップに行くことができない現状を思えば、菊池市だからこそ、この疲

弊している商工会には、後押しをするという意思表示をする必要がある。」等の意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 61 号、及び議案第 76 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

陳情第 2 号については、委員より「コロナ禍の中で、大変疲弊している状況は十分理解しているが、DX導入・デジタル活用など、生産性向上への取り組みに係る支援は、国の補助事業がある中で、自己負担分を市が補助するという陳情になっており、他市町村等が補助していない中で、菊池市が先頭切って補助する状況にはないと判断する。」「商工会の会員、非会員による、不平等さが出ることを避けたい。」との反対討論がありました。

また、委員より「商工関係者が苦境の中にあって、新しくこれから生産性を上げていきたいという思いを考えると、今後の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金等の再交付があったときなど、是非ともメニューの一つに加えるよう執行部として検討していただきたい。」「このような大変な状況であるからこそ、先んじて菊池市の商工業全体に関わるような投資をすべきではないか。」との賛成討論がありました。

採決の結果、**陳情第 2 号**については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

当委員会の決定について、以上のとおりご報告申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 4 年 9 月 30 日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、9月6日及び27日に予算決算常任委員会を、9月13日から16日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、**議案第62号**から**議案第72号**までの11議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

はじめに、**議案第62号**について、その主なものを申し上げます。

まず、全庁的にそれぞれの費目にまたがっている人件費については、執行部より「本年度の人事異動に伴う給与費等の調整を行っており、常勤職員では給料が2,350万円の減額、職員手当等が270万9,000円の減額、共済費が595万3,000円の減額、合計で3,216万2,000円の減額をするもの。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「職員数において、補正前と補正後で、常勤職員が13人減となっているが、この理由は何か。」との質疑に対し、執行部より「昨年9月に令和3年度の人件費調整を行っているが、これ以降、1年間における定年退職以外の普通退職者により7人減になって、加えて、令和4年の新規採用の予定数に満たなかった数6人の合計13人の減となっている。」との答弁がありました。

また、「定数については、定数条例との関連性で、随分前から、定数条例の見直し等はあっていない。見直しをすべきと思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より「今回、定員管理計画の見直しを行った。ただし、デジタル化の推進を全庁的に進めており、その状況によっては、業務量の削減等も考えられるため、計画期間内において定員数の見直しを行うこととしている。こういったデジタル化の推進の状況等も踏まえ、今後、定数条例について、検討をしていきたい。」との答弁がありました。

次に、学校管理費の小学校営繕工事については、執行部より「七城小学校多目的教室の空調が故障し、修繕に伴う部品が製造されていないので、新たに設置するため、工事請負費200万2,000円を増額するもの」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「多目的教室の空調は、今現在、全く動かない状況なのか、もしそういうことであれば、予備費の活用は考えなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「空調は全く動かない。また、教室を他のところで代替えで利用できるために、予備費での対応ではなく補正対応した。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における菊池産特別栽培米学校給食提供事業については、執行部より「令和5年度分の限度額419万円を補正するもので、学校給食で使う精米は、毎年10月下旬に発注を行っており、令和5年度の精米を発注するため、今回、債務負担でお願いするもの。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「現在も七城小・中学校はこの特別栽培米を使用しているのか。」との質疑に対し、執行部より「現在、七城町はこの特別栽培米を学校給食会から導入している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「令和5年度から、すべての小・中学校にこの米が行き渡るということで、とてもいい事業だと思う。安心安全と農作物の推進と移住定住の施策にも繋がるということで、これは広報とも連携してぜひアピールを検討してほしい」との要望がありました。

また、委員から「この財源内訳について、その他の特定財源について説明を。」との質疑に対し、執行部より「今のところ、ふるさと納税を50%使っていくよう計画している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「このことは食育にも繋がってくるので、各学校での取り組みもしっかりやっていただきたい。」との意見がありました。

次に、高齢者福祉費の高齢者生活支援事業については、執行部より「移動販売事業者への補助金で25万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今回の予算は、JA菊池に今年度中の燃料費等の半分を補助するものだが、エリアは決定しているのか。」との質疑に対し、執行部より「現在協議中であるが、過疎地域、中山間地域ということで、旭志と菊池観光物産館がもともと回っていた範囲を予定している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「他の地域からも意見が出て来る可能性がある。これまでは経済部の所管の中で運行していたが、今回は高齢支援課で予算が上がっている。将来的に福祉分野のほうで担っていくのか。」との質疑に対し、執行部より「元来、高齢支援課が高齢者福祉ということで対応しており、買い物支援も含め、高齢者の生活支援を行っている。移動販売については、第3セクターということで、経済部で行っていたが、それ以外の買い物支援については、介護保険サービス事業の利用をはじめ、社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携して行っていた。また、買い物支援が必要な方は、様々ではあるが、その中でも高齢者の割合が多いため、高齢支援課が引き継いで実施することになった。」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の医療助成事業については、執行部より「子ども医療費の助成年齢を18歳まで拡充するための準備としての経費で222万3,000円を増額するものである。また、新たに発生する扶助費を含め、必要な経費3,175万5,000円について、債務負担行為を設定している。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「債務負担行為の額について、積算根拠は。」との質疑に対し、執行部より「すでに14市の中で6市が、子ども医療費助成を18歳まで拡充しており、他市の医療費が、児童ひとりあたりいくらかかっているかを参考にし、手数料等を加算して金額を積算し、対象者数を掛けて額を算出している。」との答弁がありました。

次に、農業振興費の環境保全型農業直接支援対策事業については、執行部より「令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の申請額が当初予算を上回ったため、23万7,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「増額については、環境保全型農業に取り組まれる農業者の人数が増えたということか。それとも、対象の農地面積が増えたということか。」との質疑に対し、執行部からは「面積は増えていないが、交付単価の高い有機農業の取り組みが当初の見込みを上回ったためである。」との答弁がありました。

次に、林業総務費の鳥獣捕獲事業については、執行部より「本年6月に県より補助金の内示があり、25万8,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「金額の根拠は。」との質疑に対し、執行部からは「昨年度は、わなを仕掛け、見回りしたりする分の人件費が12万円。えさ等の消耗品代が18万円ということで、算定は30万円程度となっていたが、今回、県下でアライグマの発生が増えたため、本市への配分が減額されて内示があっている。」との答弁がありました。

また、委員から「高齢化が進み、新しく狩猟免許を取られる方が少ないと聞いたが、免許を取ることに関する費用はどれくらいかかるのか。」との質疑に対し、執行部からは「費用は、免許取得費用に講習会受講等の費用を加え、約3万円程度と聞いている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「免許取得費用に対する補助金はあるのか。」との質疑に対し、執行部からは「市の単独事業があり、新規取得の場合に限るが、銃、わな、いずれも1万円の補助を行っている。」との答弁がありました。

その後、委員から「本市では、現在までに21頭のアライグマが確認されたとのことだが、生息地域としては、どの辺で確認されているのか。」との質疑に対し、執行部からは「中山間地の大字原、大字班蛇口が多いが、泗水町吉富で幼獣が1頭、1回確認されている。」との答弁がありました。

次に、**議案第63号**の菊池市国民健康保険事業、**議案第64号**の菊池市介護保険事業、**議案第65号**の水道事業については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第66号**の下水道事業については、資本的収入の工事負担金について、執行部より「国道325号の4車線化に伴う下水道本管布設替工事に対する県からの保証金が確定したため、4,222万6,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「下水道の工事費が物価高騰により上がったということだが、国道325号の4車線化に伴う負担金は、上がったところも見込んでの負担金が算出されているのか。」との質疑に対し、執行部からは「県からいただいた金額は、上がる前のものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「上がった分は、市の負担になるのか。」との質疑に対し、執行部からは「今後、検討を行い、協議していきたい。」との答弁がありました。

その後の、補正予算関係の議員間討議では、「事務局費の公立学校施設整備費において、泗水西小学校プールの修繕料が補正されている。また、学校管理費の小学校営繕工事において、七城小学校の多目的教室の空調が動かないということで、工事請負費の補正があっている。緊急性があるような修繕等が多数出てきており、毎年予算が足りなくなって、補正するような事態が起きている。できれば修繕料等については、緊急に対応できるように、ある程度余裕を持っての予算編成をお願いしたい。」との意見がありました。

医療助成事業について「苦しい財源の中でやりくりをしなければならず、財源について危惧している。」「子育て世代の移住定住と、近隣にTSMC等大きな企業体が来るということで、そういう方たちの定住を見据え、必要な施策だと思う。また、若い人たちの意見を聞いたところ、熊本県下でも18歳まで医療費の助成がある自治体も増えているので、菊池だけ取り残されないようにお願いしたいということだった。」との意見がありました。

次に、高齢者生活支援事業について「地域の人たちにとって、移動販売車が来ることが、本当にベストなのか、何が一番行政サービスとしてコストがかからず、住民の人たちが納得

する買い物支援につながるのか。今回は一部地域での復活で、全体ではないという不公平感も市民から出て来ると思う。それも含めて今一度考え直す必要があると思う。」「移動販売は、地域の人たちが集うコミュニティの場所でもあると思う。地域の人たちが、お互いに顔を見合わせて、宅配ではできない地域での見守りができる。今後、収益的な面の協力もお願いしたい。地域によっては、間違いなく売り上げの結果も出ている。今回は過疎地域と中山間地域ということだが、平等性がなければならないと思う。今回対象となっていない地域にも、必要性がある人はたくさんいらっしゃると思うので、今後その平等性を含めた上で、しっかりと協議をする必要がある。本当に移動販売がいいのか、その他の方法があればそれも考える余地はあると思う。地域によって利用者の気持ちも違うだろうし、何らかの対応を考えて、今後は予算化していく必要性もあると思う。」との意見がありました。

次に、各会計の決算認定についてですが、はじめに、**議案第 67 号**について、その主なものを申し上げます。

まず、企画費のSDGs推進事業については、委員から「SDGs未来都市に認定されているが、主として市長公室で行っているのか。」との質疑に対し、執行部より「今年度から市長公室にSDGs推進室を設けており、主としては市長公室であるが、全庁的に取り組んでいる。」との答弁がありました。

また、委員から「熊本県が企業を対象にSDGs登録事業者の第3次募集を行ったが、菊池市からは企業に対し積極的な動きがない。企業連等に呼びかけて連携して事業を進めてほしい。」との意見がありました。

また、委員から「SDGsについては、理念条例の制定はしているのか。」との質疑に対し、執行部より「理念条例の制定はしていない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「やはり市民の役割とか、企業の役割とか、きちんと示すべきだと思う。そうでないと、事業を推進できない。ぜひ、理念条例の制定を検討いただきたい。」との意見がありました。

次に、地域振興費の交通コミュニティ対策事業については、委員から「地方バス運行補助金が、5,100万円程度出ている。予算では4,000万円ほどであったが、増加の理由は。」との質疑に対し、執行部より「この増額については、運行実績による増額である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「この運行補助金は年々増えている。あいのりタクシーをはじめ、コミュニティバスも抜本的に運行事業自体を見直さないと、結局、事業者の赤字分を補填しているような感じになっているので、厳しく精査する必要があると考える。」との意見がありました。

また、委員から「TSMCの進出等で、インフラ整備が大きく変わってくると思う。新聞では、大津駅と空港をつなげるというようなことも掲載されていたので、大津駅から菊池プラザとかプラザから新玉名駅とか、いろんなルートを考えていく必要があると思うが、そういった運行計画等については、市も関与して、ビジョン等を描いて検討しているのか。」との質疑に対し、執行部より「今年限定であるが、県立大学の地域おこしスタートアップ事業に公共交通に関する採択をいただいた。今年度は、まず過疎地域に入り、地元の方の声を聞き、アンケート等をしながら、交通のニーズ調査を行うよう考えており、徐々に菊池全域に広げて、ニーズ調査に入りたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、情報化推進費の電算管理費については、委員から「ドライシーラー保守委託をしているが、トラブルが多いと聞いている。保守の状況は問題なかったのか。」との質疑に対し、執行部より「ドライシーラーの保守は、年4回の定期点検保守を行っている。ちなみに昨年度、定期点検4回と、緊急保守ということで、紙詰まり等による保守点検を7月と10月の2回行っている。併せて、本年度でドライシーラーの更新を予定している。」との答弁がありました。

また、委員から「今1台しかないようだが、督促状の発送時等には混み合っていると聞く。税業務の根幹を脅かすようなことがあっており、職員の業務的な改善は急務だと思うが、今年、更新により2台になるのか。」との質疑に対し、執行部より「現在のところ更新ということで、1台体制と考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「まずは、税をきちっと徴収するというのが自治体の基本だと思うので、それをスムーズにやれるように2台入れるべきじゃないのか。なるべく職員が働きやすい環境を整えていただきたい。」との意見がありました。

また、委員から「新型コロナワクチンの予約システムは、情報推進課の職員が作成しており、すごくいいシステムで、経費削減になっている。職員がそうやって頑張っていることも知ってもらいたい。」との意見がありました。

次に、人事管理費の職員研修費については、委員から「今回、事務ミス等がいろいろあっているが、市独自の階層別研修などが必要だと思う。特に事務ミス対策のような研修も民間業者がやっているところもあり、そういう研修を生かして、事務ミス対策をどうやっていくのか検討も必要だと思う。また、事務ミスの共有化のため、マニュアル作成もやっていく必要があると思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より「事務ミスの発生により、まずは管理職のマネジメントが必要だということで、管理職研修を始めた。また、様々な提案については、事務の改善に必要な研修等も今後検討していきたい。やはり最終的にはその本人の職責に対する自覚が、まだまだできてないようだと思うので、今後、改めて見直しも含めて検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、消防費の非常備消防費については、委員から「団員数が減っていると聞かすが、ここ3年間の団員数と、現在の適正な団員数は何人か。また、団員不足については、どういう不満の声があるのか。」との質疑に対し、執行部より「条例定数については、1,632人が市の消防団員の定数である。過去3年間の実団員数については、令和元年度が1,588人、令和2年度が1,546人、令和3年度が1,554人である。団員不足については、操法大会等が負担になっているとの意見を聞いている。条例定数を下回っているため、今後の会議において協議していく。」との答弁がありました。

次に、一般会計の決算全般について、委員から「令和3年度は全体的に黒字のようだが、これは特殊なものか、今後もこれぐらいの規模で改善されていくのかどうか総体的な考えは。」との質疑に対し、執行部より「令和3年は、実質収支額が約7億円となっており、財政健全化法に基づく指標をはじめ、経常収支比率等の財政指標も、概ね前年度と比較すると良化している。地方税や地方交付税等の一般財源が増加したことが主な黒字の要因となっている。令和4年度は、令和3年度と比較すると、余裕がない状況になると予想しており、マイナス要因としては、普通交付税が7億7,000万円減との通知があっていることや物価高騰などが挙げられる。毎年度、同様の額が確約されたものではないので、その時々々の状況を見極めながら、バランスのとれた財政運営が求められていると感じている。」との答弁があり

ました。

次に、人権教育啓発費の人権教育・啓発経費については、委員から「部落解放同盟各支部活動事業補助金 381 万 7,576 円において、各支部の決算書を確認したが、収入ではどの支部もほぼ補助金で構成をされており、市のいろんな補助団体で、収入が、会費以外ほぼ補助金というのは、見直しを検討しなければいけないと毎年指摘をしている。支出に関しても、この間はコロナ禍で行動費はないが、通常ほぼ行動費、それも説明欄を見れば、旅費とは別に日当が支出をされているのが大きい。この点での検討は行われているのか。」との質疑に対し、執行部より「検討は、例えば令和元年度では、菊池支部を減額して、令和4年度においても7%減額ということで、見直しをしながら、実施している。」との答弁がありました。

次に、歳入の民生費貸付金元利収入の住宅新築貸付金元利収入については、委員から「以前も不納欠損で落としているが、取れない人は一体何件あるのか。」との質疑に対し、執行部より「令和3年度で不納欠損を実施した以外で残っている方が7件である。7件のうち2人は、ほとんど毎月納付されている。ただ、コロナ禍もあって、なかなか生活が厳しい中で、返済していただいている。あと残りの方については、破産された方とか、死亡された方とか、年数も経っており、債権管理課と連携していく。」との答弁がありました。

さらに、委員から「債権調書の管理状況によると、文書、電話、訪問催告と昨年と同じことしか行ってないので、法的に差し押さえはできないのか。」との質疑に対し、執行部より「債権管理課と協議・確認しながら進めたい。」との答弁がありました。

次に、事務局費の外国語指導事業については、委員から「英語検定補助金が63万円ほど交付してあるが、英検の取得状況はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「中学校3年生での英検3級レベルに相当する取得者割合は、令和元年度では20.9%、令和3年度では21.3%となっている。教育振興計画で求めている目標値は40%となっており、目標値までは達成していないが、今後の伸びを期待している。」との答弁がありました。

次に、文化施設費の市民会館費については、委員から「市民会館あり方検討委員会の進捗状況はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「令和2年度から会議が始まっており、これまで3回の会議を開催している。令和3年度は1回の開催であったが、その際に答申をいただいている。個別施設計画の市の方針では市民会館は統合となっており、委員の皆さんからは了解をいただいている。ただ、その統合に関しては、市民の意見をくみ取ってほしいとか、情報提供は随時行うようにとの意見をいただいている。令和3年度に市民向けアンケート調査を行ったので、それを踏まえ、本年度も開催を予定している。」との答弁がありました。

次に、体育施設費の体育館管理費については、委員から「補償補填及び賠償金79万4,907円は、体育館を閉館したことによる営業補償ということだが、この補償金の額は、指定管理の契約の中にうたわれているということでの額の決定なのか。それとも、指定管理業者から請求がきての決定なのか。」との質疑に対し、執行部より「この損失補償については、契約している協定書の中にリスク分担というのがあり、利用制限をかけた期間の光熱費、消耗品、イベント中止にかかる経費など、お互い協議しながら、金額を決定させた。」との答弁がありました。

次に、社会保障・税番号制度事業については、委員から「マイナンバーカードの交付率は現在何%か。また、他自治体と比較して交付率はどうか。」との質疑に対し、執行部より「令和4年8月末時点の交付率は40.19%で、熊本県下14市中7番目である。」との答弁がありました。

次に、債権管理業務については、委員から「市税の収入未済額が昨年と同じくらいあるが、徴収は難しいのか。」との質疑に対し、執行部より「表面上、収入未済額は劇的には減少していないが、市全体としては債権調書にもあるとおり、着実に債権は減っている。適正に徴収して、徴収できない債権については執行停止、不能欠損を行って、収入未済額を減らしていきたい。」との答弁がありました。

次に、地下水対策事業については、委員から「水質検査の結果はどうだったか。」との質疑に対し、執行部より「地区によっては、硝酸性窒素の数値が下がっているところもあるが、全体としては横ばいもしくは微増で、今後また調査を含めて、対策をしていかなければいけないと考えている。現在は、農政課と七城支所と環境課で、月3回パトロールを行っており、堆肥の撒き方がよくないところには、県から指導をいただいている。」との答弁がありました。

また、委員から「基準値よりも高いということだが、どのくらい高いのか。」との質疑に対し、執行部より「定点観測をしている場所で、基準は10mg/lだが、高い所は20mg/l出ているところもある。水を煮沸して飲んでも、硝酸性窒素は減少しないと先生から聞いているので、数値が高いところに関しては、補助金を活用して、浄水器を設置していただければと考えている。」との答弁がありました。

次に、地籍調査事業については、委員から「現在の進捗率は。」との質疑に対し、執行部より「令和3年度末で68.66%である。」との答弁がありました。

次に、生活保護扶助費については、委員から「生活保護世帯数等の推移は。」との質疑に対し、執行部より「生活保護世帯数、被保護世帯人員はそれぞれ令和元年度が344世帯447人、令和2年度が367世帯461人、令和3年度が346世帯433人である。」との答弁がありました。

次に、生きがいづくり促進事業については、委員から「地域コミュニティという面からも老人クラブ連合会や地区敬老会の取り組みはあったほうが良いと思う。老人クラブの数と地区敬老会へ補助金を出した区の数。」との質疑に対し、執行部より「老人クラブの数は令和2年度が55クラブ、令和3年度が53クラブである。地区敬老会補助金は令和2年度は209区11,866人、令和3年度は210区12,041人に支出している。」との答弁がありました。

次に、高齢者ふれあい事業については、委員から「コロナ禍でふれあいサロンの開催状況はどうだったか。」との質疑に対し、執行部より「令和2年度は92か所で実施、参加人数はのべ3,582人、令和3年度は116か所で実施、参加人数はのべ5,255人だった。コロナ禍でも活動を再開されるところも出てきた。介護予防につながる大事な事業だと捉えている。」との答弁がありました。

次に、すくすく子宝祝金事業については、委員から「3人目からが対象だと思うが、実績

の推移は。」との質疑に対し、執行部より「令和2年度が83件、令和3年度が98件である。令和2年度の3人目54人、4人目22人、5人目6人、6人目1人で、令和3年度の3人目70人、4人目が25人、5人目が2人、6人目が1人だった。」との答弁がありました。

次に、予防費については、委員から「令和2年度の決算と比較すると令和3年度は倍以上になっている。予防費は政策的に予算を使うと、医療費を抑えることにつながると思う。コロナ関係の予算以外での、推移はどうか。」との質疑に対し、執行部より「各種健診事業は、令和2年度は健診の対象者を絞って行った。また受診控えもあったので、令和3年度のほうが健診の受診者も増えて、委託料も増加している。予防費の他の事業については、令和2年度と令和3年度であり変わらない。」との答弁がありました。

次に、歯科保険事業については、委員から「歯科検診について、目標に達しているのか。」との質疑に対し、執行部より「大人の歯周疾患健診については、なかなか受診率が上がらないことが課題になっている。歯科医師と協議し、今年度より集団健診の中に、歯周疾患検診を組み込んでいる。」との答弁がありました。

次に、林業総務費の鳥獣捕獲事業、及び林業振興費の有害獣防止対策事業については、委員より「鳥獣捕獲事業と有害獣防止対策事業の違いは何か。」との質疑に対し、執行部からは「鳥獣捕獲事業は、鳥獣を捕獲し減らすものであり、有害獣防止対策事業は、農地等に鉄柵等を設置し、農林作物を有害鳥獣から守るものである。」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、委員より「コロナ対策で、さまざまな補助金・交付金に取り組み、大変助けられたところも多いと思うが、影響が長かったことから、令和3年度に廃業に追い込まれたという事業所があるか。」との質疑に対し、執行部からは「すべてを把握している訳ではないが、商工会から12件と聞いている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「廃業された12件の業種は、飲食店が多かったのか。」との質疑に対し、執行部からは「飲食店が半分程度と聞いている。」との答弁がありました。

次に、地域振興費の菊池一族プロジェクト事業については、委員より「菊池ファンクラブ事業補助金として462万666円は、安くない金額だと思うが、今、何名の会員がいるのか。」との質疑に対し、執行部からは「令和3年度末で2,004名である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「現在の新たな目標値は。」との質疑に対し、執行部からは「令和7年度までに1万人という目標を立てている。」との答弁がありました。

また、委員からは「ふるさと納税にも直結すると思うので、是非とも力を入れてほしい。」との意見がありました。

次に、道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう新設改良事業については、委員より「用地取得が困難で繰越を行ったとのことだが、徐々に進んでいるのか。」との質疑に対し、執行部からは「現在、用地取得は完了している。」との答弁がありました。

次に、住宅管理費の住宅管理事業については、委員より「住宅管理において、連帯保証人は全員ついているのか。また、連帯保証人がついていない場合の理由は。」との質疑に対し、執行部からは「連帯保証人がついていない方が13件あり、そのうち条例の規定により免除

している方が3件、残りの10件の連帯保証人がいない理由は不明である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「連帯保証人がいない理由が不明のままというのは、改善していかなければならない。きちんと連帯保証人をつけるよう求めていくべきだと思う。」との意見がありました。

また、委員から「この連帯保証人がいない13件に、滞納はあるのか。」との質疑に対し、執行部からは「現時点で滞納は、あっていない。」との答弁がありました。

次に、**議案第68号**の菊池市国民健康保険事業については、委員から「繰越金について、令和2年度は約2億円、令和3年度は約630万円あるが、ここまで差が出るものなのか。」との質疑に対し、執行部より「単年度決算ではなく、国庫金が前年度の医療費について入って来ることにより、支出と歳入の差が繰越金として出て来る。」との答弁がありました。

次に、**議案第69号**の菊池市後期高齢者医療事業については特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第70号**の菊池市介護保険事業については、地域支援事業について委員から「補正予算で869万4,000円計上してあるが、不用額が682万8,549円出ている要因は何か。」との質疑に対し、執行部より「補正予算については、総合事業負担金の見込みが難しい。不用額については、会計年度任用職員の募集をしていたが、欠員だったため、不用額が生じている。」との答弁がありました。

次に、**議案第71号**の水道事業については、委員より「旧簡易水道区域で整備されたが、加入率が低いところへの加入促進の状況は。」との質疑に対し、執行部からは「コロナのこともあり、区長文書等で加入をお願いしているが、コロナが落ち着いたら、直接、集落の集会等に参加させていただき、加入促進を図っていきたい。」との答弁がありました。

次に、**議案第72号**の下水道事業については、特に質疑はありませんでした。

次に、昨年の予算決算常任委員会の提言事項について、執行部より説明がありました主なものを申し上げます。

まず、コロナ禍によって、様々な事業がその事業形態を変更せざるを得なかったが、見直しによるマイナス面のみならず、改善点等洗い出し、次年度へつなぐための総括をすることとの提言について、執行部より「出張や打ち合わせなどについては、リモート会議を積極的に導入することで、効率化及び感染症対策につながっている。また、総会などの書面決議や意見書の提出を導入することで、これまで以上の効率化や意見の集約が図られるものもあった。コロナ禍により、Wi-Fi環境の強化、リモート会議やeラーニング研修の導入、ペーパーレス化の推進等が、予想以上の速度で浸透しており、引き続きデジタル技術の積極導入による効率化など、見直しに伴うプラス面への改善に努めていく。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、各事業の費用対効果については、数値化、見える化をさらに進めるべきである。加えて適正な目標値設定と、その根拠も明確にすることとの提言について、執行部より「令和3年度主要施策の成果においても、可能な限り数値化を行っている。また、より分かりや

すい内容の説明にも努めていく。」との説明がありました。

その後、委員から「成果については、部署によっては数値化されていない。適切な相談業務に努めたとか、豊かな暮らしができるように努めたとか、そういう抽象的なことではなく、相談件数が何件あって、そのうち解決が何件、未解決が何件と数値化するべき。各課に意識統一がされていないと思うが。」との質疑に対し、執行部より「抽象的な表現が多いという指摘については、さらに、今後の主要施策の成果等の作成において、各部署に対しても、可能な限りの件数の表示など数値的なものを促していきたい。」との答弁がありました。

次に、今後の感染症リスクを見通し、健康福祉部において特定の職員に負荷がかからないように人員を確保していくこととの提言について、執行部より「令和3年2月から、新型コロナワクチン接種対策推進室を設置し、担当者の配置とともに、各部からワクチン業務に対応する職員に兼務辞令を発令している。また、集団接種の際は、管理職も含めた全庁的な動員を実施し、担当部署の負担軽減を図ってきた。なお、本年4月からは、健康推進課から保険年金部門を分割し、健康推進業務に、より注力できる体制にしている。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、新型コロナ対策以外の通常事業にかかる必要な経費は、十分に精査した上で予算を確保し、適正な執行に努めることとの提言について、執行部より「今後の社会活動の再開等の状況も踏まえ、予算を編成するにあたり、事業ごとの必要性、緊急性を十分に精査した上で、予算額を決定し、必要額の確保に努めるとともに、国・県補助金等を積極的に活用しながら、適正な予算執行となるよう努めていく。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、福祉分野において、適正な財政規模に近づけるため、各部署がよりよい予算を組むように、削減や見直しを引き続き行うことについて、執行部より「少子高齢化の進展や団塊の世代の75歳到達、子育て支援や、多様化する各種福祉サービスへのニーズに対応していくためには、今後も医療費などの社会保障費の増額が見込まれる。このような状況を踏まえつつ、各種事業の見直し等を行いながら、国や県の補助金や交付金等を効率的に活用し、引き続き適正な予算計上に努めていく。」との説明がありました。委員より「具体的に、抑えている部分はあるのか。」との質疑に対し、執行部より「1事業で年間4,000万円増えている事業もある。今後も増えて行くだろうと推測される。また、団塊の世代の高齢化が進むと、それに伴い医療費も増えてくると推測される。適正な支給をしなければならないので、国や県の補助金・負担金を活用しながら進めて行く以外にないと考えている。」との答弁がありました。

次に、保育士確保の施策、市独自の特徴ある保育・子育て施策を行うことについて、執行部より「保育士確保のための対策として、『保育士等人材バンク』の設置と、保育士の資格を有しない保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する保育補助者雇上げ強化事業を実施している。さらに、保育所等の保育士不足の現状把握と保育士確保のための対策についての意見を収集するための調査を各園に実施し、現在、他自治体の先進事例を調査研究している。今後、効果的で有効な本市に合った取り組み方法を検討していく。次に、保育・子育て政策については、すくすく子宝祝金事業をはじめとする、本市独自の子育て支援施策に加え令和5年度から子ども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡充するための準備をしている。なお、病児・病後児保育事業の増設については、新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見極め

ながら、増設の時期を検討している。各子育て支援事業については、実績や現状、必要性を把握しながら事業の見直しを行い、さらなる子育て支援施策の充実を図っていきたい。」との説明がありました。委員より「他自治体の先進事例を調査研究しているということだが、どのような例があるか。」との質疑に対し、執行部より「市外在住の保育士が、市内保育所へ勤める際に祝い金を支給したり、アパートの家賃補助を行っている自治体もある。本市に合った方法を検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、農商工業におけるコロナ後を見据えた次の時代へ向けた事業構築については、執行部より「産地生産基盤パワーアップ事業や畜産クラスター事業等により、スマート農業技術の導入を支援し、普及を図っている。また、本市独自の安全基準である菊池基準の取り組みや環境保全型農業直接支払交付金事業により、環境負荷軽減に資する施策も実施している。商工業においては、特に新規創業について、創業支援計画に基づき伴走型の支援を実施しており、必要な予算措置を講じている。また、事業承継や後継者育成等も含め、商工会と連携して事業を行っている。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、菊池市商工会を核とした商工業の振興に向けた取り組みについては、執行部より「商工業の振興に関しては、様々な支援策を講じており、今後とも商工会と連携・情報共有を行い、商工業者の意見や要望に応え得る取り組みを推進していきたい。」との説明があり、質疑を行いました。

委員より「支援策の中で創業支援事業について、平成30年度から新しく創業され、この事業を利用された方は何名いるのか。」との質疑に対し、執行部からは「平成30年度が2件、令和元年度が2件、令和2年度が5件、令和3年度が9件である。」との答弁がありました。さらに、委員から「平成30年度からは18人の方々が、この支援事業を利用して創業されているが、この方々は営業を続けることができているのか。」との質疑に対し、執行部からは「平成30年度から現在までに廃業された方は、いない。」との答弁がありました。

その後の、決算関係の議員間討議では、「債権調書を見ると、収入未済額が増えている部分もあるし、減っている部分もある。所管課によっては、その債権に対する知識の差が見られて、債権管理課に任せっきりなところもあるので、きちっと徴収できるように、研修も含めて、職員の質の向上を図って少しでも債権が減るように努力すべきだと思う。債権管理の方法については、執行部として、再検討してほしい。」との意見がありました。

また「一般会計の決算では、実質収支額として6億9,876万3,000円の黒字であった。様々な要因がある中に、地方交付税が予算額から15億4,111万6,000円の増額となっているが、令和4年度については、7億7,000万円ほど交付税が減額されるという話であった。今回、黒字決算にはなっているが、厳しい財政状況には変わりはないと思うので、様々な事業についての見直し等を進めていただきたい。また、各事業については、長期間に渡っているものもあるため、ビルドだけではなく、必ずスクラップアンドビルドでやっていただきたい。」との意見もありました。

また、委員より「適正な人員配置をしていただき、住民サービスを優先していただきたい。」「ごみ分別が難しいとの意見が市民から出ている。ごみ分別アプリの活用、生活環境推進委員との連携など、できるだけスムーズにごみ分別ができるよう取り組みをお願いしたい。」「子育て支援課と、健康推進課に政策的な予算をかけてほしい。子育て支援課は少子化対策に関すること、健康推進課は医療費の抑制のため予防に関することに取り組んでいただきたいと思う。」「大人の定期的な歯科検診、歯のメンテナンスまで含めて、医療費削減のための

仕組み作りができないかと思う。」「マイナンバーカードの普及のため、執行部がいろんな角度で努力されていることは十分に分かる。それでも、難しいと思っている方もいる。今後、マイナンバーカードを持つことでどんな特典があるのか、年配の方でもわかりやすく手続きができれば、もっと普及していくと思う。」「弁護士・看護師が不足しているので、何か取り組みをしていただきたい。」との意見がありました。

また、有害鳥獣の駆除について「予算が有効に、効率よく執行できるような案を、しっかりと考えていただきたい。」「今までやってきたことをやるのではなく、一年中を通した駆除のやり方とか、いろんなやり方を考えていただきたい。」「予算の範囲内ということだけでなく、近隣市町村のように補正をしてでも、数を減らす努力をしてほしい。」「森林環境譲与税等を有効活用し、重点的に、今年・来年とかで、個体を減らす取り組みをしていただきたい。」等の意見がありました。

次に、公共施設等の管理業務について「事業は、各部門において行っているが、これで足りるのか、もう少し重点的に力を入れるべきではないのか。」との意見がありました。

次に、**議案第 67 号、議案第 71 号、及び議案第 72 号**の市営住宅使用料、及び上下水道使用料について「現年度分について、かなり徴収率が高くなっており、努力をされているということを感じた。」「特に、市営住宅は、指定管理委託と形も変わり、一定のものは、不納欠損で落としていくことも考えながら、今後に向けて、どうやったら、市営住宅も上下水道も持続可能にやっていけるかということ等に、これから力を注いでいただきたい。」「市営住宅の収納率の 99.8%というのは確かに改善されているが、連帯保証人が不明という居住者がいるので、きちんとした手続きをとる必要がある。」等の意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より「**議案第 70 号**の介護保険事業において、債権調書によると介護保険料の不納欠損額が令和 2 年度は約 357 万円で令和 3 年度は約 700 万円と倍増している。その理由は審査されたか。」との質疑があり、福祉厚生分科会長より「介護保険料の不納欠損については、執行部より過年度繰越分は介護保険法第 200 条に基づき、2 年経過の滞納 127 件に対して 705 万 8,727 円の不納欠損を行っているとの説明を受けたが、特に質疑はなかった。」との答弁がありました。

さらに、委員より「時効は 2 年であるが、その間に執行部がしっかり手続きしないと時効になってしまう。その事務についての質疑はなかったのか。」との質疑があり、福祉厚生分科会長より「特に質疑はなかった。」との答弁がありました。

以上、慎重に審議しました結果、**議案第 62 号から議案第 66 号、議案第 71 号及び議案第 72 号**については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、**議案第 67 号**については、委員より「市民の暮らしを支える予算の執行という点では不十分である。国保税の法定外繰入を行って、高すぎる国保税の引き下げを行うこと。ま

た、介護保険料の引き下げ、学校給食費の無償化など、市民の暮らし・福祉を守るための市独自の施策をさらに行っていくべき。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 68 号**については、委員より「国保税の負担が市民にとって能力の限界を超えて高すぎる。一般会計からの法定外繰入や基金の活用を行い、払える保険料に引き下げるべき。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 69 号**については、委員より「本制度は、高齢者を年齢で差別し、給付抑制や本人の負担を増やすという問題のある制度である。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 70 号**については、委員より「市では第 8 期の介護保険料は引き下げられているが、それでも市民の負担は重いものがある。また、令和 3 年度は高額介護サービスの上限額の引き下げなど様々な改悪が行われた内容を含んだ決算であり、認められるものではない。」との反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 67 号**から**議案第 70 号**については、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の六つの事項を提言としてまとめました。

- 1 債権管理については、各債権の所管課の職員研修等を含め、職員の質の向上を図り、迅速な債権回収に努めること。
- 2 厳しい財政状況に鑑み、各事業の見直しを行うこと。見直しに当たっては、スクラップアンドビルドで行うこと。
- 3 福祉厚生分野において、少子化対策および、医療費抑制のため歯科検診をはじめ、予防に関する政策的予算を確保すること。
- 4 マイナンバーカードの普及について、現在行っている施策を継続しつつ、さらなる普及率向上のための取り組みを行うこと。
- 5 有害鳥獣の駆除については、近隣市町村と連携し広域的に、且つ 1～2 年間で重点期間として、個体を減らす取り組みを行うこと。
- 6 市営住宅の管理については、条例に定める連帯保証人について、適正な手続きを速やかに進めること。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されることを願います。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。予算決算常任委員長報告を終わります。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和4年9月30日

予算決算常任委員会 委員長 二ノ文 伸元

付 録

令和4年第3回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(8月31日・9月30日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第58号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第59号	菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第60号	菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第61号	菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	原案可決
議案第62号	令和4年度菊池市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第63号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第64号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第65号	令和4年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第66号	令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第67号	令和3年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第68号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第69号	令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第70号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第71号	令和3年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定
議案第72号	令和3年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定

議案番号	件名	審議結果
議案第73号	菊池市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
議案第74号	工事請負契約の変更について	原案可決
議案第75号	財産の譲渡について	原案可決
議案第76号	市道路線の認定について	原案可決
議案第77号	令和4年度菊池市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議 事		
議事第10号	政治倫理条例検討特別委員会の設置について	原案可決
意見書案		
意見書案第2号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書	原案可決
請 願		
請願第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る国への意見具申について	採 択
陳 情		
陳情第2号	中小企業・小規模事業者支援に関する陳情	採 択
陳情第3号	太陽光発電事業の開発における要望書	不採択
決 議 案		
決議案第2号	菊池市議会議員定数検討特別委員会の設置に関する決議	原案否決

議案番号	件名	審議結果
報 告		
報告第15号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第16号	継続費精算報告について	原案報告
報告第17号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第18号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第19号	専決処分の報告について（除草作業事故）	原案報告
報告第20号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告